

**令和3年度
都道府県単独農業農村整備事業
調査結果**

令和3年 10 月 1 日

**農業農村工学会
農業農村整備政策研究部会**

はじめに

近年、農業農村整備事業は急速な ITC の発達や頻発する大規模災害、脱炭素社会等への対応が求められており、農業農村の通信環境整備や流域治水などの多くの新規制度が創設され、各都道府県でもこれらの制度を踏まえた都道府県単独事業の検討が急務になってきています。

また、地域の実情に応じた創意工夫が注目されており、都道府県による政策立案が益々重要視されています。農業農村整備事業は道路整備事業など他の公共事業と異なり、特定の受益者の合意と費用負担を前提に多種多様な工種を含む場合が多く、しかも、農業構造の改革などの政策意図を目的と関連付けられております。このため、その政策は極めて複雑です。

こうした中で、農業農村整備政策研究部会(部会長 飯田俊彰岩手大学教授)は、多くの学会会員が農業農村事業の政策立案に携わっている現状に鑑み、農業農村整備を巡る状況が激しく変化する中で政策立案のレベルアップを目指して活動を続けて参りました。その活動の一環として、部会の有志が都道府県単独農業農村整備事業調査チームを立ち上げ、7年前から都道府県単独農業農村整備事業について、実態調査を毎年実施しており、昨年はその貢献が認められ、農業農村工学会地域貢献賞を受賞しました。8回目となる本年度も、各都道府県担当者のご協力を得て、調査結果がまとまりました。

まとめるに当たって、各都道府県の各事業の個票に担当者の連絡先を明記して、関係者の皆様が相互に連絡を密にしながら、本調査結果を活用していただけるように工夫をしましたので、今後の政策検討に少しでも寄与することができれば幸甚とするところです。

農業農村整備政策研究部会では、この他にも、創設以来、農水省・都道府県の行政関係者と大学などの研究者が集まり、部会報「農業農村整備政策研究」の発刊の他、部会員による研究集会、外部講師をお招きした研究会、学会大会での企画セッションの開催などの活動を続けてまいりました。本調査結果の分析も、毎年、研究集会(通常1月開催)で発表され、部会報に掲載されます。

今後とも本部会に奮って参加して頂ければ幸いです。部会の会員には、部会のイベントなどの情報が受けられます。学会のHP(研究部会)から参加手続き(個人参加)ができますので、新規入会をご検討願います。

令和3年10月1日

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会

本資料の活用について

- ①本調査は、2021年8月～9月に、各都道府県担当者のご協力を得て、農業農村工学会農業農村整備政策研究部会で取りまとめたものです。
- ②調査票に記入された事項は書式統一の観点から、部会調査チームの判断で修正した部分があります。
- ③本資料は「パート1」：表紙・はじめに・本資料の活用について・目次・調査結果の概要・目的区分別総括表・都道府県別総括表結果概要、「パート2」：全248事業の事業別調査票(個票)、「パート3」：事業工種や国事業との関連などを区分した総括表があります。農業農村工学会のホームページでパート1～3のPDF版と、パート2及び3のエクセル版をご覧ください。ホームページ⇒研究部会(画面右側)⇒農業農村整備政策研究部会⇒各種報告資料(画面右側)の順で開いてください。
- ④個別事業の内容に係る質問は事業別調査票(個票)にある連絡先をお願いします。
- ⑤全体に関する質問は都道府県単独農業農村整備事業調査チームの永嶋までご連絡願います。永嶋連絡先：nagashima-yo@wakasuzuc.co.jp (☎03-3981-4136)

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会

都道府県単独農業農村整備事業調査チーム

チームリーダー

長田敦司 (愛知県農林基盤局)

チームメンバー

東 崇史 ((一財)日本水土総合研究所)

元杉昭男 (一般社団法人総合政策フォーラム顧問)

永嶋善隆 (若鈴コンサルタンツ株式会社)

中田摂子 (NTCコンサルタンツ株式会社)

目次

1. 調査結果の概要 p.1~5
2. 目的区分別総括表 p.6~10
3. 都道府県別総括表 p.11~14
4. 事業別調査票(248 個票) p.15~262
5. 都道府県別総括表の項目区分説明 p.263
6. 都道府県別総括表の原票 p.264~269

1.調査結果の概要

調査結果の概要

1. ハード事業とソフト事業

表1 ハード事業とソフト事業別事業数

	事業数	割合
ハード*	110	44%
ソフト	85	34%
ハード&ソフト	53	21%
合計	248	100%

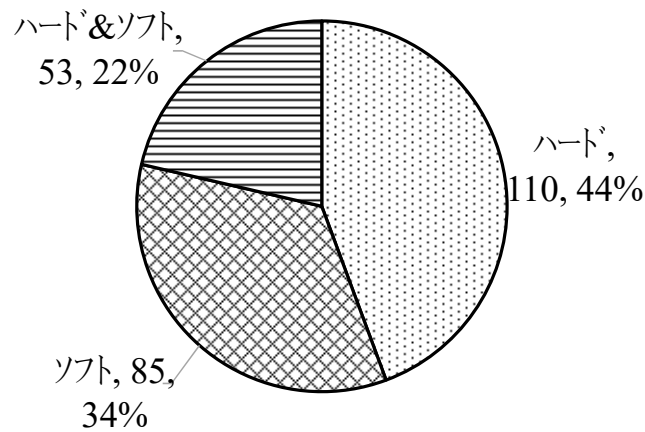


図1 ハード事業とソフト事業別事業数の割合

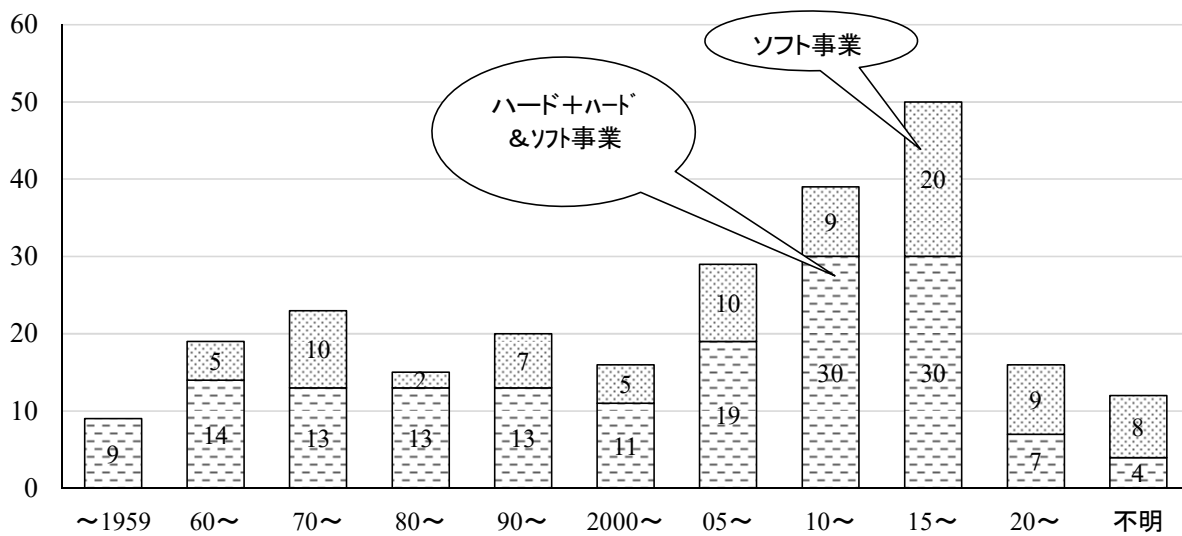


図2 創設年度別ハード・ソフト別事業数の推移

2. 事業の目的

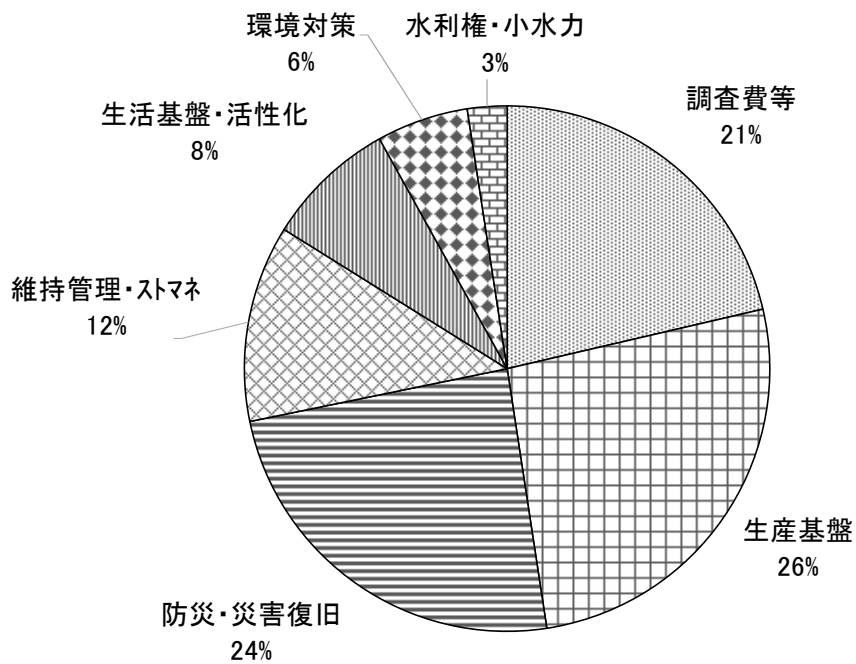


図3 目的別事業数

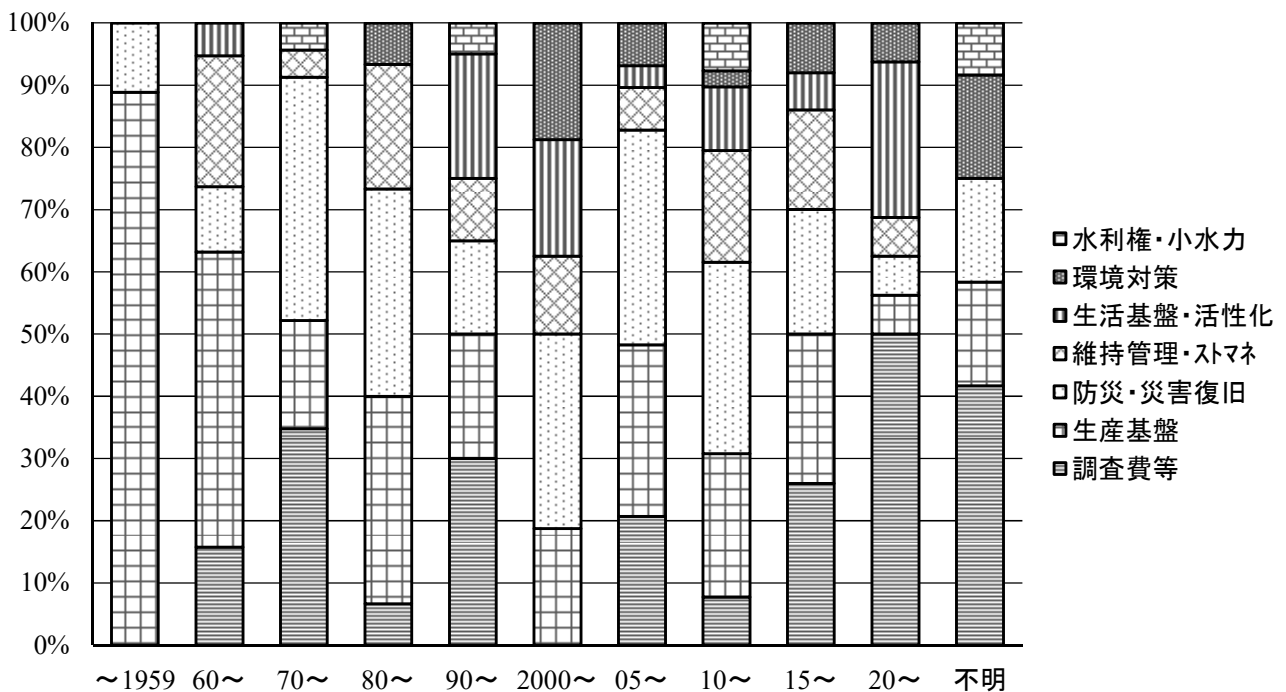


図4 目的別創設年度別事業数割合の推移

3. 事業主体

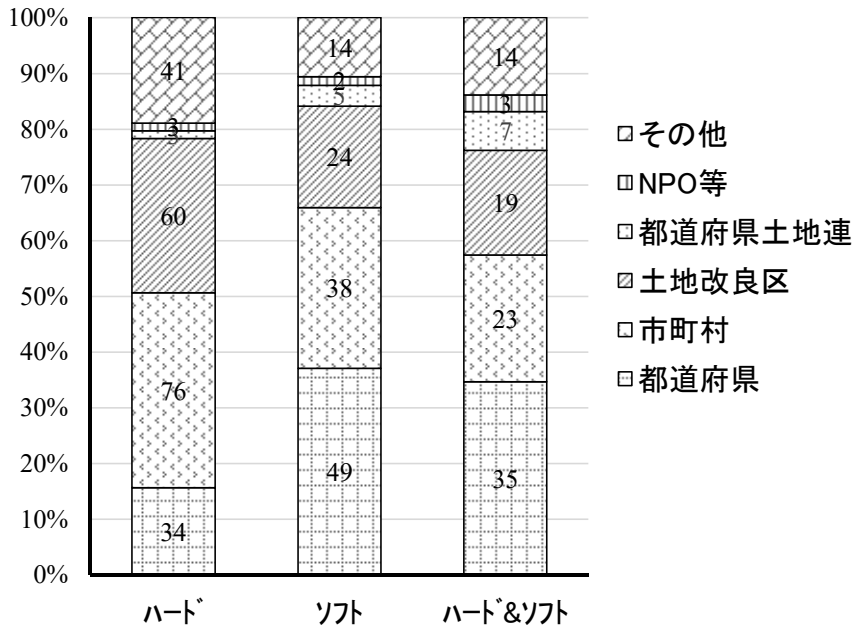


図5 事業主体別ハード・ソフト別事業数割合

4. 事業種区分

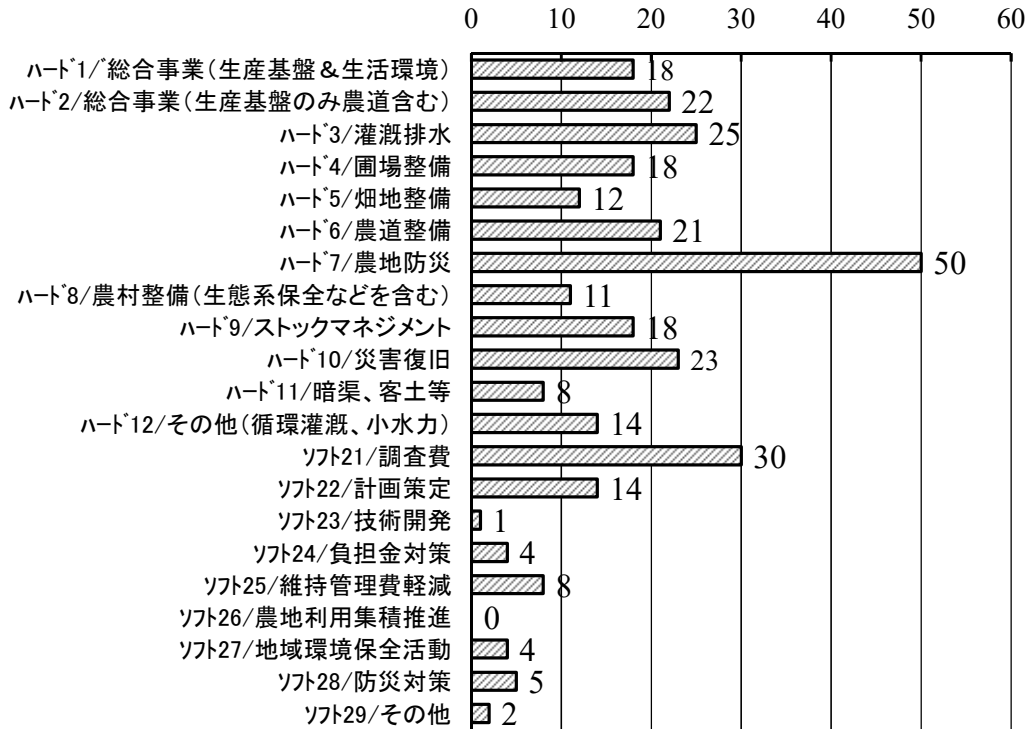


図6 事業種別ハード・ソフト別事業数

5. 国の制度との関連

表 2 国事業制度との関連

10	国事業の直接補完事業(国事業地区の負担金対策)対象	15	5%
20	国事業の関連事業(国事業の採択基準外地区の採択)	150	48%
30	国事業の関連ソフト事業(国事業採択のための調査費・計画構想策定費など)	53	17%
40	国事業の関連事業(国事業完了後の維持管理対策)	39	13%
50	国事業にない新たな事業	43	14%
60	その他	10	3%

表 3 国事業の関連事業(国事業の採択基準外地区の採択)の内訳

21	対象地域の拡大	12	8%
22	対象工種(事業)の拡大	19	13%
23	採択面積の引下	30	20%
24	最小事業費引下	38	25%
25	施設規模の引下(農道〇m以下、溜池m3以下など)	16	11%
26	21～25の全て	30	20%
27	その他(国の予算措置が待てない場合、受益1戸OK、直接支払地区の整備・要件緩和、防災上の監視体制、農地利用集積加算の緩和など)	5	3%

6. 令和3年度の新規制度

表4 ハード事業とハード&ソフト事業(令和3年度新規制度)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	事業主体	国の事業制度との関連
埼玉	1104	水辺周辺活用事業(農業用水)	63	ハード	都道府県 市町村	国事業にない新たな事業
埼玉	1105	高収益農業を実現するほ場整備実証事業	12	ハード&ソフト	都道府県	国事業の関連ソフト事業(国事業採択のための調査費・計画構想策定費や事業促進費など)
宮崎	4503	魅力あるふるさと環境づくり事業	52	ハード	市町村、土地改良区	21～25の全て

表5 ソフト事業(令和3年度新規制度)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	事業主体	国の事業制度との関連
高知	3902	ほ場整備推進事業	11	ソフト	市町村	国事業の関連ソフト事業(国事業採択のための調査費・計画構想策定費や事業促進費など)
宮崎	4508	簡易基盤整備加速化事業	12	ソフト	都道府県 市町村	国事業の関連ソフト事業(国事業採択のための調査費・計画構想策定費や事業促進費など)
宮崎	4509	スマート畑かん大規模経営体育成支援事業	12	ソフト	都道府県	国事業にない新たな事業

2.目的区分別総括表

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-目的区別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

I. 調査費等

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード ソフト区分	事業主体						新設 継続 区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
岩手	0301	土地改良事業調査費(県営・県単)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
山形	0603	県営土地改良事業計画設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○			○		
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○					
茨城	0803	土地改良施工予定地区計画調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
茨城	0804	県単土地改良事業調査設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
栃木	0902	県営農業農村整備事業計画調査(県単)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○	○					県営あり	
埼玉	1102	防災減災緊急対策事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○	○	○				県営あり	
静岡	2208	県単独農業農村整備調査事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○	○					県営あり	
新潟	1509	県営農業農村整備事業調査計画費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○					
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○					
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○					
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
島根	3212	県単公共事業調査設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
高知	3902	ほ場整備推進事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○						新設
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
大分	4410	水田畑地化等基盤整備促進事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	改正
宮崎	4506	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○						
鹿児島	4604	農用水資源開発調査	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4701	土地改良調査計画費(単独事業)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費(単独事業)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4703	農道整備調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4704	農地防災調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
青森	0201	スマート農業に対応した基盤整備促進事業	12 技術開発等	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
茨城	0806	ICT等新技術調査・検討事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
茨城	0812	畑地かんがい営農確立普及事業	12 技術開発等	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
埼玉	1105	高収益農業を実現するほ場整備実証事業	12 技術開発等	3	ハード&ソフト	○						県営あり	新設
静岡	2212	ICT水管理システム活用推進事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1510	園芸産地化チャレンジ事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1511	園芸産地化水田フル活用実証事業	12 技術開発等	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
宮崎	4508	簡易基盤整備加速化事業	12 技術開発等	2	ソフト	○	○					県営あり	新設
宮崎	4509	スマート畑かん大規模経営体育成支援事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	新設
宮崎	4510	畑かんフィールドで広がる！畑作産地育成事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2122	農業農村整備調査事業費	13 事業評価(事後)	2	ソフト	○						県営あり	
北海道	0101	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	14 農家負担金対策	2	ソフト		○						
宮城	0405	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14 農家負担金対策	2	ソフト	○						県営あり	
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14 農家負担金対策	1	ハード		○						
茨城	0810	農地集積基盤整備推進事業費補助	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○						
山梨	1903	果樹団地化促進支援事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
山梨	1906	農地集積基盤整備事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
静岡	2201	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
静岡	2211	農業生産拠点の広域化計画策定支援事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト						○		
岐阜	2111	農地集積促進意向調査事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2113	担い手育成農地集積事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
岐阜	2116	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
島根	3211	県単農地集積促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
香川	3705	農地集積促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
愛媛	3804	樹園地再編整備推進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○						県営あり	
宮崎	4502	土地利用調整事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
鹿児島	4603	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○	○	○				県営あり	

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-目的の区別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

II.NN事業(農村整備・防災事業・災害復旧除く)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分	事業主体						新設継続区分	
					1	2	3	4	5	6		県営有無
岩手	0303	いきいき農村基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		改正
宮城	0402	豊かなふる里保全整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○		○			
宮城	0407	中山間地域農地保全支援事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
福島	0701	福島県単独農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
茨城	0802	県単土地改良事業(農業生産基盤整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
栃木	0901	栃木県単独農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
群馬	1001	小規模農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○			○		
埼玉	1101	県費単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
東京	1301	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○			○		
神奈川	1401	市町村事業推進交付金事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
長野	2003	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○					
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード	○	○	○				県営あり	
静岡	2203	県単独農業農村整備事業(農業農村整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
新潟	1503	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
富山	1601	地域営農確立促進事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
富山	1605	他事業関連調整事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
石川	1701	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
石川	1702	他産業との連携による簡易な基盤改良普及事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
福井	1803	県単農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード	○						県営あり	
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
福井	1808	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
岐阜	2121	県単経営体育成基盤整備事業費	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード	○						県営あり	
愛知	2301	単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○	○		○		改正
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○	○				
兵庫	2802	県単小規模農地緊急整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
奈良	2901	県単基盤整備促進事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
和歌山	3001	県単小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
鳥取	3101	鳥取県しつかり守る農林基盤交付金	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○						
島根	3207	県単農地有効利用支援整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
岡山	3301	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
広島	3401	小規模農業基盤整備事業(一般事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
山口	3501	県単農山漁村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○	○				改正
徳島	3601	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		改正
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
香川	3704	集落営農推進生産基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
愛媛	3802	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
福岡	4001	農村環境整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○	○				
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○						
長崎	4206	新構造改善加速化支援事業(ふるさと振興基盤整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○				○		
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
大分	4409	管理省力化ほ場整備推進事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード	○						県営あり	
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○	○		○		
宮崎	4505	農地集約化促進基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○			○		改正
鹿児島	4602	農業・農村活性化推進施設等整備事業(農業農村整備対策)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
秋田	0503	中山間水田畑地化整備事業	22 水田畑地化・転作対策	1 ハード		○	○					
秋田	0504	畑地化促進排水事業	22 水田畑地化・転作対策	1 ハード						○		
山形	0602	水田畑地化基盤強化対策事業	22 水田畑地化・転作対策	2 ソフト	○	○	○			○		県営あり
茨城	0809	中山間地域農業基盤整備促進事業	22 水田畑地化・転作対策	1 ハード		○	○	○	○			
茨城	0813	水田畑地化推進事業	22 水田畑地化・転作対策	3 ハード&ソフト		○	○			○		
山梨	1902	県単特産農産物生産支援整備事業	23 特定農産物支援	1 ハード		○	○			○		
広島	3403	園芸作物条件整備事業	23 特定農産物支援	1 ハード		○						
東京	1302	都市農地保全支援プロジェクト	24 都市農業対策	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
東京	1303	農地の創出・再生支援事業	24 都市農業対策	1 ハード		○						
神奈川	1402	土地改良基幹施設整備事業	24 都市農業対策	1 ハード	○						県営あり	
静岡	2209	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24 都市農業対策	1 ハード	○						県営あり	
山形	0605	やまがた「人・農地」リニューアル事業	25 耕作放棄地対策	1 ハード						○		
山梨	1904	耕作放棄地等再生整備支援事業	25 耕作放棄地対策	1 ハード		○	○			○		
山梨	1908	機構借受農地整備事業	25 耕作放棄地対策	1 ハード		○				○		
山梨	1905	企業的農業経営推進支援モデル事業	26 ほ場整備事業	1 ハード		○	○			○		

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-目的の区別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

Ⅲ. 防災事業・災害復旧

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分	事業主体						新設継続区分	
					1	2	3	4	5	6		県営有無
埼玉	1103	農業用ため池緊急耐震化対策事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1 ハード	○						県営あり	
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
静岡	2205	県単独農業農村整備事業(自然災害防止事業)	31 防災事業(地震・耐震対策)	1 ハード		○						
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	2 ソフト		○						
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	1 ハード	○						県営あり	
岐阜	2119	農業用施設緊急改修事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2124	農地防災ダム点検管理強化事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	2 ソフト		○				○		
広島	3402	ため池緊急整備事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1 ハード		○	○					
秋田	0506	農業水利管理体制強化支援事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	2 ソフト		○						
三重	2406	県単海岸保全施設調査・補修事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
兵庫	2803	県単独災害関連ほ場整備事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	1 ハード		○	○			○		
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	2 ソフト	○						県営あり	
愛媛	3803	ため池豪雨災害緊急対策事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	1 ハード		○	○					
秋田	0505	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○						県営あり	
山形	0601	地すべり防止施設管理事業(県単)	33 防災事業(地すべり対策)	2 ソフト	○						県営あり	
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
静岡	2206	県単独農業農村整備事業(地すべり防止施設等整備)	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○						県営あり	
静岡	2207	県単独農業農村整備事業(海岸保全施設整備)	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○						県営あり	
新潟	1501	県単地すべり防止事業	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○						県営あり	
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業費	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
島根	3201	県単農地地すべり防止施設長寿命化事業	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○						県営あり	
島根	3202	県単県営緊急地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○						県営あり	
島根	3204	県単県営地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
長崎	4203	自然災害防止事業(地すべり防止施設)	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
大分	4403	地すべり防止施設管理費	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
鹿児島	4601	鹿児島県桜島降灰除去事業	34 防災事業(火山・火山灰対策)	1 ハード		○						
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
大分	4405	海岸保全区域管理費	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
群馬	1002	ため池緊急防災減災対策事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
群馬	1004	基幹農業水利施設管理事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36 防災事業(総合)	1 ハード	○						県営あり	
愛知	2307	緊急農地防災事業	36 防災事業(総合)	1 ハード	○	○	○				県営あり	
三重	2407	県単耕地施設管理事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	36 防災事業(総合)	1 ハード		○	○			○		
鳥取	3102	ため池防災減災対策推進事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト		○	○			○		
島根	3203	県単農地防災施設長寿命化事業	36 防災事業(総合)	1 ハード	○						県営あり	
島根	3205	農地防災ダム付帯施設更新事業	36 防災事業(総合)	1 ハード	○						県営あり	
島根	3206	県単ため池安全確保事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○	○					県営あり	
香川	3703	小規模ため池防災対策特別事業	36 防災事業(総合)	1 ハード		○						
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○	○					県営あり	改正
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36 防災事業(総合)	1 ハード		○						
長崎	4202	自然災害防止事業(農業用ため池、海岸保全施設)	36 防災事業(総合)	1 ハード	○						県営あり	
長崎	4205	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○			○		
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○					
秋田	0502	農地・農業用施設小災害支援事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○					
山形	0604	小規模農地等災害緊急復旧事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○			○		
静岡	2213	わさび田災害復旧事業費助成	37 災害復旧事業	1 ハード		○						
福井	1807	干害対策特別事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○			○		
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○					
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○						
大分	4401	土地改良施設補修事業	37 災害復旧事業	1 ハード	○						県営あり	
大分	4402	農業用ため池緊急対策事業	37 災害復旧事業	3 ハード&ソフト	○						県営あり	改正
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○						

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-目的区分別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

IV. ストックマネジメント・維持管理

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード ソフト区分	事業主体						新設 継続 区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
宮城	0403	土地改良施設機能診断事業	41 ストックマネジメント	3	ハード&ソフト	○	○						
神奈川	1404	農業用排水路整備事業	41 ストックマネジメント	1	ハード	○						県営あり	
富山	1608	水利施設ストックマネジメント支援事業	41 ストックマネジメント	2	ソフト		○	○					
石川	1703	地域農業水利施設予防保全調査事業	41 ストックマネジメント	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2112	基幹の農業用水路強靱化事業費	41 ストックマネジメント	2	ソフト	○			○			県営あり	
岐阜	2114	土地改良施設保全計画策定事業費	41 ストックマネジメント	2	ソフト	○						県営あり	
三重	2404	県単予防保全調査・補修事業	41 ストックマネジメント	3	ハード&ソフト	○	○	○	○	○		県営あり	
三重	2405	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	41 ストックマネジメント	3	ハード&ソフト	○	○	○	○	○		県営あり	
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41 ストックマネジメント	2	ソフト				○				
宮城	0404	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○							
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
茨城	0801	洪水防除施設管理費補助	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○					
茨城	0811	農業水利施設強靱化促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○	○	○				県営あり	
千葉	1203	県単ナガエツルノゲイトウ駆除事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
神奈川	1403	土地改良施設危険防止対策事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
静岡	2210	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						
新潟	1504	県単農業水利施設管理強化事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			○		○			
福井	1805	地域水利施設利活用事業(県営造成施設)	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○							
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○	○	○					
岐阜	2115	農道施設保全対策調査事業費	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2118	農業水利施設管理強化事業費	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト				○				
愛知	2304	排水機維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○	○			○			
島根	3208	県単基幹水利施設整備事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
島根	3209	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
香川	3706	農地維持管理省力化事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○		○			
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○					
長崎	4204	県単独土地改良施設維持補修事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
大分	4407	農道環境整備事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43 維持管理適正化事業	1	ハード			○					

V. 農村活性化・生活環境

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード ソフト区分	事業主体						新設 継続 区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
宮城	0401	むらまち交流拡大推進事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	○						県営あり	
宮城	0408	令和のむらづくり推進事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	○						県営あり	
山形	0606	がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	3	ハード&ソフト	○	○		○	○			
山形	0607	農山漁村地域持続的発展活動支援事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	3	ハード&ソフト	○					○		
奈良	2902	農村資源を活用した地域づくり事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	○						県営あり	
宮崎	4507	活力ある中山間地域生活環境整備計画策定事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	○						県営あり	
宮崎	4511	みんなで守る棚田地域振興事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	○	○			○		県営あり	
富山	1603	防災福祉対策事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード		○	○					
富山	1604	散居景観保全事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード		○						
富山	1609	農業用水路安全点検マップ作成事業	52 生活環境・景観整備	2	ソフト		○	○		○			
富山	1610	農業用水路安全施設クイック整備事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード		○	○		○			
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード	○						県営あり	
宮崎	4503	魅力あるふるさと環境づくり事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード		○	○		○			新設
山梨	1901	県単鳥獣害防除事業	53 鳥獣害対策	1	ハード		○	○	○	○			
静岡	2204	県単独農業農村整備事業(鳥獣害防止対策事業費)	53 鳥獣害対策	1	ハード		○	○		○			
北海道	0102	農道整備特別対策事業	54 ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
茨城	0808	ふるさと農道整備事業	54 ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
山梨	1907	農村地域活性化農道整備事業	54 ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54 ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
島根	3210	県営ふるさと農道整備事業	54 ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-目的区分別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

VI. 環境対策

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分	事業主体						新設継続区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
茨城	0807	農業集落排水施設接続支援事業	61 集落排水事業	2 ソフト		○							
新潟	1505	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61 集落排水事業	2 ソフト	○							県営あり	
茨城	0805	水田水質保全対策モデル事業	62 環境保全対策	3 ハード&ソフト			○						
富山	1602	快適農村環境整備事業	62 環境保全対策	1 ハード		○	○						
岐阜	2117	小水力発電による環境保全推進事業費	62 環境保全対策	2 ソフト		○	○		○	○			
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62 環境保全対策	2 ソフト							○		
埼玉	1104	水辺周辺活用事業(農業用水)	63 生態系・自然保全対策	1 ハード	○	○						県営あり	新設
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	63 生態系・自然保全対策	1 ハード		○							
岐阜	2120	生態系保全施設整備推進事業費	63 生態系・自然保全対策	3 ハード&ソフト	○	○						県営あり	
岐阜	2123	用排水路・河川落差解消支援事業費	63 生態系・自然保全対策	1 ハード		○							
三重	2402	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	63 生態系・自然保全対策	2 ソフト		○	○		○				
三重	2403	農業・農村における生物多様性保全対策事業	63 生態系・自然保全対策	1 ハード	○							県営あり	
滋賀	2507	魚のゆりかご水田推進プロジェクト事業費	63 生態系・自然保全対策	2 ソフト	○							県営あり	
滋賀	2508	琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト	63 生態系・自然保全対策	2 ソフト	○							県営あり	

VII. 水利権等

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分	事業主体						新設継続区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
宮城	0406	農業水利権管理事業	71 水利権更新対策	2 ソフト	○							県営あり	
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71 水利権更新対策	2 ソフト	○							県営あり	
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73 小水力発電	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73 小水力発電	1 ハード		○	○				○		
宮崎	4504	小水力発電等農村地域導入支援事業	73 小水力発電	3 ハード&ソフト	○	○				○			
新潟	1508	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74 県土地連支援	2 ソフト				○					

注)事業主体 1:都道府県 2:市町村 3:土地改良区 4:都道府県土地連 5:NPO等 6:その他

3.都道府県別総括表

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード ソフト区分	事業主体						新設 継続 区分	
					1	2	3	4	5	6		県営有無
北海道	0101	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	14 農家負担金対策	2 ソフト		○						
北海道	0102	農道整備特別対策事業	54 ふるさと農道	1 ハード	○						県営あり	
青森	0201	スマート農業に対応した基盤整備促進事業	12 技術開発等	3 ハード&ソフト							県営あり	
岩手	0301	土地改良事業調査費(県営・県単)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○						県営あり	
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○			○		
岩手	0303	いきいき農村基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		改正
宮城	0401	むらまち交流拡大推進事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2 ソフト	○						県営あり	
宮城	0402	豊かなふる里保全整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○		○			
宮城	0403	土地改良施設機能診断事業	41 ストックマネジメント	3 ハード&ソフト		○	○					
宮城	0404	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	3 ハード&ソフト								
宮城	0405	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14 農家負担金対策	2 ソフト	○						県営あり	
宮城	0406	農業水利権管理事業	71 水利権更新対策	2 ソフト	○						県営あり	
宮城	0407	中山間地域農地保全支援事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
宮城	0408	令和のむらづくり推進事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2 ソフト	○						県営あり	
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○					
秋田	0502	農地・農業用施設小災害支援事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○					
秋田	0503	中山間水田畑地化整備事業	22 水田畑地化・転作対策	1 ハード		○	○					
秋田	0504	畑地化促進排水事業	22 水田畑地化・転作対策	1 ハード		○	○					
秋田	0505	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○						県営あり	
秋田	0506	農業水利管理体制強化支援事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	2 ソフト		○						
山形	0601	地すべり防止施設管理事業(県単)	33 防災事業(地すべり対策)	2 ソフト	○						県営あり	
山形	0602	水田畑地化基盤強化対策事業	22 水田畑地化・転作対策	2 ソフト	○	○	○			○	県営あり	
山形	0603	県営土地改良事業計画設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト		○	○			○		
山形	0604	小規模農地等災害緊急復旧事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○			○		
山形	0605	やまがた「人・農地」リニューアル事業	25 耕作放棄地対策	1 ハード						○		
山形	0606	がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	3 ハード&ソフト		○	○		○			
山形	0607	農山漁村地域持続的発展活動支援事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	3 ハード&ソフト						○		
福島	0701	福島県単独農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト		○	○					
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
茨城	0801	湛水防除施設管理費補助	42 施設維持管理・施設補修	2 ソフト		○	○					
茨城	0802	県単土地改良事業(農業生産基盤整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
茨城	0803	土地改良施工予定地区計画調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○						県営あり	
茨城	0804	県単土地改良事業調査設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○						県営あり	
茨城	0805	水田水質保全対策モデル事業	62 環境保全対策	3 ハード&ソフト		○						
茨城	0806	ICT等新技術調査・検討事業	12 技術開発等	2 ソフト	○						県営あり	
茨城	0807	農業集落排水施設接続支援事業	61 集落排水事業	2 ソフト		○						
茨城	0808	ふるさと農道整備事業	54 ふるさと農道	1 ハード	○						県営あり	
茨城	0809	中山間地域農業基盤整備促進事業	22 水田畑地化・転作対策	1 ハード		○	○	○	○	○		
茨城	0810	農地集積基盤整備推進事業費補助	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		○						
茨城	0811	農業水利施設強靱化促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2 ソフト	○	○	○				県営あり	
茨城	0812	畑地かんがい農機確立普及事業	12 技術開発等	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
茨城	0813	水田畑地化推進事業	22 水田畑地化・転作対策	3 ハード&ソフト		○	○			○		
栃木	0901	栃木県単独農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
栃木	0902	県営農業農村整備事業計画調査(県単)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○	○					県営あり	
群馬	1001	小規模農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○			○		
群馬	1002	ため池緊急防災減災対策事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
群馬	1004	基幹農業水利施設管理事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
埼玉	1101	県費単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○					
埼玉	1102	防災減災緊急対策事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○	○	○				県営あり	
埼玉	1103	農業用ため池緊急耐震化対策事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1 ハード		○	○				県営あり	
埼玉	1104	水辺周辺活用事業(農業用水)	63 生態系・自然保全対策	1 ハード	○	○					県営あり	新設
埼玉	1105	高収益農業を実現するほ場整備実証事業	12 技術開発等	3 ハード&ソフト	○						県営あり	新設
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
千葉	1203	県単ナガエツルノグイトウ駆除事業	42 施設維持管理・施設補修	2 ソフト	○						県営あり	
東京	1301	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○			○		
東京	1302	都市農地保全支援プロジェクト	24 都市農業対策	3 ハード&ソフト	○						県営あり	
東京	1303	農地の創出・再生支援事業	24 都市農業対策	1 ハード		○	○					
神奈川	1401	市町村事業推進交付金事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○		
神奈川	1402	土地改良基幹施設整備事業	24 都市農業対策	1 ハード	○						県営あり	
神奈川	1403	土地改良施設危険防止対策事業	42 施設維持管理・施設補修	1 ハード	○						県営あり	
神奈川	1404	農業用排水路整備事業	41 ストックマネジメント	1 ハード	○						県営あり	
山梨	1901	県単鳥獣害防除事業	53 鳥獣害対策	1 ハード		○	○	○	○	○		
山梨	1902	県単特産農産物生産支援整備事業	23 特定農産物支援	1 ハード		○	○			○		
山梨	1903	果樹団地化促進支援事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		○	○			○		
山梨	1904	耕作放棄地等再生整備支援事業	25 耕作放棄地対策	1 ハード		○	○			○		
山梨	1905	企業的農業経営推進支援モデル事業	26 ほ場整備事業	1 ハード		○	○			○		
山梨	1906	農地集積基盤整備事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		○				○		

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分	事業主体						新設継続区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
山梨	1907	農村地域活性化農道整備事業	54 ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
山梨	1908	機構借受農地整備事業	25 耕作放棄地対策	1	ハード		○				○		
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36 防災事業(総合)	1	ハード	○						県営あり	
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
長野	2003	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト	○	○						
静岡	2201	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
静岡	2202	県単担い手育成基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	○	○	○				県営あり	
静岡	2203	県単農業農村整備事業(農業農村整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
静岡	2204	県単農業農村整備事業(鳥獣害防止対策事業費)	53 鳥獣害対策	1	ハード		○	○			○		
静岡	2205	県単農業農村整備事業(自然災害防止事業)	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード						○		
静岡	2206	県単農業農村整備事業(地すべり防止施設等整備)	33 防災事業(地すべり対策)	1	ハード	○						県営あり	
静岡	2207	県単農業農村整備事業(海岸保全施設整備)	33 防災事業(地すべり対策)	1	ハード	○						県営あり	
静岡	2208	県単農業農村整備調査事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○	○					県営あり	
静岡	2209	県単内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24 都市農業対策	1	ハード	○						県営あり	
静岡	2210	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						
静岡	2211	農業生産拠点の広域化計画策定支援事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト						○		
静岡	2212	ICT水管理システム活用推進事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
静岡	2213	わざび田災害復旧事業費助成	37 災害復旧事業	1	ハード		○						
新潟	1501	県単地すべり防止事業	33 防災事業(地すべり対策)	1	ハード	○						県営あり	
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1503	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
新潟	1504	県単農業水利施設管理強化事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			○			○		
新潟	1505	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61 集落排水事業	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1508	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74 県土地連支援	2	ソフト				○				
新潟	1509	県営農業農村整備事業調査計画費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1510	園芸産地化チャレンジ事業	12 技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1511	園芸産地化水田フル活用実証事業	12 技術開発等	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
富山	1601	地域営農確立促進事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
富山	1602	快適農村環境整備事業	62 環境保全対策	1	ハード		○	○					
富山	1603	防災福祉対策事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード		○	○					
富山	1604	散居景観保全事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード		○						
富山	1605	他事業関連調整事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	63 生態系・自然保全対策	1	ハード		○						
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14 農家負担金対策	1	ハード		○						
富山	1608	水利施設ストックマネジメント支援事業	41 スtockマネジメント	2	ソフト		○	○					
富山	1609	農業用水路安全点検マップ作成事業	52 生活環境・景観整備	2	ソフト		○	○			○		
富山	1610	農業用水路安全施設クイック整備事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード		○	○			○		
石川	1701	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
石川	1702	他産業との連携による簡易な基盤改良普及事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
石川	1703	地域農業水利施設予防保全調査事業	41 スtockマネジメント	2	ソフト	○						県営あり	
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33 防災事業(地すべり対策)	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
福井	1803	県単農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	○						県営あり	
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
福井	1805	地域水利施設活用事業(県営造成施設)	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○					
福井	1807	干害対策特別事業	37 災害復旧事業	1	ハード		○	○			○		
福井	1808	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71 水利権更新対策	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73 小水力発電	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73 小水力発電	1	ハード		○	○			○		
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	2	ソフト	○							
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業費	33 防災事業(地すべり対策)	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○					
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54 ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○	○				
岐阜	2111	農地集積促進意向調査事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2112	基幹的農業用水路強靱化事業費	41 スtockマネジメント	2	ソフト	○		○				県営あり	
岐阜	2113	担い手育成農地集積事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
岐阜	2114	土地改良施設保全計画策定事業費	41 スtockマネジメント	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2115	農道施設保全対策調査事業費	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2116	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
岐阜	2117	小水力発電による環境保全推進事業費	62 環境保全対策	2	ソフト		○	○		○	○		
岐阜	2118	農業水利施設管理強化事業費	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト				○				
岐阜	2119	農業用施設緊急改修事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2120	生態系保全施設整備推進事業費	63 生態系・自然保全対策	3	ハード&ソフト	○	○					県営あり	
岐阜	2121	県単経営体育成基盤整備事業費	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2122	農業農村整備調査事業費	13 事業評価(事後)	2	ソフト	○						県営あり	

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分	事業主体						新設継続区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
岐阜	2123	用排水路・河川落差解消支援事業費	63 生態系・自然保全対策	1 ハード		○							
岐阜	2124	農地防災ダム点検管理強化事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	2 ソフト		○							
愛知	2301	単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト	○	○	○	○	○				改正
愛知	2302	山村振興農環境整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
愛知	2304	排水機維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	2 ソフト		○	○		○				
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
愛知	2307	緊急農地防災事業	36 防災事業(総合)	1 ハード	○	○	○					県営あり	
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○						
三重	2402	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	63 生態系・自然保全対策	2 ソフト		○	○	○					
三重	2403	農業・農村における生物多様性保全対策事業	63 生態系・自然保全対策	1 ハード	○							県営あり	
三重	2404	県単予防保全調査・補修事業	41 ストックマネジメント	3 ハード&ソフト	○	○	○	○	○			県営あり	
三重	2405	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	41 ストックマネジメント	3 ハード&ソフト	○	○	○	○	○			県営あり	
三重	2406	県単海岸保全施設調査・補修事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
三重	2407	県単耕地施設管理事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43 維持管理適正化事業	1 ハード			○		○				
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト			○		○				
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62 環境保全対策	2 ソフト					○				
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41 ストックマネジメント	2 ソフト				○					
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○	○						
滋賀	2507	魚のゆりかご水田推進プロジェクト事業費	63 生態系・自然保全対策	2 ソフト	○							県営あり	
滋賀	2508	琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト	63 生態系・自然保全対策	2 ソフト	○							県営あり	
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	36 防災事業(総合)	1 ハード		○	○		○				
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○	○	○				
兵庫	2802	県単小規模農地緊急整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
兵庫	2803	県単独自災害関連ほ場整備事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	1 ハード		○	○		○				
奈良	2901	県単独自基盤整備促進事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○						
奈良	2902	農村資源を活用した地域づくり事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2 ソフト	○							県営あり	
和歌山	3001	県単小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
鳥取	3101	鳥取県しつかり守る農林基盤交付金	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○			○				
鳥取	3102	ため池防災減災対策推進事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト		○	○		○				
島根	3201	県単農地地すべり防止施設長寿命化事業	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○							県営あり	
島根	3202	県単県営緊急地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	1 ハード	○							県営あり	
島根	3203	県単農地防災施設長寿命化事業	36 防災事業(総合)	1 ハード	○							県営あり	
島根	3204	県単県営地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
島根	3205	農地防災ダム付帯施設更新事業	36 防災事業(総合)	1 ハード	○							県営あり	
島根	3206	県単ため池安全確保事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○	○						県営あり	
島根	3207	県単農地有効利用支援整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○						
島根	3208	県単基幹水利施設整備事業	42 施設維持管理・施設補修	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
島根	3209	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42 施設維持管理・施設補修	1 ハード	○							県営あり	
島根	3210	県営ふるさと農道整備事業	54 ふるさと農道	1 ハード	○							県営あり	
島根	3211	県単農地集積促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		○	○						
島根	3212	県単公共事業調査設計事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
岡山	3301	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○						
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	2 ソフト	○							県営あり	
広島	3401	小規模農業基盤整備事業(一般事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○						
広島	3402	ため池緊急整備事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1 ハード		○	○						
広島	3403	園芸作物条件整備事業	23 特定農産物支援	1 ハード		○							
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト	○	○	○						改正
徳島	3601	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				改正
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
香川	3703	小規模ため池防災対策特別事業	36 防災事業(総合)	1 ハード		○							
香川	3704	集落営農推進生産基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
香川	3705	農地集積促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		○	○		○				
香川	3706	農地維持管理省力化事業	42 施設維持管理・施設補修	1 ハード		○	○		○				
愛媛	3801	県単農地防災施設維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	1 ハード	○							県営あり	
愛媛	3802	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○		○				
愛媛	3803	ため池豪雨災害緊急対策事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	1 ハード		○	○						
愛媛	3804	樹園地再編整備推進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト	○							県営あり	
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○	○						県営あり	改正
高知	3902	ほ場整備推進事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○								新設
福岡	4001	農村環境整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○	○	○				
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	42 施設維持管理・施設補修	1 ハード		○	○						
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○							
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード ソフト区分	事業主体						新設 継続 区分		
					1	2	3	4	5	6		県営有無	
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36 防災事業(総合)	1 ハード		○							
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○							
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
長崎	4202	自然災害防止事業(農業用ため池、海岸保全施設)	36 防災事業(総合)	1 ハード	○							県営あり	
長崎	4203	自然災害防止事業(地すべり防止施設)	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
長崎	4204	県単独土地改良施設維持補修事業	42 施設維持管理・施設補修	1 ハード	○							県営あり	
長崎	4205	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	36 防災事業(総合)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
長崎	4206	新構造改善加速化支援事業(ふるさと振興基盤整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○				○			
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
大分	4401	土地改良施設補修事業	37 災害復旧事業	1 ハード	○							県営あり	
大分	4402	農業用ため池緊急対策事業	37 災害復旧事業	3 ハード&ソフト	○							県営あり	改正
大分	4403	地すべり防止施設管理費	33 防災事業(地すべり対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	37 災害復旧事業	1 ハード		○							
大分	4405	海岸保全区域管理費	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3 ハード&ソフト	○							県営あり	
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	52 生活環境・景観整備	1 ハード	○							県営あり	
大分	4407	農道環境整備事業	42 施設維持管理・施設補修	1 ハード	○							県営あり	
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
大分	4409	管理省力化ほ場整備推進事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード	○							県営あり	
大分	4410	水田畑地化等基盤整備促進事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	改正
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト	○	○	○			○			
宮崎	4502	土地利用調整事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		○	○						
宮崎	4503	魅力あるふるさと環境づくり事業	52 生活環境・景観整備	1 ハード		○	○			○			新設
宮崎	4504	小水力発電等農村地域導入支援事業	73 小水力発電	3 ハード&ソフト		○	○			○			
宮崎	4505	農地集約化促進基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		○	○			○			改正
宮崎	4506	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト		○							
宮崎	4507	活力ある中山間地域生活環境整備計画策定事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2 ソフト	○							県営あり	
宮崎	4508	簡易基盤整備加速化事業	12 技術開発等	2 ソフト	○	○						県営あり	新設
宮崎	4509	スマート畑かん大規模経営体育成支援事業	12 技術開発等	2 ソフト	○							県営あり	新設
宮崎	4510	畑かんフィールドで広がる！畑作産地育成事業	12 技術開発等	2 ソフト	○							県営あり	
宮崎	4511	みんなで守る棚田地域振興事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2 ソフト	○	○				○		県営あり	
鹿児島	4601	鹿児島県桜島降灰除去事業	34 防災事業(火山・火山灰対策)	1 ハード		○							
鹿児島	4602	農業・農村活性化推進施設等整備事業(農業農村整備対策)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		○	○			○			
鹿児島	4603	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト	○	○	○					県営あり	
鹿児島	4604	農用水資源開発調査	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
沖縄	4701	土地改良調査計画費(単独事業)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費(単独事業)	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
沖縄	4703	農道整備調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	
沖縄	4704	農地防災調査費	11 地区調査計画(基礎調査を含む)	2 ソフト	○							県営あり	

注)事業主体 1:都道府県 2:市町村 3:土地改良区 4:都道府県土地連 5:NPO等 6:その他

4.事業別調査票(248票)

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	北海道	事業名	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	新規・継続区分		名称変更・組換		事業番号	0101																									
事業制度化の目的																																		
事業制度創設の背景	同上																																	
事業制度の仕組等	1 事業内容																																	
	道営農業農村整備事業にのうち、次に掲げる「区分」及び「整備内容」欄の整備に係る農家負担額を、次の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出される額以下に負担軽減する場合に、当該負担軽減措置に必要な経費の一部について、道が特例的な助成措置を講じる。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>整備内容</th> <th>農家負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進モデル型</td> <td>スマート農業技術の効果が最大限発揮されるための区画整理^{注1}、用水施設等の一体的な整備</td> <td>道営事業費の6.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">促進型</td> <td>区画整理^{注1}</td> <td>道営事業費の7.5%</td> </tr> <tr> <td>畑地用水施設の新設整備^{注2}</td> <td>道営事業費の7.5%</td> </tr> <tr> <td>用水施設の新設整備</td> <td>道営事業費の10.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保全型</td> <td>暗渠排水、土層改良^{注3}</td> <td>道営事業費の10.0%</td> </tr> <tr> <td>既設用水施設の長寿命化</td> <td>道営事業費の12.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災・減災型</td> <td>防災重点ため池の整備</td> <td>道営事業費の7.5%</td> </tr> <tr> <td>既設用水施設の耐震化</td> <td>道営事業費の10.0%</td> </tr> <tr> <td>排水施設の整備</td> <td>道営事業費の10.0%</td> </tr> </tbody> </table>									区分	整備内容	農家負担率	先進モデル型	スマート農業技術の効果が最大限発揮されるための区画整理 ^{注1} 、用水施設等の一体的な整備	道営事業費の6.5%	促進型	区画整理 ^{注1}	道営事業費の7.5%	畑地用水施設の新設整備 ^{注2}	道営事業費の7.5%	用水施設の新設整備	道営事業費の10.0%	保全型	暗渠排水、土層改良 ^{注3}	道営事業費の10.0%	既設用水施設の長寿命化	道営事業費の12.5%	防災・減災型	防災重点ため池の整備	道営事業費の7.5%	既設用水施設の耐震化	道営事業費の10.0%	排水施設の整備	道営事業費の10.0%
	区分	整備内容	農家負担率																															
	先進モデル型	スマート農業技術の効果が最大限発揮されるための区画整理 ^{注1} 、用水施設等の一体的な整備	道営事業費の6.5%																															
	促進型	区画整理 ^{注1}	道営事業費の7.5%																															
		畑地用水施設の新設整備 ^{注2}	道営事業費の7.5%																															
		用水施設の新設整備	道営事業費の10.0%																															
	保全型	暗渠排水、土層改良 ^{注3}	道営事業費の10.0%																															
		既設用水施設の長寿命化	道営事業費の12.5%																															
防災・減災型	防災重点ため池の整備	道営事業費の7.5%																																
	既設用水施設の耐震化	道営事業費の10.0%																																
	排水施設の整備	道営事業費の10.0%																																
<p>注1 区画整理と併せ行う暗渠排水、土層改良（客土、除れき）を含む</p> <p>注2 畑地に直接散水可能となる整備を対象</p> <p>注3 心土破碎は対象外</p>																																		
2 事業実施期間																																		
令和3年度～令和7年度																																		
3 事業主体																																		
市町村																																		
4 対象要件																																		
(1) 先進モデル型、促進型、保全型、防災・減災型（「防災重点ため池の整備」を除く）の整備を行う地区																																		
受益農家の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地面積の割合が、令和7（2025）年度末までに、現状の担い手集積率に応じて設定する次の要件を満たすことが確実に見込まれること。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状の担い手集積率</th> <th>80%未満</th> <th>80～85%未満</th> <th>85～93%未満</th> <th>93%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象地区の要件</td> <td>10ポイント以上増加又は88%以上</td> <td>8ポイント以上増加</td> <td>93%以上</td> <td>現状以上</td> </tr> </tbody> </table>									現状の担い手集積率	80%未満	80～85%未満	85～93%未満	93%以上	対象地区の要件	10ポイント以上増加又は88%以上	8ポイント以上増加	93%以上	現状以上																
現状の担い手集積率	80%未満	80～85%未満	85～93%未満	93%以上																														
対象地区の要件	10ポイント以上増加又は88%以上	8ポイント以上増加	93%以上	現状以上																														
(2) 防災・減災型（「防災重点ため池の整備」に限る）の整備を行う地区																																		
対象となるため池が、「防災重点ため池の再選定について（平成30年11月13日付け30農振第2294号農林水産省防災課長通知）」に基づき選定された防災重点ため池であること。																																		
問合せ先	部局名	農政部農村振興局農村設計課				担当者	相場 一文																											
	TEL	011-231-4111	メールアドレス		aiba.kazuhumi@pref.hokkaido.lg.jp																													

令和2年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	北海道	事業名	農道整備特別対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0102
事業制度化の目的	農業の振興と農村生活の利便性を向上させるため、地域活性化事業を活用し、早急に整備する必要のある農道を整備することで、全道農村各地域の均衡ある発展を図る。						
事業制度創設の背景	総務省所管の「ふるさと農道緊急整備事業」が平成24年度に廃止されたことを受け、平成25年度に本事業を創設。早急に整備する必要のある農道を整備することで、全道農村各地域の均衡ある発展を図る。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ・農道の新設・改良及び舗装</p> <p>2 対象要件 ①受益面積50(30)ha以上 ②幅員4.5(4)m以上 ③延長1,000(800)m以上</p> <p>3 事業主体 道</p> <p>4 負担割合 道:50%、市町村:50%</p> <p>5 事業実施期間 第6期対策 平成30年度～令和4年度</p>						
問合せ先	部局名	農政部農村振興局農村整備課			担当者	高橋 一貴	
	TEL	011-231-4111	メールアドレス	takahashi.kazuki1@pref.hokkaido.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	青森県	事業名	スマート農業に対応した基盤整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0201
事業制度化の目的	スマート農業に対応した基盤整備方法を確立することにより、本県のスマート農業の導入を促進し、農作業の更なる省力化を推進する。						
事業制度創設の背景	<p>農家の人口減少と高齢化による労働力不足の中、農作業の更なる省力化が必要となっている。省力化の対応策の一つとして、スマート農業の導入があり、その性能に関する省力化の効果については、各種実証試験により証明されている。一方、スマート農業の導入には、基盤整備を行ったほ場でなければ、機械の能力を十分に発揮できないという現状がある。</p> <p>そのため、スマート農業の導入促進に向け、国等で取り組んでいる各種実証の成果等と並行して、農地の形状や水路の配置等のスマート農業に対応した基盤整備方法の確立が求められている。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)「スマート農業に対応した基盤整備の手引き」作成に係る検討会、情報収集 (R2~R3)</p> <p>①手引き作成のための検討会 ②手引き作成に必要な情報の収集 ③手引き作成のための実証</p> <p>(2)「スマート農業に対応した基盤整備の手引き」に係る情報発信、普及啓発 (R3)</p> <p>①手引きの情報発信、普及啓発</p> <p>事業費:3,555千円 (R3)</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県100%</p>						
問合せ先	部局名	青森県農林水産部農村整備課			担当者	森 初夫	
	TEL	017-734-9554	メールアドレス	hatsuo_mori@pref.aomori.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岩手県	事業名	土地改良事業調査費(県営・県単)	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0301
事業制度化 の目的	国の事業採択を受けようとする地区で事業計画を策定し、県営土地改良事業を推進する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の 仕組等	<p>1 調査内容 ①現況調査・・・受益面積、戸数、地形地質、土壌、気象、営農状況等 ②事業計画の策定・・・土地利用計画、道水路計画、施設計画、事業費算定等 ③権利関係の調査・・・3条資格者等の確定、非農用地等の協議等</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 50%</p>						
問合 先	部局名	農林水産部農村計画課			担当者	遠藤	
	TEL	019-629-5676	メールアドレス	s-endou@pref.iwate.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岩手県	事業名	小規模農地等災害復旧事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0302
事業制度化 の目的	豪雨等により被災した農地・農業用施設について、国の災害復旧事業等の対象とならない小規模な災害の復旧に要する経費の一部を補助し、農業経営の安定と地域農業の維持を図る。						
事業制度 創設の背景	農地・農業用施設に係る災害復旧については、国庫補助事業又は起債(以下「国庫補助等」という。)を活用して実施されているが、1箇所当たりの被害額が少額なため国庫補助等の対象とならない被害箇所が多い災害の場合、既存制度だけでは十分な復旧が望めない状況である。 このため、小規模農地等災害復旧事業(以下「事業」という。)を実施し、国庫補助等の対象とならない小規模な被災箇所を対象に復旧に要する経費の一部を補助することにより農業者の営農意欲を喚起し、耕作放棄を未然に防止するとともに、地域農業の維持及び農業経営の安定を図る必要がある。						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容 1箇所当たりの工事費が「農地・農業用施設災害復旧事業」や「農地等小災害復旧事業債」の対象とならず、かつ農家1戸当たりの工事費の合計額が13万円以上で、市町村が復旧工事費を負担又は補助する場合、その一部を補助する。</p> <p>2 採択要件 農家1戸当たりの複数被災箇所に係る工事費の合計額が13万円以上 但し、農地は1箇所当たりの工事費が13万円未満、農業用施設は受益戸数が1戸のもの</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区、農業協同組合、日本型直払の活動組織、共同施行者等(3戸以上の農業者による組織)</p> <p>4 補助率 県1/3以内(工事に要する経費の1/3に相当する額以内で、かつ市町村が負担又は補助する経費の1/2に相当する額以内)</p>						
問合 先	部局名	農林水産部農村建設課			担当者	古村	
	TEL	019-629-5688	メールアドレス	t-komura@pref.iwate.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岩手県	事業名	いきいき農村基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0303
事業制度化の目的	<p>国庫補助事業による基盤整備の対象とならない小規模な地区において、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を行い、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に資するもの。</p>						
事業制度創設の背景	<p>本県における農業・農村を維持・発展させ、「いきいきとした岩手の農業・農村」を創り上げて、担い手や個人農家等の様々な経営規模や形態の農業者それぞれが有する能力を最大限に発揮し、農地等の地域資源を有効活用した農業を持続的に行うことが重要である。このため、地域の実情に応じた簡易な基盤整備をきめ細かく行い、営農条件を改善する事業として創設された。</p> <p>令和元年度まで実施していた「活力ある中山間基盤性事業」の後継事業として、これまでの中山間地域に加え平地地域も対象とし、さらに、事業主体や補助対象工種の拡充も図ることにより、国庫補助事業の対象外となる小規模な地区の取組みを支援する。</p>						
事業制度の仕組等	1 事業の内容						
		区分	工種	補助率等	備考		
	定額補助	(1)	田畑の区画拡大	10万円/10a (20万円/10a)	() は水路の変更(管水路化等)を伴う場合		
		(2)	暗渠排水	15万円/10a	吸水渠(本暗渠)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設		
		(3)	湧水処理	15万円/100m			
		(4)	畑地かんがい施設	20万円/10a (30万円/10a)	() は樹園地の場合		
		(5)	客土	10万円/10a	層厚10cm以上		
		(6)	石礫除去	20万円/10a	深度30cm以上		
		(7)	耕作放棄防止	2万円/10a	農地の障害物除去、整地		
	2.5万円/10a	障害物除去等がなされた農地における土壌改良					
	定率補助	(8)	暗渠排水	事業費の50% (55%)	暗渠の新設又は変更、補助暗渠		
		(9)	耕作道	事業費の50% (55%)	耕作道(敷砂利)の新設、拡幅、補修		
(10)		農業用排水施設	事業費の50% (55%)	農業用排水施設の新設、廃止又は変更			
(11)		土層改良	事業費の50% (55%)	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良			
(12)		特認事業	事業費の50% (55%)	知事が特に必要と認めるもの			
<p>※1 定率補助のうち(8)暗渠排水については、令和3年度以降の実施地区から適用。</p>							
2 採択要件 定率補助の中山間地域に係る補助率を55%とし、令和3年度以降の実施地区から適用。							
<p>① 農振農用地であること ② 事業費が50万円以上200万円未満(ただし、(7)耕作放棄防止は下限値を設けない) ③ 受益者数が農業者2者以上 ④ 「いきいき農村基盤整備計画」の作成 ⑤ 平地地域においては①～④の他に、次のいずれかの要件を満たすこと。(ただし、(7)耕作放棄防止を除く) a. 農地の高度化利用(高収益作物の導入等)を図ること b. 農地中間管理機構又は、地域農業マスタープランの中心経営体による農地集積の推進を図ること ⑥ (7)耕作放棄防止においては①～④の他に、次の全ての要件を満たすこと。 a. 農地法第32条第1項に規定する遊休農地(1号、2号)又は、これに相当する農地であること b. 事業完了後、5年以上耕作することが確実な農地であること</p>							
3 事業実施主体 市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業法人、多面的機能支払交付金の活動組織等							
4 負担区分・補助率 (1)～(7)：定額補助 (8)～(12)：定率補助 県50%(55%) ()書きは中山間地域の場合							
問合せ先	部局名	農林水産部農村建設課			担当者	一倉	
	TEL	019-629-5681	メールアドレス	eiko-1@pref.iwate.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮城県	事業名	むらまち交流拡大推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0401
事業制度化の目的	<p>国では「農泊」を農山漁村地域の所得向上を実現する上で重要な柱と位置づけ、インバウンドを含む観光客を農山漁村地域に呼び込む取り組みを行っているが、県内の農泊の認知度は低く、インバウンドを含めた個人旅行対応へ向けた受入体制も未整備であることから、体制の再構築を行う。また、モニターツアー及び情報発信ツールの作成により、農泊広域ネットワークの構築と、グリーンツーリズム実践者の拡大・質的向上を図る。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1)農泊広域ネットワーク構築 ①情報発信ツールの作成等</p> <p>(2)グリーン・ツーリズム促進支援事業 ①都市農村交流アドバイザー派遣 ②民泊体験受入れ協議会向け研修会(安全衛生、コロナ対策等) ③圏域単位での講演会、意見交換会、シンポジウム ④イベントでのPR、セミナー参加等 ⑤ホームページ保守管理</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 事業期間 平成25年度から令和6年度まで</p>						
問合先	部局名	農政部農山漁村なりわい課交流推進班			担当者	二階堂 和雄	
	TEL	022-211-2866	メールアドレス	nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮城県	事業名	豊かなふる里保全整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0402
事業制度化の目的	<p>農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため、水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興等地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備を総合的に実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>制度としては県で実施している市町村振興総合補助金の様々なメニューの中の一つである。県単独事業である「小規模土地改良事業」「農業用ため池整備事業」「中山間地域温水施設整備事業」「せせらぎの里整備事業」の4事業を統合し平成16年度より運用している。</p>						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容 水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興等地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備を総合的に実施する。</p> <p>2 採択基準 ① 農業生産基盤整備の場合は、「地域農業マスタープラン」等に基づき、受益農地に麦、大豆、米粉用米、飼料作物、園芸特産物等を現に作付けしているか又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備の場合は、農業生産基盤整備と連携又は地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興が図られること。 ② 農業生産基盤整備は、事業工種毎の受益面積が1ha以上で総受益面積が5ha以上、受益戸数2戸以上であること。 ③ 農業生産基盤整備は、関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合に、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。 ④ 総事業費が1,500千円以上50,000千円未満で、工期が3か年以内であること。 ⑤ 施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。また、費用負担において地元の同意が得られていること。 ⑥ ほ場整備、かんがい排水・農業集落排水施設整備、農道・農業集落道整備、暗きょ排水整備、客土を行う場合は、施工単価が上限単価を超過するときに別途経済効果算定を行っていること。</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区等</p> <p>4 補助率等 40%</p>						
問合先	部局名	農政部農山漁村なりわい課中山間振興班			担当者	石川 毅	
	TEL	022-211-2874	メールアドレス	nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名		宮城県	事業名	土地改良施設機能診断事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0403
事業制度化の目的		経年により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断による劣化度の評価、整備補修年次計画の作成及び整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図る。						
事業制度創設の背景		耐用年数が経過し、機能低下が懸念される施設を対象とし、国が提唱する予防保全を団体営造成施設までカバーして推進するため創設された。なお、現在では団体営のストックマネジメント事業の保全計画策定事業として活用されていて受益要件の緩和になっている。						
事業制度の仕組等		<p>1 事業内容</p> <p>① 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価 ② 施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成(必須) ③ 小規模な整備補修 (注)事業開始年度は平成15年度で、現在は第4期対策として事業期間は平成29年度～令和3年度である。</p> <p>2 採択要件</p> <p>① 土地改良事業等で造成した受益面積20ha以上の施設(頭首工、揚水機場等) ② 1地区の事業費が170万円以上の地区(複数施設可)</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>4 補助率等 30%</p>						
問合せ先	部局名	農政部農村整備課水利施設保全班			担当者	日下 清克		
	TEL	022-211-2876	メールアドレス	nosonseis@pref.miyagi.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮城県	事業名	県営造成施設管理体制整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0404
事業制度化の目的	<p>農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全など、農業用水以外の機能(多面的機能)を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取り組みが必要となっている。</p> <p>また、農業・農村を取り巻く社会情勢の変化や東日本大震災等により、土地改良区の施設管理体制の脆弱化が進行しており、体制整備と合わせて土地改良区の運営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>このため、県営造成施設にかかる管理体制の整備を促進するための諸活動のほか、農業以外の機能(多面的機能)にかかる分に対し県の支援を行う。</p>						
事業制度創設の背景	<p>県では県内農地の9割を担い手に集積することを政策目標としており、これにより、土地改良区の組合員が少数の担い手で構成されることとなることから、土地改良区が管理する基幹的水利施設の管理体制のあり方や国営造成施設と県営造成施設との管理費の格差が地域課題となる。</p> <p>このため、土地改良区管理の県営造成施設について、将来の農業構造に対応した適切な基幹的施設の管理体制の構築が必要となっている。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業の内容</p> <p>県と市町村が連携して、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設(以下「県営造成施設等」という。)を管理する土地改良区等を対象とし、次に掲げる事業を実施して多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図る。</p> <p>(1)管理体制整備計画策定事業</p> <p>地域における施設の適正な管理水準、管理体制、費用分担等の目標及びその実現に必要な取組について非農家を含めた地域住民等が参画による組織化や施設管理協定の締結等及び管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。</p> <p>(2)管理体制整備推進事業</p> <p>管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。なお、当該協議会の構成は関係市町村や関係土地改良区等を基本とし、必要に応じて県、土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成する。</p> <p>(3)管理体制整備強化支援事業</p> <p>多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う(但し、農業生産活動に係るものは除く)。補助対象経費は次の費目の合計額に多面的経費(37.5%)を乗じた額とする。①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費 ⑦電力料 ⑧整備補修費</p> <p>2 対象地区及び施設</p> <p>事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。</p> <p>①対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること(国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。)</p> <p>②対象施設は、受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。</p> <p>3 事業主体</p> <p>市町村</p> <p>4 補助率</p> <p>50%</p> <p>5 事業実施期間</p> <p>平成27年度から令和8年度までとする。</p>						
問合せ先	部局名	農政部農村整備課水利施設保全班			担当者	日下 清克	
	TEL	022-211-2876	メールアドレス	nosonseis@pref.miyagi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮城県	事業名	国営土地改良事業負担金償還助成事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0405
事業制度化 の目的	<p>国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行う。</p>						
事業制度 創設の背景	<p>国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合(75%,70%,65%,60%)となった(平成5年度からは、70%,2/3,1/2)ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることとした。更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定された。</p>						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行う。</p> <p>2 事業対象地区 国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和34年宮城県条例第36号)第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 助成時期・助成額 助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の助成率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。 (1) 県償還助成(対象:一般型,特別型) 国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と、地方交付税算定対象となった国営事業県負担金の償還金の一部を地元へ還元する。 標準的な助成率:事業費の2%(平成28年度以降開始した地区) (2) 県要件助成(対象:特別型) 受益者負担金軽減のため、支払期間の延長を行い、かつ元利均等年賦支払方法以外の年賦支払とした場合に、平均償還額を越えた部分の1/2を助成する。</p>						
問合 先	部局名	農政部農村振興課広域水利調整班			担当者	今 恵花	
	TEL	022-211-2864	メールアドレス	nosonshink@pref.miyagi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮城県	事業名	農業水利権管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0406
事業制度化の目的	宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行い、農業用水の確保を図る。						
事業制度創設の背景	<p>県営土地改良事業において農業用水を一・二級河川から取水する場合、事業主体である県は河川法に基づき取水量(水利権水量)・施設の占有及び施設の設置許可を取得(水利使用許可:通称、水利権)している。この許可期限は原則10年間となっているため、許可期限毎に更新を行う必要がある。また、近年の水利使用更新手続きにおいては、河川水の需要増加や河川環境の保全対策等とあわせ、かんがい区域の土地利用の変動、作付け体系等の変更による使用水量の変化に伴い、河川管理者である国土交通省より河川取水量の全面的な見直しを要求され、詳細かつ膨大な資料を求められたことが背景となっている。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水水利権の10年毎の更新を行う、具体的な内容は以下の通り。 ①水利使用の許可申請書の作成 ②現況調査及び検討 ③水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成 ④河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備 ⑤その他</p> <p>2 採択要件 県営土地改良事業において、県が河川法に基づき取得しているかんがい用水水利権のうち更新を行う必要があるものを対象にし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 負担割合:県100%</p>						
問合せ先	部局名	農政部農村振興課広域水利調整班			担当者	今 恵花	
	TEL	022-211-2864	メールアドレス	nosonshink@pref.miyagi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮城県	事業名	中山間地域農地保全支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0407
事業制度化の目的	<p>営農の条件不利地が多い中山間地域において農地保全を図るためには、多様な農業者の営農継続が必要であることから、小規模農地の農作業効率向上及び安全作業確保のため、地域の実情に応じた簡易な基盤整備を行うもの。</p>						
事業制度創設の背景	<p>既存の補助事業要件に該当しない小規模で集積も困難な農用地を対象にした事業。既存事業の補助を受けられない農家の営農意欲の減退防止を図る。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 中山間地域の小規模農地で、「農作業を楽にする」「安全に機械作業を行う」ための簡易な基盤整備の実施により、農家の営農意欲を維持し営農が継続されることで農地保全を図る。</p> <p>2 採択基準 ①地域振興5法指定の中山間地域内で国庫補助事業の要件に該当しない農地 ②1地区当たりの受益者が2戸以上であること。 ③1地区当たりの事業費が50万円以上であること。 ④原則として、既存国庫補助事業の補助要件に該当しない地区であること。 ⑤対象農地が、事業完了翌年度から5年以上の営農が可能な地区であること。</p> <p>3 事業主体 市町村, 土地改良区, 農地中間管理機構</p> <p>4 補助率等 定額(50万円以上200万円未満)</p>						
問合先	部局名	農政部農山漁村なりわい課中山間振興班			担当者	石川 毅	
	TEL	022-211-2874	メールアドレス	nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮城県	事業名	令和のむらづくり推進事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0408
事業制度化 の目的	農山漁村地域において、高齢化や人口減少により空洞化や集落機能の低下が進む中、持続可能な地域づくりを推進するため、地域の実情・課題を再認識した上で、地域運営の仕組みを地域自らが再編するとともに、人材や産物、地域痔源を活用した「なりわい」を創出し、関係人口を呼び込むことで経済の自立を図る。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 人材育成及び集落機能の強化</p> <p>①集落における人材育成・体制整備 集落支援活動や、森林整備、漁業ボランティア活動等の企画、活動を通じた体制づくり支援及び人材育成研修等の開催</p> <p>②応援人材マッチング 地域団体や組織の要望(困りごと)に対して、行政やJA等のOB人材や企業人による専門的な知識やスキルを活用した応援人材のマッチングを行う既存のサイトに県特設コーナーを開設</p> <p>(2) 地域資源ビジネスの創出・展開</p> <p>①地域運営組織等によるビジネス創出 「なりわい」創出等に不可欠な地域資源の掘り起こし・保全・磨き・利活用、販売戦略の整備、情報発信等のノウハウを提供し、実践を支援(外部コンサル等を活用した伴走型支援)</p> <p>②地域資源ペアリング 農林漁業者等を対象に、地域食材と多様な地域資源によるペアリング商品・サービスの開発を支援。また、ペアリング商品をツールとした誘客のためのモデルツアーや交流会の実施</p> <p>(3) 農山漁村地域の関係人口拡大推進</p> <p>①農山漁村交流拡大プラットフォームによる事業者マッチング 地域団体や企業等との連携を促進するため、研修会や交流会、企業参画誘致などを実施</p> <p>②地域おこし協力隊による運営支援 プラットフォームの事務局や地域への情報発信等を行う地域おこし協力隊(1名)を委嘱</p> <p>* 県の業務委託で実施しているもの、採択要件は記載していない。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県の委託費</p> <p>4 事業期間 令和2年度から令和4年度まで</p>						
問合 先	部局名	農政部農山漁村なりわい課交流推進班			担当者	二階堂 和雄	
	TEL	022-211-2866	メールアドレス	nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	秋田県	事業名	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0501
事業制度化の目的	<p>暗渠やパイプライン、揚水機等は内部の状態を目視することが困難であり、日常管理が適切に行われていても不測の事態により突発事故が発生するケースが毎年報告されている。県営造成施設等はこれにかかる受益が広大で、突発事故発生時の影響が甚大であることから、復旧工事にかかる費用を助成し、農家負担の軽減を図る。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1) 対象施設 国営、県営造成施設 ※ただし国営造成施設については、原則、国の「国営施設応急対策事業」により実施することとし、要件から外れたもののみを本事業の対象とする。 (2) 対象工種 日常管理の中では目視困難な施設 ①水路(パイプライン、暗渠部分等の目視困難箇所のみ) ②頭首工(電気設備等の目視困難箇所のみ) ③揚水機 ④ため池(電気設備等の目視困難箇所のみ)</p> <p>2 採択基準 ①異常な天然現象によるものでなく、通常の使用の範囲において、不測の事態により生じた農業水利施設の事故を対象とする。 ②国営または県営造成施設で復旧を実施することで作付けへの支障を解消できること。 ③維持管理が適正に行われていること。 ④関係市町村が事業費の10%以上を補助すること。 ⑤1件あたりの復旧工事費が40万円以上のもの。</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>4 補助率 30% ※助成額上限は、1箇所800千円以内</p>						
問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災班			担当者	近藤 広貴	
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	Kondo-Koki@pref.akita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	秋田県	事業名	農地・農業用施設小災害支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0502
事業制度化の目的	近年、ゲリラ豪雨等により災害が多発し、農家経済を圧迫している。自然災害による国の支援のない小規模な農地等の災害復旧について県が支援することで農家負担の軽減、離農・耕作放棄地発生の防止を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 被災した農地・農業用施設の復旧・応急工事にかかる費用に対する助成</p> <p>2 事業要件 (1)対象となる災害 国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害で、次のいずれかの基準を満たす災害 ①A基準:1つの災害で県内における被害総額が3億円以上の災害 ②B基準:1つの災害で県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円の市町村が1以上ある災害 (2)採択要件 ①1箇所あたり10万円以上40万円未満 ②市町村が農家助成を実施していること</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>4 負担区分 県1/3以内(ただし、市町村の助成率以内)</p>						
問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災班			担当者	齋藤 大樹	
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	Saito-Daiki@pref.akita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	秋田県	事業名	中山間水田畑地化整備事業		新規・継続区分	継続	事業番号	0503
事業制度化の目的	平地に比べ営農条件が不利な中山間地域を対象に、経営規模は小さくても一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援する。							
事業制度創設の背景	<p>中山間地域は、狭あいな立地条件や担い手の高齢化により、土地利用型作物の規模拡大には限界感があり、今般の農政改革における影響が大きいことから、農業所得の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される。</p> <p>このため、地域が主体となり、中山間地域の資源を活かした創意あふれる計画を策定するとともに、計画に基づき、水田の畑地化整備等により、特色ある中山間地域農業の展開を図ることを目的に事業を創設した。</p>							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 水田の畑地化に必要な基盤整備等(客土、混層耕、暗渠、用排水施設)を実施することにより、地域特産物等の本作化を図るため、国の補助率のかさ上げを行うとともに、県が国の補助制度に合致しない小規模事業(総事業費200万円未満)を単独で補助する。</p> <p>2 事業主体 県、市町村、土地改良区</p> <p>3 負担割合・補助率 ①標準タイプ(県営:総事業費200万円以上) ※対象外 国の補助事業について、県が「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(国のガイドライン)に記載の県負担率を上乗せする。 県の上乗せ後の負担割合 国:50~55%、県:35~40%、市町村等:10%</p> <p>②小規模タイプ(団体営:総事業費200万円未満) 国の補助制度に合致しない小規模事業(工事費200万円未満)を県が単独で補助する。 県:1/2以内</p>							
問合せ先	部局名	秋田県農林水産部農山村振興課調整・地域活性化班			担当者	青木 隆行		
	TEL	018-860-1851	メールアドレス		510-228@pref.akita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	秋田県	事業名	畑地化促進排水事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0504
事業制度化 の目的	園芸作物や畑作物の生産拡大を図るため、園芸メガ団地などを対象に、水田畑地化のための基盤整備を実施する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 農業法人等が園芸作物などを作付けする農地でのモミガラ等による補助暗渠施工の実施に対して助成をする。</p> <p>2 採択基準等 ①区画整理済みで、本暗渠が機能している水田であること。 ②施工翌年度までに水稲以外の作物の作付けが確実であること。 (但し、対象作物と水稲のブロックローテーションを行う場合は、施工後3年以内に対象作物を作付けすること)</p> <p>3 事業主体 農業法人、集落営農組織、認定農業者</p> <p>4 補助率 1/3以内</p>						
問合 先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課農地整備班			担当者	山本 一貴	
	TEL	018-860-1824	メールアドレス	Yamamoto-Kazuki@pref.akita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	秋田県	事業名	県単農地地すべり対策事業		新規・継続区分	継続	事業番号	0505
事業制度化の目的	地すべり防止区域における災害の未然防止または最小化を図るため、国庫補助対象外の小規模な地すべり防止工事や地すべりを起因として発生した農地・農業用施設等の復旧工事を実施する。							
事業制度創設の背景	同上							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 小規模な地すべり防止工事及び農地・農業用施設等の復旧工事</p> <p>2 採択基準 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等であること。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 負担区分 県:100%</p>							
問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災班			担当者	齋藤 大樹		
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	Saito-Daiki@pref.akita.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	秋田県	事業名	農業水利管理体制強化支援事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0506										
事業制度化 の目的	農業水利施設の適正な維持管理や更新整備、災害時の対応等が円滑に実施できるよう、土地改良区への地区編入を促進する取組や、土地改良区の管理区域外も含めた農業水利管理体制の強化を支援する。																
事業制度 創設の背景	<p>当県では、全農地に占める土地改良区の管理区域の割合は7割弱となっており、それ以外の区域では小規模な水利組合や多面的機能支払交付金活動組織等が農業水利の運営を行っている。こうした中で、近年発生した豪雨災害では、土地改良区は迅速な対応を実施しており、土地改良区の重要性が改めてクローズアップされた。</p> <p>将来にわたって安定した農業用水の確保と地域の安全・安心を担保するためには、土地改良区への地区編入を促進する必要がある。併せて土地改良区のない地域においては、市町村の関与や水利組合等の体制強化を図る必要がある。このため、今後の維持管理や災害時の対応等に備えた管理体制の強化を目的に事業を創設した。</p>																
事業制度 の仕組み等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農業水利管理体制強化計画策定支援事業 市町村が農業水利管理体制強化計画を策定する際に必要な経費に対して助成する。</p> <p>(2) 土地改良区区域拡大支援事業 区域外の安定した農業用水の確保や災害時の体制強化等を目的とし、新たに区域を拡大した土地改良区に対し、初期の事務的経費増嵩に相当する費用について市町村と協調して助成する。</p> <p>2 事業主体 市町村</p> <p>3 負担区分等</p> <p>(1) 農業水利管理体制強化計画策定支援事業 整理費 県:50%、市町村:50% ※農業水利施設の調査等に要する経費 図化費 国:50%、県:25%、市町村:25% ※対象外 ※施設情報等のシステム化(図化・Web化等)に要する経費 区域拡大促進費 県:50%、市町村:50% ※土地改良区の区域拡大の取組要する経費</p> <p>(2) 土地改良区区域拡大支援事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>新たに区域を拡大する面積</th> <th>補助金額(県・市町村合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20ha以上50ha未満</td> <td>7,500円/ha</td> </tr> <tr> <td>50ha以上100ha未満</td> <td>8,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>100ha以上200ha未満</td> <td>9,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>200ha以上</td> <td>2,000千円(据置)</td> </tr> </tbody> </table>							新たに区域を拡大する面積	補助金額(県・市町村合算)	20ha以上50ha未満	7,500円/ha	50ha以上100ha未満	8,000円/ha	100ha以上200ha未満	9,000円/ha	200ha以上	2,000千円(据置)
新たに区域を拡大する面積	補助金額(県・市町村合算)																
20ha以上50ha未満	7,500円/ha																
50ha以上100ha未満	8,000円/ha																
100ha以上200ha未満	9,000円/ha																
200ha以上	2,000千円(据置)																
問合 先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課土地改良指導班			担当者	高柳 龍太											
	TEL	018-860-1832	メールアドレス	Takayanagi-Ryuuta@pref.akita.lg.jp													

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山形県	事業名	地すべり防止施設管理事業(県単)	新規・継続区分	継続	事業番号	0601
事業制度化の目的	<p>地すべり防止法(昭和33年法律第30号。)第7条[地すべり防止区域の管理]及び第27条[地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則]の規定に基づき、地すべり防止区域(法第3条の規定により地すべり防止区域に指定される区域をいう。)全般にわたる管理並びに地すべり防止施設の適正な管理を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>概成地区において、経年劣化により補強・修繕が必要な地すべり防止施設が増加したことから創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地すべり防止施設の適正な維持管理修繕を行ない、地すべりの未然防止を図る次の対策を実施する。 ①地すべり防止施設管理費 概成地区における地すべり防止工事を実施した施設の維持管理・補強・修繕工事等を行う。 ②地すべり防止区域巡視員報酬 概成地区に地すべり防止区域巡視員(地元住民)を委嘱し、日常点検や緊急点検を実施する ③地すべり防止区域緊急対応費 概成地区内で発生した災害復旧事業に該当しない被害について緊急に実施する工事等を行う。</p> <p>2 採択要件 地すべり防止区域(農村振興局所管指定区域内に限る。)</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	山形県農林水産部農村整備課			担当者	高久 匠	
	TEL	023-630-2559	メールアドレス	takakut@pref.yamagata.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山形県	事業名	水田畑地化基盤強化対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0602																																																								
事業制度化の目的	水田農業の振興を図るため、水田を有効に活用し畑作物の本作化に取り組むため基盤整備を実施し、高品質、高収益の畑作物栽培により地域農業の活性化と農家経営の安定を図るため、県負担をガイドラインより高くする。																																																														
事業制度創設の背景	転作田での畑作物の栽培は、湿害等により収量と品質の低下が見られた。栽培作物に適した畑作物の本作化のためのきめの細かい排水対策等の整備が必要であることから創設した。																																																														
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容(整備内容) 基盤造成、暗渠排水、心土破砕、補助暗渠、客土、地下かんがい施設、土壌改良、用排水施設整備、管理省力化支援等に関連する国補助事業の県負担をガイドラインより高くする。</p> <p>2 採択要件 ①事業区域内で転作作物の作付けを5年間行うこと。 ②転作畑対策は実施ほ場のすべてで転作作物の作付けを行うこと。 ③田畑輪換対策は実施ほ場の1/2以上で転作作物の作付けを行うこと。 ④県営事業は受益面積20ha以上とすること。 ⑤団体営事業は受益面積1ha以上とすること。</p> <p>3 事業主体 県、市町村、土地改良区、その他</p> <p>4 負担割合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実施主体</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">転作畑対策</td> <td rowspan="2">県営</td> <td>一般地域</td> <td>50.0%</td> <td>35.0%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>指定地域</td> <td>55.0%</td> <td>31.5%</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">田畑輪換対策</td> <td rowspan="2">県営</td> <td>一般地域</td> <td>50.0%</td> <td>32.5%</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>指定地域</td> <td>55.0%</td> <td>29.0%</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">園芸団地Ⅰ型</td> <td rowspan="2">団体営</td> <td>一般地域</td> <td>50.0%</td> <td>30.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>指定地域</td> <td>55.0%</td> <td>30.0%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">園芸団地Ⅱ型</td> <td rowspan="2">団体営</td> <td>一般地域</td> <td>50.0%</td> <td>22.0%</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>指定地域</td> <td>55.0%</td> <td>22.0%</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般型</td> <td rowspan="2">団体営</td> <td>一般地域</td> <td>50.0%</td> <td>14.0%</td> <td>36.0%</td> </tr> <tr> <td>指定地域</td> <td>55.0%</td> <td>14.0%</td> <td>31.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)指定地域:離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施区域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯</p>							事業	実施主体	区分	国	県	地元	転作畑対策	県営	一般地域	50.0%	35.0%	15.0%	指定地域	55.0%	31.5%	13.5%	田畑輪換対策	県営	一般地域	50.0%	32.5%	17.5%	指定地域	55.0%	29.0%	16.0%	園芸団地Ⅰ型	団体営	一般地域	50.0%	30.0%	20.0%	指定地域	55.0%	30.0%	15.0%	園芸団地Ⅱ型	団体営	一般地域	50.0%	22.0%	28.0%	指定地域	55.0%	22.0%	23.0%	一般型	団体営	一般地域	50.0%	14.0%	36.0%	指定地域	55.0%	14.0%	31.0%
事業	実施主体	区分	国	県	地元																																																										
転作畑対策	県営	一般地域	50.0%	35.0%	15.0%																																																										
		指定地域	55.0%	31.5%	13.5%																																																										
田畑輪換対策	県営	一般地域	50.0%	32.5%	17.5%																																																										
		指定地域	55.0%	29.0%	16.0%																																																										
園芸団地Ⅰ型	団体営	一般地域	50.0%	30.0%	20.0%																																																										
		指定地域	55.0%	30.0%	15.0%																																																										
園芸団地Ⅱ型	団体営	一般地域	50.0%	22.0%	28.0%																																																										
		指定地域	55.0%	22.0%	23.0%																																																										
一般型	団体営	一般地域	50.0%	14.0%	36.0%																																																										
		指定地域	55.0%	14.0%	31.0%																																																										
問合せ先	部局名	山形県農林水産部農村整備課			担当者	荒木 智弥																																																									
	TEL	023-630-2502	メールアドレス	arakitomy@pref.yamagata.jp																																																											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山形県	事業名	県営土地改良事業計画設計事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0603
事業制度化の目的	<p>県営又は団体営事業として実施する各事業の施行予定地区の計画設計を行い、土地改良事業計画書を作成する事業に補助する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>創設当時(昭和52年)は、計画設計に関する国庫補助事業がなく、新規事業に取り組む際は、申請者の負担で土地改良事業計画書を作成していたため、負担軽減を図る目的で本制度を創設した。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 2の事業に関する「計画設計」業務</p> <p>2 採択要件 国庫補助事業(下記の事業)の採択基準に該当する地区が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水利施設整備事業 ② 農地整備事業 ③ 防災減災事業 ④ 農道整備事業 ⑤ その他(国庫補助に係る事業) <p>3 事業実施主体 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認める団体</p> <p>4 補助率 2の事業の内、②・④:県40% ③:県50% それ以外:県60%</p>						
問合せ先	部局名	山形県農林水産部農村計画課計画担当			担当者	佐々木 英正	
	TEL	023-630-2504	メールアドレス	sasakihide@pref.yamagata.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山形県	事業名	小規模農地等災害緊急復旧事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0604
事業制度化 の目的	大雨や地震等により畦畔崩落や土砂流入により被災した農地等の緊急復旧のための工事や資材購入等に対して助成を行う。						
事業制度 創設の背景	山形県内において、平成30年8月豪雨災害、令和元年6月に発生した地震災害及び台風19号災害では、国庫補助対象外の小規模な農地・農業用施設の被害も多く発生したため、それらに対しきめ細やかな支援を行うべく創設した。						
事業制度 の仕組み	<p>1 事業内容 農地(田又は畑)又は農業用施設(道路、水路、ため池等)の原型復旧のために要する経費(工事費、資材購入費、機械器具レンタル料等及びその他必要と認められる経費)に対し支援を行う。</p> <p>2 採択要件 ①大雨や地震等に起因する畦畔崩落、法面崩落、土砂流入、土砂流出等の農地等被害であること ②農作物被害が生じた又は生じることが見込まれること ③原則、1箇所に係る経費が40万円未満であること ④農地・農業用施設の災害復旧事業(暫定法)の対象外であること</p> <p>3 事業実施主体 市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体、農業者(販売農家)</p> <p>4 補助率等 県:1/3、市町村:1/6</p>						
問合 先	部局名	山形県農林水産部農村整備課			担当者	高久 匠	
	TEL	023-630-2559	メールアドレス	takakut@pref.yamagata.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山形県	事業名	やまがた「人・農地」リニューアル事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0605
事業制度化 の目的	新規就農者や実質化された人・農地プランに位置づけられた担い手が行う、荒廃農地を引き受けて営農するための再生作業、営農定着を総合的に支援する。						
事業制度 創設の背景	新規就農者が営農を開始する場合は優良農地の確保が難しく、荒廃農地を再生して取組む場合が多く、初期投資が負担となり経営安定に支障をきたしている。また、担い手に農地の集積・集約化を図る中で、荒廃農地が弊害となっている。 このため、新規就農者の経済的負担軽減及び担い手の農地集積・集約化を図るため、荒廃農地の再生活動への支援を行う事業を創設した。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 次の荒廃農地の再生利用活動に対し支援を行う。 ①再生作業(農地の障害物除去、深耕、整地、土壌改良等) ②営農定着(苗木や資材等の購入)</p> <p>2 採択要件 ①貸借等によって、再生された農地において5年間以上耕作すること ②事業費が200万円未満であること ③事業実施にあたり、直営施工の作業を含むこと</p> <p>3 事業実施主体 新たに就農する者、認定新規就農者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体</p> <p>4 補助率等 県:1/4、市町村:1/4</p>						
問合 先	部局名	山形県農林水産部農村計画課			担当者	飯野 航	
	TEL	023-630-3373	メールアドレス	iinow@pref.yamagata.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山形県	事業名	がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0606
事業制度化 の目的	高齢化、過疎化が進行している中山間地域における農地保全に関する管理省力化を推進する取組みや、若者など多様な地域の担い手が農地保全活動に参画する仕組みづくりに対して支援する。						
事業制度 創設の背景	中山間地域で農業を継続していく上で、①草刈り等の農地管理作業の負担軽減、②農地を次代に引き継ぐための地域の現状に即した基盤整備の実施、③共同作業(草刈り、泥上げ等)従事者を維持していくため、スマート農業等を活用した管理省力化とそれに取組む地域の担い手育成の推進等の課題があり、これらの課題解決の支援を行う事業を創設した。						
事業制度 の仕組み等	<p>1 事業内容</p> <p>①小規模農地管理省力化機材導入支援 農業者団体が自ら行う農地管理や貸出用として導入するための農地管理省力化機材の導入支援</p> <p>②多様な主体による地域の担い手育成支援 若者等による草刈り隊設立 集落の運営を担う人材を確保していくためのモデル地区での法人化支援</p> <p>③農地管理省力化支援(国の農地耕作条件改善事業に県補助を上乗せ) 農地集積に必要となる小規模な基盤整備と合わせて行う農地管理省力化機材の導入支援</p> <p>2 実施区域</p> <p>事業実施区域は次のいずれかの地域とする</p> <p>①特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法によって指定された地域</p> <p>②農林統計において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域</p> <p>③中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定により山形県知事が特に定めた基準を満たす地域</p> <p>3 事業主体</p> <p>①土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人、農業者が組織する団体、特定非営利活動法人</p> <p>②農業者が組織する団体、特定非営利活動法人</p> <p>③市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人</p> <p>4 補助率等</p> <p>①県:1/3</p> <p>②県定額(草刈り隊設立5万円、法人化支援50万円)</p> <p>③54,59%(国:50,55%、県:4%)</p>						
問合せ 先	部局名	山形県農林水産部農村計画課			担当者	木村 亜喜子	
	TEL	023-630-3189	メールアドレス	kimuraakik@pref.yamagata.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山形県	事業名	農山漁村地域持続的発展活動支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0607
事業制度化の目的	農山漁村の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した、農林漁業者等の新たなチャレンジにより地域の持続的な発展を支える付加価値創出の取組みを促進するため、オーダーメイド型で支援していくもの。						
事業制度創設の背景	本県では多様な地域資源を活用した新たな取組みによる付加価値や雇用を生み出す地域内起業を支援してきており、農林漁業者による6次化の取組みは着実に拡大している。一方で、地域資源の活用は6次化以外の手法による地域づくりや地域活性化の取組みがあることに加え、新たな取組みをより着実に実施するためには機器等の導入も不可欠であった。そのため、6次化のみに範囲を限定せずに、農林漁業者のニーズと地域資源を踏まえた活性化の方向性に応じて、多様な芽だしの取組みを幅広く支援することが必要であると判断された。(R1より実施)						
事業制度の仕組等	1. 事業内容 ①6次産業化への取組み (1)新商品開発 に向けた事業プランづくり (2)加工品・雑貨・小物の試作 (3)商品等成分分析 (4)市場調査 (5)料理・体験メニューの開発 (6)加工品等のデザインやパッケージの開発 (7)試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 (8)地域活性化につながるイベントの企画開発や試行 ※①～③の取組みに必要な最低限度の機器等の導入			②農林水産物生産の取組み (1)伝承作物などの導入の検討・試行 (2)農林水産物の高付加価値化(生産性の向上を含む)のための生産技術の検討・試行(規模拡大を伴うもの) ③その他の取組み (1)木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの生産・活用などの検討・試行 (2)再生可能エネルギーの循環の仕組みづくりの検討・試行 (3)その他、地域資源の具体的な活用方法の検討や商品等の開発・試作など、目的達成のため知事が特に適当と認める事業			
	2. 採択基準、負担率等 ・事業実施主体 (1)県内に住所又は本拠地を有すること。 (2)事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること。 (3)団体にあつては団体の意思を決定する体制が明らかであること。 (4)団体にあつては会計経理が明確であること。 (5)過去に本事業において、同じ部門であり、類型が同じ取組みを実施した者でないこと。 ・事業内容 (1)農林水産業の振興と地域活性化に向けた取組みであること。 (2)地域資源を活用した付加価値の創出や向上に結び付く取組みであること。 (3)事業実施主体にとって付加価値を創出する取組みであること。 ・補助率 (1)ソフト 事業費上限300千円 補助率 2/3(補助金上限200千円) (2)ソフト+ハード (上記に加え)事業費上限1,600千円 補助率 1/2(補助金上限800千円)						
問合せ先	部局名	農林水産部農村計画課			担当者	主事 相澤 優輝	
	TEL	2948	メールアドレス	aizawayu@pref.yamagata.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福島県	事業名	福島県単独農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0701
事業制度化の目的	国庫補助事業の対象とならない小規模な土地改良事業の経費の一部を県が補助し、農業用施設等の整備をきめ細かく行うことにより、地域特性を活かした活力ある農業の展開と農業・農村の多面的機能が発揮されるための環境の改善等を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業種目・採択要件・補助率</p> <p>(1)かんがい排水事業(補助率45%) ア かんがい排水事業施設(用排水路、ため池、取水施設、用排水機)の保全事業 ①受益戸数2戸以上、②維持管理事業でないもの、③揚水機事業では恒久的な施設 イ 農業用用排水路等において、水難事故防止上必要な安全施設を設置する事業 ①受益戸数2戸以上、②当該経費40万円以上</p> <p>(2)農道整備事業(補助率45%) ①受益戸数2戸以上、②農道にあつては延長100m以上500m未満かつ有効幅員3m以上、③橋梁にあつては構造が永久的かつ有効幅員が3m以上の農道橋の架け替え</p> <p>(3)ほ場整備事業(区画整理、用排水路、農道、暗渠排水、客土、換地)(補助率45%) ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満</p> <p>(4)暗渠排水事業(補助率45%) ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満、③完全暗渠であるもの</p> <p>(5)客土事業(補助率45%) ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満</p> <p>(6)ふるさと環境整備事業(補助率50%) ①農業振興地域であり、農業農村整備事業等を実施または実施予定の地域内 ②国道、県道、一級河川に関するものでないこと、③1地区の事業費が500万円以上 ④工種は親水施設(遊水池、自然石護岸工、階段工、魚類保全水路等)、修景保全施設(植栽、カラー舗装、擬木柵等)、連絡道、緑道、広場、その他の特認施設 ⑤工事主体は市町村及びその他知事が適当と認めたもの</p> <p>(7)農地造成改良事業(補助率45%) ア 開墾造成、転換造成及びこれと一体施工を適当とする農地の改良のための事業 ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満 イ 草地の改良または牧道の整備をする事業 ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満、③農道幅員3.0m以上、④工種は起土、整地、土壌改良資材、雑用水施設</p> <p>(8)農業水利施設整備補修事業(補助率50%) ①国、県、団体営事業等で造成された農業水利施設整備の補修 ②当該経費40万円以上</p> <p>(9)水田畑地化対策支援事業(補助率50%) ①過去にはほ場整備事業またはこれに類する基盤整備事業等を実施し、暗渠排水等の地下排水対策がすでに実施されている地区 ②受益戸数2戸以上 ③前年度に麦、大豆等土地利用型作物を連担団地化して作付けた面積が2ha以上</p> <p>(10)水田農業改革支援事業(補助率50%) ①上記事業(1)～(5)の該当事業における採択要件を満たす ②受益地内に、地域水田農業ビジョンで振興する作物として位置付けられた地域振興作物が計画されている ③土地利用型作物の場合:大豆・麦・そば・飼料作物 おおむね1ha以上 ④園芸作物の場合:露地栽培 おおむね50a以上、施設栽培 おおむね20a以上 *事業実施期間は1年以内とする。</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区、その他</p>						
問合せ先	部局名	福島県農林水産部農村振興課			担当者	蛭田 美紅	
	TEL	024-521-7416	メールアドレス	hiruta_miku_01@pref.fukushima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福島県	事業名	福島県単独調査設計事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0702
事業制度化 の目的	農業生産性の向上や居住環境の改善を図るため、農地及び水利等に関する生産基盤の整備や、農村における生活環境の整備を行う各種農業農村整備事業の円滑かつ的確な実施に必要な調査計画等を行う。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度 の仕組み等	<p>1 事業内容 国庫補助を受ける農業農村整備事業の事業採択に必要な調査計画を行い、事業計画を策定する。</p> <p>2 対象地域(採択要件) ①国庫補助を受ける農業農村整備事業の実施を予定している地区 ②各種国庫補助調査事業等により実施しない地区 例:ほ場整備事業の1年目調査</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>4 補助率 60%</p>						
問合 先	部局名	福島県農林水産部農村計画課			担当者	味戸 宏樹	
	TEL	024-521-7406	メールアドレス	ajito_hiroki_01@pref.fukushima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福島県	事業名	福島県管理施設維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0703
事業制度化の目的	海岸保全区域および地すべり防止区域の保全を図るため、防護施設等の整備を実施してきたが、近年施設の老朽化による機能低下等が見られることから、これら施設の機能回復・維持等、区域内の適正な管理を行い、今後も継続的に地域の保全を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容と対象地域</p> <p>(1) 地すべり防止区域</p> <p>①概成区域維持管理業務 ②概成区域維持管理工事 ③防止区域指定調査 ④その他、地すべり等防止法第7条に基づく管理で、管理上必要と認められるもの</p> <p>(2) 海岸保全区域</p> <p>①維持管理業務 ②維持管理工事 ③その他、海岸法第5条に基づく管理で、管理上必要と認められるもの</p> <p>2 採択要件 海岸保全区域及び地すべり防止区域内の県管理施設とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 100%</p>						
問合先	部局名	福島県農林水産部農村基盤整備課			担当者	安田 亮平	
	TEL	024-521-7418	メールアドレス	_yasuda_ryouhei_01@pref.fukushima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	湛水防除施設管理費補助	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0801
事業制度化 の目的	<p>県営湛水防除事業により造成された施設は、農地の湛水防除以外にも効果を有する公共的施設であるため、管理費の一部を補助する。</p>						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容・対象経費補助限度額等 湛水防除事業により造成された湛水防除施設(排水機場)の維持管理に要する経費のうち、最大契約電力に400円(特別高圧農事用電力で契約している施設の場合は390円)を乗じた額以内</p> <p style="text-align: center;">令和3年度:最大契約電力×400円(特別高圧農事用電力の場合は390円)×0.7</p> <p>2 補助要件等 湛水防除事業により造成され、市町村等が管理する湛水防除施設(排水機場)であること。</p> <p>3 事業主体(対象団体) 市町村、土地改良区及び土地改良区連合</p>						
問合 先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課			担当者	雨貝	
	TEL	029-301-4142	メールアドレス	sa.amagai@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	県単土地改良事業 (農業生産基盤整備事業)		新規・継続 区分	継続	事業 番号	0802
事業制度化 の目的	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修など、農業生産基盤の整備を実施することにより、営農の効率化と農業の振興を図る。また、生活に関連した農道整備やため池等の生態系保全施設を整備することにより、やすらぎとおいのある快適な農村空間の形成を図る。							
事業制度 創設の背景	国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備並びに農村の環境整備を推進し、農業の振興を図る。							
事業制度 の仕組み等	1 事業内容・採択基準・補助率等							
					補助率		採択要件	
					受益面積	その他の要件	備考	
			県費	地元				
	1. 農業生産基盤整備事業							
	(1)一般地帯型	国補事業対象以外の小規模な生産基盤の整備	37.5 (40)	62.5 (60)	5〔3〕ha ～20ha			〔 〕書きは山間部 ()ほ場整備
			42.5 (45)	57.5 (55)	5〔3〕ha ～20ha			上記のうち事業完了後に水田の転換が行われるもの
	(2)山間急傾斜地帯型	山間部の農業振興のため、指定地域(別表)を対象に国補事業対象以外の小規模な生産基盤の整備	47.5 (50)	52.5 (50)	1ha～20ha	指定地域内		()ほ場整備
			52.5 (55)	47.5 (45)	1ha～20ha			上記のうち事業完了後に水田の転換が行われるもの
	(3)畑地基盤対策特別パイロット型	畑の区画整理を行う、次のいずれかを満たす地区 ア 15%以上の農地流動化計画がある イ 畑かんによるブロックローテーションの営農計画がある	40	60	20ha以下	畑地率50%以上		
	(4)地域水田緊急整備型	(1)一般地帯で同一集落内で2工種以上を行う	37.5	62.5	5〔3〕ha ～20ha			〔 〕書きは山間部
		(2)指定地域(山急地帯)で同一集落内で2工種以上を行う	47.5	52.5	1ha～20ha	指定地域内		
	(5)土地改良施設緊急整備補修型	災害以外の原因により機能が損なわれた土地改良施設の補修	25	75				
	(6)ため池整備型	堤とう及びその付帯施設の改良、池敷の改良等	50	50		ため池整備台帳に登載されたもの		
	(7)用水障害対策型	農業用水に障害をきたし、かんがい施設の新設若しくは改良を行う事業又は行った事業 (1)河床の変動 ア 障害要因が自然的なもの イ その他(人為的) (2)水質汚濁	50 2/3 50	50 1/3 50				事業費は、事業を実施した地区にあっては査定額
(8)防災安全施設型	土地改良施設での転落事故等の未然防止を図るための整備	50	50	-	土地改良事業により造成された施設を対象			
(9)防災減災施設型	湛水防除施設の小規模な補修や耐震化の整備	50	50	-	湛水防除事業により造成された施設。事業費5,000万以下			
2 事業主体								
市町村、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認める者								
問合せ先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課			担当者	山本		
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	ma.yamamoto@pref.ibaraki.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	土地改良施行予定地区計画調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	0803
事業制度化の目的	農業農村整備事業の円滑な推進を図るため、調査設計に係る費用を補助する。						
事業制度創設の背景	調査・計画策定期間が複数年にわたることから、国事業の活用に合わせて、事業の計画的・効率的な推進を図る必要がある。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)計画調査 県営土地改良事業(かんがい排水、畑総、経営体、防災、農道、その他)施行予定地区に係る計画調査、経営体、畑地整備等にあつては換地の事前調査を含む</p> <p>(2)田園環境整備計画策定 環境に配慮した事業計画を策定するための施工予定地区にかかわる生態系等の調査等</p> <p>(3)産地育成畑地整備促進事業 畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率</p> <p>(1)計画調査 県: 地元=50:50</p> <p>(2)田園環境整備計画策定 県: 地元=1/3:2/3</p> <p>(3)産地育成畑地整備促進事業 県: 地元=3/4:1/4</p>						
問合せ先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課			担当者	田村	
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	y-tamura@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	県単土地改良事業調査設計費	新規・継続区分	継続	事業番号	0804
事業制度化の目的	農業農村整備事業の円滑な推進を図るため、調査設計に係る費用を補助する。						
事業制度創設の背景	国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備及び農村の環境整備を推進し、農業の振興に資する。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県単土地改良事業の調査設計</p> <p>2 採択基準等 事業費10万円以上</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 県:地元=50:50</p>						
問合せ先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課			担当者	山本	
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	ma.yamamoto@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	水田水質保全対策モデル事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0805
事業制度化の目的	霞ヶ浦流域の水田において、土地改良施設を活用した霞ヶ浦への流出負荷を軽減する取組を推進し、農村地域における水質保全への取組の定着を図る。						
事業制度創設の背景	霞ヶ浦流域では農地が約3割を占め、流出負荷(T-N)の約2割が農地からの流出という調査結果があることから、農地における流出負荷を軽減する対策が必要である。 農地の水質保全の対策としては、過多の施肥量を抑える等の営農面での取組が必要である一方、土地改良施設を活用し、水管理の高度化による節水等により、霞ヶ浦への負荷流出を軽減する取組も効果的であり、この普及と定着を推進していく必要がある。						
事業制度の仕組等	<p>1 水質保全対策整備事業(H30～R2)</p> <p>(1)事業内容:既存の土地改良施設を用いた水質保全対策を行うために必要な施設の改修等を支援。 (取組例)水管理の改善(節水)等</p> <p>(2)事業主体:土地改良区</p> <p>(3)事業期間:1ヶ年/地区(初年度のみ)</p> <p>(4)補助率:10/10</p> <p>(5)1地区当たりの補助対象経費:7,000千円を上限</p> <p>2 水質保全対策運用事業(H30～R3)</p> <p>(1)事業内容:整備事業で構築した施設を用いて行う水質保全対策の運用や関係者への意識啓発活動に必要な経費を支援。</p> <p>(2)事業主体:土地改良区</p> <p>(3)事業期間:3ヶ年/地区</p> <p>(4)補助率:10/10</p> <p>(5)1地区当たりの補助対象経費:2,000千円を上限</p>						
問合せ先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課			担当者	森田	
	TEL	029-301-4150	メールアドレス	to.morita@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	ICT等新技術調査・検討事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0806
事業制度化の目的	各研究機関等において技術開発しているICT等新技術を活用した水管理の省力化技術について、県内への導入・普及のために必要な調査や検討を行う。						
事業制度創設の背景	<p>運営基盤の強化に向けた土地改良区の合併が進む中、今後は、広域に分散する施設を、少数の職員で効率的に管理を行うことが出来る体制の整備が求められている。</p> <p>また、今後ますます進むと考えられる担い手の経営規模の拡大にあわせて、ほ場の水管理労力や用排水施設の管理労力の削減を図る取組を進めていくことが重要となってきた。</p>						
事業制度の仕組等	<p>ICT等新技術調査・検討事業(H30～)</p> <p>(1) 事業内容: 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と連携し、ICT等を活用した水管理省力化技術の段階的導入に向けた調査検討を進める。</p> <p>(2) 事業主体: 県</p> <p>(3) 補助率: 県100%</p>						
問合先	部局名	農林水産部農地局農村計画課			担当者	矢口	
	TEL	029-301-4150	メールアドレス	ko-yaguchi@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	農業集落排水施設接続支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0807
事業制度化の目的	湖沼(霞ヶ浦・涸沼・牛久沼)等公共用水域の水質保全のため、農業集落排水施設への接続補助に取り組む市町村に対して支援することにより、より一層の接続促進を図る。						
事業制度創設の背景	公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設への接続率の向上が求められている。特に霞ヶ浦流域の接続率は県平均により低く、より一層の接続を促進する必要がある。						
事業制度の仕組み	<p>1 事業内容 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設に接続することを目的として宅地内配管を設置する工事に対し補助する市町村に対し、補助金を交付する。</p> <p>2 事業主体(補助対象者) 市町村</p> <p>3 補助要件等</p> <p>(1)補助対象: 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、農業集落排水施設の供用開始後3年以内の接続、さらに、霞ヶ浦流域限定で、供用開始後4年目以降も対象(平成30年度以降供用開始を除く)</p> <p>(2)対象経費: 対象事業の実施に要する経費</p> <p>(3)補助限度額</p> <p>①市町村が交付する額の1/2以内(1戸当たり2万円を限度)</p> <p>②さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上の高齢者または18歳未満の児童のいる世帯」のうち世帯年収600万円未満※の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助。 ※ 世帯年収は目安であり世帯構成等により異なる。</p> <p>③)ただし、財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率を90%</p>						
問合せ先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課			担当者	青木	
	TEL	029-301-4259	メールアドレス	sh.aoki@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	ふるさと農道整備事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0808
事業制度化 の目的	地域が対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農業農村の振興と定住環境の改善を目的とした、地方財政措置を活用する地方単独事業である。集落間又は集落と基幹的道路もしくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等を行う。						
事業制度化 の背景	同上						
事業制度化 の仕組み等	<p>1 事業内容 集落間又は集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設・改良等を行う。</p> <p>2 採択基準等 ①受益面積: 50ha(過疎・山振地帯30ha)以上 ②全幅: 4m以上 ③総事業費: 6000万円以上</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県: 地元 = 70:30</p>						
問合 先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課			担当者	内田	
	TEL	029-301-4259	メールアドレス	t-uchida@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	中山間地域農業基盤整備促進事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0809
事業制度化 の目的	生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。						
事業制度 創設の背景	中山間地域は、平坦地のような効率的な経営の規模拡大が困難であること、米価下落等により米作りをあきらめる農家が増えてきていることから、耕作放棄地が増加している。そのため、中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する必要がある。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 畦畔除去(段差修正・簡易整地含む)、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等の整備</p> <p>2 採択要件 ①対象地域:中山間地域等直接支払制度の対象地域 (日立市、古河市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、坂東市、稲敷市、桜川市、行方市、城里町、大子町、利根町) ②事業要件:1ha未満の農地、2名以上の地権者</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、農業協同組合、その他相当と認める団体</p> <p>4 補助率 県:62.5%、市町:22.5%、地元:15.0%</p>						
問合 先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課			担当者	酒井	
	TEL	029-301-4259	メールアドレス	ma.sakai@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	農地集積基盤整備推進事業費補助	新規・継続区分	継続	事業番号	0810
事業制度化の目的	経営体への農地の利用集積を促進するため、貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を、県が市町村に補助する。						
事業制度創設の背景	ほ場の大区画化と経営体への農地の集積を一体的に行う基盤整備事業を契機として、地域農業の担い手となる経営体の育成を推進する必要があるため。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容(対象事業) 経営体育成基盤整備事業と畑地帯総合整備事業において、県が市町村を通じて貸し手農家の事業分担金の一部を補助する。</p> <p>2 採択要件(補助要件) ※現在、継続地区のみであり、新規採択は行っていない。</p> <p>①受益面積 経営体育成基盤整備事業：おおむね40ha以上であること。 畑地帯総合整備事業：おおむね20ha以上であること。</p> <p>②経営面積率 経営体育成基盤整備事業：おおむね40%以上となること。 畑地帯総合整備事業：おおむね20%以上となること。</p> <p>③大区画化率 経営体育成基盤整備事業におけるほ場の大区画化率が完了時におおむね50%以上となること(条件不利地域は連担団地を含む)。</p> <p>④流動化率 畑地帯総合整備事業における経営体への土地流動化率が完了時におおむね20%以上となること。</p> <p>⑤利用権設定 6年以上の賃借権設定、又は3年以上の基幹的農作業(3作業(畑地は2作業)以上)を受託。</p> <p>⑥経営体の要件 認定農業者、認定農業者となることが確実と見込まれる経営規模3ha以上の農業者、農業生産法人、法人化が見込まれる集落営農組織</p> <p>3 事業主体(対象団体) 市町村</p> <p>4 補助率等 県：55~70%、市町村：20・25%、貸し手：10~20%、</p>						
問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課			担当者	高場	
	TEL	029-301-4235	メールアドレス	s.takaba@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	農業水利施設強靱化促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0811
事業制度化の目的	<p>農業従事者の高齢化や人口減少による管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設に対し、施設管理者と地域住民の協働による保全管理体制の構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査・検討などに要する費用を補助する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>県内には、国営・県営事業等で造成された農業水利施設(ため池除く)が、約8千箇所存在し、農業生産を支えるとともに、豊かな水環境の創設や地域の防災・減災にも大きな役割を担うなど、地域資源としての重要性が高まっている。一方で、これまで農家による維持・保全活動によって管理されてきた施設が、農業従事者の高齢化や農家人口減少による管理体制の脆弱化が問題となっており、施設管理者への支援体制の強化が求められている。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1)施設監視支援 県内全域の農業水利施設の強靱化に資するための以下の事業 ①施設監視マニュアル等技術指針の作成 ②監視箇所の選定や監視方法、監視効果の検証方法をまとめた図書類の作成 ③管理体制強靱化の要する技術体系の構築に資する各種調査、研修等 (2)保全管理強化 機能診断や機能保全対策、管理台帳整備、水利用再編に関する検討・調査等</p> <p>2.採択要件 (1)施設監視支援 受益面積20ha以上の県営造成施設を対象 (2)保全管理強化 ①事業主体が県の場合は、受益面積20ha以上の県営事業を実施中又は完了後間もない県営造成施設(事業主体を県とする機能診断や機能保全対策の実施については、個別施設計画が策定済みであり、且つ、県営事業を実施中に限る。) ②事業主体が施設管理者の場合、受益面積100ha以上、かつ個別施設計画が策定済みの県営造成施設</p> <p>3 事業主体 施設監視支援: 県 保全管理強化: 県又は施設管理者</p> <p>4 負担割合 施設監視支援 県:100% 保全管理強化 県:75% 地元25%</p>						
問合せ先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課			担当者	大野	
	TEL	029-301-4224	メールアドレス	noseil@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	畑地かんがい営農確立普及事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0812
事業制度化 の目的	<p>実証試験結果等により畑地かんがい効果を広く農業者に対し普及啓発を行い、畑地かんがい施設整備への機運を高め、用水を活用した収益性の高い安定的な畑地かんがい営農を地域に確立させ、農業生産性向上や農業者所得の増加を図る。</p>						
事業制度 創設の背景	<p>本県では国営事業等により農地への安定水源を確保しているが、畑においては、かんがい用水の活用が遅れている状況にある。</p>						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 (1) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業 簡易な実証ほ場を設置し、用水活用によるかん水効果の期待できる高収益作物の導入の可能性を検討する。 (2) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業 野菜作を対象とした実証ほ場を設置し、水利用技術・作物栽培管理技術の確立とその普及啓発を図る。 (3) 畑地かんがい営農普及推進事業 上記実証ほ場実施地区内の関係者で「畑かん研究会(仮)」を設置し、研修会等を通じて実証結果を周辺地域や地域農業者へ情報提供を行い、畑地かんがい営農の普及啓発を図る。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 (1) (3) 県: 100% (2) 国: 50%、県50%</p>						
問合 先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課国営事業推進室			担当者	下平	
	TEL	029-301-4241	メールアドレス	t.shimodaira@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	茨城県	事業名	水田畑地化推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0813
事業制度化の目的	水田を畑地化するために必要な整備等を行い、高収益作物へ営農を転換することで、農家の収益性向上、競争力のある農業経営の実現を目指す。						
事業制度創設の背景	米価下落による中小規模の米農家の経営体力は低下しており、今後はTPP交渉やEPA交渉による国際的な価格競争の激化が予想され、離農や耕作放棄地の増加が懸念される。また、過剰作付が全国的にも問題となっており、そのような中、平成30年度から生産調整の見直しが行われることから、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換を推進していく必要がある。						
事業制度化の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)畑地化基盤整備事業 水田の畑地化に必要な用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去等を実施</p> <p>(2)畑地化調査・調整事業 土地利用・作付調整・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動、関係機関との調整や調査活動</p> <p>(3)畑地化指導事業 高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業</p> <p>2 採択基準等 水田受益面積 1ha以上 20ha未満かつ畑地化面積 1ha以上 ※中山間地域は0.5ha以上 10ha未満かつ 畑地化面積 0.5ha以上</p> <p>3 事業主体</p> <p>(1)畑地化基盤整備事業・・・市町村、土地改良区、JA、農業法人 等</p> <p>(2)畑地化調査・調整事業・・・市町村、土地改良区、JA、農業法人 等</p> <p>(3)畑地化指導事業……………県</p> <p>4 補助率等</p> <p>(1)畑地化基盤整備事業……………県 62.5%、地元 37.5%</p> <p>(2)畑地化調査・調整事業……………県 50%、地元 50%</p> <p>((3)畑地化指導事業……………県 100%</p>						
問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課			担当者	高場	
	TEL	029-301-4235	メールアドレス	s.takaba@pref.ibaraki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	栃木県	事業名	県単独農業農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0901																					
事業制度化の目的	本県農業農村の持続的な発展を図るため、小規模な農用地及び農業用施設等を対象とした農業生産基盤の整備や生活環境・農村環境の整備、さらには地域資源の保全・継承に向けた整備等への支援を行う。																											
事業制度創設の背景	国庫補助事業の対象とならない小規模な農用地及び農業用施設等において、早急な対策が必要となったことから創設された。																											
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容（補助対象事業）</p> <p>①農業生産基盤整備（かんがい排水施設整備、圃場整備、農道整備、農作業条件整備） ②農村生活環境整備（農村公園、施設周辺整備、集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、水質保全施設） ③農業用施設管理（農地防災整備、施設機能維持回復、管理省力化施設整備） ④地域資源保全（農村景観形成、伝統的農業用施設整備、生態系保全施設整備、未利用資源利活用施設整備）</p> <p>2 採択基準</p> <p>①主たる対象地域 農業生産基盤整備事業及び農業用施設管理事業：農振農用地区域 農村生活環境整備事業及び地域資源保全事業：農振地域の集落</p> <p>②受益戸数2戸以上を対象として実施するものであること。 ③国の補助に係る土地改良事業等の一部を分割して実施しようとする事業は補助の対象としない。 ④原則として当該年度内に完了する単年度事業とする。 ⑤維持管理に属する事業については、毎年恒常的にかかる経費は補助の対象としない。 ⑥直営施工による事業も補助の対象とする。 ⑦中古品である機械器具は補助の対象としない。 ⑧事業の実施に要する経費が総額で30万円以上であること。 ⑨農業生産基盤整備事業及び農業用施設管理事業については受益面積が1.0ha以上であること。</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、その他</p> <p>4 負担割合(%)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>県</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業生産基盤整備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 農道</td> <td>40～20 (50～30)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td> 農道以外</td> <td>35 [45]</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>農村生活基盤整備</td> <td>50</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>農業用施設管理</td> <td>35 <50></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>地域資源保全</td> <td>50</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () : 過疎・山振 [] : 林野率50%以上の地域 < > : 農地防災 採要件となっている。</p>							事業名	県	市町	農業生産基盤整備			農道	40～20 (50～30)	20	農道以外	35 [45]	20	農村生活基盤整備	50	20	農業用施設管理	35 <50>	20	地域資源保全	50	20
事業名	県	市町																										
農業生産基盤整備																												
農道	40～20 (50～30)	20																										
農道以外	35 [45]	20																										
農村生活基盤整備	50	20																										
農業用施設管理	35 <50>	20																										
地域資源保全	50	20																										
問合先	部局名	農政部 農地整備課 水利保全担当			担当者	阿久津 洋貴																						
	TEL	028-623-2359	メールアドレス	akutsuh05@pref.tochigi.lg.jp																								

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	栃木県	事業名	県営農業農村整備事業計画調査(県単)	新規・継続 区分	継続	事業 番号	0902
事業制度化 の目的	<p>県営農業農村整備事業の計画的・効率的な推進を図るため、ほ場整備事業やかんがい排水事業等の事業化に必要な基礎調査・概略測量、計画設計、計画概要書の作成、地区内農地等状況調査などを行う。</p>						
事業制度 創設の背景	<p>県営農業農村整備事業の実施にあたり、その前段となる調査・計画策定期間が複数年にわたることから、国庫補助事業を活用するとともに、事業の計画的・効率的な推進を図るために創設された。</p>						
事業制度 の仕組み等	<p>1 調査計画の内容 県営農業農村整備事業を開始するために必要な事項で次に掲げる内容 ①基礎調査・概略測量 ②計画設計 ③費用対効果の分析 ④概算事業費の算定 ⑤事業計画書の作成 ⑥地区内農地等状況調査 ⑦その他</p> <p>2 対象事業 国庫補助の対象となる県営農業農村整備事業のうち、次に掲げる事業 ①かんがい排水事業 ②ほ場整備事業 ③畑地帯総合整備事業 ④農地防災事業 ⑤農村振興総合整備事業 ⑥中山間地域総合整備事業 ⑦その他</p> <p>3 調査計画期間 おおむね3年</p> <p>4 調査主体 県、市町</p> <p>5 負担割合 県:50% 市町:50%</p> <p>※【参考】国庫補助の伴う県営計画調査事業 県:国庫補助残の50% 市町:国庫補助残の50%</p>						
問合 先	部局名	農政部 農地整備課 調査計画担当			担当者	鈴木 匠	
	TEL	028-623-2360	メールアドレス	suzukit33@pref.tochigi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	群馬県	事業名	小規模農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1001
事業制度 の目的	担い手等が安定した所得を確保し、農業が魅力ある産業としての発展を図るために、市町村等が取り組む持続的な生産を支える基盤・環境づくりをきめ細やかに支援することにより、地域農業の健全な発展と農村の振興を図り、もって食料の安定供給と農業・農村が持つ多面的機能の発揮に資する。						
事業制度 創設の背景	補助事業で対応できない受益地区及び事業内容に対して、農業の振興に必要な不可欠な農地等の整備を行う要望が強く、群馬県土地改良関係単独事業として1963年に創設された。						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容・補助率 国の補助事業で対応できない受益地区及び事業内容を対象とし、次の内容で実施。</p> <p>(1) 農業生産基盤保全整備 ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備する事業であって、地域農業の維持及び振興を図る。 【補助率】 40% 但し、上記のほか、事業完了3年後までに担い手等への農地利用集積率を10%以上増加を図る場合は50%</p> <p>(2) 農村地域保全整備 農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善する事業であって、農村の集落機能の維持及び強化を図る。 【補助率】 1/3 但し、災害復旧は 農地50%、 農業用施設65%、 環境保全対策調査は50%</p> <p>(3) 特別対策 鳥獣害防止施設等を整備する事業であって、地域農業が抱える課題解決を図る。 【補助率】 40% 【事業費の上限】 30,000千円以下／地区 災害復旧は400千円未満／箇所 【事業費の下限】 事業主体が市町村 2,000千円以上／地区、市町村以外 500千円以上／地区 ただし、災害復旧事業は130千円以上／箇所、環境保全調査は下限なし</p> <p>2 事業主体 市町村・土地改良区等</p>						
問合せ 先	部局名	群馬県農政部農村整備課計画評価係			担当者	中島 洋	
	TEL	027-226-3154	メールアドレス	nakajima-hi@pref.gunma.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	群馬県	事業名	ため池緊急防災減災対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1002
事業制度化の目的	地震や豪雨等の自然災害に対し脆弱で、危険性が高い小規模なため池について、緊急的に整備し、下流地域の防災・減災を図る。						
事業制度創設の背景	県内の農業ため池の多くは、明治時代以前に築造されたものであり、地震や豪雨等に対する現行の安全基準を満たしていないものも数多く存在しており、その対策が急務となっているため本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容等 堤体、洪水吐、取水施設(斜樋、底樋)、護岸、管理道、防護柵、浚渫、その他改修が必要な附帯施設を整備する。但し、高度な技術を要しない防護柵等の簡易な施設のみの整備は不可とする。</p> <p>2 採択基準 以下のいずれかに該当し、原則として事業費が8,000千円以上のもの。 ①原則、国庫補助事業で実施できない老朽ため池の対策工事(受益面積が10ha(中山間地域にあつては5ha)未満のもの。ただし、漏水の発生等により、緊急に改修が必要なため池は除く。) ②「防災重点ため池」に位置づけられたため池の耐震及び豪雨対策工事 ※本事業では、計画設計と工事に分割して採択することとする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 75%</p>						
問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課整備係			担当者	福田良和	
	TEL	027-226-3160	メールアドレス	fukuda-y@pref.gunma.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	群馬県	事業名	地すべり防止区域保全対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1003
事業制度化の目的	地すべり防止施設の維持補修と観測体制の整備を行い、適正に保全することで、安全で災害に強い農村づくりの推進を図る。						
事業制度創設の背景	地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、地すべり等防止法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、地すべり等防止法第27条により、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とすることから創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容等 地すべり防止区域内で実施する次に掲げる対策を対象とする。</p> <p>(1)維持管理補修工事 施設機能低下の主な原因である水抜きボーリング孔の目詰まりの解消や施設の保全等を行う。</p> <p>(2)地すべり観測機器の観測 地下水位観測孔に自己水位計を設置し、地下水位の観測、地すべりの挙動の把握を行い、監視体制を強化する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 100%</p>						
問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課整備係			担当者	福田良和	
	TEL	027-226-3160	メールアドレス	fukuda-y@pref.gunma.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	群馬県	事業名	基幹農業水利施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1004
事業制度化の目的	<p>群馬県では、広い受益を持つ4箇所(太田頭首工、邑楽頭首工、南牧頭首工、根利川頭首工)の頭首工を管理している。近年、局地的な豪雨等の異常気象が増えており、今まで以上に緊急の事態に備える必要が生じている。また、施設管理者に対しても更なる安全管理の徹底が求められている。</p> <p>このことから、緊急の事態に迅速な対応ができるように県単独事業を創設して頭首工の管理を充実させる。</p>						
事業制度創設の背景	<p>異常天然現象に伴う災害や事故の発生に対し、必要により緊急に対応しなくてはならない応急措置的な工事などを実施することも想定されるため創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 群馬県が管理する4箇所(太田頭首工、邑楽頭首工、南牧頭首工、根利川頭首工)で行う次の事項を実施する。</p> <p>(1)緊急時対応 災害時の土嚢の設置工事や、事故発生時の応急措置など行う。</p> <p>(2)維持管理の充実 補助事業(基幹水利施設管理事業)で対応できない箇所の施設補修や、調査、機材の整備等を行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 100%</p>						
問合せ先	部局名	群馬県農政部農村整備課			担当者	新津 未来	
	TEL	027-226-3157	メールアドレス	niitsu-a@pref.gunma.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	埼玉県	事業名	県費単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1101
事業制度化の目的	<p>国庫補助の対象とならない小規模な農業生産基盤や、災害を未然に防止するために必要な農業用排水施設などの農村環境基盤を整備する市町村・土地改良区に対し、事業費を補助して、農業生産性の向上と地域農業の活性化を図り、農業者の営農意欲の向上や安心して打ち込める農業経営の実現を通じて、農村社会の良好な発展に資する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>国庫補助事業等の対象とならない小規模な農用地や農業用施設等に対し、早急な対策が必要となったことから創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) かんがい排水事業 農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行うための事業 (用・排水路、揚・排水機場、頭首工、パイプライン、安全施設、ため池等)</p> <p>(2) ほ場整備事業 農地等につき行う区画整理事業及びそれと相当の関連がある他の事業 (区画整理、道路、用排水路、暗渠排水等)</p> <p>(3) 農道整備事業 農道の 신설又は変更を行うための事業等</p> <p>2 採択基準</p> <p>(1) かんがい排水事業 受益面積2ha以上（山村丘陵地域及びため池においては1ha以上） 但し、山村地域保全に対応する事業は、受益面積のうちおよそ50%以上が農振農用地に存すること</p> <p>(2) ほ場整備事業 受益面積5ha以内（暗渠排水、客土は単独実施可能）</p> <p>(3) 農道整備事業 受益面積2ha以上（山村丘陵地域においては1ha以上）、1路線の延長1,000m以内かつ有効幅員2m（山村丘陵地域においては幅員1m）以上5m以下</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>4 補助率 原則として事業費の33%（ほ場整備事業で暗渠排水等のみ実施の場合は30%）以内 但し、(1)かんがい排水事業の内安全施設の設置については事業費の50%</p> <p>5 事業費 1地区当りの事業費50万円以上 但し、安全施設の設置等に係るものはこの限りでない。</p>						
問合せ先	部局名	埼玉県農林部農村整備課			担当者	飯島	
	TEL	048-830-4351	メールアドレス	a4330-07@pref.saitama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	埼玉県	事業名	防災減災緊急対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1102
事業制度化の目的	農業水利施設(ため池等)のうち、想定被害が甚大な施設で、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要がある施設について、調査・計画の策定等を進める。						
事業制度創設の背景	管理者である市町村等の農業用ため池の一斉点検の結果、整備の必要性の有無について優先的な判定を要する農業用ため池が選定され、早期に耐震調査等を実施し、耐震対策を講じるべきため池を選定する必要があるため。国補助が厳しく、詳細耐震調査が進まない状況にあり、耐震調査の結果、整備が必要と判断されたため池についても、整備計画の策定が行えない状況であったため、本事業を創設し、国費に頼ることなく耐震詳細調査や整備計画策定を行うこととした。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 防災減災事業緊急調査(県営) 地震に対する安全度が不足し、防災減災の見地から緊急的に対策を講じる必要がある基幹的な農業水利施設(ため池等)について、詳細な施設検討を行い、事業計画書の作成等を行う。</p> <p>(2) 防災減災事業緊急調査(団体営) 「ため池一斉点検」で、整備の必要性を優先的に判断しなければならないため池として選定された耐震詳細調査が未了な施設や、小規模な農業水利施設で河川管理者から指摘があるなどの緊急に対応しなければならない施設について、防災減災の見地から、施設管理者に対し減災事業実施のための調査費を補助する。</p> <p>2 採択基準</p> <p>(1) 防災減災事業緊急調査(県営) ①地震対策ため池防災工事に準じ、事業規模が県営規模のもの。(防災受益面積が概ね7ヘクタール以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上であって、かつ受益面積が2ヘクタール以上のもの。) ②地震に対する安全度が不足し、防災減災の見地から緊急的に対策を講じる必要がある基幹的な農業水利施設(ため池等)であること。</p> <p>(2)防災減災事業緊急調査(団体営) ①地震対策ため池防災工事に準じ、事業規模が(1)以外の団体営規模のもの。 ②「ため池一斉点検」で、整備の必要性を優先的に判断しなければならないため池として選定されているもの。</p> <p>3 事業主体 (1)については県 (2)については市町村及び土地改良区</p> <p>4 補助率 事業費の50%</p>						
問合せ先	部局名	埼玉県農林部農村整備課			担当者	関和	
	TEL	048-830-4347	メールアドレス	a4330-06@pref.saitama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	埼玉県	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1103
事業制度化の目的	<p>県内の農業用ため池のうち、規模が大きく、決壊した場合に人家や重要な公共施設に甚大な影響を与える恐れのある3箇所について耐震対策を進める。</p>						
事業制度創設の背景	<p>管理者である市町村等による農業用ため池の一斉点検の結果、判定によって優先的な整備の必要性を要する農業用ため池が選定され、詳細耐震調査を行っている。その結果、耐震安全率が所定の数値を下回るため池の中に、大規模な人的被害が生じる恐れがあるものがあり、その耐震対策工事の実施が急務となった。しかし、国補助が厳しく耐震対策工事が進まない状況であったため、本事業を創設し、国費に頼ることなく耐震対策工事を行うこととした。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ため池の耐震化対策整備に必要な以下の事項 ① 測量設計(実施設計、測量、土質調査など) ② 耐震化対策工事(耐震化対策工事、付帯工事、仮設工事など) ③ 用地買収及び補償(工事に伴う用地買収、用地補償、公共施設移設補償など) ④ その他(工事雑費、事務費)</p> <p>2 採択要件 (1)本事業の対象 ため池の規模や下流側の状況に鑑み、以下のため池に適用する。 ① 鎌北湖(毛呂山町、坂戸市) ② 円良田湖(寄居町、美里町、深谷市) ③ 姿(横瀬町)完了 (2)実施要件 ① 土地改良法に基づく関係手続を行うこと。 ② 市町村が農村地域防災減災推進計画を作成すること。 ③ 耐震化対策整備計画を作成すること。 ④ 施設の予定管理方法等について、予定管理者の内諾を得ること。 ⑤ 市町村の農業振興地域整備計画に位置付けられていること。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 事業費負担割合 県:75%、市町村:25%</p>						
問合せ先	部局名	埼玉県農林部農村整備課			担当者	関和	
	TEL	048-830-4347	メールアドレス	a4330-06@pref.saitama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	埼玉県	事業名	水辺周辺活用事業 (農業用水)	新規・ 継続区分	新規	事業 番号	1104
事業制度化 の目的	埼玉県では、県民だれもが川に愛着をもち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指して、「清流の復活」と「安らぎとにぎわいの空間創出」を2本柱とした川の再生に取り組んでいる。水辺周辺活用事業は、川の利活用で水辺を地域資産として育てる取り組みを行っている。						
事業制度 創設の背景	県土面積の約5%を占めている水辺空間(河川、湖沼、農業用水等)は、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置づけられる。この豊かな水辺の環境を再生し、川が地域の共有資産として広く県民に認識され、地域による持続的・自立的な改善行動、維持管理が行われる姿を目標とした「川の国埼玉」の実現を目指し事業が創設された。						
事業制度 の仕組等	<p>1 実施方針・事業内容 地域の特性に応じたテーマのもと、県・市町村・土地改良区・地域が連携・協働し、農業用水を核とした地域再生に取り組むとともに、用水路沿線の農産物直売所等と連携し、新鮮な農産物を供給している都市近郊農業についての理解を深める。</p> <p>【事業内容】 農業用水路等(ため池含む)を利用した水辺空間の整備</p> <p>①水辺空間づくりに係る整備 親水、景観、生態系に配慮した整備及びその附属施設の整備</p> <p>②周辺整備 遊歩道、ポケットパーク等の整備</p> <p>③水質浄化施設整備 ポンプの設置、導水路等の整備</p> <p>④その他関連する整備</p> <p>2 採択要件</p> <p>①関連する施設等の管理者と協議が整っていること。 ②事業で整備する施設等の管理者が定まっていること。 ③事業効果が早期に確実に発揮できると見込まれること。 ④施設の清掃等、維持管理について、農業者及び地域住民等との連携・協働が図られること。 ⑤沿線農業の魅力を発信する取組が行われること。</p> <p>3 事業主体と補助率 県営事業:県管理施設 県費100%、土地改良区管理施設 県費75% 市町村営事業:県費50%</p> <p>4 事業期間 令和3~7年度</p>						
問合 先	部局名	埼玉県農林部農村整備課			担当者	井野	
	TEL	048-830-4348	メールアドレス	a4330-08@pref.saitama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	埼玉県	事業名	高収益農業を実現するほ場整備実証事業	新規・継続区分	新規	事業番号	1105
事業制度化の目的	<p>加須市、羽生市、久喜市、幸手市を受益とする「中川上流地区」において、国営かんがい排水事業による排水改良を計画している。その事業計画において、水田での高収益農業の実現を目指していることから、当地区内の水田における野菜導入の可能性やその効果を実証することを目的としている。</p>						
事業制度創設の背景	<p>国営かんがい排水事業の実施にあたり、「高収益作物導入対策」を適用することで国営事業対象路線が広がるため、野菜等の高収益作物を導入する計画を作成している。当地区内の水田において、野菜作付けが可能となる排水条件等を検証し、その結果を高収益作物導入の検討材料とするため、本事業制度を創設した。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 実証ほ場の整備（令和3年度予定） 加須市、羽生市の水田（約2ha）に暗渠排水等を設置することで乾田化を図り、野菜生産に適したほ場を整備する。</p> <p>(2) 効果検証（令和4～5年度予定） 上記（1）で整備した実証ほ場及び比較対象とする未整備農地において、地域の担い手の協力を得ながら野菜を作付けし、その生育状況や収穫量等を比較することで、排水改良後のほ場における野菜生産の効果を検証する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 県費100%</p> <p>4 事業期間 令和3～5年度</p>						
問合せ先	部局名	埼玉県農林部農村整備課			担当者	森川	
	TEL	048-830-4345	メールアドレス	a4330-02@pref.saitama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	千葉県	事業名	県単地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1201
事業制度化の目的	地すべりを除去若しくは軽減することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって県土の保全及び民生の安定に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業で対応できない地すべり防止工事を実施するため、事業制度が創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域(農村振興局所管指定区域)内において、地すべりの発生を未然防止するために必要な地すべり防止工事内、国庫採択基準に満たないものまたは早急な対策が必要なものを事業対象とし、調査計画と工事を実施する、</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 100%</p>						
問合せ先	部局名	千葉県農林水産部耕地課農地防災班			担当者	佐久間 雄樹	
	TEL	043(223)2893	メールアドレス	noubousai@mz.pref.chiba.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	千葉県	事業名	ため池等緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1202
事業制度化の目的	ため池等について、その機能を回復することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって県土の保全及び民生の安定に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業で対応できないため池の緊急的な防止対策を実施するため、事業制度が創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国庫補助事業対象以外であって、緊急的に機能回復を必要とするため池本体、付帯施設及び管理施設に係る応急工事(調査計画を含む)を実施する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 50%</p>						
問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課農地防災班			担当者	佐久間 雄樹	
	TEL	043(223)2893	メールアドレス	noubousai@mz.pref.chiba.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	千葉県	事業名	県単ナガエツルノゲイトウ駆除事業	新規・継続区分	新規	事業番号	1203
事業制度化の目的	千葉県内で生息が拡大しているナガエツルノゲイトウは、切片がポンプ稼働時に取水口に集積することで、ポンプの給水を阻害し、動作不良に陥らせることが確認されている。そのため、県内における生息状況や今後の影響の大きさ等を踏まえたうえで、効率的、効果的な駆除を実施することで、今後の被害や駆除に係る負担の軽減を図る。						
事業制度創設の背景	大量に生息するナガエツルノゲイトウの駆除は非常に困難であり、生息域が小規模な段階で集中的な駆除を定期的に行うことが有効であることが確認されていることから創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ナガエツルノゲイトウの生息状況を施設管理者からの聞き取り等により把握し、より大きな駆除効果が期待される区域において集中的な駆除を実施する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 100%(県が外部委託して実施する)</p> <p>4 その他 生息状況を把握したうえで駆除区域を決定するため、地区数は現段階で未定。</p>						
問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課事業計画室			担当者	綱島 直之	
	TEL	043(223)2859	メールアドレス	kou2@mz.pref.chiba.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	東京都	事業名	小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1301																								
事業制度化の目的	受益面積がおおむね2ha以上の地域で実施する国庫補助対象外の農業基盤整備事業に補助し、地域の実状に則した整備を進め、営農体系の合理化を図るとともに、農業生産性の向上に資する。																														
事業制度創設の背景	当初、国庫補助事業を補完する目的で創設されたが、その後、国庫事業の採択基準に見えない小規模な農地に対する農業基盤整備事業の実施要望が高まったため拡充された。 ※創設年度:昭和49年度 昭和49年度～平成9年度 都単土地改良事業 平成10年度～ 小規模土地改良事業(名称変更)																														
事業制度の仕組み等	1 事業内容 別表のとおり 2 採択要件 ①地域指定: 農業振興地域等の指定は特になく、都内全区市町村が対象 ②受益面積: おおむね2ha以上 3 事業主体 区市町村、土地改良区、他 4 補助率 別表事業名(1)～(2) 50%以内、別表事業名(3) 40%以内																														
	別表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名</th> <th>採択基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 小規模基盤整備促進事業</td> <td> 地域の実状に応じた迅速な農地、農業水利施設等の基盤整備を行う事業であって、下表に掲げる事業の受益面積の合計がおおむね2ヘクタール以上であるもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>農業用排水施設</td></tr> <tr><td>2</td><td>暗渠排水</td></tr> <tr><td>3</td><td>土層改良</td></tr> <tr><td>4</td><td>区画整理</td></tr> <tr><td>5</td><td>農作業道</td></tr> <tr><td>6</td><td>農用地の保全</td></tr> <tr><td>7</td><td>調査・調整</td></tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 農地開発事業</td> <td>未墾地等の開畑及び開田を行うものであって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの</td> </tr> <tr> <td>(3) 調査設計事業</td> <td> 事業名の欄の(1)及び(2)に掲げる事業を目的として、次のいずれかに該当する調査設計を行うもの (1)土地改良事業計画基本設計 地域現況、一般事業計画、主要工事計画、環境配慮及び事業の効用等について基本設計を行い、土地改良事業計画を策定する。 (2)農用地地下調査 農業用水が不足する地域について、農業用井戸の試掘調査を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>							事業名	採択基準等	(1) 小規模基盤整備促進事業	地域の実状に応じた迅速な農地、農業水利施設等の基盤整備を行う事業であって、下表に掲げる事業の受益面積の合計がおおむね2ヘクタール以上であるもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>農業用排水施設</td></tr> <tr><td>2</td><td>暗渠排水</td></tr> <tr><td>3</td><td>土層改良</td></tr> <tr><td>4</td><td>区画整理</td></tr> <tr><td>5</td><td>農作業道</td></tr> <tr><td>6</td><td>農用地の保全</td></tr> <tr><td>7</td><td>調査・調整</td></tr> </tbody> </table>	事業種類		1	農業用排水施設	2	暗渠排水	3	土層改良	4	区画整理	5	農作業道	6	農用地の保全	7	調査・調整	(2) 農地開発事業	未墾地等の開畑及び開田を行うものであって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの	(3) 調査設計事業	事業名の欄の(1)及び(2)に掲げる事業を目的として、次のいずれかに該当する調査設計を行うもの (1)土地改良事業計画基本設計 地域現況、一般事業計画、主要工事計画、環境配慮及び事業の効用等について基本設計を行い、土地改良事業計画を策定する。 (2)農用地地下調査 農業用水が不足する地域について、農業用井戸の試掘調査を行う。
	事業名	採択基準等																													
	(1) 小規模基盤整備促進事業	地域の実状に応じた迅速な農地、農業水利施設等の基盤整備を行う事業であって、下表に掲げる事業の受益面積の合計がおおむね2ヘクタール以上であるもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>農業用排水施設</td></tr> <tr><td>2</td><td>暗渠排水</td></tr> <tr><td>3</td><td>土層改良</td></tr> <tr><td>4</td><td>区画整理</td></tr> <tr><td>5</td><td>農作業道</td></tr> <tr><td>6</td><td>農用地の保全</td></tr> <tr><td>7</td><td>調査・調整</td></tr> </tbody> </table>	事業種類		1	農業用排水施設	2	暗渠排水	3	土層改良	4	区画整理	5	農作業道	6	農用地の保全	7	調査・調整													
事業種類																															
1	農業用排水施設																														
2	暗渠排水																														
3	土層改良																														
4	区画整理																														
5	農作業道																														
6	農用地の保全																														
7	調査・調整																														
(2) 農地開発事業	未墾地等の開畑及び開田を行うものであって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの																														
(3) 調査設計事業	事業名の欄の(1)及び(2)に掲げる事業を目的として、次のいずれかに該当する調査設計を行うもの (1)土地改良事業計画基本設計 地域現況、一般事業計画、主要工事計画、環境配慮及び事業の効用等について基本設計を行い、土地改良事業計画を策定する。 (2)農用地地下調査 農業用水が不足する地域について、農業用井戸の試掘調査を行う。																														
問合先	部局名	東京都産業労働局農林水産部農業振興課土地改良検査担当	担当者	太田 純治																											
	TEL	03-5320-4824	メールアドレス	Junji_Oota@member.metro.tokyo.jp																											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	東京都	事業名	都市農地保全支援プロジェクト	新規・継続区分	新規	継続		事業番号	1302
事業制度化の目的	<p>都市農地は、新鮮で安心な農産物を生産するだけでなく、災害時の避難場所や環境保全、美しい農的な景観、食育、レクリエーションなど多面的な機能を併せ持っており、都民生活や都市環境に安らぎと潤いを提供する貴重な財産となっている。しかし、都市化や相続などの影響により、年間約100haの農地が失われており、農地の減少に歯止めがかからない状況にある。</p> <p>そこで、大都市の中にある貴重な農地を守るため、都が推進する農地保全取組と合致した、農業者ニーズを踏まえた区市町の取組を支援し、もって都市農業を振興していく。</p>								
事業制度創設の背景	<p>東京都のモデル事業として行ってきた「農業・農地を活かしたまちづくり事業」を再編整理して、10年間のプロジェクトとして、事業を創設した。</p>								
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容・事業主体・補助率</p> <p>(1)整備支援(事業主体:区市町、補助率:3/4)</p> <p>①農地の防災機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災兼用農業用井戸(補助時を想定した発電機器等を含む)の整備 ・防災協力農地掲示板、案内板の設置 など <p>②地域や環境に配慮した基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬飛散防止施設(防薬シャッター、農薬飛散防止型スイングスプリンクラー)の整備 ・土留め、フェンス、生垣の整備 ・簡易直売所の整備 など <p>③レクリエーションや福祉、教育等の機能発揮のための農地活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉農園、学童農園、市民農園、※農業公園の整備 など <p>(※他事業で買い取った生産緑地を農業公園に整備する場合は、別枠予算あり)</p> <p>④実施設計費</p> <p>(2)推進支援(事業主体:区市町、補助率:1/2)</p> <p>①整備支援に関連する調査設計等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な基本的な調査や図面作成、事業費の算出 など <p>②農地保全の理解促進を図る情報発信等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、座談会等の開催 ・農地保全のPR、広報活動 ・農地防災マップの作成 ・農園開設に必要なアドバイザーの派遣 ・防災訓練の実施、防災協力のPR など <p>(3)都推進事務費(事業主体:都)</p> <p>事業評価委員会の開催、農地保全に関するシンポジウム等</p> <p>(4)事業費</p> <p>①1区市町当り事業費上限(年度) 整備支援:30,000千円以内 推進支援:2,000千円以内</p> <p>②1区市町当り事業費上限(総額) 整備支援:90,000千円以内 推進支援:6,000千円以内</p> <p>③農業公園の整備支援は上記①②の枠外 ただし、50,000千円/箇所を上限とする</p> <p>2 採択基準</p> <p>(1)地域指定:市街化区域及び隣接する調整区域の農地</p> <p>(2)実施要件</p> <p>①1の地域指定内の農地や農業用施設であること</p> <p>②都が推進する都市農地保全の取組と区市町の事業計画が合致していること</p> <p>③農地や農業用施設が持つ多面的機能の効果を促進する取組であること</p>								
問合せ先	部局名	東京都産業労働局農林水産部農業振興課土地改良検査担当			担当者	太田 純治			
	TEL	03-5320-4824	メールアドレス	Junji_Oota@member.metro.tokyo.jp					

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	東京都	事業名	農地の創出・再生支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1303
事業制度化の目的	<p>市街化区域においては、農家所有の宅地等を農地として整備するための支援を行い、積極的に農地の創出を図ることで、農地の減少に歯止めをかける(創出支援)。 都内全域において、農業者等が遊休・低利用農地を積極的に引き受けて農地を再生利用し、規模拡大や新規就農を図る取組を支援し、農地の確保及び有効利用を図る(再生支援)。</p>						
事業制度創設の背景	<p>市街化区域では、近年、農家の不動産収入(アパートや駐車場経営)に利用していた土地が、開発圧力の低下等社会情勢の変化や経営不振等により農地として整備される事例が散見されるが、このように新たな農地を創出し耕作に供していくためには、建築物の解体費用に加え、地力の乏しい土地の農業生産環境を整える必要がある。 また、農業者の規模拡大や新規就農を図るため、市街化区域内の老木化している果樹が貸借の妨げになっている生産緑地や市街化区域外の遊休・低利用農地を再生し、有効利用を促進していく必要がある。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1. 創出支援</p> <p>(1)対象地域 市街化区域(市街化調整区域内の隣接する土地を含む)</p> <p>(2)事業主体 区市町</p> <p>(3)支援内容 建築物等解体処分費用の一部(基礎や舗装盤の撤去)、除礫、深耕、客土等(土壌改良を含む)、その他農地利用に必要な整備</p> <p>(4)実施要件 一定期間以上営農を継続する見込みがあること ①整備後8年間は活用を義務付け ②生産緑地地区指定を奨励</p> <p>(5)補助率 1/2以内</p> <p>(6)補助上限 5,000千円/10a</p> <p>2.再生支援</p> <p>(1)対象地域 東京都全域</p> <p>(2)事業主体 区市町村</p> <p>(3)支援内容 障害物除去(樹木の伐採・伐根)、深耕、整地、その他農地利用に必要な整備</p> <p>(4)実施要件 ①農業経営基盤強化促進法他に基づく利用権・賃借権を設定した農地(見込みを含む) ②市街化区域については、生産緑地に指定された農地(見込みを含む) ③市街化区域外については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき、荒廃農地に区分された農地等で人力あるいは農業機械で整地等を行うことにより直ちに耕作可能な農地</p> <p>(5)補助率 1/2以内(認定新規就農者は2/3以内)</p> <p>(6)補助上限 600千円/10a(認定新規就農者は800千円/10a) ただし、樹木等の廃棄物を自己の敷地内等で減量化を図る場合は、450千円/10a(認定新規就農者は600千円/10a)</p>						
問合先	部局名	東京都産業労働局農林水産部農業振興課土地改良検査担当			担当者	太田 純治	
	TEL	03-5320-4824	メールアドレス	Junji_Oota@member.metro.tokyo.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	神奈川県	事業名	市町村事業推進交付金事業 (旧農とみどりの整備事業)	新規・ 継続区分		名称変更・ 組換		事業 番号	1401
事業制度化 の目的	優良農地確保のための整備に加え、耕作放棄地の解消、防止や担い手対策のための農地流動化促進、さらに生態系や景観形成などの環境整備等、各種施策を実現するための整備を行う市町村等に対し、県が単独で支援する。								
事業制度 創設の背景	昭和45年度から実施してきた小規模土地改良事業、小規模農道整備事業等を、平成10年度に「小規模農業農村整備事業」として整理統合した。また、平成12年度に環境の保全や景観形成、さらに、農地の流動化対策も取り入れ、新たな事業として「農とみどりの整備事業」を創設した。平成26年度から市町村事業推進交付金が創設されることとなり、その中の地域の魅力づくり事業の構成事業のひとつとなった。								
事業制度 の仕組み等	<p>1 事業内容(事業種類) ①かんがい排水、②ほ場整備、③農地保全、④農道、⑤農用地集団化⑥暗渠排水、⑦客土、⑧農地造成、⑨農業用排水汚濁対策、⑩農業用水危険防止対策、⑪農業用施設防災策、⑫農地流動化促進整備、⑬農地等環境整備、⑭特認</p> <p>2 採択要件 (1)対象地域①～⑭ 農業振興地域内の集団農地(原則、農用地区域を対象とし、農用地区域と一体となる農振白地を含む) (2)受益面積 ①～⑤:農振農用地区域2ha以上を含む5ha(特殊地域2ha)以上 ⑥～⑨:農振農用地区域2ha以上 ⑩～⑭:面積要件なし (3)重点的・効率的な整備①～⑨(基盤整備的工種) ア 市町村農業振興地域整備計画への位置づけ(又は予定) イ 未整備な水田地域における面的整備への誘導 (4)耕作放棄地・担い手対策①～⑫ (5)多面的機能の発揮①～⑭ ア 地域環境評価書の評価を踏まえた整備計画 A～Cランク別に原則導入～導入努力の規程 イ 農村環境整備計画の策定(又は予定)市町村 (6)農地流動化促進⑫ 流動化に必要な簡易整備の支援 (7)特認はモデル的な取組み又は緊急性が特に認められた地区</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項に規定する団体、その他知事が認める者</p> <p>4 補助率(負担区分) 県:50% 地元:50%</p>								
問合せ 先	部局名	環境農政局農政部農地課			担当者	岡田			
	TEL	045-210-4468	メールアドレス	okada.134a@pref.kanagawa.lg.jp					

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良基幹施設整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1402
事業制度化の目的	農振農用地のみならずそれらの補完的地域を含めた農業振興地域を一体的に土地改良施設を整備し、地域特性を生かした集团的優良農地を確保し、農地の有効利用を通じて、農業生産性の向上、農業経営の安定化及び地域農業の活性化に資する。						
事業制度創設の背景	都市近郊に位置する都市農園の現状は、野菜、果物などの新鮮な食料を安定的に供給する生産団地が点在化する傾向にあり、生産団地が点在化する傾向にあり、生産団地の形状と地域活性化に支障を来しているため、その解消を目的として創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 対象施設 農業振興地域内を受益とする用水路、排水路、農道等の線的な基幹的土地改良施設</p> <p>2 採択要件 受益面積 50ha以上 事業費 50,000千円以上</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率(負担割合) 県:2/3、関係市町村又は土地改良区:1/3</p>						
問合せ先	部局名	環境農政局農政部農地課			担当者	岡田	
	TEL	045-210-4468	メールアドレス	okada.134a@pref.kanagawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良施設危険防止対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1403
事業制度化の目的	<p>県営土地改良事業により造成した施設について、危険度の高い箇所に防護柵等の設置を行い、人身事故等を未然に防止して、地域住民及び施設利用者の安全を図る。</p>						
事業制度創設の背景	<p>農業用水路施設のうち流量が多い水路については特に危険度が高いため、人身事故の発生を防止する対策をとるようこの地元市町並びに土地改良区等から強い要望を受けて、昭和43年度から本事業が創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 対象施設 県営土地改良事業造成施設であること</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率(負担割合) 県 100%</p>						
問合先	部局名	環境農政局農政部農地課			担当者	岡田	
	TEL	045-210-4468	メールアドレス	okada.134a@pref.kanagawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	神奈川県	事業名	農業用排水路整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1404
事業制度化の目的	<p>県営事業で造成された用排水施設で老朽化や地域社会の情勢の変化等により、著しく支障をきたしている部分の機能回復を図り、生産性の向上と農業経営の安定のため、施設の改修整備を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>県営事業で造成された用排水施設で、老朽化等により通水や取水に著しく支障をきたしている部分の改修整備を行い、農業経営の安定を図る。</p>						
事業制度の仕組み等	<p>1 対象施設 県営事業により造成された用排水施設</p> <p>2 採択要件 県営事業により造成された施設であって、農業用排水路施設に著しく支障が生じている箇所の整備を行うもので、国庫補助事業の採択要件(受益面積・事業費)に該当しない地区を本事業で整備する。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率(負担割合) 県:60%、地元:40%</p>						
問合せ先	部局名	環境農政局農政部農地課			担当者	岡田	
	TEL	045-210-4468	メールアドレス	okada.134a@pref.kanagawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	県単鳥獣害防除事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1901
事業制度化の目的	鳥獣による被害が顕著である地域において鳥獣害を防止し、農用地の保全及び農家の営農意欲の低下と耕作放棄地の発生を防ぐ。						
事業制度創設の背景	県内の中山間地域を中心として、野生鳥獣による果樹・野菜・水稻等の農作物への被害が多発しているために創設した。						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)補助対象施設 次の①から④のすべてに該当するもの、または、⑤に該当する場合とする。 ①鳥獣による被害が顕著である地域において、鳥獣害を防止し、農用地及び営農の保全を図るための施設であること。 ②共有施設として性格を具備するものであること。 ③設置後、その目的が達成されるよう適切な維持管理が行われるものであること。 ④交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数が5年以上のもの、または簡易柵で5年以上設置するもの。 ⑤ 土留工、排水工、浸食防止工</p> <p>(2)補助の対象費用 資材、機具及び設置等の費用とする。</p> <p>(3)その他 施設は地域の状況や対象となる鳥獣の生態等に応じた防除効果が確認され、なおかつ設置実績がある施設であること。</p> <p>2 採択基準 鳥獣害防除施設の受益面積がおおむね3ha(市町村が行うか、市町村以外の者が行う場合で市町村がその事業費の30%以上を負担する場合には受益面積が1ha)以上の地区について県が補助する。</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区、県土連、NPO、その他</p> <p>4 補助率 30%</p>						
問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当			担当者	中込 悠	
	TEL	055-223-1630	メールアドレス	nakagomi-wyvy@pref.yamanashi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	県単特産農産物生産支援整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1902
事業制度化の目的	<p>食に対する安全性・多様性が特に重要になり、健康で豊かな生活を彩る食の提供が求められている。このような中で、地域の特色、歴史等を活かした地域特産農産物の品質向上と生産拡大を図り、「やまなしブランド」として山梨農業の牽引役とするため、生産基盤を速やかにきめ細かく整備し、併せて担い手への農地集積に資する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・事業実施期間 (1)事業内容 ① 品質向上対策(土壌改良・排水路・畑かん等) ② 生産向上対策(簡易な区画整理・園内道路・畦畔除去・畦畔被覆等) ③ エコ農業推進対策(遊休農地解消のための条件整備等) (2)事業実施期間 原則として1年間とする</p> <p>2 採択要件 この事業は、次の①から③の条件に全て該当するものであること。 ①特産農産物生産計画を作成した地域であること。 特産農産物とは a 「富士の国やまなしの逸品農産物認証制度」で認証された団体が生産する農産物 b 「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」において生産登録した者が生産する農産物 c 「山梨の伝統・特産野菜」となっている農産物 d 農業振興地域の整備に関する法律で定める「農業振興地域整備計画」において、産地化及び団地化のための主要な農産物として位置づけられていること。 ②受益面積が3ha以上あること。 ただし、a 市町村が30%以上負担する場合は1ha以上 b 醸造用ぶどう拡大は0.5ha以上 c 新産地育成の場合は0.5ha以上 なお、受益面積は、特産農産物の作付け面積とする。 ③事業完了後、3年間毎年「特産農産物生産支援整備事業計画書」及び「特産農産物生産計画書」により実績を報告すること</p> <p>3 事業主体 市町村、農協、土地改良区等</p> <p>4 補助率 50%</p>						
問合せ先	部局名	山梨県農政部耕地課計画調整担当			担当者	齋藤 孝志	
	TEL	055-223-1629	メールアドレス	saitou-wwr@pref.yamanashi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	果樹団地化促進支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1903																		
事業制度化の目的	効率的な生産が可能となる果樹園の基盤整備と団地化を促進する際に、改植後未収穫になる果樹農家の経営負担を一定期間緩和する。																								
事業制度創設の背景	本県が将来においても果樹王国を堅持していくためには、効率的な生産が可能となる基盤整備と団地化を促進し担い手に農地を集積する必要がある。果樹園のほ場整備は果樹の伐採や抜根、かんがい施設・ブドウ棚の再設、大苗育苗・幼木の植え付けなどの費用が必要となる上に、改植後の未収穫に伴う農家の経営負担の増大が、ほ場整備の進まない要因となっていた。																								
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・支援額・支援期間</p> <p>①継続して果樹栽培を行う経営体を支援 ②果樹を伐採する面積に対して支援 ③支援額は果樹伐採費、畑かん施設等の再設費、果樹育成等の経費 ④支援期間は2カ年(1年目70%以内、2年目概ね30%)</p> <p>2 採択基準</p> <p>以下の①～④のすべてを満たす地区を事業の対象とする。 ①山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画が策定されていること。 ②果樹団地化モデル地区に指定されていること。 ③農地の集団化、団地化が見込める地域であること。 ④県営土地改良事業でほ場整備を実施する地区であること。</p> <p>3 補助金の交付対象者</p> <p>①市町村 ②土地改良区 ③換地委員会</p> <p style="text-align: center;">果樹農家経営支援額一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">果樹作目名</th> <th style="width: 40%;">支援内容</th> <th style="width: 30%;">支援額(円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブドウ</td> <td>伐採費、施設再設費、育成費等</td> <td style="text-align: right;">355,000</td> </tr> <tr> <td>モモ</td> <td>伐採費、施設再設費、育成費等</td> <td style="text-align: right;">259,000</td> </tr> <tr> <td>サクランボ</td> <td>伐採費、施設再設費、育成費等</td> <td style="text-align: right;">282,000</td> </tr> <tr> <td>スモモ</td> <td>伐採費、施設再設費、育成費等</td> <td style="text-align: right;">242,000</td> </tr> <tr> <td>カキ</td> <td>伐採費、施設再設費、育成費等</td> <td style="text-align: right;">183,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)表中の支援額(円/10a)を、1年目70%以内、2年目概ね30%に分けて支援する。</p>							果樹作目名	支援内容	支援額(円/10a)	ブドウ	伐採費、施設再設費、育成費等	355,000	モモ	伐採費、施設再設費、育成費等	259,000	サクランボ	伐採費、施設再設費、育成費等	282,000	スモモ	伐採費、施設再設費、育成費等	242,000	カキ	伐採費、施設再設費、育成費等	183,000
果樹作目名	支援内容	支援額(円/10a)																							
ブドウ	伐採費、施設再設費、育成費等	355,000																							
モモ	伐採費、施設再設費、育成費等	259,000																							
サクランボ	伐採費、施設再設費、育成費等	282,000																							
スモモ	伐採費、施設再設費、育成費等	242,000																							
カキ	伐採費、施設再設費、育成費等	183,000																							
問合先	部局名	山梨県農政部耕地課計画調整担当			担当者	齋藤 孝志																			
	TEL	055-223-1629	メールアドレス	saitou-wwr@pref.yamanashi.lg.jp																					

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	耕作放棄地等再生整備支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1904
事業制度化の目的	<p>市町村などが実施する地域の実情に即した、きめ細かな農業・農村基盤の整備を支援することにより、耕作放棄地の発生防止・解消への取り組みを推進し、農業生産の拡大・品質向上や農地の有効利用などを図るとともに、農村景観や県土の保全、生態系などの多面的機能を確保し、県民みんなの故郷としての農業・農村づくりを行う。</p>						
事業制度創設の背景	<p>本県における耕作放棄地は増加の一途を辿っており、今後も高齢化等により、耕作放棄地がさらに増加することが懸念されている。</p> <p>一方、中山間地域直接支払い制度や多面的機能支払制度の対象農地については耕作放棄地の発生防止や保安全管理がされている。このような共同活動の中で、活動組織の能力を超えた、耕作放棄地の利用につながる基盤整備など新たな地域づくりのための整備が必要となっている。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・事業実施期間 以下の事業を実施するものとし、事業の実施は原則として1年間とする。</p> <p>(1)主たる事業 生産基盤整備(農業用排水、農道、区画整理等)</p> <p>(2)併せ行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民農園 ②市民農園施設に付属する施設の整備 (簡易手洗い施設、簡易農作業器具保管庫、簡易な駐車場整備等) ③換地・交換分合等 <p>2 採択基準 次にあげるすべての条件に該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中山間地域等直接支払い制度や多面的機能支払制度等による共同活動を行っている地域であること。 ②農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想に耕作放棄地の発生防止・解消を図る区域として指定されていること。 ③事業の対象地域に耕作放棄地が1ha以上含まれていること。 ④耕作放棄地利用計画を作成し、その達成が見込まれること。 <p>3 事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村 ②土地改良区 ③農業協同組合 ④NPO及び地域活動組織 ⑤その知事が適当と認める者 <p>4 補助率 50%</p>						
問合せ先	部局名	山梨県農政部担い手・農地対策課			担当者	千野 正章	
	TEL	055-223-1611	メールアドレス	chino-agrz@pref.yamanashi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	企業的農業経営推進支援モデル事業	新規・継続区分	新規	事業番号	1905
事業制度化の目的	農業生産法人や企業などの農業参入をしやすいするため、ほ場整備や農道などの生産基盤整備の条件を整備するモデル的な取り組みを支援する。						
事業制度創設の背景	<p>高齢化が進み、担い手不足や農地の遊休化等の地域農業が抱える課題に対応し、本県農業が将来にわたり維持・発展していくためには、家族経営体だけでなく、集落営農や企業的経営体等の多様な担い手を育成することが必要である。</p> <p>このため、農業生産の法人化や、企業の農業分野への積極的な参入を促し、農地の有効活用を図るとともに、地域の意欲ある農業者や参入企業などが生産から流通、販売までを行う6次産業的な展開を行うことにより、地域所得の増加を促し、農村地域の基幹的産業である農業の再生を図る必要がある。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・事業実施期間 (1)事業内容 ①生産基盤整備(農業用排水施設、農道、区画整理、オーダーマイド整備等) ②換地、交換分合等 ③特認整備(知事が特に必要と認めるもの) (2)事業実施期間 原則として1年間とする。</p> <p>2 採択基準 企業的経営面積が1ha以上であること。</p> <p>3 事業の実施主体 ①市町村 ②土地改良区 ③農業協同組合 ④農地中間管理機構 ⑤その他知事が適当と認める者</p> <p>4 補助率 50%</p>						
問合先	部局名	山梨県農政部担い手・農地対策課			担当者	千野 正章	
	TEL	055-223-1611	メールアドレス	chino-agrz@pref.yamanashi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	農地集積基盤整備事業		新規・継続区分	継続	事業番号	1906
事業制度化の目的	<p>県営土地改良事業において農用地の利用集積を促進するため、中心経営体への農地の利用集積に係る農家負担を軽減することとし、当該基盤整備事業の農家負担費用に対して助成する。</p>							
事業制度創設の背景	<p>農業従事者の減少や高齢化等、現在農業の取り巻く情勢は厳しい状況にあるなか、担い手への農地集積の加速化等により競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整える必要がある。このため、多様な担い手への農用地の農地集積及び集約化を推進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図る必要がある。</p>							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容(補助率等) 農地集積に係る対象事業における工事費に「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」に示す地元負担割合を乗じた額を助成する。助成限度割合は対象事業により異なり、5～12.5%となる。</p> <p>2 採択要件 ①受益面積が2ha以上あること。 ただし、果樹・施設栽培の場合は1ha以上あること。 ②認定農業者、農業生産法人、法人化が確実に見込まれる集落営農組織等であり、中心経営体として経営面積が2ha(果樹・施設栽培の場合は1ha)以上見込まれること。 ③5年以上の賃借権が設定済み又は確実に賃借権の設定が見込まれること。 ④対象地域における「地域農業マスタープラン(人・農地プラン)」が策定されていること。 ⑤農業基盤整備計画を作成した地域であること。 ※農業基盤整備計画の内容 (1)地区の概要 (2)地区における農用地の現況及び課題 (3)地域における農業の振興方向 (4)生産基盤整備の内容 (5)担い手への農地利用集積方針 (6)担い手の概要及び営農の展開方向 (7)営農支援の体制 (8)その他必要な事項</p> <p>3 事業実施主体 ①市町村 農地中間管理機構 の他知事が適当と認める者</p>							
問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当			担当者	川口 雅人		
	TEL	055-223-1630	メールアドレス	kawaguchi-amna@pref.yamanashi.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	農村地域活性化農道整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1907
事業制度化の目的	農村地域において緊急に対応しなければならない課題に応じて、早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農村地域の振興と生活環境の改善に資する。						
事業制度創設の背景	地域の農産物等の流通体系を確立し、農業生産と集出荷の合理化を促進する必要がある。農道の整備を推進し、地域の発展、生産基盤・生活基盤の向上、労働力の省力化を図り、近代的な農協経営を確立する。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 この事業は、次に掲げる事業内容を実施する事業を対象とする。 (1)国庫補助事業と地方単独事業を効果的に組み合わせて実施する次の農道整備事業 ① 促進型事業:国庫補助事業と地方単独事業の施行区間を区分して行う事業 ② 合併型事業:国庫補助事業と地方単独事業の施行内容を区分して行う事業 (2)地方単独事業として実施する農道整備事業</p> <p>2 採択要件 前項の事業対象の内(2)の地方単独事業で実施する農道の場合は次の要件をすべて満たす事業に限るものとする。 ① 集落間、又は集落と基幹的道路、若しくは基幹の公共施設等との間を結ぶ農道で、農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等の事業 ② 山梨県が実施し、市町村が管理することとなる農道の開設、改良等の事業であって県営土地改良事業で造成された農道、施設と密接に関連があり、実施する事によりその効果が著しいと特に認められるもので、受益面積概ね10a以上、幅員4m以上であること。</p> <p>3 事業実施主体 県</p> <p>4 補助率 市町村の負担は、地方財政法27条に基づき、市町村長の意見を聞き県議会の議決を経て徴収するものとする。</p>						
問合せ先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当			担当者	川口 雅人	
	TEL	055-223-1630	メールアドレス	kawaguchi-amna@pref.yamanashi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山梨県	事業名	機構借受農地整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1908
事業制度化の目的	<p>県内農業の持続的な発展のもとに生産性のより向上を図るため、農地中間管理機構を介した農業経営の規模拡大、農地の集団化・汎用化、新規参集者等の促進により、農地利用の効率化と高度化に資する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」が平成26年3月に施行されて、農地中間管理事業の取り組みが開始された。このことから、農地中間管理機構が農地を借りて、新たな担い手等に貸し付けるにあたり、条件の悪い未整備農地や荒廃農地などについては、条件整備や再生作業などを実施して、農地として使える状態に、また使いやすくして貸し付ける必要があった。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ①再生作業(障害物除去・処分) ②農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ③通作路の新設又は改良 ④暗渠排水 ⑤客土 ⑥区画整理(区画形質の変更) ⑦農用地保全(法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理) ⑧その他条件整備として必要と認められるもの</p> <p>2 採択基準 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地であること。</p> <p>3 事業の実施主体 ①農地中間管理機構 ②市町村</p> <p>4 補助率 定額補助 10アール当たり20万円以内</p>						
問合せ先	部局名	山梨県農政部担い手・農地対策課			担当者	千野 正章	
	TEL	055-223-1611	メールアドレス	chino-agrz@pref.yamanashi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長野県	事業名	県単緊急農地防災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2001
事業制度化の目的	「災害対策基本法」に基づく「長野県地域防災計画」に位置付けられた、ため池、山腹水路等の応急対策工事を行い、農地の保全及び農業用施設の維持、又は地域住民の生命・財産、公共施設等の安全を確保する。						
事業制度創設の背景	「長野県地域防災計画」では、「県が実施する計画」のため池、山腹水路等に対し、県が緊急度の高いものから補強・改修等の防災対策工事を実施することとしており、土砂災害等発生の未然防止を図ることが急務となっている。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地すべり危険箇所、土砂崩壊危険箇所、排水機場の受益及びため池に係る各施設の応急対策工事。</p> <p>2 実施要件 (1) 長野県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、異常な豪雨、融雪、地震等によって必要を生じ、県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの。 ただし、災害危険区域内における対象事業は、地すべり(農政部所管)、急傾斜地崩壊(土砂崩壊危険箇所)、ため池、湛水防除とする。 (2) 前号に掲げるもののほか、農地の保全及び農業用施設の維持のため、知事が特に必要と認めて県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県 100%</p>						
問合せ先	部局名	長野県農政部農地整備課防災担当			担当者	二木 秀幸	
	TEL	026-235-7239	メールアドレス	nochi@pref.nagano.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長野県	事業名	県単農地地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2002
事業制度化の目的	地すべり等防止法第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔管理に要する費用の負担原則〕の規定により、機能低下した地すべり施設の修繕や保全のための応急工事等を行い、地すべり災害の未然防止を図る。						
事業制度創設の背景	概成した地すべり防止区域において、実施計画に位置づけられていない箇所では早急な対策が必要となったことから創設された。						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 地すべり対策工事 地すべり災害の発生を防止するための応急対策工事であって、国の補助対象とならないもの <例> 承排水路工、ボーリング洗浄工、集水井の補強 等 豪雨、融雪、地震等により地すべりが発生し、人家、農地等への被害拡大を防止するため、緊急的に実施する応急対策工事 <例> 排土工、土止工、水抜きボーリング工 等</p> <p>(2) 地すべり対策調査 地すべり対策事業を実施するために必要な調査 <例> 地質調査、機構解析、対策工法の選定 等</p> <p>2 実施要件</p> <p>(1) 地すべり対策工事 「法で定める農林水産大臣が所管する地すべり防止区域」(以下「地すべり防止区域」という。)</p> <p>(2) 地すべり対策調査 「地すべり防止区域」及び「地すべり防止区域に指定することを予定している区域」</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県 100%</p>						
問合せ先	部局名	長野県農政部農地整備課防災担当			担当者	二木 秀幸	
	TEL	026-235-7239	メールアドレス	nochi@pref.nagano.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長野県	事業名	県単農業農村整備事業		新規・継続区分	継続	事業番号	2003
事業制度化の目的	土地改良区等が事業主体として行う、かんがい排水施設整備等に対して助成を行い、農産物の安定生産と維持管理の軽減を図る。							
事業制度創設の背景	国庫補助事業の対象とならない小規模施設整備等への支援を必要としたため。							
事業制度の仕組み等	<p>1 調査設計事業</p> <p>(1) 水利権更新</p> <p>ア 内容・実施要件 特定・準特定水利権の更新において水量再計算等複雑な水利検討を伴う地区</p> <p>イ 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>ウ 補助率 50%</p> <p>(2) 施設管理台帳・管理図作成</p> <p>ア 事業内容・実施要件 基幹水利施設(末端受益:水田100ha以上、畑20ha以上)、畑かん施設、県営造成農道</p> <p>イ 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>ウ 補助率 50%</p> <p>2 農業用排水施設整備事業</p> <p>(1) 農業農用排水施設の新設、管理、変更、補修、廃止及び安全施設の設置</p> <p>ア 事業内容・実施要件 農業農用排水施設の新設、管理、変更、補修、廃止及び安全施設の設置で、 受益要件 5ha以上 事業費 1,000千円以上</p> <p>イ 事業主体 土地改良区</p> <p>ウ 補助率 40%</p> <p>(2) ため池等への脱出施設及び救助用具の設置</p> <p>ア 事業内容・実施要件 ため池等への脱出施設及び救助用具の設置</p> <p>イ 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>ウ 補助率 40%</p> <p>3 特認事業</p> <p>農地・農業用施設災害復旧事業</p> <p>ア 事業内容・実施要件 地震災害のうち激甚又は、知事が特に認める災害[※]で、国庫補助の対象とならない農地・農業用施設災害復旧工事 事業費 130千円以上400千円未満</p> <p>イ 事業主体 市町村</p> <p>ウ 補助率 40%</p> <p>※ 知事が特に認める災害は、農地を対象とし、財政力指数及び国庫補助の災害復旧事業の要件を規定</p>							
問合先	部局名	長野県農地部農地整備課水利係			担当者	小林 忠俊		
	TEL	026-235-7240	メールアドレス	nochi@pref.nagano.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	経営体育成促進事業		新規・継続区分	継続	事業番号	2201							
事業制度化の目的	農地整備事業等に付帯し農地利用集積を促進支援するため、土地改良区等に対し農地の利用集積の促進に資する経費を助成する。														
事業制度創設の背景	農地整備事業等に付帯した農地利用集積を促進支援するために創設された。														
事業制度の仕組等	1 事業内容 ①関係農家の意向調査、②利用権設定・農作業受委託の推進に関わる調査、③換地による農用地集団化の調整、④農業機械の利用再編及び生産の組織化の推進、⑤農業経営の法人化に関する活動、⑥関係機関との調整等調査・調整活動														
	2 採択要件と年度事業限度額 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>対象事業の受益面積区分</th> <th>年度事業限度額(単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60ha未満</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>60ha以上200ha未満</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>200ha以上</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>								対象事業の受益面積区分	年度事業限度額(単位:千円)	60ha未満	1,000	60ha以上200ha未満	1,250	200ha以上
対象事業の受益面積区分	年度事業限度額(単位:千円)														
60ha未満	1,000														
60ha以上200ha未満	1,250														
200ha以上	1,500														
	3 事業主体 市町村、農業協同組合、土地改良区等														
問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課			担当者	農地整備班									
	TEL	054-221-2589	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独担い手育成基盤整備事業 担い手育成茶園基盤整備事業	新規・ 継続区分	新規	事業 番号	2202
事業制度化 の目的	担い手への農地の利用集積を図るために実施されている国庫補助事業の対象工事外となる諸工事を実施し、安定的な農業経営の確立と担い手の育成を促進する。						
事業制度 創設の背景	国庫補助事業対象外の諸工事を実施することで、担い手への更なる農地の利用集積を図り、安定的な農業経営の確立と担い手の育成を促進することを目的に創設された。						
事業制度 の仕組み等	<p>1 事業内容 有機資材による土壌改良及び知事が適当と認めた機械化営農体系を確立するため必要となる国庫補助事業対象外の(ア)～(キ)の工事を実施する。 (ア)区画整理、(イ)農地造成、(ウ)交換分合、(エ)農道整備、(オ)農業用排水路整備、(カ)暗渠排水整備、(キ)借地管理事業(水田の境界確認の筆界点測量に限る。)、(ク)その他(畝方向の変更、茶樹等の伐採、土壌改良)</p> <p>(1)樹園地型 担い手への茶園地又はみかん園地の利用集積を図る①～③の要件をすべて満たす(ア)～(カ)の事業で、(エ)～(カ)は機械化可能な程度に平坦化されている場合に限る。 ①農振地域内の農用地区域内での受益面積が、1ha以上10ha未満 ②集積後の経営面積が、現況経営面積の20%以上の増加 ③担い手の経営面積が、地区面積の20%以上</p> <p>(2)畑型 担い手への畑地の利用集積を図るための①～③の要件をすべて満たす(ア)～(カ)の事業で、(エ)～(カ)は機械化可能な程度に平坦化されている場合に限る ①農振地域内の農用地区域内での受益面積が2ha以上10ha未満(過疎地域、振興山村、半島地域、離島地域及び特定農山村地域にあつては、1ha以上10ha未満) ②集積後の経営面積が、現況経営面積の20%以上の増加 ③担い手の経営面積が、地区面積の20%以上</p> <p>(3)水田型 担い手への水田の利用集積を図るための①と②の要件を満たす(ア)・(オ)・(カ)・(キ)の事業。但し、(ア)は畦畔除去やは場均平等軽微なものに限る。 ①農振地域内の農用地区域内での受益面積が、2ha以上10ha未満の水田であること。 ②担い手への集積が行われているか、又は行われることが確実であること。</p> <p>(4)集積促進型 担い手への農地集積を促進するためのきめ細やかな基盤整備を実施する事業で、次の①と②の要件を全て満たす(ア)・(エ)・(オ)・(カ)・(ク)の事業。ただし、(ア)は段差の解消や勾配修正など軽微なものに限り、(エ)は耕作道、乗用型機械乗り入れ及び旋回場設置含む。 ①農地集積促進のための県営事業を実施済(又は実施中)区域内であること。 ②認定農業者へ農地が集積されること。</p> <p>2. 事業主体 県、市町村、土地改良区</p> <p>3. 負担率 県:40% 地元:60%</p>						
問合せ先	部局名	経済産業部農地局農地整備課			担当者	農地整備班	
	TEL	054-221-2711	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 (農業農村整備事業)		新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2203	
事業制度化 の目的	農村の振興及び農業経営の安定を図るため、国の採択基準に満たない小規模な農地を対象に農業基盤整備事業等を実施する。								
事業制度 創設の背景	国の採択基準に満たない小規模な農地を対象に農業基盤整備事業を実施するために創設された。								
事業制度 の仕組等	1 事業内容 ①農業用排水利施設整備(新設または変更) ②安全施設(国、県、団体等で造成された農業施設等に設置する防護柵等) ③区画整理(農地の区画整理) ④農道(新設又は改良) ⑤農地保全(急傾斜地帯における農地・農業用施設の浸食崩壊防止工事) ⑥施設用地整備(施設園芸等の農業用施設用地造成整備) ⑦農業用排水機械設備修繕(土地改良事業で造成された機械設備の修繕) ⑧特認(生産基盤整備と併せて農業農村の振興に寄与すると知事が特に認める事業)								
	2.採択基準・事業主体・負担率等								
			採択基準			負担率(%)			
	事業主体	事業名	工種	受益面積	その他	国	県	地元	
	市町等	農業農村 整備事業費	農業用排水 施設整備	5ha以上10ha未満 《1ha以上10ha未満》	-	-	1/3 《50》	2/3 《50》	
			安全施設	-	施行延長100m以上又は 1地区30万円以上				
			区画整理	5ha以上10ha未満 《1ha以上10ha未満》	-				
			農道	5ha以上10ha未満 《1ha以上10ha未満》	-				
			農地保全	10ha未満	-				
			施設用地整備	1ha以上5ha未満	-				
農業用排水 機械設備修繕			5ha以上	事業費50万円以上 200万円未満					
特認			-	生産基盤と併せ整備し 知事が特に認めたもの					
※採択基準及び負担率《 》は、振興山村、過疎地域、新山村プログラム策定地域の場合 ※政令指定都市(静岡市・浜松市)は、補助対象外 ※区画整理に伴う換地処分も補助の対象 1.畦畔の移動等の区画の変更を伴う簡易な工事も、区画整理に該当。 2.土地改良法に基づく所定の手続きを経る必要あり									
問合 先	部局名	経済産業部農地局農地整備課			担当者	農地整備班			
	TEL	054-221-2711	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp					

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 (鳥獣害防止対策事業費)	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2204
事業制度化 の目的	農村部での被害が深刻化している野生鳥獣による農作物の食害や農業基盤の破壊等に対し、農地周辺に侵入防止柵を設置することにより、農業生産物・農業基盤施設を保護し、持続的な営農活動を支援して耕作放棄地の増加を抑制する。						
事業制度 創設の背景	農村地域をはじめ周辺平地部の農地での野生鳥獣による農産物の食害や、農業施設の破壊等の被害が多発していることを受け、鳥獣害対策の一層の強化を目的に創設された。						
事業制度の仕 組等	<p>1 事業内容 農業振興地域内の農用地への野生鳥獣の侵入を防止する鉄線、ネット柵、電気柵等の整備</p> <p>2 採択基準 受益戸数 2戸以上 事業費 100万円以上</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区、その他</p> <p>4 負担率 県: 1/3 地元: 2/3</p>						
問合 先	部局名	経済産業部農地局農地整備課			担当者	農地整備班	
	TEL	054-221-2711	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 (自然災害防止事業)	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2205
事業制度化 の目的	国庫補助事業以外の小規模な防災事業(ため池)を対象とし、農地・農業用施設等の災害を事前に防止する。						
事業制度 創設の背景	地震対策に備え国庫補助事業で採択されない小規模な防災事業(ため池)を対象とし、農地・農業用施設等の災害を事前に防止することを目的に創設された。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 ため池整備工事</p> <p>2 採択基準 ため池台帳に登録されているため池であり、次のすべてに該当すること。 ①『静岡県地域防災計画』に定められた地区で、防災効果・緊急度が高い。 ②ため池周辺の住民の生命、若しくは主要な公共施設に被害が予測される。 ③貯水量300m³以上で、かつ、国庫補助事業の採択基準(総事業費800万円以上、かつ、貯水量1,000m³以上)に該当しない。</p> <p>3 事業主体 市町村、その他</p> <p>4 負担率 県:50% 地元:50%</p>						
問合 先	部局名	経済産業部農地局農地整備課			担当者	農地整備班	
	TEL	054-221-2711	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 (地すべり防止施設等整備事業)	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2206
事業制度化 の目的	地すべり指定区域(農地)に指定された区域を管理する。						
事業制度 創設の背景	地すべり指定区域(農地)に指定された区域内の巡視・監視・調査等を行い、指定区域内の施設の適切な維持管理と施設補修を行うために創設された。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 地すべり管理に必要な巡視、監視、調査計画及び施設補修</p> <p>2 採択基準 地すべり指定区域に指定された区域内</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 負担率 県:100%</p>						
問合 先	部局名	交通基盤部河川砂防局砂防課			担当者	傾斜地保全班	
	TEL	054-221-3042	メールアドレス	sabo@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 (海岸保全施設整備事業)		新規・継続 区分	継続	事業 番号	2207
事業制度化 の目的	海岸保全区域(農地)に指定された区域を管理する。							
事業制度 創設の背景	海岸保全区域(農地)に指定された区域内の巡視・監視・調査等を行い、指定区域内の施設の適切な維持管理と施設補修を行うために創設された。							
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 海岸保全管理に必要な巡視、監視、調査計画及び施設補修</p> <p>2 採択基準 海岸保全区域に指定された区域内</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 負担率 県:100%</p>							
問合 先	部局名	経済産業部農地局農地保全課			担当者	農地保全班		
	TEL	054-221-2756	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備調査事業		新規・継続区分	継続	事業番号	2208																							
事業制度化の目的	優良農地の確保と集積等による農地の徹底活用と集落機能の維持・向上による農山村の再生・快適な農山村の暮らしの実現を主要な施策取組とした「ふじのくにの農山村づくり(静岡県農山村整備みらいプラン2018-2021)」に基づく県営農業農村整備事業計画を樹立するために必要な調査、測量、設計、計画概要書作成等を行う。																														
事業制度創設の背景	県営農業農村整備事業の計画樹立に当たり、基礎的な調査・測量・設計を行うとともに、新規事業採択申請等に必要となる事業計画概要書等を作成するために創設された。																														
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件</p> <p>(1)事業計画調査</p> <p>①県営農業農村整備事業計画の樹立に必要な調査、測量、設計及び計画概要書作成 ②水利権更新等の必要な地区で、水利用形態、必要水量、水利用施設の実態等の基礎的調査 ③その他知事が必要と認める地区で必要な調査</p> <p>(2)基本調査</p> <p>農業農村整備事業の適切かつ効率的な実施に必要な農地や水利の実態等の基本的調査を実施する。</p> <p>(3)夢舞台しずおかの邑創造計画策定事業</p> <p>景観形成概念に基づく”夢舞台しずおかの邑”の実現に向けた拠点となる集落の生産基盤整備や生活環境の整備構想を策定する市町に助成する。 ※事業は2か年(1年目:基礎調査、2年目:構想策定)で実施</p> <p>2 事業主体・負担率等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業名 (調査名)</th> <th colspan="3">負担率(%)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>事業計画調査 (事業計画調査)</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>事業計画調査 (基本調査)</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>夢舞台しずおかの邑 創造計画策定事業</td> <td>—</td> <td>1/3(1年目) 2/3(2年目)</td> <td>2/3(1年目) 1/2(2年目)</td> </tr> </tbody> </table>								事業主体	事業名 (調査名)	負担率(%)			国	県	地元	県	事業計画調査 (事業計画調査)	—	50	50	県	事業計画調査 (基本調査)	—	100	—	市町	夢舞台しずおかの邑 創造計画策定事業	—	1/3(1年目) 2/3(2年目)	2/3(1年目) 1/2(2年目)
事業主体	事業名 (調査名)	負担率(%)																													
		国	県	地元																											
県	事業計画調査 (事業計画調査)	—	50	50																											
県	事業計画調査 (基本調査)	—	100	—																											
市町	夢舞台しずおかの邑 創造計画策定事業	—	1/3(1年目) 2/3(2年目)	2/3(1年目) 1/2(2年目)																											
問合せ先	部局名	経済産業部農地局農地計画課			担当者	調査計画班																									
	TEL	054-221-2584	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp																											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県単独内陸フロンティア企業誘致促進 農業基盤整備事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2209
事業制度化 の目的	”ふじのくに”防災減災・地域モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)制度等を活用した都市的な開発を行う周辺農地において、農業の生産性の向上、生活環境の改善、良好な景観の形成に資する整備等を総合的に実施することにより、土地利用調整の円滑化と「発展的で持続性のある農村の創造」を実現する。						
事業制度 創設の背景	ふじのくにのフロンティアを拓く取組において、都市的な開発が農業振興と対立することのないよう、農業と工業のバランスある土地利用を図っていくことを目的に創設された。						
事業制度 の仕組み等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)農業基盤整備事業</p> <p>ア 生産基盤整備 ①区画整理(整地工) ②農道 ③農業用排水施設 ④暗渠排水 ⑤土層改良 ⑥農地保全 ⑦鳥獣害防止対策施設</p> <p>イ 生活環境整備 ①緩衝帯・景観形成整備 ②集落防災安全施設 ③農作業準備休憩施設 ④生態系保全空間整備</p> <p>⑤地域資源利活用基盤</p> <p>ウ 特認事業 ただし、イ及びウの事業にあつては、アのいずれかと併せて実施すること。</p> <p>(2)農業基盤整備調査事業 (1)に掲げる事業を実施するために必要な調査・測量・計画・設計</p> <p>2 採択基準</p> <p>①農振地域内で受益面積が概ね5ヘクタール以下であること。 ②都市的土地利用事業が実施されるか、実施が確実に見込まれる場合に、その事業の周辺地域であること。 ③事業実施地域が長期にわたって農用地としての利用が見込まれること。 ④事業実施地域がふじのくにフロンティア推進区域設置要綱の第3条に基づき指定された区域に含まれていること。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率(負担率) 県:1/2 地元:1/2</p>						
問合 先	部局名	経済産業部農地局農地計画課			担当者	調査計画班	
	TEL	054-221-2584	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	県営造成施設管理体制整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2210
事業制度化の目的	<p>県営造成施設を管理する土地改良区等に対し、多面的機能の発揮のために実施している配水操作等の管理にかかる負担の軽減を目的に、地域住民が参画する新たな管理体制を構築する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>農村の都市化の進展、農業従事者の高齢化の進行等による集落機能の低下が懸念される中、効率的な農業経営が生産の多くを担う農業構造の実現と、豊かな自然環境と美しい景観を有する農業・農村づくりの両立を図る必要がある。このため、農業用施設・農地等の基幹から末端に至る一連の資源全体について、地域住民や都市住民も含めた多様な人々が参画する地域の共同による保全管理体制を構築するための支援を行う。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県が造成した水利施設等の多面的機能発揮に係る保全管理活動を地域(住民・行政)で支える仕組みを構築する。県営施設の維持管理費における多面的機能発揮分(37.5%)について、地域として負担すべき費用のうち50%を支援する。</p> <p>2 事業主体 市町 (県営造成施設を管理する土地改良区を支援する市町)</p> <p>3 負担率 県:1/2 地元:1/2</p>						
問合先	部局名	経済産業部農地局農地計画課			担当者	事業調整班	
	TEL	054-221-2715	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	農業生産拠点の広域化計画策定支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2211
事業制度化の目的	県内の規模拡大意欲の強い農業経営体の拠点の広域化を支援するとともに、野菜の生産拡大を加速化する県外経営体の誘致を通じて、本県の農業算出額の向上を目的とし、農業経営体が事業主体となる農地の基盤整備事業(国庫補助事業)の実施を促進するため、その採択や検討に必要な調査や計画策定等を行う農業経営体に対して支援する。						
事業制度創設の背景	農業経営体が事業主体となる農地の基盤整備事業(国庫補助事業)の実施を促進させるため、創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ①事業計画の策定、②事業計画のための調査、③事業計画に必要な書類等の作成</p> <p>2 採択要件と年度事業限度額 対象となる経費の1/2以内</p> <p>3 事業主体 農業経営体 (農地法第2条第3項の要件に適合する農地所有適格法人のみ)</p>						
問合先	部局名	経済産業部農地局農地計画課			担当者	事業調整班	
	TEL	054-221-2723	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	ICT水管理システム活用推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2212
事業制度化の目的	最先端技術の活用による豊かさを実感できる社会の形成を図るために、ICTを活用した水田水管理システムについて、水田の排水管理作業の遠隔化及び防災分野との併用を検討し、経営体の負担軽減策を検証する。						
事業制度創設の背景	ICT水管理システムの実証実験(H29～R1)において、用水管理の大幅な省力化が可能となることが示された一方で、経営体から水田の排水管理の省力化及びシステム導入コストの負担軽減の要望が出されたため。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (効果検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT水管理システムにおける排水口の遠隔操作実証 機器を水田営農以外の用途(防災)へ活用し、経営体の負担軽減の可能性を検証 <p>2 事業主体、負担率 県100%</p>						
問合先	部局名	経済産業部農地局農地計画課			担当者	事業調整班	
	TEL	054-221-2723	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	静岡県	事業名	わさび田災害復旧事業費助成	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2213
事業制度化 の目的	世界農業遺産に認定されたわさび田(豊石式)について、国の災害復旧事業に係る農家負担分が過大となっている現状を踏まえ、市町と協調して農家負担分の一部を支援するため。						
事業制度 創設の背景	豊石式のわさび田は、多品目と比較し国の災害復旧事業における農家負担額が多く、被災が契機となり、耕作放棄や離農につながるおそれがある。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 わさび田に係る災害復旧事業において、国庫補助対象額の上限を超える分を支援</p> <p>2 採択要件と年度事業限度額 国庫補助対象額の上限を超える分の1/2(市町との協調助成)</p> <p>3 事業主体 豊石式わさび田が所在する市町(6市5町)</p>						
問合 先	部局名	経済産業部農地局農地保全課			担当者	農地保全班	
	TEL	054-221-2756	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	県単地すべり防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1501
事業制度化の目的	<p>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号。)第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則〕の規定に基づき、地すべり防止区域(法第3条の規定により地すべり防止区域に指定される区域をいう。)全般にわたる管理並びに地すべり防止施設及び農地保全施設の適正な管理を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>概成地区等で実施計画に位置づけられていない区域において、早急な対策が必要となったことから創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地すべり防止区域内で実施する次にかかげる工事を対象とする。 ①地すべり防止区域内(構造改善局所管指定区域内に限る。)において、国が定める農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(昭和42年42農地D第24号)に基づく実施計画にない工事で法第12条〔構造等の基準〕の規定に適合する工事 ②地すべり防止区域内(構造改善局所管指定区域内に限る。)において地すべり防止工事で実施した施設の補強工事等 ③地すべり防止区域内における農業用施設災害復旧事業 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)で実施した農地保全施設の補強工事等</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 県:100%</p> <p>4 事業実施期間 単年度実施とする。</p>						
問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課防災係			担当者	齋藤	
	TEL	025-280-5360	メールアドレス	saitou.yukiteru@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	新潟らしい新技術の調査・検討事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1502
事業制度化の目的	<p>これまで、土地改良事業は環境との調和にも配慮しながら、農業生産性の向上を目的として農業生産基盤の整備を進めてきた。近年、地球温暖化の進行や食料、エネルギー危機への対応等に向け、農業農村に対する期待が高まる中、県では環境との調和の一層の推進、土地改良施設のライフサイクルコストの低減等の新たな視点から技術を調査・検討し、新潟らしい新たな整備技術の確立を目指す。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 環境にやさしい田園整備新技術創造事業 これからの農業農村整備において、環境負荷の少ない施設の更新・整備や自然エネルギーの活用、ユニバーサルデザインなど「環境にやさしい田園整備」の新たな視点から既存技術を検証し、新潟発の技術指針を策定する。 (自然圧パイプライン、農業用ポンプ状態監視等)</p> <p>① 新技術指針策定のための調査・研究 ② 新技術案に基づく試行・検証 ③ 新技術指針の策定及び啓発・普及 ④ 学識経験者により構成されるアドバイザー会議を設置して、上記の取組みに対する助言等を受けながら取組みを進めている。</p> <p>(2) 田んぼダム普及実証事業 (H25完了) 近年、都市化・混住化の進展による雨水の流出量の増加や、地球温暖化等により局所的豪雨が増加し、農地の湛水や住宅地などへの浸水が頻発している。この状況に対応して、水田の洪水調整機能を利用増進させ、排水量を調整する「田んぼダム」技術の効果検証、普及啓発や体制支援を行うことで、その取組を全県に拡大し、農業農村の安全・安心を確保する。</p> <p>① 普及啓発事業:「田んぼダム」の効果等のPR、モニタリング ② 体制整備支援事業:調整板設置、畦畔補強、普及啓発資料作成、現地観測業務</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 定額</p>						
問合せ先	部局名	新潟県農地部農地管理課総合調整室			担当者	関川	
	TEL	025-280-5350	メールアドレス	sekikawa.tsutomu@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	県単農業農村整備事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	1503
事業制度化 の目的	農業における近代化の推進及び生産性の向上を図り、又は農村の環境を整備することにより、農村地域や中山間地域の活性化を図る。						
事業制度 創設の背景	国の補助事業に該当しない小規模な事業を対象として、地域の実情に即した機動的できめ細かな整備を実施するために創設された。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <p>①かんがい排水事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上))</p> <p>②ほ場整備事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上))</p> <p>③農地開発事業(造成農地面積2ha以上)</p> <p>④農地防災事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上等))</p> <p>⑤農道整備事業(全幅員3m以上)</p> <p>⑥農業集落道整備事業(延長50m以上かつ全幅員3m以上)</p> <p>⑦農業集落排水施設整備事業(排水路延長50m以上かつ農地排水が計画最大排水量の50%未満)</p> <p>⑧アメニティー施設整備事業</p> <p>⑨農村総合用地周辺整備事業(事業費10,000千円以下)</p> <p>⑩農業用水克雪利用事業(他事業で克雪事業の実施計画がなく、冬季間の通水があり、管理体制が図られるもの)</p> <p>⑪中山間地域総合対策事業(中山間地域活性化対策事業計画が策定されている地域において2事業種別以上の実施)</p> <p>(2) 1地区当り事業費</p> <p>100万円以上</p> <p>2 事業主体</p> <p>市町村、土地改良区、その他</p> <p>3 補助率</p> <p>30～50%</p>						
問合 先	部局名	新潟県農地部農地整備課開発係			担当者	高橋	
	TEL	025-280-5365	メールアドレス	takahashi.tomoka@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	県単農業水利施設管理強化事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	1504
事業制度化 の目的	公共性、公益性の高い農業水利施設の適正な維持管理を図る。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)補助対象とする経費 前年度の維持管理費に要した電力料、燃料費及び機械保守点検委託料</p> <p>(2)計算方法 補助対象とする経費の合計実支出額が100万円以上の場合であって、その額と500万円(限度額)のいずれか少ない額を、補助基準額とし、補助金は補助基準額に補助率を乗じた額の1万円未満を切り捨てた額とする。</p> <p>2 採択要件 県営土地改良事業で造成された土地改良施設で管理委託している次の施設区分の規模を満たすものであること。</p> <p>①ダム 1・2級河川に設置された堤高 15m 以上のもの。</p> <p>②頭首工 1・2級河川に設置された受益面積 1,000ha以上のもの。</p> <p>3 事業主体(補助対象者) 土地改良区、土地改良区連合又はその他知事が適当と認める団体</p> <p>4 補助率 30% 以内</p>						
問合 先	部局名	新潟県農地部農地建設課施設管理係			担当者	鈴木	
	TEL	025-280-5358	メールアドレス	suzuki.kazunari@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	農業集落排水整備事業起債償還補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1505
事業制度化の目的	農業集落排水施設の整備促進を図るため、使用村が農業集落排水事業実施要綱等に基づいて行う施設整備事業に係る地方債の償還に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 補助対象経費 農業集落排水事業における国庫補助の対象となる事業費。ただし、事務費は除く。</p> <p>2 補助率及び補助金の交付方法 補助対象経費に対して、合計12%を事業実施年度の翌年度から交付する。単年度補助率は0.8%とする。なお、補助最終年度の補助率は、合計12%となるように単年度補助率以下の端数率とする。 ※平成20年度新規地区から補助制度を休止している。</p> <p>【解説】 ①本県単事業の対象としている農業集落排水事業の事業主体は市町村であるが、県は事業の実施時に事業費の補助をせずに、後年度に分割して事業費の助成をする仕組みである。事業実施時と異なる時期に県費を支出することから、県単事業(県が事業主体)として扱っている。 ②基本的には0.8%×15年として補助しており、全体の12%を補助することになっている。仮に、県の予算の都合(平準化等)で、年度の補助率を補正することがあった場合は、全体で12%となるように調整して補助する。</p>						
問合先	部局名	新潟県農地部農村環境課農村整備係			担当者	菅井	
	TEL	025-280-5370	メールアドレス	ngt070050@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1508
事業制度化の目的	土地改良事業の円滑な実施に資するため、新潟県土地改良事業団体連合会が行う啓発、協力、指導事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。						
事業制度創設の背景	土地改良施設の多面的機能の発揮や効率的な維持管理など、土地改良区の活動の充実が期待されており、指導的立場にある新潟県土地改良事業団体連合会の役割が重要になっている。						
事業制度の仕組等	<p>1 補助対象経費</p> <p>①土地改良事業に関する教育及び情報提供に係る経費 ②土地改良事業に関する調査及び研究に係る経費 ③国又は県が行う土地改良事業に対する協力に係る経費</p> <p>2 事業主体</p> <p>県土連</p> <p>3 補助率</p> <p>50%</p>						
問合せ先	部局名	新潟県農地部農地計画課土地改良団体係			担当者	五十嵐	
	TEL	025-280-5352	メールアドレス	shunichi.ikarashi2@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	県営農業農村整備事業調査計画費	新規・継続区分	継続	事業番号	1509
事業制度化の目的	県が行う農業農村整備事業に必要な事業計画概要書等を作成するために調査計画を行う。						
事業制度創設の背景	県営土地改良事業計画策定を効率的かつ円滑に行うために創設された。国補事業を活用出来るものは、国補を優先して活用している。						
事業制度の仕組等	<p>1 補助対象経費 県営の事業計画作成</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 50%</p>						
問合先	部局名	新潟県農地部農地計画課計画係			担当者	佐藤	
	TEL	025-280-5575	メールアドレス	satou.jun@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	園芸産地化チャレンジ事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1510
事業制度化の目的	<p>ほ場整備の計画策定段階から、園芸品目の導入について、担い手の理解と気運の向上を支援し、生産から流通・販売までの一貫した構想を、ほ場整備の事業計画に反映させ、園芸の産地化に向けて支援することを目的とする。</p>						
事業制度創設の背景	<p>農業者の所得や本県の農業産出額を向上させるためには、稲作の規模拡大や生産コストの低減に加えて、経営の多角化・複合化を推進することが必要である。 こうした中、経営の多角化・複合化に向けて、農業競争力の強化を図るほ場整備地区において、生産基盤の整備とあわせて園芸産地の育成・拡大が重要であることから、本事業を創設した。</p>						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容・採択要件 (1)先進地視察やモデルほ場での研修会による園芸産地化の理解促進 ① 先進地視察や事例調査、研修会参加による情報収集 ② モデルほ場を活用した指導会・研修会や機械化による省力化のデモンストレーションの開催 ③ モデルほ場の取組を波及させるために必要なデータの収集や調査・分析 (2)専門家による組織運営、労務管理、マーケティング等の指導・助言 将来の園芸導入や拡大意向のある農業者に対し、中小企業診断士や税理士などの専門家による経営発展に向けた指導の実施 (3)園芸の産地化に向けた栽培者、品目、販路の検討会の開催 ① 現状把握や農業者の意向を把握するためのアンケート調査 ② 栽培品目の選定や輪作体系など土地利用方法や栽培条件の検討 ③ 販売先の関係者との意見交換による需給動向の把握 等</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	新潟県農地部農地整備課			担当者	加藤 泰宏	
	TEL	025-280-5833	メールアドレス	kato.yasuhiro@pref.niigata.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	新潟県	事業名	園芸産地化水田フル活用実証事業	新規・継続区分	新規	事業番号	1511								
事業制度化の目的	水田での園芸作物の栽培に適した効果的なかんがい排水対策の確立に向け、実証ほ場において暗渠排水等の基盤整備と表土破碎等の営農作業との組合せによるかんがい排水対策を試行し、効果を検証														
事業制度創設の背景	水田を活用した園芸導入のためには、農家による営農作業における表土破碎等の対応も含め、園芸作物の栽培に適した土壌条件に改善していく必要がある。 しかしながら、暗渠排水等の基盤整備と営農作業における対応との組合せによる効果的な排水対策は、県内各地域で土質が異なる等のことから、未だ確立されていない状況にあり、またこのことが農家に園芸導入への不安を抱かせる要因ともなっている。														
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件</p> <p>(1)水田への園芸導入促進技術開発（事業主体:県(農林水産部)）</p> <p>① 汎用化水田の排水機能向上技術の開発 ② 地下水位制御システムを活用した土壌水分管理手法の検証 ③ 水田転換畑における園芸作物の栽培管理体系の確立 ④ 営農灌排水対策コストの算定と、これに対応した導入品目・作型・目標収量等の提示</p> <p>(2)園芸産地化水田フル活用実証事業（事業主体:県(農地部)）</p> <p>① 実証ほ場の環境整備(農地部) ・ ほ場の選定、調整、借上 ・ 暗渠排水、地下水位制御システム、土層改良及び営農灌排水等の追加 ② 各取組の成果取りまとめ(農林水産部・農地部) ・ 排水対策に係る検討、農林水産技術会議の開催、営農灌排水対策等の効果検証</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県:100%</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><水田への園芸導入促進に向けた取組></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">水田への園芸導入促進技術開発（農林水産部）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">園芸産地化水田フル活用実証事業（農地部）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">○ 実証試験の設計等</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (1) 汎用化水田の排水機能向上技術の開発 (2) 地下水位制御システムを活用した土壌水分管理手法の検証 (3) 水田転換畑における園芸作物の栽培管理体系の確立 (4) 営農灌排水対策コストの算定と、これに対応した導入品目・作型・目標収量等の提示 </td> <td style="vertical-align: top;"> (5) 実証ほ場の環境整備 ○ ほ場の選定、調整、借上 ○ 暗渠排水、地下水位制御システム及び土層改良等の追加 ○ 額縁明渠、補助暗渠等の各種営農灌排水の追加 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> (6) 各取組の成果取りまとめ（農地部・農林水産部） ○ 排水対策に係る検討 ○ 農林水産技術会議の開催 ○ 営農灌排水対策の効果検証 </td> </tr> </table> </div>							水田への園芸導入促進技術開発（農林水産部）	園芸産地化水田フル活用実証事業（農地部）	○ 実証試験の設計等		(1) 汎用化水田の排水機能向上技術の開発 (2) 地下水位制御システムを活用した土壌水分管理手法の検証 (3) 水田転換畑における園芸作物の栽培管理体系の確立 (4) 営農灌排水対策コストの算定と、これに対応した導入品目・作型・目標収量等の提示	(5) 実証ほ場の環境整備 ○ ほ場の選定、調整、借上 ○ 暗渠排水、地下水位制御システム及び土層改良等の追加 ○ 額縁明渠、補助暗渠等の各種営農灌排水の追加	(6) 各取組の成果取りまとめ（農地部・農林水産部） ○ 排水対策に係る検討 ○ 農林水産技術会議の開催 ○ 営農灌排水対策の効果検証	
水田への園芸導入促進技術開発（農林水産部）	園芸産地化水田フル活用実証事業（農地部）														
○ 実証試験の設計等															
(1) 汎用化水田の排水機能向上技術の開発 (2) 地下水位制御システムを活用した土壌水分管理手法の検証 (3) 水田転換畑における園芸作物の栽培管理体系の確立 (4) 営農灌排水対策コストの算定と、これに対応した導入品目・作型・目標収量等の提示	(5) 実証ほ場の環境整備 ○ ほ場の選定、調整、借上 ○ 暗渠排水、地下水位制御システム及び土層改良等の追加 ○ 額縁明渠、補助暗渠等の各種営農灌排水の追加														
(6) 各取組の成果取りまとめ（農地部・農林水産部） ○ 排水対策に係る検討 ○ 農林水産技術会議の開催 ○ 営農灌排水対策の効果検証															
問合せ先	部局名	新潟県農地部農地整備課開発係			担当者	四柳									
	TEL	025-280-5365	メールアドレス	yotsuyanagi.akira@pref.niigata.lg.jp											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	地域営農確立促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1601
事業制度化の目的	公共事業の採択基準を満たさない小規模な土地改良施設の更新整備などを支援することにより、安定的な農業生産や農業経営に資する。						
事業制度創設の背景	本事業は、昭和24年から県単独土地改良整備事業と県単独農業農村環境整備事業に区分されて実施してきたが、平成9年度に再編整理された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・対象地域 農振農用地を対象(営農の一体性が認められる場合は、線引き・非線引き都市計画区域の用途地域における農地も対象とすることができる)として、以下の事業を行う。</p> <p>(1)一般型 公共事業で採択されない地区で、かつ営農上一体と見なされる地域において、地域の特性に応じた農地の高度利用が可能となるよう、きめ細かな基盤整備を総合的に実施する。 ①水路整備、②農道整備、③区画整理、④地表水排除、⑤地下水排除、⑥客土、⑦堆きゅう肥補給、⑧その他知事が認めるもの、⑨土地改良施設緊急修繕整備、⑩農地災害緊急復旧</p> <p>(2)担い手支援型 効率的かつ安定的な経営体となる担い手の育成を支援するため、担い手の育成を実施又は予定する集落において、きめ細かな基盤整備を総合的に実施する。 ①一般型の①～⑥、②畦畔補強、③搬入路、④不陸均平、⑤自動給水栓、⑥法面保全、⑦その他知事が認めるもの</p> <p>(3)土壌復元型 公害防除特別土地改良事業神通川流域地区の復元農地を対象として、営農上の支障が生じた農地での補完工事を実施するものであり、公害防止事業費事業者負担法第3条に規定する事業者からの支援を得て実施する。 ①基盤整備事業(耕盤の凹凸を修正) ②排水改良工事(田面排水施設:排水柵の増設)</p> <p>2 事業主体 土地改良区、市町村、農業生産法人など</p> <p>3 補助率 40%以内(中山間指定地域 50%以内)</p>						
問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係			担当者	中田 正文	
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	快適農村環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1602
事業制度化の目的	市街地周辺及び混住化地域において、農業用排水路施設での通年通水を確保することにより、水路機能の維持及び環境保全を図るため、水路整備等を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容・対象区域 農振農用地区域及び線引き・非線引き都市計画区域の用途地域を対象に以下の事業を実施する。</p> <p>(1)美しい農村環境整備型 ア.農道環境整備 幹線農道又は集落道及び農村公園又は農村拠点施設の周辺整備として、次の工事に要する経費を支援する。 ①花木の植栽、②緑地帯の造成、③花木への給水施設設置、④田園空間整備事業の附帯事業 イ.水辺環境整備 水路、ダム、ため池等の農業基幹水利施設の有する水辺空間を活用し、快適な生活環境の改善に係る次の整備に必要な経費を支援する。 ①親水・景観保全施設、②自然・生態系保全施設、③水辺環境維持用水の通年通水施設、④歴史的・文化的施設、⑤利活用保全施設 ウ.歴史的・文化的施設案内看板整備 農業用排水路等の主要な土地改良施設について、その歴史的意義や価値などを説明した案内看板を設置する。</p> <p>(2)通年通水促進型 市街地周辺又は混住化地域の農業用排水路で通年通水を確保するため、必要な水路整備又は附帯施設の新設工事もしくは改良工事で、市町村が当該工事の1/2以上を補助し又は負担する。</p> <p>(3)克雪対策型 農業用排水路を利用した無雪害農村集落の構築に必要な経費で、次に掲げる施設の整備に要する経費を支援する。 ①流融雪溝施設、②消雪施設、③その他知事が認める施設</p> <p>2 事業主体 土地改良区、市町村</p> <p>3 補助率 5%～75%</p>						
問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	中田 正文		
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	防災福祉対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1603
事業制度化の目的	土地改良施設における水難事故、人身事故を未然に防止するため、農業用排水路に安全施設を設置するなど対策を実施するもの。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・対象区域 農振農用地区域及び線引き・非線引き都市計画区域の用途地域を対象に以下の事業を実施する。</p> <p>(1)施設機能保全型 小規模な農業用ため池のしゅんせつを行い、ため池の機能回復等に要する経費で、次のすべてに該当するものについて支援する。 ①受益地が農振農用地区域内で5ha未満 ②堆砂率が有効貯水量の40%以上 ③市町村が当該工事費の1/3以上を補助又は負担するもの</p> <p>(2)安全施設整備型 ア. 用排水安全施設整備 公共事業で採択されない農業用排水路における安全確保を図る事業であって知事が適当と認めるもの。 イ. 農道保安施設整備 公共事業で採択されない農道の路面補修、交通安全施設整備、道路標識の整備で知事が適当と認めるもの。 ウ. 農道福祉対策整備 公共事業で採択されない農道に係る歩道の新設、改良及び集落道の整備であって、知事が適当と認めるもの。</p> <p>2 事業主体 土地改良区、市町村</p> <p>3 補助率 1/3～75%</p>						
問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	中田 正文		
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	散居景観保全事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1604
事業制度化の目的	散居景観の保全・育成を図るため、屋敷林の枝打ち等の維持管理に対して支援する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 住民協定を締結した団体が行う次の活動に必要な経費で、市町村が当該事業費の1/2以上を補助し、又は負担する。 ①屋敷林の枝打ち及び間伐 ただし、枝打ち及び間伐後の清掃に要する経費並びに廃棄物としての処理に要する経費は除く ②屋敷林の育成 ③その他散居景観の保全・創造</p> <p>2 事業主体 市町村</p> <p>3 補助率 25%</p>						
問合せ先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係			担当者	中田 正文	
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	他事業関連調整事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1605
事業制度化の目的	富山県の主要プロジェクト事業と連携し、必要となる農業用施設の整備を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県プロジェクト推進型</p> <p>ア 用排水路整備 公共事業で採択されない農業用排水施設の新設、廃止、又は変更であって、受益地が農振農用地域内で知事が適当と認める。</p> <p>イ 農道整備 公共事業で採択されない農道の施設、改良及び舗装等の整備であって受益地が農振農用地域内で知事が適当と認める。</p> <p>(2) 知事特認型 知事が適当と認める。</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>3 補助率 40%</p>						
問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係			担当者	中田 正文	
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	農村整備関連生態系保全事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	1606
事業制度化 の目的	<p>土地改良法の改正により、農業農村整備事業の実施にあたっては環境との調和や配慮が事業計画に必要となった。また、学識経験者等から構成される「富山県農業農村整備環境情報協議会」から生態系保全への積極的な取り組みが求められている。</p> <p>このことから、土地改良事業の実施にあたり、環境配慮を要する場合に対策工事費の掛増費用に係る地元負担を軽減する。</p>						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の仕 組等	<p>1 事業内容 農業農村整備事業の実施に当たり、生物保全等掛増費用(工事費及び調査費)の農家負担分について支援するもので、次の条件をすべて満たし、環境配慮工法を採用した工事費の掛増工事費用に係る農家負担を関係市町村が補助する場合に、その1/2を上限として当該市町村に補助する。</p> <p>①県営農業農村整備事業で施行していること。 ②「レッドデータブックとやま」に記載(絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧、情報不足)されている生物を対象に環境配慮工法を採用していること。</p> <p>2 事業主体 市町村</p> <p>3 補助率 50%</p>						
問合 先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	中田 正文		
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	土地改良事業推進特別補助金	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	1607
事業制度化 の目的	県営かんがい排水事業と県営ほ場整備事業を推進するため、その事業費に係る農家負担を軽減する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の仕 組等	<p>1 県営かんがい排水事業(水利整備事業) 次の条件のすべてを満たす基幹水利施設整備地区の農家負担に対し、市町村が補助する場合にその1/2(事業費(事務費を除く)の2.5%を限度とする)を当該市町村に対して補助する。</p> <p>(1)排水路 ①排水計算によって水路断面が決定されている区間であること。 ②排水受益面積が500ha以上又は複数市町村にまたがっていること(複数市町村の場合は300ha以上)。 ③流域面積のうち受益面積以外の土地面積の占める割合が30%以上であること。</p> <p>(2)用水路 ①頭首工、揚水機場等の基幹水利施設及びこれらと一体的に管理されている幹線用水路を新設・改良・更新するもの。 ②一級又は二級河川から取水・導水する施設。 ③通年通水され地域生活用水としての機能が認められるもの。</p> <p>2 県営ほ場整備事業(農地整備事業) 区画整理工事区域における埋蔵文化財を保護するための盛土工事費に係る農家負担に対して、市町村が補助する場合にその1/2を当該市町村に対して補助する。</p>						
問合 先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	中田 正文		
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	水利施設ストックマネジメント支援事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	1608
事業制度化 の目的	団体営事業等で造成された農業水利施設の機能保全計画を策定する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の仕 組等	<p>1 事業内容 長寿命化対策を図る等の機能保全計画を策定する。 (対象:団体営等で造成した農業水利施設。ただし、二次製品水路を除く)</p> <p>2 事業主体 土地改良区等</p> <p>3 補助率 50%</p>						
問合 先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係			担当者	中田 正文	
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	農業用水路安全点検マップ作成事業	新規・継続区分	新規	事業番号	1609								
事業制度化の目的	<p>県内で発生する農業用水路転落事故の分析と防止対策について、平成31年1月に富山県農業用水路事故防止対策推進会議を設置し、本会議からの提言を踏まえ、令和元年12月に富山県農業用水路安全対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定した。 転落事故の未然防止活動を推進するため、ガイドラインに沿って、ソフト対策を実施し、用水路事故の起こらない地域づくりを推進・支援する。</p>														
事業制度創設の背景	同上														
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ワークショップ等を通じて、危険箇所の洗い出しや安全点検のニーズ・優先度を把握し、危険箇所マップや安全対策の優先度を記載した「安全対策マップ」の作成及び啓発活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険箇所マップの作成</td> <td>危険箇所の現状確認</td> </tr> <tr> <td>安全対策マップの作成</td> <td>転落事故防止危険箇所の位置、内容及び優先度を設定した対策等を記載した地図を作成</td> </tr> <tr> <td>啓発活動</td> <td>危険箇所マップ等の地域への周知・啓発</td> </tr> </tbody> </table>							事業種類	内容	危険箇所マップの作成	危険箇所の現状確認	安全対策マップの作成	転落事故防止危険箇所の位置、内容及び優先度を設定した対策等を記載した地図を作成	啓発活動	危険箇所マップ等の地域への周知・啓発
	事業種類	内容													
危険箇所マップの作成	危険箇所の現状確認														
安全対策マップの作成	転落事故防止危険箇所の位置、内容及び優先度を設定した対策等を記載した地図を作成														
啓発活動	危険箇所マップ等の地域への周知・啓発														
<p>2 適用基準 次の要件を全て満たすものとする。 ①公共(補助)事業で採択されない地区であること。 ②過去において、事故が発生した箇所又は県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。 ③地元における転落事故防止の継続的な普及啓発活動を実施すること。</p> <p>3 事業主体 土地改良区、地域組織等</p> <p>4 補助額 補助額については、定額200千円 / 地区以内とする。 ただし、令和4年度まで採択された場合に限る。</p>															
問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係			担当者	中田 正文									
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	富山県	事業名	農業用水路安全施設クイック整備事業	新規・ 継続区分	新規	事業 番号	1610
事業制度化 の目的	<p>県内で発生する農業用水路転落事故の分析と防止対策について、平成31年1月に富山県農業用水路事故防止対策推進会議を設置し、本会議からの提言を踏まえ、令和元年12月に富山県農業用水路安全対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定した。 転落事故の未然防止活動を推進するため、ガイドラインに沿って、セミハード対策(簡易な対策)を実施し、用水路事故の起こらない地域づくりを推進・支援するもの。</p>						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の仕 組等	<p>1 事業内容 ワークショップ等を通じて作成した安全対策マップに基づき、地域のニーズを取り入れたきめ細かな安全対策を総合的に実施。</p> <p>2 適用基準 次の各号に該当するものとする。 (1)公共(補助)事業で採択されないもの。 (2)財産管理及び維持管理を行う団体が明確なもの。 (3)安全対策マップに位置付けられた以下の整備に要する費用。 ① 視認性の向上を図る整備 ② 簡易な蓋がけやメッシュ網等による整備 ③ 簡易な転落防止柵等の整備 ④ 農業・施設管理者向けの補完的な設備</p> <p>3 事業主体 土地改良区、地域組織等</p> <p>4 補助額 補助額については、定額1,000千円/地区以内とする。 ただし、令和4年度まで採択された場合に限る。</p>						
問合 先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係			担当者	中田 正文	
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	masafumi.nakada@pref.toyama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	石川県	事業名	県単土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1701
事業制度化の目的	国庫補助土地改良事業を補完する事業で、小規模な農業生産基盤整備及びため池等の防災的施設の整備により、農家や地域住民の生産環境・生活環境の改善に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の採択要件に満たない土地改良施設に対する整備要求に対応するために創設。						
事業制度の仕組み	<p>1 事業内容と採択要件</p> <p>(1) かんがい排水事業 機械揚水・機械揚水付帯施設・用排水路・頭首工・ため池・畑地かんがい 【採択要件】 ①100万円以上1,000万円未満・受益面積5ha以上20ha以下 ②ため池については、堤高3m以上、貯水量10,000m³以上、かんがい面積3ha以上 ③機械揚水付帯施設20ha以上</p> <p>(2) 耕地整備事業 暗渠排水・客土・ほ場整備・農道・農道舗装 【採択要件】 ・100万円以上500万円未満・受益面積5ha以上20ha以下</p> <p>(3) 畑地総合整備事業 田畑転換・畑地整備 【採択要件】 ①100万円以上500万円未満 ②受益面積5ha以上20ha以下</p> <p>(4) 換地処分遅延地区促進事業 換地処分が相当年数遅延している地区で、面積がおおむね20ha未満。</p> <p>(5) 特認事業 知事が特に必要と認めるもの。</p> <p>2 事業主体 市町、土地改良区</p> <p>3 補助率 40%</p>						
問合せ先	部局名	石川県農林水産部農業基盤課			担当者	近藤 亘	
	TEL	076-225-1639	メールアドレス	konwts@pref.ishikawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	石川県	事業名	他産業との連携による 簡易な基盤改良普及事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	1702
事業制度化 の目的	収益性の向上を図るため、農作業の省力化に繋がる簡易な農地改良を実施する。						
事業制度 創設の背景	中山間地域など農業条件不利地において、農地を維持していくためには、農作業効率を高め、農業収益を高め、意欲ある担い手農家が持続的に農業ができるようにする必要がある。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容(整備対象) ①畦越スロープ ②田越かん水 ③田面均平(客土) ④補助暗渠 ⑤畦畔除去 ⑥地盤改良 ⑦水路横断 ⑧農道ターン ほか特認事項</p> <p>2 採択要件 受益面積1ha以上5ha未満</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区 ほか</p> <p>4 補助額 定額補助(上限額は補助対象額10万円/10a)</p>						
問合 先	部局名	石川県農林水産部農業基盤課			担当者	近藤 亘	
	TEL	076-225-1639	メールアドレス	konwts@pref.ishikawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	石川県	事業名	地域農業水利施設予防保全調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1703
事業制度化の目的	用排水機場等農業水利施設の受益や更新、補修履歴の情報を整理し、農地・施設情報システムに登録を行うことで情報の共有化を図り、優先順位を定めながら計画的な更新を進めていくこととする。						
事業制度創設の背景	ダム、頭首工、ため池、用排水機場、用排水路等の農業水利施設は、安定的な食料供給に欠かせない社会資本であるとともに、その多くは、今後順次更新時期を迎えるため、施設の長寿命化を図ることが不可欠である。さらに、集中豪雨の発生等の災害リスクが高まり、老朽化を起因とする突発事故が増加する中、戦略的な施設の維持管理、更新が必要である。						
事業制度化の仕組等	<p>1 事業内容等</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>① 農業水利施設(用排水機)の受益値の把握や施設の補修・更新履歴情報の整理</p> <p>② 農業水利施設情報を農地・施設情報管理システムに登録</p> <p>③ 農業水利施設(用排水機)の更新計画の検討</p> <p>(2) 事業のメリット</p> <p>① 施設の適切な保全管理による長寿命化と計画的な更新・補修による予算の平準化</p> <p>② 老朽化に起因する突発事故の未然防止と災害時の対応の迅速化</p> <p>③ 世界農業遺産にふさわしい里山資源の保全</p> <p>2 採択要件</p> <p>県営事業等で整備した受益面積20ha以上の農業用排水機場(ただし、農業水利施設情報可視化事業(国補)の対象範囲である広域基盤整備計画調査対象区域は除く)</p> <p>3 事業主体</p> <p>県</p> <p>4 補助率等</p> <p>県負担:100%</p> <p>5 事業期間</p> <p>平成30年度～令和4年度</p>						
問合先	部局名	石川県農林水産部農業基盤課			担当者	村田 智香	
	TEL	076-225-1632	メールアドレス	tomoka-m@pref.ishikawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	県単地すべり対策施設管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	1801
事業制度化の目的	地すべり等防止法第3条に基づく地すべり防止区域において、同法第7条に基づき、国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理・補修を行い、施設を適正に管理することによって、災害防止と県土保全に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理や補修など、施設の適正管理が必要となったことから創設された。						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容と採択要件 地すべり等防止法第3条に基づく地すべり防止区域において、同法第7条に基づき、国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理や補修、点検、観測等を行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県100%</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農村振興課 農地整備G			担当者	塚本 拓也	
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	県単農地海岸維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1802
事業制度化の目的	海岸保全施設等において、老朽化の進行や部分的に損傷が著しい個所があり、その補修を早急かつ定期的に行い、既存施設の適正な管理によって、災害を防止し県土を保全する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業により整備した海岸保全施設等の維持管理や補修など、施設の適正管理が必要となったことから創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件 国庫補助事業により整備した海岸保全施設等の維持管理や補修、点検等を行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県:100%</p>						
問合先	部局名	農林水産部農村振興課 農地整備G			担当者	塚本 拓也	
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	県単農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1803
事業制度化の目的	<p>県営国庫補助事業と一体的な整備を県単独で実施し、農業農村整備事業の円滑な推進と農村地域の振興を図る。</p>						
事業制度創設の背景	<p>県営国庫補助事業(本体事業)の更なる効果発現や早期効果発現を図ることのできる整備を一体的に実施する必要性から創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 次に示す本事業の関連工事について、補完的に実施する。 ①用排水施設整備 ②農道整備 ③農地防災・保全施設整備</p> <p>2 採択要件 本体事業および他の国庫補助事業等で実施できないと認められる以下の場合。 ①本体事業の実施により従来の機能が損なわれる場合の機能確保を目的としたもの。 ②本体事業と一体的に実施することで、本体事業の効果が一層発現されるか、早期に発現されるもの。 * 農振農用地以外も受益となる場合がある。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 関連工事の補助率(県負担率)は、本体事業の国費補助率(例えば農地防災事業55%)と県費補助率(30%)を合わせた合計補助率(55+30=85%)となる。 * 上記の例で、国の補助対象となる本体工事も、国庫補助対象外の関連工事も、地元(市町村を含む)の負担は15%となる。</p>						
問合先	部局名	農林水産部農村振興課 農地整備G			担当者	水上 高志	
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	県単小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1804
事業制度化の目的	土地、水利等に関する諸条件の整備と農村集落内環境の整備を実施し農業生産の向上と農用地の高度利用を推進するとともに、農村生活環境の改善を図ることを目的とする。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の補助基準に満たない地区のきめ細やかな整備の必要性から創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国庫補助事業の補助基準に満たない規模のもの ①用排水施設整備 ②農道整備 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥集落内環境整備 等</p> <p>2 採択要件 事業費 1地区 5,000千円以内 受益面積 おおむね1ha以上(集落内環境整備除く)</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区等</p> <p>4 補助率等 用排水施設、農道、集落内環境整備 50% その他(暗渠排水、客土、区画整理) 30%</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農村振興課 農地整備G			担当者	武本 大	
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	地域水利施設活用事業(県営造成施設)	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	1805
事業制度化 の目的	地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能を発揮するため、地域における施設管理の役割分担を明確化した施設管理協定の締結により非農家の管理参画の枠組みを構築する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度 の仕組み等	<p>1 事業内容 管理体制の整備・強化を支援するとともに、当該地区における当該年度の管理に要する費用のうち、農業水利施設の多面的機能の発揮に要する費用を助成する。</p> <p>2 採択要件 土地改良区および土地改良区連合が管理する県営造成施設を助成対象とする。</p> <p>3 事業主体 3 事業主体 市町</p> <p>4 補助率等 50%</p> <p>5 事業実施期間 平成30～令和4年度</p>						
問合 先	部局名	農林水産部農村振興課 農地保全G			担当者	仲間 美幸	
	TEL	0776-20-0456	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	県営土地改良事業等計画調査	新規・継続区分	継続	事業番号	1806
事業制度化の目的	ほ場、水利等に関する条件を整備する各種の県営土地改良事業等を計画的・効率的に実施するため、市町やその他団体が策定する事業計画について支援し、県営土地改良事業等の円滑な推進を図る。						
事業制度創設の背景	県営土地改良事業等の円滑な推進を図るため創設						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件 県営事業としての規模を有する地区で、原則として当該計画調査を希望する年度の農業農村整備事業管理計画書で掲げられている地区を対象に次に掲げる事業種を補助する。 ①かんがい排水事業 ②広域営農団地農道整備事業 ③湛水防除事業 ④地すべり対策事業 ⑤海岸保全施設整備事業 ⑥ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対策事業含む) ⑦経営体育成基盤整備事業(区画整理、土地改良総合整備)</p> <p>2 事業主体 市町、土地改良区</p> <p>3 補助率等 50%</p> <p>4 事業実施期間 原則として2年</p>						
問合先	部局名	農林水産部農村振興課 計画調査G			担当者	山本 朋代	
	TEL	0776-20-0452	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	干害対策特別事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1807
事業制度化の目的	農作物被害防止を目的に、渇水時の干害対策、大雨による農地湛水時の排水対策を講じた団体に対して助成を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容 ①水路の掘削・井戸の掘削・送水管の設置・揚水機の設置及びこれに伴う動力線の架設等の付帯工事 ②揚水機・付属品の購入・賃借 ③タンクの購入・賃借 ④排水機の設置・賃借(湛水対策) 上記対策に要した額が1事業主体あたり100千円以上の経費</p> <p>2 採択要件 (1)対象地域 ①干害:渇水時、連続旱天日数(日雨量が5ミリメートル以下の日は旱天日とみなす。)が20日以上または30日間の総雨量が100ミリメートル以下である地域 ②湛水:異常な降水に起因する農地や農業用施設の排水対策を実施する地域</p> <p>(2)発動要件 ①干害:福井県農林水産業渇水対策連絡会議が設置され、渇水対策の検討がされた場合等 ②湛水:福井県または関係市町に災害対策本部が設置された場合等</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合または共同施工者 (湛水対策の場合共同施工者は除く)</p> <p>4 補助率等 40%、25%(共同施工者が実施した1の②・③の場合)</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農村振興課 農地保全G			担当者	坂井正之	
	TEL	0776-20-0456	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福井県	事業名	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1808
事業制度化の目的	中山間地域においては、営農条件が不利なために人口減少や米価低迷の影響を受け、農業生産活動の継続が困難になってきている。農業生産の競争力強化とともに、担い手や営農組織への農地集積を進めるため、維持管理などの営農労力の低減に資する基盤整備に対して支援する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国庫補助事業の対象とならない営農労力の低減に資する基盤整備 (水管理労力の軽減) 貯水池、ため池の補修、分水施設、小規模な管水路 (ほ場間の移動軽減) 排水路の蓋掛け、ほ場間の連絡橋、農道の簡易な舗装、農道の巡回場 (法面管理の軽減) 長大法面への小段設置、シート張り等の防草対策、景観に配慮したコンクリート張り(部分的) (土砂流入防止対策) 山際の承水路や排水路の土砂留 等</p> <p>2 採択要件 事業費 5,000千円/地区以内 受益面積 -</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区等</p> <p>4 補助率等 50%</p>						
問合先	部局名	農林水産部農村振興課 農地整備G			担当者	武本 大	
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農業水利保全事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2101
事業制度化の目的	水利権更新手続きを円滑に行うために県が行う水利権申請に関する調査等を行う。						
事業制度創設の背景	県が所有する水利権の更新において、河川法に基づく許可申請書等の作成に際し、調査等が必要になるため制度化した。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県が所有する水利権の更新(変更)のために必要な調査等を実施する。</p> <p>2 採択基準 県の所有する許可水利権の更新(変更)を実施する地区であること。 ※ただし、水利施設の更新整備に係る国庫補助事業実施中の地区は除く。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 100%</p>						
問合せ先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 調査計画係			担当者	千葉 宏美	
	TEL	058-272-1111(3169)	メールアドレス	chiba-hiromi@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電施設整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2102
事業制度化の目的	<p>農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、売電収益を地域振興に資する施設の電気代や6次産業化等の農村振興活動費に活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理負担の軽減、農村の新たな多面的機能の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、エネルギーの地産地消を図る。</p>						
事業制度創設の背景	<p>農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するため、農林水産省の助成制度では売電収益の充当対象とならない地域振興施設の電気代及び農村振興に資する活動についても充当できるよう創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1)小水力発電施設の概略計画・基本設計 ①小水力発電の事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討 ②計画図の作成 ③河川協議等の資料作成 (2)小水力発電施設整備 ①小水力発電施設の実施設設計。 ②小水力発電施設の整備 ③既存施設の発電電力を最大限に活用するための整備 ④県営農村環境整備事業(小水力発電整備型)の事業促進</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 負担区分 ①概略計画・基本設計 県:100% 地元:— ②施設整備(実施設計含む) 県:50% 地元:50% ※施設整備のうち、平成25年度までに概略計画を策定済みの地区については県負担率75%(地元25%)。ただし、売電収益の充当対象に農村振興に資する活動費を含む場合は県負担率2/3(地元1/3)。 平成26年度及び平成27年度に概略計画を策定した地区については県負担率2/3(地元1/3)を適用。</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 水利・小水力係			担当者	石川 湧馬	
	TEL	058-272-1111(3183)	メールアドレス	ishikawa-yuma@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電活用支援事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2103
事業制度化の目的	<p>中山間地域には、発電能力を有する農業水利施設が豊富に存在しており、地域資源として多様な活用が期待されている。このため、農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの幅広い活用を促し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善を図る。</p>						
事業制度創設の背景	<p>農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するため、現行の農林水産省や県営単独事業の助成事業では売電収入の充当対象とならない営農施設の電気代及び農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費についても充当できるように創設された。令和元年度からは、農林水産省補助事業(小水力等発電導入支援事業(都道府県協議会支援事業))が廃止されたことに伴い、これまでどおり小水力発電の導入を推進するため、県協議会が行う活動支援を助成する協議会支援型を創設(拡充)した。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1) 地域振興支援型 ①発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化を目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 ②現行の農林水産省や県営単独事業の助成制度では売電収益の充当対象とならない営農施設の電気代と農村集落活動費についても充当可能 (2) 防災機能支援型 災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給するため、農業水利施設を活用した小水力発電施設及び蓄電施設の整備 (3) 協議会支援型 岐阜県農業用水利活用小水力発電推進協議会が行う、小水力発電施設の導入促進及び適正管理等小水力発電を推進するために必要な取組及び、これら取組に係る諸問題を検討するための活動支援</p> <p>2 事業主体 地域振興支援型及び防災機能支援型：市町村、土地改良区、その他 協議会支援型：岐阜県土地改良事業団体連合会</p> <p>3 補助率 地域振興支援型 県:50(55)% 防災機能支援型 県:50(55)% ※()は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合 協議会支援型 定額</p>						
問合せ先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 水利・小水力係			担当者	石川 湧馬	
	TEL	058-272-1111(3183)	メールアドレス	ishikawa-yuma@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	ため池防災支援事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2104
事業制度化の目的	地震等の災害が発生した場合、堤体が被災することにより下流住民に大きな被害が及ぶことが懸念される老朽ため池について、被害想定地域や避難経路等の調査を行い、地域住民と協働でため池防災マップを作成することにより減災対策の促進を図る。また、県が実施しない耐震診断調査について補助事業として実施し、耐震性能を明らかにすることで震災被害に対する防災対策の促進を図る。						
事業制度創設の背景	防災(減災)対策を促進する上で、多大な事業費と時間を要すハード整備を補完するための事業として必要不可欠である。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地域防災体制の強化を図るため、東海地震・東南海地震等によりため池施設に被害が発生した場合に、下流住民の生命・財産に大きな被害が及ぶことが懸念される老朽ため池について、下流の地形を把握するとともに、万一決壊した場合の被害想定地域や避難経路等を調査し、ため池防災マップを作成する。また、現況施設の点検調査を支援し基礎資料として活用を図ることで、市町村が行う防災対策を促進する。</p> <p>2 採択基準 (1) 防災マップ作成 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 ①岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること。 ②ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 ③地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池。 ④農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 (2) 耐震診断調査 ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家や公共施設等があり、決壊時には生命・財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m³以上あること。 (3) 一斉点検 岐阜県ため池台帳に記載のため池とする。</p> <p>3 1地区の事業費 20万円以上とする。但し、1市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当たりの事業費が10万円以上とし、ため池一斉点検については、1市町村当たりの事業費を20万円以上とする。</p> <p>4 事業主体 市町村</p> <p>5 負担区分 防災マップ作成 県:50% 地元:50% 耐震診断調査 県:50% 地元:50% 一斉点検 県:50% 地元:50%</p>						
問合せ先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 ため池防災係			担当者	高木 滉太	
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス		takagi-kota@pref.gifu.lg.jp		

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	地すべり防止施設管理事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2105
事業制度化の目的	<p>岐阜県内には、農政部が所管する地すべり防止地域が3箇所あり、地すべり等防止法の規定により、岐阜県で施設の点検・調査・補修工事等を行っている。</p> <p>近年の局所的豪雨等により、地区内の一部で変状が見つかった場合は緊急に変状を調査する必要がある。加えて、施設の一部では耐用年数が経過しており観測機器の更新が必要となったり、水垢の沈積や土砂の流入により、水抜きボーリング孔が詰まり、本来必要な地下水の集水能力が著しく低下し補修が必要な箇所がある。また、現在、地すべり区域は県が直轄で管理しており、適切な日常管理や緊急時の対応の強化等が求められている。</p> <p>このため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を行うことにより適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図る。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農政部が所管する地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 100%</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地防災対策室 農地防災係			担当者	細野 大輔	
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	hosono-daisuke@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農業農村整備事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2106
事業制度化の目的	農業基盤整備事業により農業の合理化と振興を図る。また、快適なふるさとづくり(景観・親水・地域的利用に配慮した整備)と、農村浄水公園等整備(集落排水事業処理場の周辺整備)により、快適でうるおいのある農村環境を創造する。大型交通量の増加や近年の局地的異常気象などにより機能低下している施設について、突発的な破損事故に対する緊急補修や予防保全対策を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容・採択要件・補助率 以下の5事業と、本事業や団体営規模以上の事業により造成された施設を対象に緊急補修と予防保全対策を実施する。1地区の事業費は、100万円(設計事業費)以上とする。ただし、干ばつ応急対策のうち、機械購入費は50万円以上、その他は1事業地区当りの事業費が10万円以上を越え、かつ、1市町村当たりの負担金額10万円以上とする。</p> <p>(1) かんがい排水事業 国補助事業の採択基準未満の小規模受益地の事業と干ばつ応急対策を実施する。 【県負担率】 機械揚水(干ばつ応急対策を除く):50%、かんがい排水:40%、ため池:40%、暗渠排水:30%、客土:30%、安全施設:30%、農地保全対策:50%、干ばつ応急対策(機械揚水:50%、機械器具:50%、仮設工事:40%) 【採択基準】 ①受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興農山村・野菜指定産地・果樹濃密生産団地は1ha以上10ha未満(土壌流出対策・干ばつ応急対策は1ha以上)とし、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した軽微な緊急補修工事等も対象とする。②農地保全対策は、農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、廃止を対象。③干ばつ応急対策は連続干天地域か用水源の流域が連続干天地域に該当する場合。④干ばつ応急対策のうち機械器具賃借と及び仮設工事は市町村が土地改良区等が行う事業の費用の一部を補助する場合に限る。</p> <p>(2) ほ場整備事業 国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の団地のほ場整備を実施する。また、中山間地域の担い手育成支援として水田法面管理作業の軽減を支援する。 【県負担率】30%(35) ()は過疎・振興山村・急傾斜・特定農山村・特別豪雪地帯の場合。 【採択基準】1 圃場整備の受益面積は、かんがい排水事業と同じ、事業費は、100万円以上。 2 水田法面管理支援は、事業費は50万円以上/事業主体。対象地域は、特殊地域内又は農林統計上の中間地域内(農林統計に用いる農業地域類型区分のうち、中間農業地域又は山間農業地域をいう。)のいずれかの農地。</p> <p>(3) 農道整備事業 国庫補助事業に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を実施する。 【県負担率】 40% 【採択基準】①受益面積1ha以上20ha未満。ただし、野菜指定産地と果樹濃密生産団地は1ha以上10ha未満、振興山村地域・過疎地域・特定農山村地域・急傾斜地帯・特別豪雪地帯は受益戸数2戸以上受益面積10ha未満。②道路は全幅員2.0m以上延長200m以上。ただし、振興山村地域等では、全幅員2.0m以上延長100m以上。農道橋は永久構造で有効幅員2.0m以上。農道舗装は既存の舗装道路に接続していること。</p> <p>(4) 快適なふるさとづくり事業 国庫又は県単補助の農業生産基盤整備事業で整備された土地改良施設に景観・親水・地域的利用等に配慮した整備を行うとともに、集落内の用排水路を整備。 【県負担率】 修景施設等整備:1/3、集落用排水路整備:1/3 【採択基準】①農業振興地域内。②修景施設等整備は土地改良施設に附帯。③集落用排水路は集落内の生活用水路と雨水・生活雑排水の排水路と附帯施設の整備。</p> <p>(5) 農地防災対策事業 土地改良施設の適正な維持管理のための機材などの購入や設置、小規模なため池の貯水機能を無くすための埋め立て等 【県負担率】 農業用排水機、ため池、農村生活環境施設 1/2 【採択基準】①機材等の設置等は、農業用排水機は県内の73建屋、農村生活環境施設は農林水産省又は県の補助事業により整備され、現在、避難所として指定がされている施設を対象とする。②機材等の設置等は、安全確保に必要なもののみを対象とし、事業費は50万円以上とする。③埋戻し等を行うため池は、農業用ため池台帳に記載がない官有地内にある農業に利用されていたため池(かつて受益戸数2以上)において、豪雨等により決壊した場合に、下流の公共施設や民家、事業所に影響がある池を対象とし、事業費はおおむね100万円以上とする。④事業費は800万円未満とする。</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区</p>						
問合せ先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 ため池防災係			担当者	高木 滉太	
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	takagi-kota@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	土地改良事業調査設計事業補助金		新規・継続区分	継続	事業番号	2107	
事業制度化の目的	県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査・測量・試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成する。								
事業制度創設の背景	同上								
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査・測量・試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費を補助する。</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区、土地改良区連合</p> <p>3 補助率 50%</p>								
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地・農道係				担当者	大野 勝義		
	TEL	058-272-1111(3188)		メールアドレス	ono-katsuyoshi@pref.gifu.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	ふるさと農道整備事業費	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2108
事業制度化 の目的	農村の振興を図る地域において、地域が対応しなければならない課題に応じて早急に整備を行う必要がある集落間、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設等との間を結ぶ農道の整備を推進し、もって農地の持つ国土保全の機能を維持するとともに農村地域の振興と生活環境の改善に資する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容 地域の实情に応じ、農地の持つ国土保全機能を維持するため、持続可能な営農活動に資する農道整備を県営で施行し、農村地域の振興と生活環境の改善を図る。</p> <p>2 採択基準 (1)全幅員が4m以上の農道 (2)組合せ施行事業 ア 促進型事業 県営国庫補助事業計画区間と本事業計画区間が重複したときに、国庫補助事業の計画に重要な変更を与えない区間について実施するものであること。 イ 合併型事業 県営国庫補助事業計画区間、又は計画区間において、国庫補助事業と併せて行うことにより、農道としての機能をより拡大するものであること。 (3)単独型事業 ①受益面積が、おおむね30ha以上であること。 ②総事業費が、2,000万円以上であること。</p> <p>4 事業主体 県</p> <p>5 負担区分 一般地域 県:72.5% 地元: 27.5% 特殊地域 県:75% 地元: 25% ※特殊地域とは、豪雪地帯及び急傾斜地帯(平均傾斜度15度以上に限る)</p>						
問合 先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地・農道係			担当者	大野 勝義	
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	ono-katsuyoshi@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名		岐阜県	事業名	県営ため池防災対策事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2109																								
事業制度化の目的		<p>土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地や農業用施設はもとより、地域住民の生命・財産・公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、土地改良施設の現状を確認し、地震や豪雨等による被災の影響が大きい施設の点検や調査を実施した上で、効果的な防災・減災対策を速やかに講じていく必要がある。</p> <p>そこで本事業により施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図るものである。</p>																														
事業制度創設の背景		同上																														
事業制度の仕組等		<p>1 事業内容 施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。</p> <p>①調査事業:ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定、検証、避難対策等</p> <p>②整備事業:ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備(通常一型) 土砂等の崩壊を防止する水路の改良(通常二型) 農業用排水機場の遊水地等の浚渫(通常三型) ため池下流水路の改良(合併型)</p> <p>③促進事業:実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進(促進型)</p> <p>2 採択基準 促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 負担区分</p> <table border="0"> <tr> <td>① 調査事業</td> <td>県:100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 整備事業</td> <td>一般地域</td> <td>県:75%</td> <td>地元:25%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>県:85%</td> <td>地元:15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">うち耐震対策</td> <td>防災ダム</td> <td>県:95%</td> <td>地元:5%</td> </tr> <tr> <td>堤高15m以上</td> <td>県:90%</td> <td>地元:10%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>県:85%</td> <td>地元:15%</td> </tr> <tr> <td>③ 促進事業</td> <td colspan="2">採択済のため池等整備事業と同率</td> </tr> </table> <p>※耐震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対策事業を除く)の運用について」による。 ※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村</p>							① 調査事業	県:100%			② 整備事業	一般地域	県:75%	地元:25%	中山間地域	県:85%	地元:15%	うち耐震対策	防災ダム	県:95%	地元:5%	堤高15m以上	県:90%	地元:10%	その他	県:85%	地元:15%	③ 促進事業	採択済のため池等整備事業と同率	
① 調査事業	県:100%																															
② 整備事業	一般地域	県:75%	地元:25%																													
	中山間地域	県:85%	地元:15%																													
うち耐震対策	防災ダム	県:95%	地元:5%																													
	堤高15m以上	県:90%	地元:10%																													
	その他	県:85%	地元:15%																													
	③ 促進事業	採択済のため池等整備事業と同率																														
問合せ先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 ため池防災係			担当者	高木 滉太																										
	TEL	058-272-1111(3185)		メールアドレス	takagi-kota@pref.gifu.lg.jp																											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	排水機維持管理事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2110
事業制度化の目的	<p>農業用排水機は、農地や農業用施設などへの水害を未然に防ぐだけでなく、近年の都市化・混在化の進展に伴い、居住地域や公共道路等への水害をも防止する効果を発揮している。こうした公共性・公益性はより一層高くなっていることを踏まえ、その維持管理費経費の一部を県が補助する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>農業用排水機は一般公共的性格が大きくなり、その重要性も増大しつつある。この管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農業用排水機の経費(電気料金、燃料費等)の一部を補助する。</p> <p>2 採択基準 農業用排水機(市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限る。)で口径200mm以上、原動機10馬力以上</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区、県土連</p> <p>4 負担区分 県費：定額 * 県全体で47,000千円以下とする。</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地防災対策室 農地防災係			担当者	細野 大輔	
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	hosono-daisuke@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農地集積促進意向調査事業費	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2111
事業制度化 の目的	農地中間管理事業の枠組みの中で、受け手が農地を借りやすい環境を整えるため、農地中間管理機構に借受希望を申し込んだもののマッチングが実現できなかった受け手に課題や要望を聞き取り、農業農村整備の要望を整理し、事業の概略設計と概略計画の作成を行う。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)意向調査事業 農地中間管理事業によりマッチングできなかった地区において、関係農家等に対してアンケートや聞き取り調査等をを行い、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、各路線の概略設計、事業の概略計画を作成する。</p> <p>(2)促進調査事業 基盤整備を推進し担い手による農地集積を向上させるため、県下全域の生産基盤・営農状況及び課題を調査し、農地集積が進まない地域、基盤整備が未実施の地域についてGISによる可視化を図る。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 負担区分 県費100%</p>						
問合 先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地・農道係			担当者	大野 勝義	
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	ono-katsuyoshi@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	基幹的農業用水路強靱化事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2112
事業制度化の目的	暮らしの安全・安心を確保するためには、既存施設の長寿命化を着実に推進する必要がある。このため、適時適切な予防保全対策の実施を通じた農業用水路の計画的な維持管理に必要なデータベースの構築等を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>①監視用測点等の設置 保全計画を策定した基幹的農業用水路に一定間隔で監視用測点を設置する。</p> <p>②施設監視に係る技術指針の作成及び施設監視計画の整備 施設監視項目の統一及び施設監視に必要なマニュアル等の技術指針を作成する。</p> <p>③農業水利施設データベースの情報の蓄積・更新 施設諸元、施設補修履歴、施設監視結果、機能保全計画や県土連が行う簡易診断の結果などの情報についてデータベースに蓄積する。</p> <p>④技術研修会・現地指導の開催 日常管理・施設監視に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメントの取組等に係る技術を取得させるため、技術研修会や現地指導を実施する。</p> <p>⑤劣化状況の簡易診断及び対策指導 データベースに蓄積した施設監視結果を基に劣化状況の簡易診断及び対策工事に向けた指導を施設管理者に対して行う。</p> <p>2 事業主体</p> <p>①～② 県 ③～⑤ 県土連</p> <p>3 補助率</p> <p>①～② 県費100% ③～⑤ 定額</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 水利・小水力係			担当者	吉村 咲音	
	TEL	058-272-1111(3179)	メールアドレス	yoshimura-sakine@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	担い手育成農地集積事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2113									
事業制度化の目的	経営体育成基盤整備事業等(中山間地域総合整備事業)の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進すると共に、効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、市町村や土地改良区などが行う土地利用推進事業に要する経費に対して県が補助する。															
事業制度創設の背景	同上															
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 土地利用推進事業に要する経費として以下の活動を助成する。 ①関係農家への意向調査 ②農地集団化への調整 ③集落営農などの法人化等に関する活動</p> <p>2 助成限度額(対象事業の受益面積区分毎の限度額)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">60ha未満</td> <td style="padding-left: 20px;">...</td> <td style="text-align: right;">1,500千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">60ha以上200ha未満</td> <td style="padding-left: 20px;">...</td> <td style="text-align: right;">2,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">200ha以上</td> <td style="padding-left: 20px;">...</td> <td style="text-align: right;">4,000千円</td> </tr> </table> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区</p>							60ha未満	...	1,500千円	60ha以上200ha未満	...	2,000千円	200ha以上	...	4,000千円
60ha未満	...	1,500千円														
60ha以上200ha未満	...	2,000千円														
200ha以上	...	4,000千円														
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地・農道係			担当者	大野 勝義										
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	ono-katsuyoshi@pref.gifu.lg.jp												

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	土地改良施設保全計画策定事業費	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2114
事業制度化 の目的	<p>既存施設の有効活用と将来にわたって施設機能を安定的に発揮させるためには、施設の劣化状況を適切に把握した上で、計画的に予防保全対策を実施することで施設の長寿命化を図ることが必要である。このため、機能診断の実施と保全計画を策定する。</p>						
事業制度 創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容 県営土地改良事業により造成された施設に関する当該施設の機能診断や諸調査及び機能保全計画の策定する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 県費100%</p>						
問合 先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 水利・小水力係			担当者	吉村 咲音	
	TEL	058-272-1111(3179)	メールアドレス	yoshimura-sakine@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農道施設保全対策調査事業費	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2115
事業制度化 の目的	<p>農道施設(農道橋・トンネル)は、農山村地域住民にとって重要な社会資本の一部を担っており、大規模な地震発生時の避難路や輸送路等になっている。 しかし、建設年度や構造・形式などの施設緒元や、劣化・損傷などの老朽化の進展状況などが不明な施設も存在していることから、緊急的に点検・診断・保全計画策定により、施設の監視体制を整備するとともに効果的・効率的な維持管理を推進する。</p>						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容 県下の農道施設について点検・診断を実施する。また、併せて保全計画を策定する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 100%</p>						
問合 先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地・農道係			担当者	大野 勝義	
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	ono-katsuyoshi@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2116
事業制度化 の目的	中山間地域の農業を保全するため、農業生産基盤の整備を促進させることが必要である。このため、中山間地域で担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、中山間地域総合整備事業の受益者負担の償還を支援する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容 中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地集積が次の要件を満たした場合に、その農家負担相当額(事業費の3.5~5%)を事業実施年度又は後年度に集積率に応じて交付する。 ①確認年度における担い手農地利用集積率が事業開始時を上回り、かつ35%以上50%未満の場合 3.5%補助 ②確認年度における担い手農地利用集積率が事業開始時を上回り、かつ50%以上の場合 5.0%補助</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>3 補助率 県費100%</p>						
問合 先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 総合整備係			担当者	臼井 亮太	
	TEL	058-272-1111(3187)	メールアドレス	usui-ryota@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電による環境保全推進事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2117
事業制度化の目的	「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、市町村、地域団体等が身近な水路等に小水力発電施設を設置し、あわせて環境保全学習を実施することを通じ、環境負荷の低い再生エネルギーシステムの復旧・啓発を図る。						
事業制度創設の背景	比較的小規模な小水力発電は建設時の環境負荷が小さく、環境保全への寄与を図ることができるという利点はあるが、普及啓発は進んでいない状況であるため。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 次の(1)及び(2)のいずれか一方の型とし、1団体につき1箇所とする。なお、設置した小水力発電施設を活用し環境保全学習を年1回以上開催するものとする。</p> <p>(1)環境教育推進型 0.1kW程度の小水力発電施設を設置又は、既存施設を活用し、発電した電力は環境保全学習に活用する設備の電源に使用する。なお、必要に応じて、環境保全学習に活用する設備を設置することができる。</p> <p>(2)環境保全提案型 0.1kW以上の小水力発電施設を設置又は、既存施設を活用し、発電した電力は地域の環境保全に資する活動に必要な施設の電源に使用するか、売電収益を環境保全活動に活用する。ただし、売電収益が環境保全活動に要する費用を上回る場合においては、その差額に補助対象経費に占める県の補助割合を乗じた額を県に納付するものとする。なお、納付の期間は補助金の交付を受けた年度を含む9年間とする。</p> <p>2 事業主体 市町村、地域団体等</p> <p>3 補助額</p> <p>(1)環境教育推進型 補助率:定額 上限は1団体1,000千円以内</p> <p>(2)環境保全提案型 補助率:定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額。1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額。上限は1団体10,000千円とする。</p>						
問合せ先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 水利・小水力係			担当者	石川 湧馬	
	TEL	058-272-1111(3183)	メールアドレス	ishikawa-yuma@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農業水利施設管理強化事業費	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2118
事業制度化 の目的	近年頻発する集中豪雨による災害や、施設の長寿命化に対処すべく農業用水路、排水機場においてこれまで以上の適切な管理、予防保全のための点検管理や監視に基づく適時適切な保全計画の策定を行う。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容 (1) 管理保全業務(農業用排水機場、頭首工) ①施設の予防保全のための点検管理の実施(専門的な視点) ②施設の操作、点検に当たっての専門的指導 (2) 予防保全業務(既に保全計画策定済の農業水利施設) 点検データの蓄積、保全計画の時点修正・見直し</p> <p>2 採択基準 適正に管理されている土地改良施設が対象となる。</p> <p>3 事業主体 岐阜県土地改良事業団体連合会</p> <p>4 負担区分 県50% 管理者(市町、土地改良区)50%</p>						
問合 先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地防災対策室 農地防災係			担当者	細野 大輔	
	TEL	058-272-1111(3185)		メールアドレス	hosono-daisuke@pref.gifu.lg.jp		

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農業用施設緊急改修事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2119
事業制度化の目的	県が早急な対策が必要と判断した農業用施設の調査、更新、緊急改修を実施し農村地域の強靱化を図る。						
事業制度創設の背景	突発的事故の発生又は発生の恐れがある県営造成施設において、人的被害を防ぐために調査あるいは緊急的な補修補強を実施することが出来るよう創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 原則として、被災した施設の緊急的な整備と被災の恐れがある地域等の調査を行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 県:100%</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 ため池防災係			担当者	藤井 孝和	
	TEL	058-272-1111(3184)	メールアドレス	fujii-takakazu@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	生態系保全施設整備推進事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2120
事業制度化の目的	<p>環境への関心が高まる中、農業農村整備事業においては、生態系の保全に一層の配慮が求められており、生態系配慮工事を重点的に行い、環境との調和や生態系の保全に努めてきた。しかし、施工後の生態系保全施設の有効性が十分に検証されないまま現在に至っていることから、生態系配慮施設の検証に基づく整備手法の確立とあわせて、生態系保全施設整備を推進し、自然と共生する農村づくりに資することとする。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 生態系に配慮した農業農村整備を推進するため、生態系に関する専門家や地域住民等で構成する検討会を設置し、その指導・助言の下、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>(1) 保全整備事業 ア 保全検証事業 生態系配慮施設の整備手法の効果を点検・評価するため、地域として守るべき生態系のモニタリング調査を、事業実施中、事業実施後等必要な時期に実施する。 イ 生態系配慮整備事業 モニタリング調査の結果について、生態系保全施設の評価及び課題の抽出等の検討を行い、検討の結果、生態系保全施設の設置効果を確保するために必要となる簡易な整備及び機能修繕等の補完的工事を実施する。</p> <p>(2) ビオトープ等整備事業 ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近な生活空間における動植物の生態系保全を住民協働により整備を行う。</p> <p>(3) 保全推進事業 農業農村整備事業を実施するにあたり、地域として保全が必要とされる生態系に配慮した工法を採用する場合、従来工法との差額にかかる工事費の地元負担分について県が負担する。</p> <p>2 事業主体 県(上記(1)の事業)、市町村等(上記(2)、(3)の事業)</p> <p>3 補助率 100%(上記(2)の事業は50%)</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 総合整備係			担当者	臼井 亮太	
	TEL	058-272-1111(3187)	メールアドレス	usui-ryota@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	県単経営体育成基盤整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2121
事業制度化の目的	<p>農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件となる15年以上の農地中間管理権の設定が行えない農地は事業対象外となり区画拡大を阻害する要因となる。 また、特に中山間地域では国の団地要件に満たない未整備農地が多く残存していることから、農地中間関連農地整備事業と一体的に施工することで、担い手への農地集積を促進する。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 経営体育成基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)と一体的な団地で、国庫補助事業の要件を満足できない農地について、以下の工種を併せて整備する。 ①区画整理 ②農用地造成</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 県:90.0% 地元:10.0%</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地・農道係			担当者	大野 勝義	
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	ono-katsuyoshi@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農業農村整備調査事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2122
事業制度化の目的	農業農村整備事業の効率性及び、実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価を行っていく。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農業農村整備調査事業(事業期間5年を越えるもの)の実施後において地域内の実態調査を行い効果検証を行う。対象地区は、県営造成施設とし、事業計画時の効果項目について実態の調査及び検証、評価を行い結果を公表していく。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 県:100.0%</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 ため池防災係			担当者	藤井 孝和	
	TEL	058-272-1111(3184)	メールアドレス	fujii-takakazu@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	用排水路・河川落差解消支援事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2123
事業制度化の目的	<p>河川と水田をつなぐ農業用の用排水路の多くは、多様な生物が生息し自然豊かな環境となっているが、水路等に生じている落差により魚類等の面的生息環境を分断している箇所もある。水路等に生じている落差を解消することは、魚類の絶滅リスクの軽減や生息個体数の増加といった効果が期待できることから、清流を支える森・川・海のつながりを保全し生物の多様性を守るため、河川と水田等を往来する魚類等の生息環境を改善する取組みについて支援を行う。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農業用の用排水路等にある落差(段差)を解消するための整備、及び、それに付帯する生態系に配慮した周辺整備</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区等</p> <p>3 補助率 100%(ただし、1施設当たり5,000千円を上限とする)</p>						
問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 総合整備係			担当者	臼井 亮太	
	TEL	058-272-1111(3187)	メールアドレス	usui-ryota@pref.gifu.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岐阜県	事業名	農地防災ダム点検管理強化事業費	新規・継続区分	新規	事業番号	2124
事業制度化の目的	<p>農地防災ダムの機能維持のための点検等は、本来施設管理者自らこれを行うべきものではあるが、最近における農村環境の変化、施設の高度化、専門的な知識を有する人材の不足など、必ずしも円滑に行われていない実情にある。</p> <p>さらに、近年は、厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持し、機能を確実に発揮し続けるために、より一層のきめ細やかな点検・診断を行い、施設の状態を正確に把握することが重要視されている。</p> <p>このため、本事業では農地防災ダムの機能維持に必要な点検業務等に係る経費について、その一部の支援を行うもの</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 洪水による農地、農作物又は農業用施設の被害を防止するための洪水調節容量を有する別表に掲げるダムの日常的若しくは定期的な点検又は策定済の機能保全計画の更新若しくは見直しに係る経費の一部を補助する。</p> <p>2 事業主体 対象施設の管理者(市町村や一部事務組合)</p> <p>3 補助率 県:1/2 地元:1/2</p>						
問合せ先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 ため池防災係			担当者	藤井 孝和	
	TEL	058-272-1111(3184)		メールアドレス	fujii-takakazu@pref.gifu.lg.jp		

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛知県	事業名	単独土地改良事業		新規・継続区分		改正		事業番号	2301	
事業制度化の目的	国の補助対象とならない末端地域や、公共事業と一体的に効果を発現させる必要のある地域の農業基盤整備、あるいは排水機の修繕のように緊急性を要する整備に対して補助する。										
事業制度創設の背景	S24の土地改良法の制定を契機に、国の補助対象とならない末端地域の農業基盤整備を図るため本事業制度を創設した。										
事業制度の仕組等	1 事業内容・採択基準・補助率等										
		事業種類	主な採択基準					補助率			
	1	機械揚水	1団地5ha以上、事業費30万円以上(市街化区域は400万円以下)					85%			
	2	かんがい排水	1団地5ha以上、事業費30万円以上(市街化区域は400万円以下)					60%			
	3	農村総合整備	①農地の土地改良総合整備:1団地5ha以上、事業費30万円以上。農道は200m以上、橋のみ1ヶ所、農道舗装は幅3.5m以上。②農村集落生活環境整備:農振区域率50%以上、事業費30万円以上。③農村地域緊急水源施設整備:事業費30万円以上					20~50%			
	4	農道整備	事業費30万円以上で、1団地5ha以上、延長200m以上、橋のみは1ヶ所。農道舗装は1団地0.5ha以上、幅3.5m以上。(市街化区域では500m未満)					50~60%			
	5	農業用施設安全対策	一系統の事故防止施設新設等が30万円以上。(市街化区域も採択可)					55%			
	6	総合利水関連施設整備	完了した施設で一系統30万円以上。(市街化区域は50万円以下)					55~60%			
	7	水田営農活性化対策関連土地改良	水田面積の22%以上を転作、1団地0.5ha以上10ha未満、30万円以上。(市街化区域は用排水・暗渠のみ)					50%			
	8	農地及び農業用施設小災害復旧	事業費13~40万円未満。(市街化区域も対象)					20~25%			
	9	農地干害応急対策	水路・井戸掘削、揚水機の購入・借入・運転で、1団地5万円以上(運転経費1万円以上)。(市街化区域も対象)					30~45%			
	10	県営土地改良事業計画調査	県営事業の計画調査					50%			
	11	土地改良施設維持管理適正化	国の維持管理適正化事業の対象地区					県土連拠出金の50%			
	12	節水対策関連水路整備	管水路化、給水栓の整備、定められた節水率以上に節水をする地域で、1団地5ha以上。					65%			
	13	土地改良施設整備	国・公団・県営の管水路の機能低下・破損等の補強で、事業費30万円以上					70%			
	14	農道特殊改良	事業費30万~3,000万円未満					50%			
	15	用水機維持管理	口径50mm以上の用水機等の運転・管理に要する光熱水費、電気主任技術者に要する経費及び通信費					30%			
	16	県民のいのちを守る緊急減災	事業費30万円以上で、1団地で5ha以上の排水機場、甚大な被の恐れのある用排水施設、避難路の整備					50~85%			
	17	小水力等発電設備整備促進	小水力等発電のための施設の新設、管理、または変更を行う事業で、事業費30万円以上。					60%			
	2 事業主体: 市町村、土地改良区等										
問合せ先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課				担当者	西浜 和樹				
	TEL	052-954-6439	メールアドレス		kazuki_nishihama@pref.aichi.lg.jp						

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛知県	事業名	山村振興営農環境整備事業		新規・継続区分	継続	事業番号	2302
事業制度化の目的	中山間地域において、国の補助対象とならない末端地域や、公共事業と一体的に効果を発現させる必要のある地域の農業基盤整備等の緊急性を要する整備に対して補助する。							
事業制度創設の背景	S40の山村振興法の制定を契機に、自然的、社会的及び経済的に不利な条件にある山村地域の財政支援のため本事業制度を創設した。							
事業制度の仕組等	1 事業内容・採択基準・補助率等 事業実施地域は山村で、事業内容等は下表のとおり。							
		事業種類	主な採択基準				補助率	
	1	かんがい排水	1団地0.5ha以上、事業費30万円以上				70%	
	3	農村総合整備	①農地の土地改良総合整備: 1団地0.5ha以上、事業費30万円以上。農道は100m以上、農道橋1ヶ所、農道舗装は幅3.0m以上。②農村集落生活環境整備: 農振区域率50%以上、事業費30万円以上。				30~60%	
	4	農道整備	事業費30万円以上で、1団地0.5ha以上、延長100m以上、農道橋1ヶ所。農道舗装は1団地0.5ha以上幅3m以上。				2/3	
	7	水田営農活性化対策関連土地改良	水田面積の22%(区画整理24%、客土による地目変更80%)以上を転作、1団地0.3ha以上10ha未満、30万円以上。(市街化区域は用排水・暗渠のみ)				60%	
	14	農道特殊改良	事業費30万~3,000万円未満				2/3	
	2 事業主体 市町村、土地改良区等							
問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課			担当者	西浜 和樹		
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	kazuki_nishihama@pref.aichi.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛知県	事業名	小規模かんがい排水事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2303
事業制度化の目的	国・県・団体営土地改良事業などに関連して実施する基幹的なかんがい排水施設の整備や、公共事業と併せて行うことにより効果の増大する施設整備に対して補助する。						
事業制度創設の背景	国、県団体営土地改良事業などに関連して実施する基幹的なかんがい排水施設の整備や、公共事業と併せて行うことにより効果の増大する施設整備に対して補助するため本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択基準・補助率等</p> <p>①かんがい施設の新設・管理・廃止・変更では、受益面積150ha以上、1500万円以上。補助率65%以上。 ②国営県営土地改良事業や他の公共事業と併せて実施することが効果的な事業のうち、国の助成が受けられなかった事業では、1地区100万円以上。補助率は関連事業の90%以内。</p> <p>2 事業主体</p> <p>市町村、土地改良区等</p>						
問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課			担当者	西浜 和樹	
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	kazuki_nishihama@pref.aichi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛知県	事業名	排水機維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2304
事業制度化の目的	農業用排水機場の維持管理に要する経費の一部を補助し、農家負担の軽減を図る。						
事業制度創設の背景	農業用排水機場は、農地の排水ばかりでなく、一般住宅や公共施設などへの雨水も必然的に排除し、地域の防災施設として重要な役割を果たしていることから、管理者の負担軽減を図るため本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択基準・補助率等</p> <p>(1)補助対象経費</p> <p>①排水機の運転に要する光熱水費 ②電気主任技術者に要する経費 ③排水機の運転ならびに土砂塵埃除去等に要する経費 ④定期整備修繕に要する経費 ⑤排水機場から上流1,000mまでの幹線排水路の除藻草に要する経費 ⑥排水機場ならびに関連施設管理に要する通信費</p> <p>(2)採択基準</p> <p>農業用の排水機場で、ポンプ口径200mm以上かつ、原動機出力7.355kw(10ps)以上の排水機により、一定地域の排水を行うもの。</p> <p>(3)補助率</p> <p>3/4以内 但し、1・2級河川の流水を直接排水し、かつ、排水面積が概ね3000ha以上の場合は10/10、3000ha未満の場合には9/10以内とする。</p> <p>2 事業主体</p> <p>市町村、土地改良区等</p>						
問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課			担当者	西浜 和樹	
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	kazuki_nishihama@pref.aichi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛知県	事業名	海岸堤防維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2305
事業制度化の目的	津波・高潮・波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸保全区域を防護し、もって国土の保全と民生の安定を図る。						
事業制度創設の背景	昭和34年の伊勢湾台風の甚大な被害を教訓に海岸保全施設の維持・管理の重要性が再認識され、昭和36年に海岸維持管理事業として事業化された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 海水による浸食、高潮、波浪等による被害を防止する堤防、樋門等の経常的又は簡易な維持管理であって次に掲げるもの。 (1) 堤防に係るもの 堤防の除草、観測、安全対策及び簡易な補修 (2) 樋門に係るもの 樋門の扉等塗装、予備扉取替、開閉装置等点検整備、部分的かつ簡易な補修及び操作委託 (3) その他特に管理上必要と認められるもの</p> <p>2 対象施設 ① 伊勢湾高潮対策事業及び海岸保全施設整備事業により県営施行されたもの。 ② 国営干拓建設事業造成施設のうち県に委託されたもの。 ③ 海岸保全区域のうち海岸法第40条第1項第3号(農林専管)又は4号(農林と建設の共管)に該当する区域に存するもの。</p> <p>3 事業主体 愛知県</p> <p>4 補助率・都道府県負担率 県:100%</p>						
問合先	部局名	農林基盤局農地部農地計画課			担当者	出口総一郎	
	TEL	052-954-6428	メールアドレス	souichirou_deguchi@pref.aichi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛知県	事業名	緊急海岸整備事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2306
事業制度化 の目的	津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することにより国土の保全と民生の安定を図る。						
事業制度 創設の背景	昭和51年9月の台風17号は、2級河川目比川の決壊など県下に甚大な被害をもたらした。この災害を契機として、昭和52年に法人事業税の税率の特例措置(超過課税)が条例化され、昭和54年にこれを財源とする本事業が創設された。						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容 海水による高潮、浸食及び波浪等により背後地に甚大な被害を受ける恐れがある海岸保全施設の整備であって次に掲げるもの。 ① 堤防の改修及び消波工の新設・改修 ② 樋門の改修・廃止及び突堤・扉・開閉装置等付帯施設の新設・改修</p> <p>2 対象施設 ① 農林水産省農村振興局が所管する海岸保全区域内の海岸保全施設 ② 海岸線や感潮河川にある県が維持する樋門</p> <p>3 事業主体 愛知県</p> <p>4 補助率・都道府県負担率 県:100%</p>						
問合 先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課			担当者	加藤夕詞	
	TEL	052-954-6440	メールアドレス	yuuji_4_katou@pref.aichi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛知県	事業名	緊急農地防災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2307
事業制度化の目的	地盤沈下等による立地条件の変化に対処するため、緊急に整備を要するため池及び排水機・排水路等の農業用排水施設等の新設・改修を行うことにより、農地や農業用施設等の自然災害を未然に防止し、農業生産性の維持と農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。						
事業制度創設の背景	昭和51年9月の台風17号は、2級河川目比川の決壊など県下に甚大な災害をもたらした。この災害を契機として、昭和52年に法人事業税の税率の特例措置(超過課税)が条例化され、これを財源とする緊急農地防災事業が創設された。						
事業制度の仕組み等	事業内容・採択基準・事業主体・補助率等						
	事業主体	事業種類	採択基準			工事費の県負担率	
	県	1 排水施設整備事業					
		①排水機場整備(大規模)*	事業費1億円以上、被害面積300ha以上、想定被害額≥事業費			90%	
		②排水機場整備(小規模)	事業費1億円以上、被害面積30ha以上、想定被害額≥事業費			82~85%	
		③基幹排水施設整備	事業費5000万円以上、被害面積200ha以上			83%	
		2 老朽ため池整備					
		①老朽ため池整備(大規模)*	事業費5000万円以上、堤高10m以上又は貯水量10万m ³ 、かんがい面積5ha以上で被害面積40ha以上、想定被害額1億円以上			80%	
		②老朽ため池整備(小規模)	かんがい面積5ha以上、事業費800万円以上			75%	
		③老朽ため池整備(地震対策型)	半壊以上の被害家屋があること、かんがい面積および被害面積2ha以上			75%	
		3 応急排水機整備(可搬式応急排水機等の購入・整備)				100%	
		土地市町良村区	1排水施設整備事業				
	①排水機場整備*		事業費1000万円以上、被害面積20ha以上			76.5%	
	②排水路等整備		事業費200万円以上、被害面積20ha以上			71.1%	
	2老朽ため池整備*		事業費200万円以上、かんがい面積1ha以上で被害面積5ha以上			67.5%	
	3応急排水機整備(可搬式応急排水機等とポータブル発電機&付属品の購入・整備)	口径200mm以上			70%		
(注)河川関連工事や一般公共関連工事等で特に*を付した事業の実施が必要であるときは、記載した採択基準の限りではない。							
問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課			担当者	百々亮	
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	akira_toudou@pref.aichi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	三重県	事業名	県単土地基盤整備事業費	新規・継続区分	新規	事業番号	2401
事業制度化の目的	<p>県費単独補助事業として国の助成措置要綱に該当しない地域において、重点的に実施を必要とする小団地の整備、他事業関連、農村環境の整備事業等を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組	<p>1 事業内容・採択基準・補助率</p> <p>(1)小規模土地改良事業 (補助率 県:35%以内)※中山間地域は県45%以内 受益面積2ha以上20ha未満(但し、緩和地域は10ha未満)であり、次の工種の事業を行う。かんがい排水、機械揚排水、区画整理、暗渠排水、客土、農道整備、農道橋新設改良、ため池保全、畑地かんがい。</p> <p>(2)農村基盤総合整備事業 (補助率 県:45%以内) 農業集落を単位とした農業生産基盤整備の遅れている地区で、生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。</p> <p>(3)ふるさと環境整備事業 (補助率 県:45%以内) 景観保全としての遊歩道、緑化、ベンチ等の整備、公共施設美化施設、親水機能としての生態系に配慮した水路等の整備</p> <p>(4)農林産物獣害対策事業 (補助率 県:45%以内) 猿、猪、鹿による農作物の被害を防止するために設置する防護柵等の材料費。</p> <p>(5)麦・大豆づくりスケールアップ事業 (補助率 県:45%以内) 受益面積5ha未満。市町が地域の合意の下、土地利用計画に沿った麦・大豆の作付け計画を策定し、次年度に受益地を含めて概ね1ha以上の麦・大豆等の集団的作付けが確実な地域であること。</p> <p>【上記の各事業に共通する採択基準】</p> <p>①事業対象地域は農業振興地域農用地を原則とする。 ②受益面積は過疎地域、離島、振興山村、野菜指定産地及び果樹濃密生産団地において行う場合にあっては2ha(地震関連 地域は1ha)以上10ha未満とする。 ③関係農家戸数は原則として5戸以上とする。(農林産物獣害対策は2戸以上) ④維持管理工事は補助の対象にしない。 ⑤高度な技術を要する土質調査、登記に必要な用地測量、換地処分等の業務に係る経費。 ⑥事業費は3,000千円(中山間地域は1,500千円、農林産物獣害対策事業費は1,000千円、麦・大豆づくりスケールアップ事業費は2,000千円)以上。かつ市町が事業主体の場合は補助金1,000千円以上とする。</p> <p>(6)干害応急対策事業 (補助率 県:30%以内) ※中山間地域は県40%以内 かんがい期間中において異常な干天が連続し、既設の用水源が枯渇して農作物が枯死する恐れがあるため、それを防止するため目的で自発的揚水機の設置等の応急対策が県下で実施された場合、交付要領を作成し、臨時特例的に助成する。</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農業基盤整備課国営調整水利班			担当者	永井	
	TEL	059-224-2554	メールアドレス	nagaih03@pref.mie.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	三重県	事業名	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2402
事業制度化の目的	水田における生物の多様性を確保するため、水路と水田を自由に行き来できる水田魚道を設置し、地域住民による生物の保全活動をモデル的に実施することにより、生物の確保と地域住民の意識向上を図る。						
事業制度創設の背景	水田における生物の多様性が失われつつある中、農業者だけではなく、さまざまな立場の住民が参画し、生態系を保全していく必要がある。このため、地域の方々や次代を担う子どもたちが、生物多様性という地域のすばらしい資源を認識し、生態系の保全活動に繋げていくことが期待されている。						
事業制度の仕組	<p>1 事業内容 水田地域における魚類等の生物多様性を保全するため、水田魚道をモデル的に設置し、魚道を遡上する魚類や水田に棲む生きもの観察会や保全活動について補助する。補助の内容は水田魚道の材料の提供と魚道設置・観察会のサポートである。</p> <p>2 事業実施主体 土地改良区、学校、農地水活動組織、NPO法人、PTA、水利組合等</p> <p>3 補助率 県 100%</p>						
問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課農業基盤企画班			担当者	浮田	
	TEL	059-224-2556	メールアドレス	ukitao00@pref.mie.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	三重県	事業名	農業・農村における生物多様性保全対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2403
事業制度化の目的	農業農村整備事業を実施するにあたり、必要となる調査費や生態系を配慮した工法と従来工法との工事費差額の地元負担分を補助する。						
事業制度創設の背景	近年、環境に対する意識が高まっていることや、平成13年度に土地改良法の目的規定に「環境との調和に配慮」が追加されたことから、生態系に配慮した工法を実施するようになったが、必要となる調査費や地元負担金について配慮すべきことから創設された。						
事業制度の仕組	<p>1 事業内容 県営事業を対象とし、必要となる調査費や生態系保全工法と従来工法との差額事業費の地元負担金分を補助する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 100%</p>						
問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課農業基盤企画班			担当者	浮田	
	TEL	059-224-2556	メールアドレス	ukitao00@pref.mie.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	三重県	事業名	県単予防保全調査・補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2404																																
事業制度化の目的	<p>国庫補助事業で対応できない農業水利施設の機能診断を行い、機能低下の要因を究明し、ライフサイクルコストを考慮した最適な保全対策計画を策定するとともに、農業水利施設の補修、補強及び更新工事を実施する。また、県内に在する農業水利施設の履歴や現状を把握することで計画的な整備につなげていく。</p>																																						
事業制度創設の背景	<p>食料の安定供給や国土保全に必要な不可欠な農業水利施設機能の安定的な発揮、施設の長寿命化、維持管理及び保全対策に係る事業費抑制のためには、施設の劣化の要因や進行状況を把握し、深刻な機能低下の発生が懸念される施設について適切な予防保全対策を講じることにより、施設の有効活用が不可欠となっている。</p> <p>こうした観点から、日常管理や定期診断(簡易な診断)では把握しきれない劣化の要因や最適な対策方法を明らかにする詳細な機能診断を実施し、計画的かつ効率的・効果的な保全対策を行う必要が生じたため創設された。</p>																																						
事業制度の仕組み	<p>1.事業内容</p> <p>(1)予防保全調査事業</p> <p>① 施設現況調査(構造物の環境条件、変状、使用状況等)、② 施設機能診断(劣化度測定:目視、計測、試験、分解)、③ 劣化原因究明(構造機能(耐久性・安全性・安定性など)、水理機能(通水性能、流量制御など))、④機能保全対策(最適な対策工法、対策時期、概算工事費の算出、施設の監視計画)、⑤農業水利施設管理台帳データ化(県営造成農業水利施設のデータベース化:施設諸元情報、維持管理情報、補修履歴、機能診断情報、調査・検討の結果や対策工事に係る情報及び劣化予測・LCCの算定に必要なデータを用いて劣化予測のシミュレーション等行う。)</p> <p>(2)予防保全補修事業</p> <p>① 施設機能の保全に必要な機能保全計画に基づく対策工事 ② 老朽化等により機能低下した農業水利施設の補修・補強・更新 ③ 県が所有する農業水利施設等の対策工事</p> <p>2.事業主体、補助率等</p> <p>(1)予防保全調査事業</p> <p>① 県営土地改良事業による造成施設 事業主体:県 県負担:10/10</p> <p>② 団体営土地改良事業等による造成施設 事業主体:市町、土地改良区又は知事の適当と認めた団体 県負担:5/10</p> <p>(2)予防保全補修事業</p> <p>事業主体:県、市町、改良区、知事が適当と認めた団体 県負担 :下表の通り(県営の場合は、県負担10/10)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>採択基準</th> <th>県補助率</th> <th>地元負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用水路</td> <td>概ね2ha以上</td> <td>30%(中山間40%)</td> <td>70%(中山間60%)</td> </tr> <tr> <td>機械揚水</td> <td>概ね2ha以上</td> <td>30%(中山間40%)</td> <td>70%(中山間60%)</td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td>概ね2ha以上全副2.5m以上</td> <td>35%(中山間45%)</td> <td>65%(中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>ため池保全</td> <td>概ね2ha以上</td> <td>35%(中山間45%)</td> <td>65%(中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>排水路</td> <td>概ね2ha以上</td> <td>35%(中山間45%)</td> <td>65%(中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>機械排水</td> <td>概ね2ha以上</td> <td>35%(中山間45%)</td> <td>65%(中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>施設、電気機器等</td> <td>概ね2ha以上</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>							事業内容	採択基準	県補助率	地元負担率	用水路	概ね2ha以上	30%(中山間40%)	70%(中山間60%)	機械揚水	概ね2ha以上	30%(中山間40%)	70%(中山間60%)	農道整備	概ね2ha以上全副2.5m以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)	ため池保全	概ね2ha以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)	排水路	概ね2ha以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)	機械排水	概ね2ha以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)	施設、電気機器等	概ね2ha以上	50%	50%
事業内容	採択基準	県補助率	地元負担率																																				
用水路	概ね2ha以上	30%(中山間40%)	70%(中山間60%)																																				
機械揚水	概ね2ha以上	30%(中山間40%)	70%(中山間60%)																																				
農道整備	概ね2ha以上全副2.5m以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)																																				
ため池保全	概ね2ha以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)																																				
排水路	概ね2ha以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)																																				
機械排水	概ね2ha以上	35%(中山間45%)	65%(中山間55%)																																				
施設、電気機器等	概ね2ha以上	50%	50%																																				
問合せ先	部局名	農林水産部農業基盤整備課国営調整水利班			担当者	鈴木																																	
	TEL	059-224-2554	メールアドレス	suzukk17@pref.mie.lg.jp																																			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	三重県	事業名	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2405																																
事業制度化 の目的	適正に管理されている基幹水利施設の突発的破損を回避するとともに、大規模災害時などにおける被害を防ぐため、簡易な機能診断を含めた調査及び劣化防止等対策工事を実施し、農業水利施設の保全を図る。																																						
事業制度 創設の背景	この事業は、耐用年数に近い年月が過ぎた基幹水利施設が適正に管理されているにも関わらず、突発的に破損した場合でも営農に支障が無いようにするとともに、大規模災害などの緊急時においても基幹施設が被災することによる人命や住宅、公共施設への被害を防ぐため、簡易的な機能診断を含めた調査を緊急的に行う。 さらに適正な維持管理が行われている基幹水利施設において、施設の劣化や破損により、関係する施設や農地等に、被害を及ぼす恐れのある事象が発覚した場合においても、被害を発生させないための応急的な対応ができるものとする。 なお、基幹水利施設とは、用排水路・揚排水機・農道・農業用ため池の他に、海岸保全施設、地すべり防止施設等を含む。																																						
事業制度 の仕組	<p>事業内容・事業主体・補助率</p> <p>(1) 緊急調査事業</p> <p>① 緊急調査の内容は補修必要箇所の調査、複数施設の緊急度順位付け等とする。</p> <p>② 事業主体は県とし、県負担100%とする。</p> <p>(2) 緊急補修事業</p> <p>① 事業内容は表の通りとする。</p> <p>② 受益面積は1団地2ha以上とする。</p> <p>③ 事業主体は、市町、土地改良区又は知事の適当と認めた団体とする。</p> <p>④ 最低補助金額は市町は100万円、土地改良区又は知事の適当と認めた団体は30万円以上とする。</p> <p>⑤ 海岸保全施設・地すべり防止施設については、日常の維持管理や軽微な補修では対応できない応急的な対策を事業対象とし、事業主体は県で、県負担100%とする。</p> <p style="text-align: center;">表 採択基準と補助率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>採択基準</th> <th>県補助率</th> <th>地元負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用水路</td> <td>2ha以上</td> <td>30% (中山間40%)</td> <td>70% (中山間60%)</td> </tr> <tr> <td>機械揚水</td> <td>2ha以上</td> <td>30% (中山間40%)</td> <td>70% (中山間60%)</td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td>2ha以上全幅2.5m以上</td> <td>35% (中山間45%)</td> <td>65% (中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>ため池保全</td> <td>2ha以上</td> <td>35% (中山間45%)</td> <td>65% (中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>排水路</td> <td>2ha以上</td> <td>35% (中山間45%)</td> <td>65% (中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>機械排水</td> <td>2ha以上</td> <td>35% (中山間45%)</td> <td>65% (中山間55%)</td> </tr> <tr> <td>施設、電気機器等</td> <td>2ha以上</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>							事業内容	採択基準	県補助率	地元負担率	用水路	2ha以上	30% (中山間40%)	70% (中山間60%)	機械揚水	2ha以上	30% (中山間40%)	70% (中山間60%)	農道整備	2ha以上全幅2.5m以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)	ため池保全	2ha以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)	排水路	2ha以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)	機械排水	2ha以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)	施設、電気機器等	2ha以上	50%	50%
事業内容	採択基準	県補助率	地元負担率																																				
用水路	2ha以上	30% (中山間40%)	70% (中山間60%)																																				
機械揚水	2ha以上	30% (中山間40%)	70% (中山間60%)																																				
農道整備	2ha以上全幅2.5m以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)																																				
ため池保全	2ha以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)																																				
排水路	2ha以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)																																				
機械排水	2ha以上	35% (中山間45%)	65% (中山間55%)																																				
施設、電気機器等	2ha以上	50%	50%																																				
問合 先	部局名	農林水産部農業基盤整備課国営調整水利班		担当者	鈴木																																		
	TEL	059-224-2554	メールアドレス	suzukk17@pref.mie.lg.jp																																			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	三重県	事業名	県単海岸保全施設調査・補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2406
事業制度化の目的	<p>既存の海岸保全施設の大部分は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に築造され、築後50年以上が経過し老朽化が著しく施設の機能低下が進行している状況である。このような状況に対して、適時・適切な予防保全調査や補修を実施することが不可欠であり、計画的かつ効率的・効果的な保全対策を行う。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組	<p>1 事業内容 (1) 予防保全調査 県が管理する海岸保全施設において下記調査等を行い、より計画的かつ効率的・効果的な保全対策につなげる。 ①老朽化調査 ②健全度評価 ③維持管理計画の立案 ④維持管理情報のデータベース化 ⑤地震津波に備えた調査検討 (2) 予防保全補修 県が管理する海岸保全施設で、深刻な機能低下の発生が懸念される場合に、予防保全対策を行う必要があるものを対象とする。 ①クラック補修 ②機器交換 ③分解点検 ④塗装 ⑤その他必要と認めるもの</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率(県負担) 県:100%</p>						
問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課農地防災班			担当者	田岡	
	TEL	059-224-2604	メールアドレス	taokah00@pref.mie.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	三重県	事業名	県単耕地施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2407
事業制度化の目的	<p>県が管理する海岸保全区域及び地すべり防止区域について、現地により近い市町長に維持管理を委託し、海岸保全区域とすべり防止区域を巡視することによって災害を未然に防ぐとともに、不法建築物の設置や堤防の加工等届け出行為を監視し海岸施設を管理することを目的とする。</p> <p>海岸保全施設整備の損傷が小規模なものについては、修繕などを行うことにより、災害の防止と国土保全に資する。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 海岸維持管理事業 海岸保全区域の巡視及び施設の管理</p> <p>(2) 海岸維持修繕事業 海岸保全施設の小規模な修繕</p> <p>(3) 地すべり維持管理事業 地すべり防止区域の巡視及び施設の管理</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 事業費負担 県10/10</p>						
問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課農地防災班			担当者	田岡	
	TEL	059-224-2604	メールアドレス	taokah00@pref.mie.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	滋賀県小規模土地改良事業		新規・継続区分	継続	事業番号	2501
事業制度化の目的	農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資するため、土地改良事業等を実施する事業主体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。							
事業制度創設の背景	同上							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国庫補助の対象となり得る事業と維持管理に属する事業を除くかんがい排水事業など(採択基準参照)に助成する。</p> <p>2 採択基準 【一般基準】 ①農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき指定された農業振興地域または指定されることが予定されている農地を主として対象とする。 ②新設・改良および補修事業とし、事業の必要性・効果が明らかで、かつ技術的に可能であること。 ③一地区当たりの事業費が50万円未満のものは、原則として補助対象としない。</p> <p>【事業別基準】 (1)かんがい排水事業、(2)ほ場整備事業、(3)暗渠排水事業、(4)客土事業、(5)農道整備事業: 受益面積の1団地がおおむね3ha以上、20ha未満であって、受益戸数2戸以上のもの。 (6)水田反復利用施設事業 ①農業用排水施設の新設、更新または改良であって、1団地の受益面積がおおむね2ha以上、かつ、集水面積内に3ha以上の農用地(区画整理が施行済み若しくは施工中で用排水が分離された水田)を有する排水路反復利用施設整備 ②1団地の受益面積がおおむね2ha以上で次に掲げるもの 自動給水栓設置(半自動含む)、農業排水流出抑制施設、各筆反復利用施設整備、田面地均整備、魚類溯上施設整備 ③農業排水循環利用促進事業の実施に必要な導水施設および観測機器の補修または更新 (7)ため池等整備事業 ①築造後の自然的・社会的状況変化等に対応し早期に整備を要する農業用のため池・頭首工・樋門等の改修とその付帯施設及び洪水等からの安全確保に必要な管理施設の新設・改修で、事業費が800万円未満。 ②ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事であって、貯水量がおおむね30万m³以下でかつ貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上または敷地内の土地造成により、当該土地が公共の用に供され、かつその面積が1,000m²未満であって事業費が1,000万円未満のもの。但し、貯水量がおおむね10万m³以上で堤高がおおむね10m以上かつ堆砂量がおおむね3万m³以上のものを除く。 (8)土地改良施設整備補修事業 ①土地改良施設の機能維持のための、かんがい排水施設および農地保全施設の補修、強化または改修 ②農道の路面の改良、補修(延長が200m以上全幅員2m以上) ③緊急を要する用水管路等の補修。 (9)県有施設整備補修事業 県営(国営代行を含む。)で造成された土地改良財産の譲受のために行う土地改良施設の補修または改修 (10)農村道路舗装事業 農業用道路または、農業集落内の生活関連農道の舗装であって、全幅員2m以上で、かつ、延長が200m以上のもの。 (11)農村集落排水施設新設改良事業 農業集落内の農業用排水路およびその付帯施設(集落周辺農用地の用排水施設として利用されているものであって、用排水計画に必要なもの)の変更または新設で1団地の面積がおおむね3ha以上、20ha未満(ただし特別な場合を除く)であって受益戸数2戸以上のもの。 (12)地すべり防止対策事業 地すべり防止地域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第1条1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域)において地すべり防止のために行う承水路、排水路、護岸、擁壁および杭打ち等の新設または改修。 (13)土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業 滋賀県内の県営土地改良事業で造成されたことに起因し、使用・保管されている低濃度PCB廃棄物を処理するもの。 (14)基幹水利施設保全事業 団体営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型)に準ずる。</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、その他</p> <p>4 補助率 11~50%</p>							
問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課			担当者	藤本 雄大		
	TEL	077-528-3946	メールアドレス	fujimoto-yudai@pref.shiga.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2502
事業制度化の目的	<p>土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な小規模整備補修及び緊急整備補修を実施し、土地改良施設の機能保持、耐用年数の確保、再投資費用の節減等に資すると共に、土地改良区等の土地改良施設管理者と受益組合員の管理意識と施設愛護の意識昂揚に資する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>土地改良施設維持管理適正化事業対象とならない小規模な土地改良施設も適切に維持管理していく必要があり、創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>事業内容・事業主体・補助率 (1) ミニ土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良区等は、「ミニ適正化事業」に加入し、向こう3年の間に整備補修を行うために必要な経費の一部(事業費の40%)を3年間均等に積み立てる。県土連は、この拠出金と、県の補助(40%)を併せてミニ適正化資金として造成する。 拠出金を拠出した土地改良区等は、拠出期間3年の間の定められた年度に整備補修を実施することになり、その整備補修に必要な事業費(加入した時の事業費)の80%がミニ適正化資金から交付される。残り20%は自己負担となる。 1地区あたりの事業費は、500千円以上2,000千円未満とする。</p> <p>(2) ミニ土地改良施設維持管理適正化事業(緊急整備補修) 土地改良区等は、「ミニ適正化事業」に加入し、向こう3年の間に発生の恐れのある緊急整備に備えて必要な経費の一部(事業費の50%)を3年間均等に積み立てる。県土連は、この拠出金と、県の補助(緊急整備に要した経費の50%)を併せてミニ適正化資金として造成する。 拠出金を拠出した土地改良区等は、拠出期間3年の間に緊急的に整備を行う必要が生じた場合、必要な事業費の100%がミニ適正化資金から交付される。 1団体の加入限度額は2,000千円とし、事業費は500千円以上とする。</p>						
問合せ先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課			担当者	山根 央嗣	
	TEL	077-528-3944	メールアドレス	yamane-hirotsugu@pref.shiga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	大規模土地改良事業計画調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	2503
事業制度化の目的	<p>本事業は、農業の競争力強化のための農地の大区画化・汎用化や、農村地域の防災減災対策等に必要 な土地改良基盤整備を計画的に推進するため、調査主体に計画調査費の補助を行い、円滑な新規地区採 択の業務を支援する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・補助率 県営新規事業地区の計画調査の実施主体に対し、計画調査費のうち、1/2以内を補助する。</p> <p>2 対象事業</p> <p>①農業競争力強化農地整備事業 ②農地中間管理機構関連農地整備事業 ③水利施設等保全高度化事業 ④農業水路等長寿命化・防災減災事業 ⑤農村地域防災減災事業 ⑥農山漁村地域整備交付金</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区</p>						
問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課			担当者	余野 史香	
	TEL	077-528-3945	メールアドレス	yono-fumika@pref.shiga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	農業排水循環利用促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2504
事業制度化の目的	農地から流出した農業排水を既存の施設(循環かんがい施設・反復利用施設)を活用して用水として循環利用することで、琵琶湖への汚濁負荷軽減を図る。						
事業制度創設の背景	これまでに整備してきた農業排水の循環かんがい施設と反復利用施設は、維持管理の増大のため利用が減少してきた状況を踏まえ、その活用を促進するため、平成16年度に創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・補助額 農業排水を循環利用する施設の機能を高度に活用する事業主体に対して、必要経費のうち掛かり増し相当分について支援する。</p> <p>(1)対象施設 県営事業により造成された循環かんがい整備事業により整備した循環かんがい施設および濁水対策事業により整備した濁水対策施設</p> <p>(2)補助対象経費 ①協議会運営経費 ②再利用施設の操作運転費、点検管理費、調査費など掛かり増し経費</p> <p>(3)補助額 ①循環かんがい施設 「かんがい期間の農業排水再利用水量(千m^3)当たり、3,000円を乗じた額」と「農業排水循環利用による汚濁負荷(SS)削減量(kg)当たり、200円を乗じた額」の平均額の30%相当額を定額補助する。ただし、1地区当たりの補助の上限を1,800千円とする。 ②濁水対策施設 かんがい期間における濁水負荷(SS)削減量が5トン以上であることが確認できた場合の農業排水循環利用に要する揚水機運転にかかる電気料金を補助対象額として、その30%以内。ただし、1地区当たりの補助対象額の上限を1,000千円とする。</p> <p>2 事業主体 施設の効率的な運用等により流域単位の農業排水対策に主体的に取り組む協議会(協議会は、市町、土地改良区、農家等地域住民で構成)</p>						
問合せ先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課			担当者	余野 史香	
	TEL	077-528-3945	メールアドレス	yono-fumika@pref.shiga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	アセットマネジメント推進対策費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2505
事業制度化の目的	<p>農業水利施設の適切な維持管理や計画的な予防保全対策等を通じ、施設の長寿命化とライフサイクルコストを低減させることを目的とする「農業水利施設アセットマネジメント」の取組みを推進するために、滋賀県では県域の総合的な推進・調整機能を持つ「アセットマネジメントセンター」を核とした推進体制を確立している。</p> <p>県下のアセットマネジメントの円滑な推進を図るため、県土連が関係者と連携を図りながら「アセットマネジメントセンター」を運営し、アセットマネジメントの総合的な推進やデータベースの保守管理などの業務を担っている。本事業によりセンターが行う活動に対し支援を行う。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 アセットマネジメントセンターが実施するデータベースシステム保守管理事業(蓄積データの更新や新たな情報の蓄積等)に対し、以下の経費をセンターに補助する。 ①データベースシステムの保守管理費用 ②データ入力作業費用 ③システム構築作業等の諸経費</p> <p>2 事業主体 アセットマネジメントセンター(県土連内)</p> <p>3 補助率 データベースシステム保守管理事業 : 1/3</p>						
問合せ先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課			担当者	大菅 勝之	
	TEL	077-528-3949	メールアドレス	osuga-katsuyuki@pref.shiga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2506
事業制度化の目的	農地、農業用施設に係る災害復旧のため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(通称「暫定法」)の適用を受けない小規模な災害復旧事業に要する経費に対して、補助金を交付する。						
事業制度創設の背景	暫定法が対象としない小規模災害の中でも、特に復旧が困難な中山間地域においては、放置すると被災規模が大きくなることが多い。そのため、小規模な災害であっても早期に復旧する必要がある、暫定法が対象としていない規模の災害復旧制度を創設した。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 暫定法の適用を受けない小規模な災害復旧事業に対する補助。</p> <p>2 採択要件 ①災害原因:暫定法が対象とする災害原因に準じる。 ②対象地域:特定農山村法で中山間指定された地域、または平均傾斜度1/20以上の地域における農地等 ③事業費:1箇所あたり13万円以上40万円未満のもの</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区</p> <p>4 補助率等 農地:50%以内 農業用施設:65%以内 ※なお『農地』、『農業用施設』とは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に定めるものとする。</p>						
問合せ先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課			担当者	戸田 博基	
	TEL	077-528-3964	メールアドレス	toda-hiroki@pref.shiga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	魚のゆりかご水田推進プロジェクト事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2507
事業制度化の目的	農業の生産性を維持しながら、琵琶湖の固有種であるニゴロブナ等の湖魚が産卵・生育することのできるかつての水田環境を取り戻すために「魚のゆりかご水田プロジェクト」を推進している。						
事業制度創設の背景	かつて琵琶湖周辺の水田は、湖魚(フナやコイ、ナマズ等)の産卵・繁殖の場として機能していたが、昭和40年代以降の圃場整備や湖岸道路整備等により魚が水田に侵入できない構造となった。 そこで、資源量が減少しているニゴロブナを主な対象として琵琶湖から水田への遡上、水田内での産卵、孵化、生育について関係機関と連携して調査を行った結果、水田は魚の産卵や生育に効果があることが確認できたことから、県内の普及に着手することとした。						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)魚のゆりかご水田の取組組織への活動支援</p> <p>①魚のゆりかご水田に取り組もうとする活動組織に対して、魚道の設置研修の実施や水路の維持、生物調査の実施方法等の技術支援</p> <p>②「魚のゆりかご水田米」の認証のための現地確認</p> <p>(2)「魚のゆりかご水田米」ロゴマークの商標登録・維持</p> <p>①魚のゆりかご水田で生産されたお米を有利販売につなげるため、「魚のゆりかご水田米」として県が認証する制度を創設</p> <p>②「魚のゆりかご水田米」は平成18年7月7日に商標として登録・ロゴマーク作成 消費者に対して視覚で認識しやすいようにロゴマークを作成し、平成21年2月6日商標登録した。以降、「魚のゆりかご水田米」とそのロゴマークを維持している。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率(県負担) 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課			担当者	園田 敬太郎	
	TEL	077-528-3963	メールアドレス	sonoda-keitaro@pref.shiga.lg.jp			



令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	滋賀県	事業名	琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語 創造プロジェクト	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2508
事業制度化 の目的	<p>魚のゆりかご水田をはじめとする生きもの暮らしに配慮した「豊かな生きものを育む水田」の取組を一層拡大することを目的として、生態系保全に関する技術や情報の供給、新たに取組を検討している地域への技術指導、あるいは「豊かな生きものを育む水田」で生産される米の生産拡大および販路確保・拡大に向けた県内外への情報発信等を行う。</p>						
事業制度 創設の背景	<p>琵琶湖周辺での実施している「魚のゆりかご水田」の取組拡大に加え、山手の水田等においても生きものに配慮した水田づくりを広めるため、「豊かな生きものを育む水田」として推進することとした。</p>						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会」の設置・運営支援 「環境こだわり農業に取り組み、かつ、生きもの暮らしに配慮した水田である「豊かな生きものを育む水田」の取組を一層拡大することを目的として、生態系保全に関する技術や情報の共有、新たに取組を検討している地域への技術指導、あるいは中上流域における「豊かな生きものを育む水田」で生産される米の生産拡大および販路確保・拡大に向けた県内外への情報発信等を行う。」ことを目的として、平成28年7月に協議会が設立された。 会員は、県内の豊かな生きものを育む水田づくりの活動を行っている組織を中心に、土地改良区、研究者、流通業者、協賛企業等で組織されている。県と土地改良事業団体連合会で事務局を担っている。</p> <p>(2)生きもの保全の取組やそこで生産される米のPR ①広報用資料の作成 :リーフレット、ほ場看板の作成 ②facebookでの情報発信 ③県内外でのPR活動</p> <p>(3)新規地区への支援 魚のゆりかご水田への取組を検討している地区に対し、魚道の設置研修、設置の指導等 ①魚道設置にかかる現地研修会の開催 ②一筆型魚道設置にかかる講義 ③生きもの調査の方法、記録方法の整理</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率(県負担) 県;100%</p>						
問合 先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課			担当者	園田 敬太郎	
	TEL	077-528-3963	メールアドレス	sonoda-keitaro@pref.shiga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	京都府	事業名	小規模老朽ため池整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2601
事業制度化の目的	国庫補助対象とならない小規模な農業用ため池等の改修に要する経費を支援することで、農業用水の安定供給を図ると共に、決壊等による災害を未然に防止する。						
事業制度創設の背景							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ①築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、農地、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池の新設・変更および付帯施設の整備、又はため池の廃止、。 ②受益地が農振農用地以外の地域であっても、改修にあたっては、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うもの及び廃止に限って採択できる。</p> <p>2 補助基準 ①堤高が3m以上又は貯水量3,000m³以上若しくは受益面積1ha以上 ②事業費80万円以上</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区、農業を営む者の組織する法人、数人共同施行、農業協同組合</p> <p>4 補助率(府負担率) 55%</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農村振興課			担当者	橋本 洋輔	
	TEL	075-414-5042	メールアドレス	y-hashimoto71@pref.kyoto.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大阪府	事業名	農空間保全地域整備事業	新規・継続 区分	継続	事業 番号	2701
事業制度化 の目的	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」(平成20年4月施行・平成30年4月改正)に基づき、都市農業及び農空間を積極的に守り育て、その公益的機能が十分発揮されるよう、ほ場や農道・水路の整備による農業生産基盤の改善や、地域の安全安心を確保するため、ため池等を改修するとともに、農業者と府民が一体となった府民協働により、農空間の保全・活用し、豊かな府民生活を実現する。						
事業制度 創設の背景	国庫補助事業による整備が可能な農振農用地区域となる10haの集团的農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による10ha以下の集团的農地も土地所有者の都市的土地利用への期待感などから区域指定が非常に難しい。このため、農振農用地は4,633haと府内の13,711haの農地の1/3程度である。「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農振地域内の農用地、市街化調整区域の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等を「農空間保全地域」として指定し(府内農地の約82%をカバー)、農道や水路の補修、改修など、きめ細やかな整備を支援するために創設した。						
事業制度の 仕組等	<p>1 事業内容・採択基準</p> <p>(1) 農空間をまもろう事業 農業用施設の長寿命化を図り、新たな遊休農地の発生を予防するため行うもので、農地や農業用施設を保全する区域を定め保全計画を策定し、区域内の農地や農道、水路等の農業用施設の簡易な補修や改修、景観・資源作物の栽培等を一体的に行うもの 【採択基準】 ①事業主体は市町村と協同で、予め保全する区域を定め、農地や農業用施設の保全計画を策定していること ②事業費100万円以上200万円以下</p> <p>(2) 農空間を活かそう事業 ■継続的な営農と、農地の活用を促進するため行うもので、ほ場整備、農道、かんがい排水、暗渠排水、客土、土壤改良、農地造成、市民農園整備 【採択基準】 ①受益面積2ha以上(市街化区域にあっては生産緑地地区)(市民農園整備は除く) ②事業費100万円以上のもの ③農道整備は幅員3～7mで上級道路に接続していること ④特定農地貸し付けによる市民農園整備にあっては簡易な整備に限る</p> <p>■企業等の農業分野への積極的な参入や規模拡大を促進するとともに、農地の有効活用を図るため行うもので、ほ場整備、農道、農業用排水施設、耕作道等のほか、知事が特に必要と認める整備 【採択基準】 ①事業主体は、法律に規定する法人格を有している企業等であること ②事業費は、事業主体当たり500万円を限度とし、かつ対象農地面積10a当たり100万円を上限とする ③補助事業の実施する農地は、農地法または農地中間管理事業の推進に関する法律または農業経営基盤強化促進法または都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地貸借または農地取得を過去1年以内に行っていること ④補助事業にかかると農地の改良、施設の設置及び撤去等について、当該農地の所有者が合意していること</p> <p>【利益等排除】 事業主体が以下の関係にある会社から補助事業に必要な材料の調達を受ける場合は利益等排除の対象とする。 ①事業主体自身の場合 原価をもって補助対象とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価とする。 ②100%同一の資本に属するグループ企業の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象とする。 ③事業主体の関係会社(上記②を除く) 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。</p> <p>■府民に農のある暮らしを提供し、地域の活性化に資するための活動拠点の整備(貸農園、休憩施設、水道、電気・通信設備等)及びその活動に要する経費 【採択基準】 ①事業主体は、おおさか農空間づくりプラットフォームに登録した団体または個人(個人については農業者に限る) ②事業費は、20万円を下限とし、100万円を上限とする ③府民に農のある暮らしを提供し、地域の活性化を目的とした活動計画書を提出すること</p> <p>(3) 安全・安心な農空間事業 ・農業用施設の老朽化等による災害を防止するため行うもので、ため池、水路の農業用施設の改修 ・湛水被害を防除するため行うもので排水路、排水機場、排水樋門の新設・改修 ・水質悪化による農作物への障害を防止するため行うもので、さく井や用排水の分離、底泥の除去 【採択基準】 ①旧要綱の湛水防除事業にあっては、受益面積3ha以上、水質保全対策事業にあっては、受益面積がおおむね2ha以上のもの ②事業費100万円以上 ③水質障害対策は、農業用水の水質基準を超え作物被害が生じていること 1)水素イオン濃度(pH)6.0以下又は7.5以上 2)化学的酸素要求量(COD)6mg/l以上 3)無機浮遊物質(ss)100mg/l以上 4)溶存酸素(DO)5mg/l以下 5)全窒素濃度(T-N)1mg/l以上</p> <p>(4) 農空間づくりプラン事業 ・農地所有者や地域住民等で組織される農空間づくり協議会による農地の利用促進に関する計画の策定 ・計画に基づく地域の協力による農道や水路、市民農園の整備、遊休農地解消の復旧にため行われる除草、再耕起などの作業に係る経費、資源作物・景観作物などの栽培に係る資材経費 【採択基準】 ①事業費100万円以上 ②農空間づくり協議会が設立されている地区 ③農空間づくりプランに位置づけられた対策であること ④農道、かんがい排水施設等の整備は受益戸数が3戸以上であること</p> <p>2 事業主体: 土地改良区、NPO、その他 3 補助率: 50%</p>						
問合せ 先	部局名	大阪府環境農林水産部農政室整備課			担当者	金網	
	TEL	06-6210-9600	メールアドレス	KanetsunaM@mbox.pref.osaka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独小規模農地緊急整備事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	2802
事業制度化 の目的	国事業制度の採択基準外地区において、ほ場・農道・用排水施設を整備し、災害復旧事業の促進、災害の未然防止および遊休農地化の防止を図る。						
事業制度 創設の背景	国事業制度の採択基準外地区においても、ほ場・農道・用排水施設の整備を実施し、生産性の向上および維持管理の軽減を図る必要があるため。						
事業制度の 仕組等	1 事業内容 ① ほ場整備 ② 農道整備 ③ 用排水施設整備 ④ 付帯工(上記工種と併せ行う維持管理軽減・防災対策に有効な整備)						
	2 事業採択要件 (1) 農業振興地域内の受益面積がおおむね1ha以上5ha未満であること (但し、関連事業に(3)の③を含む場合は除く) (2) 受益戸数が2戸以上であること (3) 次のいずれかに資すること ① 災害復旧事業の促進(災害残土受入、河川用地創出、災害復旧予定地含む) ② 災害の未然防止(過去の被災歴、排水改良等湛水防止) ③ 遊休農地化防止(高齢化及び後継者不在) (4) 国庫補助事業での採択が困難であること						
3 事業主体 市町、土地改良区、数人共同施工者(土地改良法第95条第1項)							
4 補助率 県50% 市町、地元50%							
問合 先	部局名	兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課農村計画班			担当者	石原	
	TEL	078-362-3429	メールアドレス	Kazuki_Ishihara@pref.hyogo.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独災害関連ほ場整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2803
事業制度化の目的	<p>国事業制度の採択基準外地区において、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と県土の保全に資する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>本県において甚大な被害をもたらした平成16年災害の復旧に当たり、国の事業制度の採択基準外地区においても、再度災害を防止し被災農地等の地域復興を図るために、本県独自のほ場整備事業制度を設ける必要があったため。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>ほ場整備</p> <p>2 事業採択要件</p> <p>被災農地の災害復旧事業に併せて施工する隣接農地等を含めたほ場の区画形質の変更で、以下の条件を満たす場合。</p> <p>① 受益面積がおおむね5ha未満 ② 受益戸数2戸以上 ③ 市町負担が13%以上であること</p> <p>3 事業主体</p> <p>市町、土地改良区、農業協同組合</p> <p>4 補助率</p> <p>県:80% 市町、地元:20%</p>						
問合せ先	部局名	兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課農村計画班		担当者	石原		
	TEL	078-362-3429	メールアドレス	Kazuki_Ishihara@pref.hyogo.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	奈良県	事業名	県単独基盤整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2901
事業制度化の目的	農地や農業用施設等の農村資源を活用し、農村地域の活性化を図るため事業を行う						
事業制度創設の背景	農地や農業用施設の新設・改良・修繕・更新等、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業基盤整備を実施する市町村・土地改良区等に支援を行う。また、安全施設の整備や、農村資源の多目的活用を図るための環境に配慮した整備に対して市町村等を支援する。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択基準</p> <p>(1)用排水路整備・頭首工整備・機会揚水設備・畑地かんがい設備・暗渠排水整備・客土整備 受益面積がおおむね2ha上の新設・改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの。</p> <p>(2)安全施設整備 農業用ため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに附帯する施設への転落防止のために必要なフェンス等の安全施設の設置事業費であって、一連の事業費が50万円以上のもの。</p> <p>(3)ほ場整備 農用地につき行う区画整理事業及びこれに附帯して行うかんがい排水事業であって、受益面積がおおむね2ha以上、一連の事業費が100万円以上のもの。</p> <p>(4)ため池整備事業 受益面積がおおむね2ha以上のため池整備事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの。</p> <p>(5)農道整備 農道の改良であって受益面積がおおむね2ha以上、かつ、全幅員がおおむね2m以上であり一連の事業費が100万円以上であるもの。</p> <p>(6)地すべり防止 受益面積がおおむね1ha以上の地すべり防止事業であって、排水設備に要する経費を除いた一連の事業費が50万円以上のもの。</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>3 補助率 30%(過疎地域の農道整備については50%)</p>						
問合先	部局名	奈良県食と農の振興部農村振興課農地環境整備係			担当者	片石	
	TEL	0742-27-7459	メールアドレス	kataishi-takenori@office.pref.nara.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	奈良県	事業名	農村資源を活用した地域づくり事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2902
事業制度化の目的	<p>県は農村地域づくりに積極的に取り組む地域を増やし地域の活性化・農村の振興を図るため、地域の掘り起こし、情報共有や組織設立や実践活動の助言などを行う。 また、「奈良県農村地域づくり協議会」を通じて、各地域における地域づくり活動にかかる実践活動の支援を行う。</p>						
事業制度創設の背景	<p>担い手不足や高齢化などにより営農ばかりでなく、農地・施設の管理も困難な地域が出てくる一方、農村での体験など都市農村交流のニーズは高い。そこで、各地域にある農村資源を掘り起こし、都市農村交流などを通じた地域活性化を推進する。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1) 地域協議会設置・運営事業 地域づくりに積極的な地域に対する活動の実施などの助言、地域づくり活動に意欲のある地域の掘り起こしや県内各組織の情報共有などを行う。 (2) 地域づくり実践活動支援事業 各地域の地域づくり活動に対する支援を「奈良県農村地域づくり協議会」を通じて行うとともに、取組のPR活動、研修会や情報交換会の開催などを行い、県域全体での農村地域づくりを進める。</p> <p>2 事業主体 奈良県</p> <p>3 補助率等 県:100%</p>						
問合先	部局名	奈良県食と農の振興部農村振興課農村地域づくり係			担当者	木村	
	TEL	0742-27-7453	メールアドレス	kimura-hisa@office.pref.nara.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	和歌山県	事業名	県単小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3001
事業制度化の目的	一般公共事業として、国の採択基準に満たない農道整備、かんがい排水、ほ場整備、ため池保全、ため池安全対策及び住民参加型直営施行を行う。						
事業制度創設の背景	国の採択基準に満たない小規模な土地改良事業を実施し、きめ細かな対応を行うために創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件・補助率 国の補助事業に採択されがたい小規模な土地改良事業等であって、次に掲げる事業に要する経費を補助する。</p> <p>(1) 農道整備事業 補助率30% 受益戸数2戸以上、全幅員おおむね2m以上であり、事業費20万以上、</p> <p>(2) かんがい排水事業 補助率30% 受益戸数2戸以上、事業費20万円以上</p> <p>(3) 給水スタンド整備事業 補助率30% 受益戸数2戸以上、事業費20万円以上</p> <p>(4) ほ場整備事業 補助率30% 受益戸数2戸以上、受益面積2ha以下</p> <p>(5) ため池の保全事業((6)の事業を除く。) 補助率30% 受益戸数2戸以上、堤高3m以上、事業費20万円以上</p> <p>(6) 危険ため池保全事業 補助率40% 水防計画書に位置づけられているため池 受益戸数2戸以上、堤高3m以上、事業費20万円以上、事業費の一部を市町村が負担</p> <p>(7) ため池安全対策事業 補助率30% 受益戸数2戸以上、事業費20万円以上、200万円以下、事業費の一部を市町村が負担</p> <p>(8) 危険ため池廃止事業 補助率50% 事業費が20万円以上200万円以下。廃止したため池の土地造成費用は補助対象外</p> <p>(9) ため池対策促進型事業 補助率30% 受益戸数2戸以上、受益面積2ha以上、事業費が200万円以下。地震時に、土地改良事業設計指針「ため池整備」に定める緊急放流が可能となる施設整備であること。</p> <p>(10) 住民参加型直営施工事業 補助率50% 受益戸数2戸以上、事業費20万円以上500万円以下。 事業対象は、掘削面の高さが2m以下となる地山の掘削、水路工、道路工、区画整理(権利関係を伴わない畦畔の造成・除去、進入路の造成・除去、心土破碎、客土・土壌改良材の投入)、暗渠排水、農地保全、その他付帯工</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区等</p>						
問合先	部局名	和歌山県農林水産部農業農村整備課		担当者	玉置 真美		
	TEL	073-441-2952	メールアドレス	tamaki_m0020@pref.wakayama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	和歌山県	事業名	県単土地改良推進調査	新規・継続区分	継続	事業番号	3002
事業制度化の目的	新規県営土地改良事業の事業計画書を作成するとともに、県重点施策及びその課題解決のための計画調査を行う。						
事業制度創設の背景							
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容</p> <p>①新規県営土地改良事業に係る事業計画書の作成</p> <p>②県重点施策、及び課題解決のための計画調査</p> <p>2 事業主体</p> <p>県</p> <p>3 補助率「(負担割合)」</p> <p>①県:75% 市町村等:25%</p> <p>②県:100%</p>						
問合先	部局名	和歌山県農林水産部農業農村整備課		担当者	澤 智晴		
	TEL	073-441-2951	メールアドレス	sawa_t0001@pref.wakayama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	鳥取県	事業名	鳥取県しつかり守る農林基盤交付金	新規・継続区分	継続	事業番号	3101
事業制度化の目的	<p>農林業者や担い手・新規就農者が、県民に対して安全・安心な農林産物等を供給している優良農林地を維持・保全し農業を継続することを目的に、その基礎土台となる農地・水路・農林道など農林業生産基盤の小規模な整備・補修に要する経費や放置された山腹水路やため池などの防災措置に要する経費を市町村に助成する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>国庫補助事業等で対応できない小規模な農林業生産基盤の整備や補修について、迅速かつ有効に対応し、市町村の農林業及び農山村の維持保全につなげていく必要性から創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 市町村が実施する小規模な農林業生産基盤に係る下記の事業に必要な経費を支援する。 ①農業生産基盤の新設、改良及び補修(災害復旧を含む)に係る事業 ②林道及び作業道の新設・改良・補修に係る事業 ③放置されたため池や山腹水路等の防災措置に係る事業</p> <p>2 採択要件 対処事業は、次に掲げる事業を除いた事業。 ①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業 ②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業 ③受益者の数が1人以下である事業(知事が別に定める場合を除く) ※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。 ④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業</p> <p>3 事業主体 市町村</p> <p>4 補助率等 全体事業費の1/2を補助する。ただし次の①又は②又は③の場合は、市町村事業費の1/2以内とする。 ①市町村負担率が市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合 ②市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割を超える場合 ③災害復旧交付額による災害復旧の場合</p>						
問合先	部局名	鳥取県農林水産部農業振興監農地・水保全課			担当者	石田	
	TEL	0857-26-7326	メールアドレス	ishidat@pref.tottori.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	鳥取県	事業名	ため池防災減災対策推進事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3102																								
事業制度化の目的	<p>本事業は、農村地域の防災力向上を図るため、国庫補助事業によらないため池の監視システム導入等の支援やため池の廃止、浚渫等の保全対策、県営事業の事業負担金の軽減などソフト・ハード両面から、ため池の防災・減災対策を総合的に実施することを目的として実施する。</p>																														
事業制度創設の背景	<p>平成25、26年度に実施したため池一斉点検(耐震、豪雨耐性、劣化状況)により、今後、整備検討を要するため池が多数所在することが判明し、早急な改修等が必要とされているところであるが、工事着手までの間は、特に、地域における防災減災対策の強化が急務である。本事業では、監視・管理体制強化、ハザードマップ作成、避難訓練等ソフト対策の支援や、付帯施設整備、浚渫、廃止等のハード対策支援、また改修工事に係る地元負担支援を総合的に行うものとして、H27年度に創設した。また、R2年度に一部改正し、国庫補助事業で実施可能なメニューを控除。</p>																														
事業制度化の仕組等	<p>1 事業内容(事業期間:平成27年度～令和6年度)</p> <p>(1)調査推進事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>対策名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ため池防災・減災システム整備</td> <td>ため池の監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器を整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)保全対策事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>対策名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②</td> <td>旧農業用ため池廃止</td> <td>ため池決壊時に人家、人命に影響がある等、防災上危険なため池の貯水機能を廃止する。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ため池付帯施設整備</td> <td>ため池の管理上支障となっている取水施設や洪水吐、管理道路等の軽微な補修、改良をするもの。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ため池浚渫</td> <td>流域内の自然的・社会的な変状を要因とした堆砂を対象とした、防災面から従前の機能を回復するための浚渫。通常の維持管理に属するものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)ため池整備推進交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>対策名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>ため池整備推進交付金</td> <td>ため池の防災・減災対策を推進することの隘路となっている関係農家の負担を軽減する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 採択要件 国の補助事業に係る採択基準に合致しないもの</p> <p>3 事業主体 ①～④:市町村(間接交付主体:集落、土地改良区) ⑤:事業申請人</p> <p>4 補助率等 ①～④:市町村が負担する率と同率(対策事業により個別条件あり) ⑤:10万円/戸を越える部分に対し、漸増方式で助成(50～90%)</p>							番号	対策名	事業内容	①	ため池防災・減災システム整備	ため池の監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器を整備する。	番号	対策名	事業内容	②	旧農業用ため池廃止	ため池決壊時に人家、人命に影響がある等、防災上危険なため池の貯水機能を廃止する。	③	ため池付帯施設整備	ため池の管理上支障となっている取水施設や洪水吐、管理道路等の軽微な補修、改良をするもの。	④	ため池浚渫	流域内の自然的・社会的な変状を要因とした堆砂を対象とした、防災面から従前の機能を回復するための浚渫。通常の維持管理に属するものは除く。	番号	対策名	事業内容	⑤	ため池整備推進交付金	ため池の防災・減災対策を推進することの隘路となっている関係農家の負担を軽減する。
番号	対策名	事業内容																													
①	ため池防災・減災システム整備	ため池の監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器を整備する。																													
番号	対策名	事業内容																													
②	旧農業用ため池廃止	ため池決壊時に人家、人命に影響がある等、防災上危険なため池の貯水機能を廃止する。																													
③	ため池付帯施設整備	ため池の管理上支障となっている取水施設や洪水吐、管理道路等の軽微な補修、改良をするもの。																													
④	ため池浚渫	流域内の自然的・社会的な変状を要因とした堆砂を対象とした、防災面から従前の機能を回復するための浚渫。通常の維持管理に属するものは除く。																													
番号	対策名	事業内容																													
⑤	ため池整備推進交付金	ため池の防災・減災対策を推進することの隘路となっている関係農家の負担を軽減する。																													
問合先	部局名	鳥取県農林水産部農業振興監農地・水保全課		担当者	川内																										
	TEL	0857-26-7323	メールアドレス	kawauchid@pref.tottori.lg.jp																											

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単農地地すべり防止施設長寿命化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3201
事業制度化の目的	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内において、県が管理する地すべり防止施設の修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図り、国土の保全と民生の安定に資する。						
事業制度創設の背景	農村振興局所管地すべり防止区域内で地すべり対策事業により造成された防止施設について、国庫補助事業による補修事業が不定期であったため、計画的な長寿命化を図ることを目的として創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>①内容:農村振興局所管の地すべり防止区域内における地すべり防止施設の修繕等</p> <p>②事業費の範囲:工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金、需用費。</p> <p>③事業の期間:単年度施行を基本とする。</p> <p>2 事業主体</p> <p>県</p> <p>3 事業費の負担</p> <p>県10/10</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ			担当者	福島 雅巳	
	TEL	0852-22-5150	メールアドレス	fukushima-masami@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単県営緊急地すべり対策事業	新規・継続区分		継続		事業番号	3202
事業制度化の目的	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域又は地すべり防止指定予定区域において、当該年の降雨、地震などにより地すべりが発生した時には防止工事の実施を必要とするが、国庫補助事業の対象とならない場合に本事業で対応する。								
事業制度創設の背景	同上								
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地すべり等防止法第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域又は地すべり防止指定予定区域において、当該年の降雨、地震などにより地すべりが発生した時に緊急的に防止工事の実施を必要とする。しかし、国庫補助事業の対象とならない場合には本事業で施工する。</p> <p>2 採択要件 (1) 対象となる工事 次の①～④に掲げる条件を全て満たす工事を対象とする。 ① 施行の対象地区は、農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内または、地すべり防止指定予定区域内にあること。 ② 次のいずれかの条件に該当する小規模な防止工事であること。 ・多量の崩土が溪流又は河川に流入して下流河川に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・鉄道(私鉄を含む)、国県道、市町村道、農道、集落道、林道及びその他公共施設などに被害を及ぼす恐れのある場合。 ・官公署、学校、病院、集会所などの公共建物に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・農地1ha以上及び農業用施設に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・人家5戸以上に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・島根県地域防災計画又は市町村地域防災計画に登載された、ため池、消防防災施設、避難路などに被害を及ぼす恐れのある場合。 ③ 防止工事の対象工法は、国庫補助事業の対象工法と同じであること。 ④ 緊急に事業を施行する必要性が認められること。 (2) 事業費の範囲 事業費は100万円を下限として、工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。 (3) 事業の期間 事業の施行は、単年度施行を基本とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 費用の負担 県:10/10 ただし、施工する防止工事によって著しく利益を受ける者に対しては5/10</p>								
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ			担当者	福島 雅巳			
	TEL	0852-22-5150	メールアドレス		fukushima-masami@pref.shimane.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単農地防災施設長寿命化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3203
事業制度化の目的	<p>県が管理する農地防災施設(地すべり防止施設、海岸保全施設及び湖岸堤防施設、農地防災ダム)の修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図り、国土の保全と民生の安定に資する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>県が管理する農地防災施設について、国庫補助事業の採択規模に達しない修繕等を適時に実施し長寿命化を図ることを目的として創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1) 対象となる工事 県が管理する次の施設の修繕等を実施する。 ①地すべり防止施設(農村振興局所管の地すべり防止区域に係るもの) ②海岸保全施設(農村振興局所管の海岸保全区域に係るもの) ③湖岸堤防施設 ④農地防災ダム (2) 事業費の範囲 工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金、需用費とする。 (3) 事業の期間 事業の施行は、単年度施行を基本とする。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 費用の負担 県10/10</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ			担当者	福島 雅巳	
	TEL	0852-22-5150	メールアドレス	fukushima-masami@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単県営地すべり対策事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	3204
事業制度化 の目的	農村振興局所管の地すべり防止区域(地すべり指定予定区域を含む)及び地すべり危険地(以下「地すべり危険区域」という。)に指定され、その区域内において災害や事故の発生の未然防止を図り、国土の保全と民生の安定に資する。						
事業制度 創設の背景	同上						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件</p> <p>(1) 対象となる工事及び調査</p> <p>ア 対策を講じる場合</p> <p>①国から対策工事の採択を受けた区域において、県が国庫補助事業を補完することで計画的な対策の促進を図る場合。</p> <p>②地すべり危険区域における落石防止等の対策を行う場合。なお、地すべり危険区域へ被害を及ぼす隣接地の対策を含む。</p> <p>イ 施行区域の対象</p> <p>農村振興局所管の地すべり危険区域とする。</p> <p>ウ 防止工事の対象</p> <p>国庫補助事業と同等であること。</p> <p>エ 調査の対象</p> <p>地すべり防止区域の指定に係る調査等であること</p> <p>(2) 事業費の範囲</p> <p>工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。</p> <p>(3) 事業の期間</p> <p>事業の施行は、単年度施行を基本とする。</p> <p>2 事業主体</p> <p>県</p> <p>3 費用の負担</p> <p>県:10/10</p>						
問合 先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ			担当者	福島 雅巳	
	TEL	0852-22-5150	メールアドレス	fukushima-masami@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	農地防災ダム付帯施設更新事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3205
事業制度化の目的	県が管理する農地防災ダム施設の整備や更新等を実施することにより、災害や事故の発生の未然防止を図り、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業採択基準に満たない軽微な整備更新を計画的に実施する必要性から創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業の内容 県が管理する農地防災ダム本体とその付帯施設の整備・更新等。</p> <p>2 事業費の範囲 事業費は、工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 費用の負担 県:94%、市:6%</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ			担当者	福島 雅巳	
	TEL	0852-22-5150	メールアドレス	fukushima-masami@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単ため池安全確保事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3206
事業制度化の目的	老朽度が高い危険なため池について、早急に整備が必要な部位に限った応急整備するとともに、貯水量を減らすことが可能なため池では堤防の切り下げ、安全上廃止する必要があるため池については堤防の開削を実施し、ため池下流地域における安全・安心を確保する。						
事業制度創設の背景	県内で老朽化に伴い整備を必要とするため池のうち、規模の大きなものについては国庫補助事業等の活用により整備を進めているが、全体の6割を占める貯水量1,000m ³ 未満の小規模なため池はほとんど整備が進んでいない状況であることから創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>①ため池の堤体、洪水吐、取水施設等、老朽箇所等の応急整備や堤防の切り下げ、ため池の廃止や廃止に伴う排水路整備。 ②ため池の点検・調査等を実施する。 ③ため池の現地調査やため池管理者等への技術的な指導など、監視・保全管理に資する活動、及びこれらに類する情報収集管理業務。</p> <p>2 実施要件</p> <p>(1)採択要件</p> <p>次の①～⑥にいずれも該当すること</p> <p>①国の補助事業対象とならない農業用ため池の整備または廃止であること。 ②貯水量が300m³以上のため池。 ③決壊した場合の想定被害が次のいずれかに該当すること。 ・家屋 ・国・県・市町村道、河川、公共施設等 ④ため池を廃止する場合にあっては、利用者の同意があること。 ⑤事業費が1,000千円以上であること。 ⑥事業主体は、次に掲げる事項を定めた整備計画を別途の様式に従い作成すること。 ・ため池が決壊した場合の被害概要 ・ため池整備の概要 ・環境配慮対策 ・ため池整備に要する費用</p> <p>(2)助成の範囲</p> <p>工事費、測量及び試験費、補償費</p> <p>3 事業主体</p> <p>事業内容の①については市町村 事業内容の②、③については県</p> <p>4 費用の負担</p> <p>県67%、その他33%</p> <p>※ため池の点検・調査等のうち、点検及び耐震性調査・豪雨老朽度調査に係る支援的業務、ため池の監視・保全管理に資する活動及び情報収集管理業務については、県10/10とする。</p>						
問合せ先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ		担当者	福島 雅巳		
	TEL	0852-22-5150	メールアドレス	fukushima-masami@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単農地有効利用支援整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3207
事業制度化の目的	<p>食料需給の中長期的な逼迫見込みや主食用米の消費の減少傾向等を背景に、食料供給力の強化に向けた取組が重要となっている。このため、現に農地として利用又は保全されている農地について、耕作放棄を未然に防止するとともに、将来にわたって農地として有効に活用し、食料自給力向上に資することを目的として、農業用水の確保、排水不良の解消、営農機械の導入に必要な道路の整備等を迅速かつきめ細かに行えるよう、簡易な基盤整備を支援する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ①農業用排水施設:農業用排水施設の新設、廃止又は変更及び安全施設整備 ②暗渠排水:完全暗渠及び補助暗渠の新設又は変更 ③客土:客土(混層耕を含む。)、心土破碎及び畑地の層厚調整工 ④区画整理:農用地の区画形質の変更(畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。) ⑤土壌改良:酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 ⑥鳥獣侵入防止施設:農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止施設の新設、廃止又は変更 ⑦農用地の改良又は保全:①～⑥の農用地の改良又は保全のために必要な事業 ⑧営農用水施設:営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの ⑨農道:主として農業機械の運行等の農業生産活動や農産物の運搬等に供する農道の整備、及び土地改良施設の有機的な連絡や当該施設の管理等に供する連絡道の整備 ⑩特認:上記事業と相当の関連があるものであって、知事が特に必要と認めるもの</p> <p>2 実施要件 ①地区の受益面積が5ha未満であること。 ②事業主体は、次に掲げる事項を定めた整備計画を作成すること。 ・耕作放棄地となるおそれのある農地及びこれに関連する農業用施設の概要 ・営農の継続に必要となる基盤整備の概要 ・基盤整備に要する費用 ※「耕作放棄地となるおそれのある農地」とは現に農地として利用又は保全されている農地であって、当該農地やこれに関連する農業用施設の状況等によって今後耕作の目的に供されなくなるおそれがあるとして、市町村長が認定する農地である。</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区</p> <p>4 費用の負担 県 1/2、市町村・土地改良区 1/2</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利グループ			担当者	米江 真貴	
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	yonee-maki@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単基幹水利施設整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3208
事業制度化の目的	<p>農業用排水施設整備を計画的に推進し、営農の安定はもとより、洪水防止などの公益的機能を保持するため、県営かんがい排水事業、県営地域水田農業支援排水対策特別事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農山漁村地域整備交付金(経営体育成基盤整備事業、集落基盤整備事業)を補完して実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>国の事業予算が激減する中でも、一定規模の基幹水利施設に係る整備事業は県がこれまでと同様に実施する必要があり、国庫補助事業を補完し、農業用排水施設整備を計画的に推進するために創設された。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国庫補助事業における事業内容に準ずる。</p> <p>2 事業費範囲・事業の期間 (1) 事業費範囲 機能保全計画策定費、純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費とする。 (2) 事業の期間 原則として単年度施行とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 費用の負担 県:75%、その他:25%</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利グループ			担当者	米江 真貴	
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	yonee-maki@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単基幹水利施設緊急修繕事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3209
事業制度化の目的	<p>基幹農業水利施設は、食料生産はもとより、洪水防止など多面的機能を有し、地域住民の生活において極めて重要な役割を果たしている。しかし、これらの施設の多くが耐用年数を迎えつつあり、老朽化による故障・事故の発生が懸念されている。事故が発生した場合には、営農のみならず、周辺環境や住民生活に甚大な影響を及ぼす恐れがある。このため、農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合に、迅速に修繕・復旧を行う。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合に、迅速に修繕・復旧を行う。</p> <p>2 実施要件 (1)採択要件 以下の①～③に掲げる条件を全て満たすこと。 ①原則として、国営土地改良事業により造成された施設もしくは県営基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に記載されている施設であること。 ②復旧対策工事の緊急性を要すもの。 ③通常の維持管理の範疇を超える対策が必要であるもの。 (2)事業費の範囲 純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費とする。 (3)事業の期間 原則として単年度施行とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 費用の負担 県:75%、市町村:25%</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利グループ			担当者	米江 真貴	
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	yonee-maki@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県営ふるさと農道整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3210
事業制度化の目的	定住促進対策の一環として、緊急に行う必要がある農道の整備や保全対策を推進し、農業農村の振興と定住環境の改善する。						
事業制度創設の背景	平成5年度に総務省と農林水産省が協力して創設された地方単独事業(ふるさと農道緊急整備事業)である。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業とを効果的に組み合わせて実施する農道整備事業</p> <p>①促進型:国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業の施行区間を区分して行う農道整備事業</p> <p>②合併型:国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業の施行内容を区分して行う農道整備事業</p> <p>(2) 本事業のみで実施する農道整備事業(以下「単独型」という。)。ただし以下の要件を満たすものに限る</p> <p>①集落と集落、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設との間を結ぶ農道</p> <p>②農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良事業等</p> <p>2 採択要件</p> <p>(1) 以下の基準によるもの。</p> <p>①県営農道整備事業により実施する路線に接続する路線で受益面積が概ね10ha以上のものであること。また、単独で実施する路線で受益面積が概ね50ha以上(過疎、山振、半島指定の場合は30ha以上)。</p> <p>②全幅員が4m以上のものであること。</p> <p>(2) 単独型については、補助事業の採択要件に合致しない地区であること。</p> <p>(3) 単独型については、農業農村整備事業管理計画の中に農道として計画されていること。</p> <p>(4) 以下の旨の確約書を提出できる市町村の路線であること。</p> <p>①事業完了後、市町村が農道として管理する。</p> <p>②用地買収交渉等については、市町村が責任をもって行う。</p> <p>3 事業主体</p> <p>県</p> <p>4 費用の負担</p> <p>(1) 一般(開設・改良) 県:90%、市町村:10%</p> <p>(2) 保全対策 県:75%(77.5%)、市町村:25%(22.5%) ()は離島</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課農道整備グループ			担当者	原 利枝	
	TEL	0852-22-5152	メールアドレス	hara-toshie@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単農地集積促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3211
事業制度化の目的	農業生産基盤整備の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手(以下、「担い手」という。)への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持、発展を促す。						
事業制度創設の背景	中山間地域の小規模団地においても農用地の利用集積を促進するために創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 担い手農地集積促進事業 担い手農地集積計画に基づく対象事業(地域自主戦略交付金交付要綱別紙20第2(中山間地域総合整備事業)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙12-1第2(中山間地域総合整備事業)、地域自主戦略交付金交付要綱別紙22第2(農地環境整備事業)、及び農山漁村地域整備交付金実施要領別紙13-1第2(農地環境整備事業))として実施される区画整理事業であって、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「農地集積率」という。)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、促進費を交付する事業。</p> <p>(2) 集落農地集積促進事業 農地利用集積計画に基づき、団体営農業基盤整備促進事業及び団体営農地耕作条件改善事業により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「集落農地集積率」という。)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、促進費を交付する事業。</p> <p>(3) 水田園芸拠点産地形成促進事業 「しまねの園芸振興の展開方向」に基づき、団体営農地耕作条件改善事業により基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25%以上となった場合に、促進費を交付する事業。</p> <p>(4) 担い手不在集落解消促進事業 担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、団体営農地耕作条件改善事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年の間に担い手が確保された場合に、促進費を交付する事業。</p> <p>3 採択要件 各事業において対象となる事業が実施されていることに加え、以下の要件を満たす地区とする。</p> <p>(1) 担い手農地集積促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。 ①担い手農地集積計画が策定されていること。 ②農地集積率が40%以上となることが確実と見込まれること。</p> <p>(2) 集落農地集積促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。 ①農地利用集積計画が策定されていること。 ②集落農地集積率が50%以上となることが確実と見込まれること。</p> <p>(3) 水田園芸拠点産地形成促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。 ①水田園芸産地形成促進計画が策定されていること。 ②県推進品目の作付け割合が25%以上となることが確実と見込まれること。</p> <p>(4) 担い手不在集落解消促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。 ①担い手確保計画が策定されていること ②担い手の確保が確実と見込まれること。</p> <p>4 事業主体 市町村 土地改良区</p> <p>5 費用の負担 県:10/10</p>						
問合せ先	部局名	島根県農林水産部農村整備課農村基盤グループ		担当者	長江 竜二		
	TEL	0852-22-5143	メールアドレス	nagae-ryuji@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	島根県	事業名	県単公共事業調査設計事業	新規・継続区分	新規	事業番号	3212
事業制度化の目的	農業農村整備事業の事業計画の立案等に必要な調査を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農業農村整備事業調査計画 農業農村整備事業の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。</p> <p>(2) 特別資材調査 建設工事積算基準(島根県農林水産部・島根県土木部)に基づき、公共工事の積算に必要な建設資材単価について調査を行う。</p> <p>(3) ほ場整備事後調査 ほ場整備完了地区において、整備後の営農状況等を調査し、ほ場整備による効果の発現状況を検証するとともに課題・問題点を把握し、その結果を継続地区や新規地区にフィードバックする。</p> <p>2 調査計画期間 単年度調査を基本とする。</p> <p>3 調査主体 県</p> <p>4 費用の負担 農業農村整備事業調査計画：県50%、市町村50% 特別資材調査：県100% ほ場整備事後調査：県100%</p>						
問合先	部局名	島根県農林水産部農村整備課企画調査グループ			担当者	服部 智明	
	TEL	0852-22-5146	メールアドレス	yamanobe-daisuke@pref.shimane.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岡山県	事業名	小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3301
事業制度化の目的	国庫補助事業対象外の小規模なものについて、農業基盤整備事業を実施し、農業経営の安定を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件・補助率</p> <p>(1) 土地改良事業 受益面積5ha以上(過疎、振興山振、離島、野菜指定、2ha以上) 補助率：45%以内 事業費：10万円以上 事業工種：かんがい排水事業、機械揚水事業、畑地かんがい事業、暗渠排水・客土事業</p> <p>(2) 農道整備事業 受益面積5ha以上(山間部等特殊な事情のある場合2ha以上) 補助率：50%以内(過疎地域55%以内) 事業費：50万円以上 延長：100m以上 幅員：3m以上で有効巾員が2m以上 その他：農道橋の新設又は改良にあつては、受益面積及び巾員が上記の条件に適合しかつ、永久橋であるもの。農道保全にあつては受益面積、事業費及び巾員が上記の条件に適合するもの。</p> <p>(3) 農道舗装事業 受益面積5ha以上20ha未満(山間部等特殊事情のある場合2ha以上) 補助率：13/30 受益戸数：5戸以上 延長：100m以上1,000m未満 幅員：3m以上で有効巾員が2m以上 その他：舗装道路に接続するもの。農地沿い率70%以上。ただし急勾配及び荷傷み防止を主目的とするものは除く。</p> <p>(4) ため池周辺整備事業 推定堆砂量が貯水量の概ね10%以上かつ受益戸数2戸以上のため池であつて500m³以上の浚渫を含むため池周辺整備事業 補助率：45%以内 事業費：概ね1,000千円以上</p> <p>(5) 農地開発事業 農地造成面積2ha以上 補助率：60%以内</p> <p>(6) 景観・環境整備事業 補助率：関連施設の単独整備事業の補助率 採択要件①事業実施地域において本事業の計画性・継続性が認められること。 ②土地改良施設を利用した景観・環境整備であること。</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区</p>						
問合先	部局名	岡山県農林水産部耕地課			担当者	松村 直紀	
	TEL	086-226-7434	メールアドレス	naoki_matsumura@pref.okayama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	岡山県	事業名	小規模ため池補強事業元利償還助成	新規・継続区分	継続	事業番号	3302
事業制度化の目的	国庫補助の対象とならない小規模なため池補強事業の実施に要する経費負担の軽減。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容 国庫補助の対象とならない小規模なため池補強事業の実施に要する経費について、株式会社日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)から非補助土地改良資金として融資を受けた者(土地改良区等)に対し、当該借入金に係る元利償還金の一部について助成する。</p> <p>2 事業の仕組み・助成額</p> <p>事業の流れ</p> <p>(1) 非補助事業実施年度</p> <p>(2) 翌年度以降</p>						
問合先	部局名	岡山県農林水産部耕地課			担当者	松村 直紀	
	TEL	086-226-7434	メールアドレス	naoki_matsumura@pref.okayama.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	広島県	事業名	小規模農業基盤整備事業(一般事業)	新規・継続区分		継続		事業番号	3401
事業制度化の目的	地域の実情に即した基盤づくりを行うため、団体営事業の基準に達しない小規模な農業基盤の整備を行う。								
事業制度創設の背景	国庫補助事業の採択要件に満たない小規模な農業基盤の整備を必要とする地域への支援のため創設した。								
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容および採択要件</p> <p>(1) かんがい排水事業 国が補助する団体営かんがい排水事業の採択基準に達しない農業用排水施設の新設改良で1地区の補助対象工事費(工事執行に伴う用地費及び補償費を除く)が150万円以上500万円以内のもの。</p> <p>(2) 農道整備事業 ①一般事業 国が補助する団体営農道整備事業の採択基準に達しない農道、農道橋で幅員が3メートル以上のもの及び索道又は軌道の運搬施設の新設・改良で1地区の補助対象工事費が200万円以上1,000万円以内のもの。 ②農道舗装事業 国が補助する農道舗装事業の採択基準に達しないものであって次に掲げる要件のすべてに適合するもの。 a 畑地又は樹園地において行うもの。b 幅員が3m以上のもの。c 1地区の補助対象工事費が150万円以上500万円以内のもの。</p> <p>(3) ほ場整備事業 国が補助する団体営ほ場整備事業の採択基準に達しないほ場整備に関する事業で次に掲げる要件のすべてに適合するものおよび国営農地開発区域内の石礫除去を行うもの。 ①農地につき行う区画整理事業及びこれと相当の関連がある他の土地改良事業であって、区画整理事業の受益面積が3ha以上のもの。②1地区の補助対象工事費が200万円以上2,500万円以内のもの。</p> <p>(4) 老朽ため池補強事業 国が補助する農業用ため池の採択基準に達しないため池の老朽化による決壊若しくは漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤体若しくは周辺の補強又は附帯施設(余水吐ゲートを含む)の改修であって、次に掲げる要件のすべてに適合するもの。 ①公共性のあるもの。②1地区の工事費(工事の執行に伴う用地費及び補償費を除く)が100万円以上5,000万円以内のもの。</p> <p>2 事業主体 市町、土地改良区</p> <p>3 補助率 離島・山村5/10以内、一般4.5/10以内</p>								
問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課			担当者	大田 英治			
	TEL	082-513-3649	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp					

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	広島県	事業名	ため池緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3402
事業制度化の目的	崩壊の危険性があり、下流において重大な損害を与える恐れのあるため池等を緊急に整備する。						
事業制度創設の背景	<p>県内には、老朽化などにより堤体等に損傷や機能上の欠陥が発生し、改修を要するため池が多数存在する。また、社会情勢の変化により下流域に民家が増加し、仮にため池が決壊した場合、県民の生命・財産に甚大な損害を与える懸念があるため池もある。</p> <p>厳しい県財政の下では、ため池整備も、集落法人などの担い手を中心となって力強い農業構造を確立するための対策とすることを原則としてきた。このため、いわゆる「担い手要件」を満たさない地域の危険なため池の整備などが地域の課題となってきた。</p> <p>本事業は、農地が減少し住宅化が進んだ地域等において、このまま放置すると県民の生命・財産に甚大な被害が想定され、緊急に整備が必要なため池を対象に改修・補修・廃止等を行うため創設した。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ため池緊急整備事業により施設の改修、補修、廃止及び併せて行う安全対策を行うために必要な経費(調査測量試験費を含む)</p> <p>2 採択要件 廃止するため池及び担い手へ農業経営を集積するなどの「農業の構造改革」を実現することが困難と判断することが妥当な地域において、次の要件をすべて満たすため池。 (1) ため池等に重大な損傷、機能上の欠陥があり、管理上の対応だけでは、豪雨・暴風時に所要の貯水・排水などの機能が確保できない恐れがある。 (2) 被害想定区域に人家・公共施設が存在し、県民の生命・財産に重大な損害を与えることが懸念される。 (3) 補助対象事業費が100万円以上5,000万円以内のもの。</p> <p>3 事業主体 市町, 土地改良区</p> <p>4 補助率 離島・山村5/10以内, 一般4.5/10以内</p>						
問合せ先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課			担当者	大田 英治	
	TEL	082-513-3649	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	広島県	事業名	園芸作物条件整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3403
事業制度化の目的	「2025広島県農林水産業アクションプログラム」の着実な推進を目指し、早期の園芸産地拡大や担い手の経営高度化を図るため。						
事業制度創設の背景	集落法人等の担い手が園芸作物の生産拡大を図る際、作物に適した優良な農地を確保できていない場合が多く、作物の特性に応じた排水対策等の基盤整備が必要な状況であった。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 早期の園芸産地の拡大や担い手の経営高度化を図るため、簡易な基盤の整備を行う事業</p> <p>① 農業用排水施設 ② 排水対策 ③ 土層改良 ④ 区画整理(換地を伴わないもの) ⑤ 農作業道 ⑥ その他(上記①～⑤と併せて行う園芸作物栽培上必要な農地の保全施設又は鳥獣害防護柵等附帯施設)</p> <p>2 事業実施要件 (1) 対象者 ①園芸作物を導入・拡大・単収増を図る認定農業者及び認定新規就農者 ②認定農業者及び認定新規就農者を育成するための研修を行うJA等 (2) 対象農地 県の重点と推進品目又は地域プロジェクトに掲げる園芸作物を栽培する農地</p> <p>3 事業主体 市町</p> <p>4 補助率 1/2以内</p>						
問合せ先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課			担当者	大田 英治	
	TEL	082-513-3649	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	山口県	事業名	単独県費土地改良事業 →単県農山漁村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3501
事業制度化の目的	機械化一貫体系の導入、集落営農法人への農地集積、高収益作物の導入等を進め、農業の体質強化を図るために必要な土地基盤を整備する(昭和39年の単独県費土地改良事業制度化時の目的)。						
事業制度創設の背景	事業創設時は、農道整備とため池整備の2つの工種を対象にしたが、その後、国の補助事業の採択基準に満たない小規模な農業農村整備事業について、地元ニーズに応えるために必要に応じた工種の追加等を行い現在に至っている。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1)農林漁業生産基盤整備 ア 農業生産基盤整備事業 ①農道整備事業②かんがい排水事業③ほ場整備事業④水田高機能化対策事業⑤危険ため池整備事業 イ 林業生産基盤整備事業 ①小規模林道事業②森林管理道整備事業 ウ 漁業生産基盤整備事業 ①産卵施設設置事業②幼稚仔保護育成礁設置事業③魚礁漁場整備事業④場環境整備事業 エ その他知事が特に認めるもの</p> <p>(2)農山漁村生活環境 ①集落道整備事業②集落排水施設整備事業③飲用水等供給施設整備事業④集落防災安全施設設置事業⑤コミュニティ施設整備事業⑥荷さばき所周辺環境整備事業⑦観光漁業施設整備事業⑧公園緑地・景観保全施設等整備事業⑨その他知事が特に認めるもの</p> <p>(3)緊急防災対策事業 ①緊急ため池対策②危険ため池等農業水利施設整備</p> <p>(4)調査計画事業 ①調査計画事業</p> <p>2 事業主体 市町、土地改良区、山口県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他知事が適当と認める団体</p> <p>3 補助率 市町の財政力区分に応じて30～50% 但し、 ・山口県地域防災計画に定める危険ため池のうち基準に該当するものは40～60%、上記1の(3)の緊急防災対策事業のうち①緊急ため池対策については、市町の財政力区分に係わらず100%。 ・調査計画事業は50%。</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農村整備課			担当者	藤井 達夫	
	TEL	083-933-3423	メールアドレス	fujii.tatsuo@pref.yamaguchi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	徳島県	事業名	県単土地改良事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3601
事業制度化の目的	国補事業の要件に満たない地域において、農業の近代化を促進するため必要な農業生産の基盤の整備・開発を図り、もって農業生産性の向上と農業構造の改善に資すること。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容と補助率</p> <p>①かんがい排水事業: 農業用排水施設の新設、廃止又は変更(30%以内～40%以内)</p> <p>②ほ場整備事業: 農地等の区画形質の変更、暗渠排水、客土及びこれに付帯する事業(30%以内)</p> <p>③土づくり対策事業: 農用地につき行う土壌改良、土層改良及び深耕等(30%以内)</p> <p>④農道整備事業: 農道、農道橋又は索道の新設、廃止又は変更(35%以内)</p> <p>⑤農道舗装事業: 農道の舗装(35%以内)</p> <p>⑥畑地かんがい事業: 畑地を対象とするかんがい施設の新設又は変更(30%以内)</p> <p>⑦維持補修事業: 土地改良施設で緊急に必要な補強補修工事又は維持工事(30%以内)</p> <p>⑧干害応急対策事業: 水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他用水確保のための工事等(60%以内)</p> <p>⑨災害防止対策緊急事業: 災害に伴い農地及び農業用施設とその周辺の溪流等に堆積した土砂や流木の緊急撤去・流出防止工事等(50%以内)</p> <p>⑩野菜増産基盤整備モデル事業: 農地の排水改良(50%以内)</p> <p>⑪水位低下に対する農業用水緊急対策事業: 農業用水の取水口での河川水位が低下し、用水の取水が困難となっている地域において、緊急的に実施する用水確保対策工事における揚水機の賃借及び設置等(50%以内)</p> <p>⑫とくしま発小水力発電モデル事業: 小落差の農業用水路を活用した実証用小水力発電施設の試験及び整備(定額及び50%以内)</p> <p>⑬農業用ため池しゅんせつ事業: 農業用ため池の底に堆積する泥土のしゅんせつ(50%以内)</p> <p>2 採択要件等</p> <p>土地改良法第8条の要件の他、次の各号の基準を満たすこと。</p> <p>①水利権等の各種権利関係が調整される見通しがある。</p> <p>②関連事業との調整される見通しがある。</p> <p>③事業費が30万円以上である。</p> <p>④受益面積が概ね2ha以上である。</p> <p>⑤事業による総合的な効果が認められる。</p> <p>⑥その他事業種類ごとに定められる採択基準を満たす。</p> <p>3 事業主体</p> <p>市町村、土地改良区、JA等</p>						
問合せ先	部局名	徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課			担当者	藤森 元浩	
	TEL	088-621-2436	メールアドレス	fujimori_motohiro_1@pref.tokushima.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	香川県	事業名	単独県費補助土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3701
事業制度化の目的	地域条件、採択要件等により国庫補助事業での実施が困難な小規模土地改良施設の新設・改良を行い、生産性の向上、営農労力の節減、維持管理費の節減などにより農業経営の安定を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 対象事業</p> <p>(1)かんがい排水事業 ため池、頭首工、水路(配管施設を含む)、さく井(浅井戸を含む)、樋門、機械揚水(吸水槽、吸水管、ポンプ、原動機、揚水管及び吐水槽並びにこれらの施設の附属物を含む)及び安全施設</p> <p>(2)農道事業</p> <p>(3)ほ場整備事業</p> <p>2 採択要件</p> <p>(1)かんがい排水事業 生産性の向上及び水資源の有効利用に必要な重要かつ緊急を要する事業で、1地区の事業費が100万円以上であるもの。ただし、中山間及びこれに準ずる地域(以下「中山間地域」という。)にあっては30万円以上であるもの。 安全施設にあっては農業水利施設への転落による被害の防止を図るための事業であって、1地区の事業費が10万円以上であるもの。</p> <p>(2)農道事業 農産物の流通過程の改善とともに農村環境の整備のため、特に必要と認められる事業であって、1地区の事業費が100万円以上であるもの。ただし、中山間地域にあっては、30万円以上であり、かつ次の条件に適合するものであること。 ①農道(②と③に掲げるものを除く)にあっては、幅員がおおむね4m(中山間地域にあっては、おおむね3m)以上であること。 ②農道橋では幅員がおおむね3.5m(中山間地域ではおおむね3m)以上であること。 ③農道舗装にあっては、舗装する農道の幅員がおおむね3m以上で既存の舗装道路に接続して行うものであること。ただし、急勾配地区で路面侵食の激しいところにあつては、既存の舗装道路に接続して行われなくてもよいものとする。</p> <p>(3)ほ場整備事業 中山間地域で地形条件等によって、国の補助事業の適用が困難な地域で受益面積5ha未満、関係戸数2戸以上であること。</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、その他</p> <p>4 補助率 県:50%</p>						
問合せ先	部局名	香川県農政水産部土地改良課			担当者	大矢 将之	
	TEL	087-832-3437	メールアドレス	cw3184@pref.kagawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	香川県	事業名	香川用水非受益地域用水確保事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	3702
事業制度化 の目的	香川用水の恩恵を受けられない山間部や島嶼部などの条件不利地域の水資源対策を実施し、農業用水の安定確保を図る。						
事業制度 創設の背景	1978年の香川用水の本格通水によって農業用水は画期的な改善が図られたが、一方で香川用水の恩恵を受けられない非受益地域においては、山間部・島嶼部を中心にほぼ全域において潜在的な水不足が残っているため、その解消を目的として本事業が創設された。						
事業制度 の仕組等	<p>1 対象事業 香川用水非受益地域において、農業用水を確保するために行う下記事業</p> <p>①貯水池の新設及び嵩上げ ②貯水池の浚渫 ③さく井及び揚水施設の新設 ④頭首工の新設 ⑤貯水のために必要な承水又は導水施設の新設 ⑥水源確保に伴う用水路の新設</p> <p>2 採択要件 補助事業を採択すべきものと認める場合の基準は、次のすべてを満たすこと。</p> <p>①香川用水非受益地域内において、農業用水の需要を満たすための水源確保事業であること。 ②受益面積が、おおむね10ha未満であること。 ③1地区の事業費が50万円以上のものであること。</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、その他</p> <p>4 補助率 上記1の①～② : 70% 上記1の③～⑥ : 60%</p>						
問合 先	部局名	香川県農政水産部土地改良課			担当者	大矢 将之	
	TEL	087-832-3437	メールアドレス	cw3184@pref.kagawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	香川県	事業名	小規模ため池防災対策特別事業		新規・継続区分	継続	事業番号	3703											
事業制度化の目的	防災上危険で放置することのできない貯水量5,000m ³ 未満の小規模ため池を対象に、保全又は防災のための整備を実施し、災害の未然防止に努める。																		
事業制度創設の背景	近年、農業従事者の高齢化や減少などにより、受益農地の減少・消滅や管理者不在などの事態が発生し、管理が行き届かず災害の発生が懸念される小規模なため池が増加している。このため、県では平成18年に学識経験者、農業関係者、市町長等で構成する「小規模ため池保全管理検討委員会」を設置し、「管理放棄されたため池の望ましい保全管理のあり方」や「県、市町の役割」について検討を行った。 委員会の検討結果では、県は市町が主体となって行う防災措置に対し、技術的・財政的支援に努め、地域の総意に基づき、貯水機能の廃止も含めた防災対策の推進を図ることが望ましいとされたことから、本事業を創設し、災害の発生を未然に防止する。 また、平成25年度からは、防災対策に加え、国の補助事業では実施不可である受益戸数1戸のため池についても保全整備が実施できるよう制度を拡充した。																		
事業制度の仕組等	1 事業内容と補助率 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種類</th> <th style="width:60%;">工事の内容</th> <th style="width:30%;">補助内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.保全型</td> <td>(1)一般型:堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置</td> <td rowspan="2">55%以内</td> </tr> <tr> <td>(2)規模縮小型:堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.防災型</td> <td>(1)貯水機能を廃止する場合 堤防の開削、接続水路の設置、その他防災措置</td> <td rowspan="2">50%以内 ただし、補助金額の上限は1地区につき1,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2)環境資源、地域資源として一部貯水機能を残す場合 堤防の開削、洪水吐の切落し、接続水路の設置、樋管の撤去・閉塞、その他防災措置 貯水機能を環境資源、地域資源(防火水槽、ピオトープ、親水公園)として活用するため必要な工事</td> </tr> </tbody> </table>								種類	工事の内容	補助内容	1.保全型	(1)一般型:堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置	55%以内	(2)規模縮小型:堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置	2.防災型	(1)貯水機能を廃止する場合 堤防の開削、接続水路の設置、その他防災措置	50%以内 ただし、補助金額の上限は1地区につき1,000千円	(2)環境資源、地域資源として一部貯水機能を残す場合 堤防の開削、洪水吐の切落し、接続水路の設置、樋管の撤去・閉塞、その他防災措置 貯水機能を環境資源、地域資源(防火水槽、ピオトープ、親水公園)として活用するため必要な工事
	種類	工事の内容	補助内容																
1.保全型	(1)一般型:堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置	55%以内																	
	(2)規模縮小型:堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置																		
2.防災型	(1)貯水機能を廃止する場合 堤防の開削、接続水路の設置、その他防災措置	50%以内 ただし、補助金額の上限は1地区につき1,000千円																	
	(2)環境資源、地域資源として一部貯水機能を残す場合 堤防の開削、洪水吐の切落し、接続水路の設置、樋管の撤去・閉塞、その他防災措置 貯水機能を環境資源、地域資源(防火水槽、ピオトープ、親水公園)として活用するため必要な工事																		
2 採択要件 (1)保全型工事 ①貯水量が5,000m ³ 未満であること。 ②受益農家が1戸以上であること。 ③防災上の観点から放置できないものであること。 ④ため池の管理について同意を得られていること。 ⑤ため池の土地の所有者が公的団体でない場合は、公的団体にその所有権を移転することを原則とする。ただし、特別な事情がある場合は、ため池の土地所有者が公的団体でない場合においても実施することができる。 ⑥規模縮小型で工事を行う場合は、「小規模ため池保全管理協議会」において、ため池の所在する地域の土地改良区、その他の関係団体の同意が得られるものであること。 (2)防災型工事 (1)の①、③、⑤及び次に掲げる要件を備えていること。 ①ため池の受益が無いこと。 ②工事施工後に存する土地・施設の新たな管理者・管理方法があらかじめ定められていること。 ③小規模ため池保全管理協議会において、ため池の所在する地域の土地改良区その他の関係団体の同意が得られるものであること。																			
3 事業主体 市町																			
問合せ先	部局名	香川県農政水産部土地改良課			担当者	津田 健吾													
	TEL	087-832-3438	メールアドレス	af8353@pref.kagawa.lg.jp															

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	香川県	事業名	集落営農推進生産基盤整備事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	3704
事業制度化 の目的	農地の集積や有効利用等の促進効果が大きい農業生産基盤の整備を通じて、集落営農の組織化・強化を図る。						
事業制度 創設の背景	近年の農業従事者の減少や高齢化などを背景として農地の遊休化が進んでいる中、農業生産活動の継続による農地の有効利用や耕作放棄地の発生防止等を図るために、農業生産基盤の整備を通じて集落営農の組織化・強化を目的とした集落営農推進生産基盤整備事業を創設した。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 集落営農を推進するために必要な農地の集積や有効利用等に向けた促進効果が大きい、以下の①～⑥の施設の新設・改良事業を対象に、事業主体に対して補助する。</p> <p>①かんがい排水事業(パイプライン) ②ほ場整備事業 ③暗渠排水事業 ④農道事業 ⑤客土事業 ⑥湧水処理事業</p> <p>2 採択基準 ①集落営農の組織化・強化を推進する事業であること。又は担い手への農地集積率が50%以上になること。 ②1地区の事業費が30万円以上であること。 ③国又は県の補助を受けていないこと。 ④維持管理などの経常的な工事でないこと。</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、その他</p> <p>4 補助率 60%</p>						
問合 先	部局名	香川県農政水産部農村整備課			担当者	清田 真紗子	
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	ks4539@pref.kagawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	香川県	事業名	農地集積促進事業		新規・継続区分	継続	事業番号	3705																				
事業制度化の目的	<p>本県において持続的な力強い農業を実現していくためには、良好な営農条件を備えた優良農地を創出するほ場整備を推進する必要がある。このため、国の採択基準に満たない小規模なほ場整備事業の推進と併せて、地域の担い手に地区内農地の集積・集約を推進するものである。</p>																											
事業制度創設の背景	<p>県営ほ場整備事業(農業競争力強化基盤整備事業:受益面積20ha以上)では、ほ場整備事業後の農地利用集積率に応じて補助金が得られる国庫補助事業(中心経営体農地集積促進事業)を活用しているが、本県では県営ほ場整備事業が可能な広がりのある団地が少ない。このため、本県の実情に即した小規模なほ場整備を推進することとし、地域の担い手への農地集積率に応じて助成する制度を創設した。</p>																											
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1) 中心経営体への集積率に応じた助成 ほ場整備を行う地区において、中心経営体への集積率に応じて助成 (2) 中心経営体への集約率に応じた助成 (1)の地区において、さらに中心経営体の集積面積の80%以上を集約した場合に助成</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>助成割合</th> <th>集約加算</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85%以上</td> <td>8.5%</td> <td>4.0%</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>75%以上～85%未満</td> <td>7.5%</td> <td>3.0%</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>65%以上～75%未満</td> <td>6.5%</td> <td>2.0%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>55%以上～65%未満</td> <td>5.5%</td> <td>1.0%</td> <td>6.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 採択基準 ①国又は県の補助事業ではほ場整備を実施している地区 ②国の中心経営体農地集積促進事業の助成の対象となっていない地区 ③農地中間管理事業を重点的に実施する区域の指定を受けている地区 ④市町が作成する人・農地プランに位置付けられている「今後の地域の中心となる経営体」への集積となってる地区</p> <p>3 事業主体 市町及び土地改良区等のほ場整備事業の実施主体</p> <p>4 助成金の負担割合 県：50% 市町：50% *例えば、中心経営体集積率が85%とすると、通常の県負担率(補助率)に$12.5 \times 50\% = 6.25\%$が上乗せされる。</p>								中心経営体集積率	助成割合	集約加算	計	85%以上	8.5%	4.0%	12.5%	75%以上～85%未満	7.5%	3.0%	10.5%	65%以上～75%未満	6.5%	2.0%	8.5%	55%以上～65%未満	5.5%	1.0%	6.5%
中心経営体集積率	助成割合	集約加算	計																									
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%																									
75%以上～85%未満	7.5%	3.0%	10.5%																									
65%以上～75%未満	6.5%	2.0%	8.5%																									
55%以上～65%未満	5.5%	1.0%	6.5%																									
問合せ先	部局名	香川県農政水産部農村整備課			担当者	林 幸治																						
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	gw0511@pref.kagawa.lg.jp																								

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	香川県	事業名	農地維持管理省力化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3706
事業制度化の目的	農地法面へのカバープランツの整備やパイプライン給水栓の自動化などを支援し、多大な労力を費やしている農地法面等の草刈りや水管理等の維持管理の省力化を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。						
事業制度創設の背景	担い手への農地の集積を推進する上で、農地等法面の草刈りや水管理等に係る労力の増大が課題となっている。このため、農地法面の管理の省力化を図るカバープランツの整備やパイプライン給水栓の自動化等を促進し、担い手への農地集積を促進・強化することを目的に本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	<p>1 対象事業</p> <p>(1)法面管理省力化事業 法面管理労力軽減を図るための、カバープランツや防草シート、管理用小段等の設置</p> <p>(2)水管理省力化事業 水管理労力軽減を図るための、パイプライン整備済み地区における給水栓の自動化</p> <p>2 採択要件</p> <p>①農振農用地区域内であること ②受益戸数が2戸以上であること ③農地の集積・集約の強化が図られること</p> <p>3 事業実施主体</p> <p>①法面管理省力化事業の場合 市町、農地中間管理機構、中心経営体</p> <p>②水管理省力化事業の場合 市町、農地中間管理機構、中心経営体に加え、土地改良区、共同施行</p> <p>4 補助率 県：50%</p>						
問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課			担当者	清田 真紗子	
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	ks4539@pref.kagawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛媛県	事業名	県単独農地防災施設維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3801
事業制度化の目的	地すべり等防止法、海岸法に定められた県管理施設の適切な機能維持を図るため、老朽化等により著しく機能が低下した施設の補修を行い、災害の発生を未然に防止する。						
事業制度創設の背景	県管理施設である地すべり対策施設及び海岸保全施設について、国庫補助事業の対象とならない維持・補修・改修の必要性が生じたために創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農地整備課が管理する農林水産省所管の海岸保全施設・地すべり防止施設について、機能維持と維持管理のために行う工事で、対象施設は以下の通り。 (1) 海岸保全施設 海岸法第2条第1項に規定する施設(海岸保全区域にある堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設) (2) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設(地すべり防止区域にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設)</p> <p>2 採択要件 国の補助要件に満たない軽微なものであること</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県 100%</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課			担当者	農地防災係	
	TEL	089-912-2546	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛媛県	事業名	県単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3802
事業制度化の目的	市町村、土地改良区、農業協同組合及び複数の農業者による共同施工者が行う土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、農業経営の合理化及び生産力の増強を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国補助事業適用外の地区を対象とした以下の事業。 (1)かんがい排水 用排水路、樋門、湧水池、揚水機場、ため池(浚渫を含む)、井堰等の新設又は改修 (2)ほ場内農道 農道(舗装を含む)又は軌道の新設・改修 (3)区画整理 農地の区画形質の変更、客土、暗渠排水、土壌改良、交換分合および換地 (4)その他 知事が必要と認める農業用施設の新設・改修(災害復旧事業を除く)</p> <p>2 採択要件 【事業実施地域】 農業振興地域 【採択基準】 (1)受益面積 受益面積の合計が5ha以上(中山間地域等については1ha以上) (2)対象地域 農業振興地域(区画整理は中山間地域等の農業振興地域内農用地に限る) (3)事業費 おおむね100万円以上 (4)各工種ごとに受益戸数2戸以上 (5)本工事費、用地買収費及び補償費、換地費</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区、その他</p> <p>4 補助率 (1)かんがい排水 40% (2)ほ場内農道 50% (3)区画整理 60%(市町が30%以上を負担する場合) 50%(上記以外)</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課			担当者	ほ場整備係	
	TEL	089-912-2542	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛媛県	事業名	ため池豪雨災害緊急対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3803
事業制度化の目的	補助事業での対応困難な廃止や用水機能の低下を伴う部分改修を支援し、ため池の決壊被害の防止・軽減を図るため、県単制度を創設した。						
事業制度創設の背景	平成30年7月豪雨では、県内で多くのため池が被災するほか、緊急点検によりため池135か所で応急措置が必要となるなど、ため池の老朽化が深刻な状況となっている。 加えて、農家の減少、高齢化の進行により、改修工事の費用負担が障害となるほか、管理が十分に行き届かないため池が増加しており、地域の課題となっている。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 豪雨により、決壊等の危険性が高く被災時の影響が大きいため池を対象として次の工事を支援。 (1)ため池の廃止工事 (2)洪水吐の切下げ工事など用水量の減少を伴う部分改良工事 (3)堤体等の補修工事 (4)その他 決壊防止のための緊急措置に係る工事 本事業で支援するものについては、地域バランスを考慮し、被災時の下流への影響度等を踏まえて選定。</p> <p>2 対象施設・採択要件 (1)貯水量1,000m³以上のため池であること。 (2)被災時に人家2戸以上に影響が及ぶため池であること。 (3)補助事業での対応困難なものであること。</p> <p>3 事業主体 市町、土地改良区</p> <p>4 補助率 県 50%</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課			担当者	農村整備係	
	TEL	089-912-2545	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	愛媛県	事業名	樹園地再編整備推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3804
事業制度化の目的	市町やJA等関係機関と連携し、再編整備の事業化に向けた構想づくりを支援することで、地元の合意形成を後押しする。						
事業制度創設の背景	厳しい地形条件にある愛媛県の果樹産地は、担い手の高齢化や労働力不足が深刻化しており、産地力を維持していくための取り組みとして、意欲ある担い手等を中心に再編整備の要望が増加しているものの、整備後の園地がイメージしにくいことから関係者の合意形成に時間を要することが課題となっている。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地権者の意向、地形条件、地質、経済性、担い手の将来の営農等を踏まえ、基盤整備の構想を作成。実施項目と内容は以下のとおり。 (1) 整備構想作成 整備方針決定(園地勾配、道路水路の配置計画等) 整備構想図作成(平面計画、縦横断計画) 概算工事費、概略効果算定 (2) 基礎調査 各地区の技術的課題の検討に必要な調査 (土質・地下水調査、補足測量、権利関係調査等)</p> <p>2 対象地区 次のすべてを満たす地区を対象とする。 (1) 県営事業(農地中間管理機構関連農地整備事業、畑地帯総合整備事業等)による樹園地の再編整備を希望する地区 (2) 優良品種への改植や新技術の導入など、先進的な取り組みを予定している地区</p> <p>※再編整備とは、区画整理による緩傾斜化や道・水路の一体的な整備等 ※新技術とは、マルチドリップ灌水、省力樹形栽培等の高品質生産技術など</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県 50%</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課			担当者	計画調整G	
	TEL	089-912-2539	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	高知県	事業名	耕地自然災害防止事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3901
事業制度化の目的	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">改正：流域治水に資する排水改良について、補助対象とする拡充を行った。</div> 耕地災害危険地域における災害未然防止のために緊急に行う必要のある保全施設等を設置し、生産基盤の保全及び民生の安定と地域の活性化を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、アンカー、抑止杭、落石防止柵、排水ホーリング等の防災施設の設置、及び老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある農業用ため池の整備補強等に必要工事・調査</p> <p>2 採択要件 【対象地域】 ①地域防災計画に掲げられている災害危険地域 ②過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資するもの(市町村営事業のみ) ③その他知事が必要と認める地域(県営事業のみ)</p> <p>【採択基準】 ①県営事業 地すべり指定区域、地すべり危険区域、その他県管理区域及びこれに準ずる区域における災害未然防止のために行う工事・委託業務(ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象になるものは除く) ②市町村営事業 1) 地域防災計画に掲げられている災害危険地域において災害未然防止のために行う工事(ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象となるものは除く) 2) 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事(ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの、国庫補助事業の対象となるもの及び仮設的なものは除く) なお、本項に関しては、令和7年度までの措置とする。</p> <p>3 事業主体 県、市町村</p> <p>4 補助率 ①県営事業：100% (ため池耐震対策 90%) ②市町村営事業：地すべり対策工事 80% それ以外 50%</p>						
問合せ先	部局名	高知県農業振興部農業基盤課			担当者	万徳 紀文	
	TEL	088-821-4566	メールアドレス	norifumi_mantoku@ken3.pref.kochi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	高知県	事業名	ほ場整備推進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	3902
事業制度化の目的	市町村が計画するほ場整備の実施区域において、市町村等が行っている事業化に向けた調査や計画策定等を支援することで、農業全体を下支えする基盤整備の推進及び農地の確保を図る。						
事業制度創設の背景	全国に比べほ場整備率の低い本県において、優良農地を確保することが求められてきた。令和2年度からは県産業振興計画に、ほ場整備事業の推進を掲載するなど新たな取り組みを行う中で、市町村への支援を行うために本事業を創設。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>1) 権利者調査(土地所有者、相続者等を含む。)</p> <p>2) アンケート調査</p> <p>3) 公図連続図作成</p> <p>4) 計画構想図作成</p> <p>5) 営農構想図作成</p> <p>6) 概算事業費算出</p> <p>7) 啓発普及資料作成</p> <p>8) 実施計画策定の前に必要な情報収集や計画作成</p> <p>9) その他ほ場整備事業の計画策定に必要な業務</p> <p>2 採択要件</p> <p>経営体育成基盤営備事業において、区画整理を実施する予定地</p> <p>3 事業主体</p> <p>市町村</p> <p>4 補助率</p> <p>調査、計画策定等に必要経費の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)ただし、補助上限500万円</p>						
問合せ先	部局名	高知県農業振興部農業基盤課			担当者	金田秀和	
	TEL	088-821-4564	メールアドレス	hidekazu_kaneda@ken3.pref.kochi.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福岡県	事業名	農村環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4001																
事業制度化の目的	国庫補助の対象とならない小規模な施設について本事業により早急に整備し、事業効果の早期発現を図る。また、担い手農家やそれを支える農家及び土地持ち非農家などの農村生活者のために、一定の文化的で利便性のある生活環境基盤整備を行い、併せて親水施設等を整備することによって豊かで活力に満ちた農村づくりを行う。																						
事業制度創設の背景	同上																						
事業制度の仕組等	1 事業内容・採択基準																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>採 択 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般</td> <td> 1. ため池以外は農業振興地域内であること。 補則① かんがい排水は、受益地が農振内農用地区域内であること。 補則② 農道は、農振内農用地区域内であること。 2. 国庫補助対象外であること。 3. 維持管理に属する、災害復旧工事でないこと。 4. 単年度完了 5. 測量試験費＝総事業費の4%以内 6. 市町村負担＝総事業費の10%以上 </td> </tr> <tr> <td>かんがい排水</td> <td> 1. 農業用排水路の新設、改良 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 </td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td> 1. 農用地の区画整理、これに関連のある工事 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 補則② 区画整理が完了している地区に限り、単独で暗渠排水、客土をする場合も補助対象とする。 補則③ 施設の撤去又は移転は補助対象とならない。 </td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td> 1. 農道の新設、改良、舗装 農道橋の新設、改良 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 4. 施行延長＝200m以上1,000m未満 5. 全幅員＝3.0m以上 中山間地域については、全幅員＝2.5m以上とする。 農道橋については、全幅員＝2.5m以上とする。 6. 舗装厚＝3.0cm以上 7. 農地沿率＝70%以上 8. 附帯構造物＝工事費の30%以内 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 補則② 用地買収費＝総事業費の30%以内 補則③ 枝線は補助対象外 </td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td> 1. 農業用ため池の機能回復 2. 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 3. 防災重点農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした応急的な整備は、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を行ったもの（令和3年度に限り、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を当該年度までに着手するもの）とする。 4. 防災重点農業用ため池以外の農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした整備は、管理者による定期点検が行われているものとする。 5. 浚渫は、梅雨期及び台風期に、当該農業用ため池の貯留水を事前放流する事が確約できるものとする。 6. 廃止は、防災重点農業用ため池以外の農業用ため池で、実施できるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>農業集落道整備</td> <td> 1. 農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で、集落間の連絡路 2. 全幅員＝2.5m以上 3. 施行延長＝50m以上 4. 総事業費＝150万円以上3,000万円以下／1地区 5. 用地買収費＝総事業費の30%以内 </td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設整備</td> <td> A-1. 農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で雨水、生活雑排水を排除する施設及びこれと連絡する排水路の整備 A-2. 施行延長＝50m以上 B-1. 集落排水事業を実施地区においては末端戸数＝2戸未満の国庫非補助管路処理施設の安全管理施設の整備（植栽は不可） 3. 総事業費＝150万円以上3,000万円以下／1地区 4. 用地買収費＝総事業費の30%以内 </td> </tr> </tbody> </table>							工種	採 択 基 準	全般	1. ため池以外は農業振興地域内であること。 補則① かんがい排水は、受益地が農振内農用地区域内であること。 補則② 農道は、農振内農用地区域内であること。 2. 国庫補助対象外であること。 3. 維持管理に属する、災害復旧工事でないこと。 4. 単年度完了 5. 測量試験費＝総事業費の4%以内 6. 市町村負担＝総事業費の10%以上	かんがい排水	1. 農業用排水路の新設、改良 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区	ほ場整備	1. 農用地の区画整理、これに関連のある工事 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 補則② 区画整理が完了している地区に限り、単独で暗渠排水、客土をする場合も補助対象とする。 補則③ 施設の撤去又は移転は補助対象とならない。	農道	1. 農道の新設、改良、舗装 農道橋の新設、改良 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 4. 施行延長＝200m以上1,000m未満 5. 全幅員＝3.0m以上 中山間地域については、全幅員＝2.5m以上とする。 農道橋については、全幅員＝2.5m以上とする。 6. 舗装厚＝3.0cm以上 7. 農地沿率＝70%以上 8. 附帯構造物＝工事費の30%以内 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 補則② 用地買収費＝総事業費の30%以内 補則③ 枝線は補助対象外	ため池	1. 農業用ため池の機能回復 2. 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 3. 防災重点農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした応急的な整備は、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を行ったもの（令和3年度に限り、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を当該年度までに着手するもの）とする。 4. 防災重点農業用ため池以外の農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした整備は、管理者による定期点検が行われているものとする。 5. 浚渫は、梅雨期及び台風期に、当該農業用ため池の貯留水を事前放流する事が確約できるものとする。 6. 廃止は、防災重点農業用ため池以外の農業用ため池で、実施できるものとする。	農業集落道整備	1. 農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で、集落間の連絡路 2. 全幅員＝2.5m以上 3. 施行延長＝50m以上 4. 総事業費＝150万円以上3,000万円以下／1地区 5. 用地買収費＝総事業費の30%以内	農業集落排水施設整備	A-1. 農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で雨水、生活雑排水を排除する施設及びこれと連絡する排水路の整備 A-2. 施行延長＝50m以上 B-1. 集落排水事業を実施地区においては末端戸数＝2戸未満の国庫非補助管路処理施設の安全管理施設の整備（植栽は不可） 3. 総事業費＝150万円以上3,000万円以下／1地区 4. 用地買収費＝総事業費の30%以内
	工種	採 択 基 準																					
	全般	1. ため池以外は農業振興地域内であること。 補則① かんがい排水は、受益地が農振内農用地区域内であること。 補則② 農道は、農振内農用地区域内であること。 2. 国庫補助対象外であること。 3. 維持管理に属する、災害復旧工事でないこと。 4. 単年度完了 5. 測量試験費＝総事業費の4%以内 6. 市町村負担＝総事業費の10%以上																					
	かんがい排水	1. 農業用排水路の新設、改良 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区																					
	ほ場整備	1. 農用地の区画整理、これに関連のある工事 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 補則② 区画整理が完了している地区に限り、単独で暗渠排水、客土をする場合も補助対象とする。 補則③ 施設の撤去又は移転は補助対象とならない。																					
	農道	1. 農道の新設、改良、舗装 農道橋の新設、改良 2. 受益面積＝1ha以上5ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3. 末端受益戸数＝2戸以上 4. 施行延長＝200m以上1,000m未満 5. 全幅員＝3.0m以上 中山間地域については、全幅員＝2.5m以上とする。 農道橋については、全幅員＝2.5m以上とする。 6. 舗装厚＝3.0cm以上 7. 農地沿率＝70%以上 8. 附帯構造物＝工事費の30%以内 補則① 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 補則② 用地買収費＝総事業費の30%以内 補則③ 枝線は補助対象外																					
	ため池	1. 農業用ため池の機能回復 2. 総事業費＝50万円以上3,000万円以下／1地区 3. 防災重点農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした応急的な整備は、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を行ったもの（令和3年度に限り、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を当該年度までに着手するもの）とする。 4. 防災重点農業用ため池以外の農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした整備は、管理者による定期点検が行われているものとする。 5. 浚渫は、梅雨期及び台風期に、当該農業用ため池の貯留水を事前放流する事が確約できるものとする。 6. 廃止は、防災重点農業用ため池以外の農業用ため池で、実施できるものとする。																					
農業集落道整備	1. 農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で、集落間の連絡路 2. 全幅員＝2.5m以上 3. 施行延長＝50m以上 4. 総事業費＝150万円以上3,000万円以下／1地区 5. 用地買収費＝総事業費の30%以内																						
農業集落排水施設整備	A-1. 農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で雨水、生活雑排水を排除する施設及びこれと連絡する排水路の整備 A-2. 施行延長＝50m以上 B-1. 集落排水事業を実施地区においては末端戸数＝2戸未満の国庫非補助管路処理施設の安全管理施設の整備（植栽は不可） 3. 総事業費＝150万円以上3,000万円以下／1地区 4. 用地買収費＝総事業費の30%以内																						
2 事業主体 市町村、土地改良区、その他																							
3 補助率 県：50%～40%																							
問合せ先	部局名	福岡県農林水産部農村森林整備課			担当者	農村整備係																	
	TEL	092-643-3511	メールアドレス	nousei@pref.fukuoka.lg.jp																			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	福岡県	事業名	県営土地改良事業実施計画費	新規・継続 区分	継続	事業 番号	4002
事業制度化 の目的	<p>農業・農村の振興と活性化のために農業農村整備事業を県農業計画に基づき推進しているが、本事業は、それらの中から県営事業としての資格を有する事業の事業計画概要書策定に必要な調査等を行う。</p>						
事業制度 創設の背景	<p>農業農村整備事業の施行は、地域農業の中心となる経営体の育成と規模拡大により、効率的・安定的な農業構造の改善を確立するとともに、多様な農業経営に即応した農業再編を目指し、生産基盤と生活環境の一体的整備を進めて農業農村の活性化を図るものである。</p>						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容・採択基準 土地改良法に基づく土地改良事業及び土地改良法の規定による手続きを必要としない農業生産基盤整備・農地等保全管理整備・農村整備にかかる事業のうち、県が事業実施主体となる事業を対象とする。 事業要望者は、事業実施の見込みがたった地区について、農業農村整備事業の計画策定や事業推進のための調査等を実施する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 50%</p>						
問合 先	部局名	福岡県農林水産部農山漁村振興課計画調整係		担当者	計画調整係		
	TEL	(092)643-3551	メールアドレス	nougyo@pref.fukuoka.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	佐賀県	事業名	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4101
事業制度化の目的	基幹水利施設等の緊急補修を行う市町村又は土地改良区に対し補助を行い、土地改良施設の適正管理と農業用水の安定供給を確保する。						
事業制度創設の背景	国・県営土地改良事業によって造成された施設の突発的な事故や故障等により、緊急に対策を講じる必要が生じることがあるため。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 予測不可能な突発的な事故や故障等に対する緊急的な復旧・補修事業で、対象施設は 国・県営土地改良事業によって造成された次に掲げる施設とする。 ① ダム及びその附帯施設 ② ①に直結する基幹管水路(パイプライン) ③ ②以外の管水路 ④ 揚水機場 ⑤ 排水機場及び排水樋門</p> <p>2 採択基準 対象となる施設の予測不可能な突発的な事故、故障等により緊急的な復旧、補修を行うものであって、次のすべてを満たすものとする。 ①単年度で事業完了するものであること。 ②他の補助事業の適用を受けないものであること。 ③緊急的に復旧・補修を行わなければ、第三者に甚大な被害を及ぼす恐れのあるもの、施設の適正管理や農業用水の安定供給が妨げられるもの、またはその他知事が特に必要と認めたもの。 ④事業費が40万円以上であること、但し前項③及び④においては、事業量が20万円以上であること。 ⑤前項③及び④の事業主体は、土地改良区とする。</p> <p>3 事業主体 土地改良区、市町</p> <p>4 補助率 県 ; 1/2</p>						
問合せ先	部局名	佐賀県農林水産部農地整備課			担当者	久島 亮汰	
	TEL	0952-25-7127	メールアドレス	hisajima-ryouta@pref.saga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	佐賀県	事業名	さが農業農村振興整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4102
事業制度化の目的	さが農業農村振興整備事業(以下「事業」という。)は、農業生産力の維持・強化に向けた生産基盤の確保や耕作放棄地の解消・発生防止等による中山間地域が果たす多面的機能の維持を図るため、小規模な農業生産基盤整備を行い、農業農村を振興する。						
事業制度創設の背景	補助事業で対応できない受益地区及び事業内容に対して、農業の振興に必要な不可欠な農地等の整備を行う要望が強く、新たな食料・農業・農村基本法の施行を受けて創設された。						
事業制度の仕組み	<p>1.事業内容</p> <p>(1)生産基盤強化事業</p> <p>①麦、大豆等の生産振興に向けた圃場条件整備や、担い手への農地利用集積を加速させるための農地・農業用施設の整備。</p> <p>②農業生産活動と併せて生活環境の改善を図るための集落内の幹線的な道路や用排水路の整備。</p> <p>(2)中山間地域農地等保全事業</p> <p>中山間地域において、耕作放棄地の解消や発生を防止し、将来にわたって農業生産活動を継続させるための農地・農業用施設の整備。</p> <p>(3)せまちだおし事業</p> <p>中山間地域において、農業・農地を維持し、持続的に農業生産活動を行うため、農業者自らが行う農地およびこれと一体的な農業用施設の整備。</p> <p>※中山間地域とは、受益地の主傾斜が概ね1/100以上で、次のいずれかを満たす地域。</p> <p>①離島、山振、半島、過疎、特農のいずれかの指定を受けている地域。</p> <p>②農林統計上で中間農業地域又は山間農業地域に区分される地域。</p> <p>③傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上)を有し、①の指定地域と山で接する地域又は、これに準ずる地域として知事が認めたもの。</p> <p>④林野率が50%以上を占める旧市町村。</p> <p>2.採択要件</p> <p>以下の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>①国庫補助事業の対象とならないもの。</p> <p>②事業の実施に必要な各種権利・地元調整が既に完了していること。</p> <p>③受益者全員の同意を得ていること。</p> <p>④事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域において、一体的に整備をする必要がある場合、必要限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。</p> <p>⑤事業実施に係る基準は、実施要綱の別表2に掲げる区分であること。</p> <p>⑥(1)、(2)については次の要件(a~d)をすべて満たすもの。</p> <p>a 受益面積は1ha以上とする。(ただし、中山間地域は0.5ha以上とする)</p> <p>b 受益戸数は2戸以上とする。</p> <p>c 1地区あたりの事業費は概ね300万円以上とする。</p> <p>d 事業費の25%以上を市町において負担するもの。</p> <p>⑦(3)については次の要件(e~k)をすべて満たすもの。</p> <p>e 受益面積は5a以上とする。</p> <p>f 受益戸数は1戸以上とし、経営耕地面積が30a以上又は農産物年間販売金額が50万円以上の農業者であること。</p> <p>g 受益個数1戸当たり事業費が10万円以上であること。</p> <p>h 農業者自らが施工を行うこと。ただし、技術的等の理由により施工が困難な部分については、業者等へ委託を行っても構わない。なお、農業者自ら施工する際は、保険に必ず加入すること。</p> <p>i 「それぞれの中山間チャレンジプログラム」の「チャレンジ産地」もしくは「チャレンジ集落」に選定された地区で、地域農業の将来像について話し合いを行った結果、地域の目標達成に「せまちだおし」が必要と位置付けられていること。</p> <p>j 事業費の100分の25以上を市町において負担するもの。</p> <p>k 受益地において、これまで基盤整備が実施されている農地については、畦畔除去や均平等の簡易整備のみとする。</p> <p>3.事業主体</p> <p>市町</p> <p>4.補助率</p> <p>生産基盤強化事業 県:40%、中山間地域農地等保全事業 県:45%</p> <p>せまちだおし事業 県:50%</p>						
	問合先	部局名	佐賀県農林水産部農地整備課			担当者	副島 直史
	TEL	0952-25-7128	メールアドレス	soejima-naofumib@pref.saga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	佐賀県	事業名	地すべり防止施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4103
事業制度化の目的	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)の第7条[地すべり防止区域の管理]及び第27条[地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則]の規定に基づき、地すべり防止区域及び地すべり防止施設の維持管理を実施する。						
事業制度創設の背景	<p>これまで地すべり防止区域の指定を受け、地すべり防止工事が完了した地区は令和元年度までに48地区となっているが、地すべり防止工事により設置した施設は、経年変化による施設の劣化などが生じており、施設の機能を維持するための点検・補修等が必要になっている。</p> <p>このため、地すべり防止施設の補修等が必要な施設の整備・点検、台帳の整備など、地すべり防止区域の適正な管理を行うことにより、地すべりによる被害を未然に防止し、農地の保全と県民の安全・安心を図る。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 「地すべり防止等防止法」により指定された地すべり防止区域において整備された地すべり防止施設の維持補修に必要な以下の事業。 ① 地すべり防止施設の点検・補修等 ② 地すべり防止区域台帳(帳簿、図面)の整備・更新(データー化)</p> <p>2 採択要件 ①「地すべり防止等防止法」に基づき指定された地域であること ②上記区域内で実施した地すべり防止工事により整備した施設であること 抑止施設(抑止杭、アンカー工、法枠工、擁壁など) 抑制施設(集水井、水抜工、排水路、集水路など) 附帯施設(標識、標柱、安全施設など)</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	佐賀県農林水産部農山漁村課			担当者	村山 啓太	
	TEL	0952-25-7137	メールアドレス	murayama-keita@pref.saga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	佐賀県	事業名	ため池災害防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4104
事業制度化の目的	本県に点在する国庫補助の適用を受けない老朽ため池を対象に、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため改修工事を行う。						
事業制度創設の背景	本県には約3000箇所のため池があり、国庫補助事業を活用して改修に取り組んでいる。しかし、国庫補助事業の適用を受けない小規模なため池も数多く存在しており、老朽化が進行している状況である。このため、このような老朽ため池を対象として、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため、県単事業により改修工事を実施している。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 老朽化したため池における、①堤体の漏水を防止する工事、②余水吐・放水路を補強する工事、③取水施設を補修する工事、④洪水を調整するのに必要な浚渫工事、⑤その他防災上必要と認める工事</p> <p>2 採択要件 老朽ため池の災害防止のための補修を行うもので次の要件をすべて満たすもの。 ①国庫補助の適用を受けないもので次のいずれかに該当するもの ・受益面積 10ha未満 ・1地区の工事費が 800万円未満 ・洪水を調整するのに必要な浚渫工事 ②緊急に災害防止のための補修を要するもの ③1地区の工事費が 200万円以上のもの</p> <p>3 事業主体 市町</p> <p>4 補助率 県:50% (ただし、市町が工事費の25%以上を負担する場合に限る)</p>						
問合せ先	部局名	佐賀県農林水産部農山漁村課			担当者	松本 裕樹	
	TEL	0952-25-7125	メールアドレス	matsumoto-hiroki@pref.saga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	佐賀県	事業名	農林地崩壊防止事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	4105
事業制度化 の目的	風水害等によって崩壊し、または崩壊のおそれがある農地・林地で、人家・公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するもののうち、国庫補助の対象にならない小規模な事例に対し、当該復旧等の事業を実施し、民生の安定を図る。						
事業制度 創設の背景	風水害等によって崩壊し、または崩壊のおそれがある農地・林地で、人家・公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するものについて、国庫補助事業を活用して復旧等に取り組んでいるが、国庫補助の対象にならない小規模な事例では、県単事業に対応することとした。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農地・林地の復旧を行う。</p> <p>2 採択要件 暫定法の適用を受けない災害復旧事業で1箇所の工事費が40万円以上のもので、[土砂の崩壊を防止する工事]の採択基準以下のもののうち、次の要件のいずれかに該当するもの。 ①人家2戸以上に直接被害が及ぶもの。 ②鉄道、道路、河川施設等に被害を及ぼすもの。 ③官公署、学校、病院等に被害を及ぼすもの。 ④重要な農業用施設に直接被害が及ぶもの。 ⑤農地2ha以上に直接被害が及ぶもの。</p> <p>3 事業主体 市町</p> <p>4 補助率 県:50%</p>						
問合 先	部局名	佐賀県農林水産部農山漁村課			担当者	御領原 雄太	
	TEL	0952-25-7137	メールアドレス	goryouhara-yuuta@pref.saga.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長崎県	事業名	県単独土地改良調査費		新規・継続区分	継続	事業番号	4201
事業制度化の目的	受益面積、事業目的、事業内容、地元体制等の基本的条件が県営土地改良事業としての要件を満たす地区に対し、調査及び事業計画書の作成を行う。							
事業制度創設の背景	同上							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 水利施設整備事業、農地整備事業、農道整備事業、防災事業等の新規候補地区について、現況調査、水文調査等を実施し、新規申請に必要な事業計画書の作成を行う。</p> <p>2 採択基準 県営土地改良事業としての要件を満たす地区</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県:70% 補助残30%はすべて市町負担(地元要望の整理等が含まれるため)。</p>							
問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 計画調整班			担当者	平山 聡司		
	TEL	095-895-2964	メールアドレス	sa.hirayama@pref.nagasaki.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長崎県	事業名	自然災害防止事業 (農業用ため池、海岸保全施設)	新規・継続区分	継続	事業番号	4202
事業制度化の目的	災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲載されている災害危険区域において、災害発生を未然に防止するために、農業用ため池や海岸保全施設の整備等を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 災害危険区域において、災害発生を未然に防止するために、農業用ため池や海岸保全施設の整備等を行う。</p> <p>2 採択要件 (1) ため池整備 ア 国の補助対象とならない農業用ため池で改修後も引き続き農業用として利用される見込みのあるもの。 ①受益戸数:2戸以上 ②貯水量 :1,000m³以上 ③工事費 :1,000千円以上 イ ため池整備は原則として受益面積2ha以上を対象とし、2ha未満については団体営等による対策を検討すること。但し、緊急性のあるものは別途協議を行うものとする。</p> <p>(2) 海岸整備 農村振興局所管の指定海岸で引続き防護すべき農地、施設が維持される見込みのある地区で、農地及び施設を高潮・侵食等による被害から防止する整備工事を事業対象とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 県:75%</p>						
問合せ先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班			担当者	藤林 謙一	
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	hujibayashi@pref.nagasaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長崎県	事業名	自然災害防止事業(地すべり防止施設)	新規・継続区分	継続	事業番号	4203
事業制度化の目的	<p>国の補助基準(70,000千円以上等)に達しない地すべり危険箇所(地すべり防止地域及び地すべり危険区域)の小規模な地すべりや土砂崩壊等を防止するため、排水路、擁壁、杭打等の新設又は改修を行う。また、上記地すべり危険箇所において、地すべりの兆候がある場合、対策工の検討のため調査観測を行う。併せて、調査観測結果から補助事業での実施が可能な地区は補助事業により対策工を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国の補助基準(70,000千円以上等)に達しない地すべり危険箇所(地すべり防止地域及び地すべり危険区域)の小規模な地すべりや土砂崩壊等を防止するため、排水路、擁壁、杭打等の新設又は改修を行う。また、上記地すべり危険箇所において、地すべりの兆候がある場合、対策工の検討のため調査観測を行う。併せて、調査観測結果から補助事業での実施が可能な地区は補助事業により対策工を実施する。</p> <p>2 採択要件 国の補助基準に達しない小規模な地すべり防止工事等であり、下記に被害が及ぶもの。 ①人家2戸以上 ②人家1戸及び農地1ha以上 ③関係戸数2戸以上の農地2ha以上 ④公共施設(病院、施設等を含む)</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 県:80%</p>						
問合せ先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班			担当者	藤林 謙一	
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	hujibayashi@pref.nagasaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長崎県	事業名	県単独土地改良施設維持補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4204
事業制度化の目的	<p>県営土地改良事業等によって造成された施設の維持補修(ただし、恒常的な維持管理は除く)と、県有施設・県管理施設の緊急時の応急措置を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 ①県営土地改良事業等によって造成された施設の維持補修(ただし、恒常的な維持管理は除く) ②県有施設・県管理施設に対する緊急時の応急措置</p> <p>2 採択要件(目安) ①国庫補助事業に該当しない維持補修 ②急を要する維持補修(補助事業の申請・採択手続きに要する期間を待たずに実施する必要があるもの) ③施設の適正管理に必要な補完整備等 ④県有施設等で緊急時の応急措置(各振興局へ配分した予算で対応可能なもの)</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 県:100%</p>						
問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 土地改良班			担当者	田中 秀樹	
	TEL	095-895-2965	メールアドレス	tanaka-hideki140@pref.nagasaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長崎県	事業名	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4205
事業制度化の目的	<p>国の補助基準に達しない地すべり防止施設・海岸保全施設の維持補修工事や、地すべり防止区域・海岸保全区域の管理等を行う。</p>						
事業制度創設の背景	<p>事業の背景は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県では、農村振興局所管の地すべり防止区域78箇所(指定区域5,374ha)、海岸保全区域574箇所(指定延長287km)が指定されている。 ・地すべり防止区域および海岸保全区域の管理は、県知事がおこなうものとなっており、施設の安全確保等、適正な管理が求められている。 ・地すべり防止区域および海岸保全区域の指定は、昭和30年代から指定されており、台帳図面は現状と整合性がとれない箇所が多々存在する状況にある。 ・上記背景を踏まえ、本事業により適正な管理を実施する。 						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>①地すべり対策事業の完了した地区において、その県有施設の維持補修および地すべり防止区域指定に必要な調査費、標柱、標識の設置費用。</p> <p>②海岸保全区域を適正に管理するための小規模な維持補修工事。</p> <p>③漂着物の処理については、沿岸海域で「災害関連大規模漂着流木等処理対策事業」が実施されるとき、農地海岸が要件を満たさない場合の適用を原則とする。</p> <p>2 採択要件</p> <p>農村振興局所管の地すべり防止区域・海岸保全区域に指定されている地域で、地すべり防止施設・海岸保全施設の管理上、その施設が維持補修の対策の必要があるもの。</p> <p>3 事業主体</p> <p>県</p> <p>4 補助率等</p> <p>県:100%</p>						
問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班			担当者	藤林 謙一	
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	hujibayashi@pref.nagasaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	長崎県	事業名	新構造改善加速化支援事業 (ふるさと振興基盤整備事業)	新規・継続区分	継続	事業番号	4206
事業制度化の目的	<p>農山村の活性化を図るため、ながさき農林業・農山村活性化計画の地域別振興方策の目標達成に向けて取り組む地域において、生産基盤の整備と潤いある農村づくりに必要な生活環境の整備を促進するため、国の制度事業で採択困難な地域で、①ほ場整備対策、②かんがい排水施設整備対策、③農道整備対策を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 農村整備課で取り扱う事業(ふるさと振興基盤整備事業) 国の制度事業で採択困難な地域で、①ほ場整備対策、②かんがい排水施設整備対策、③農道整備対策を実施する。</p> <p>2 採択基準 国の制度事業で実施できないもので、採択基準は以下の通り。 ①農業振興地域を対象とし、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画における品目別生産振興方策対象作物の栽培地域又は導入予定地域 ②受益面積はおおむね1ha以上(中山間地域はおおむね0.5ha以上)、受益戸数2戸以上 ③ほ場整備対策においては、標準区画20a以上 ④農道整備対策においては、幅員はおおむね3m以上とする。又、市町村道以上の上級道路は対象としない。</p> <p>3 事業主体 市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、農林業者等の組織する団体</p> <p>4 補助率 県:50%、地元:50% ※市町が県費以外に補助対象事業費の10%以上を補助する場合に補助対象となる。</p>						
問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 土地改良班			担当者	田崎 浩治	
	TEL	095-895-2965	メールアドレス	dnkkujtasaki@pref.nagasaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	熊本県	事業名	地域密着型農業基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4301
事業制度化の目的	県営事業を実施中の地区等において、地域の実情に即した基盤整備等を実施し、豊かで持続可能な本県農業の基礎を築く。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業に関連した整備や環境保全、多面的機能を発揮させるための整備を実施するため、本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農業の力向上事業 多様な農業生産を支えるため、地域の実情に即した生産基盤の整備。</p> <p>(2) 農村の力発揮事業 農業・農村の多面的機能の良好な発揮のための整備。</p> <p>(3) 農業の可能性拡大事業 観光や教育、福祉など他産業との連携により農業の可能性を拡大させるための事業。</p> <p>(4) 県有財産管理事業 県有事業完了後のフォローアップと財産の円滑な譲渡のための事業。</p> <p>(5) 特認事業 その他、県が特に必要とする事業。</p> <p>2 事業採択 農林水産部公共事業管理委員会に実施の可否を諮り、検討・審議を経て、地区の採択を決定する。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 負担割合</p> <p>A 1の(1)・(2)・(3)の事業 (関連する国庫補助事業の国費・県費相当分)/100</p> <p>B 1の(4)・(5)の事業 県:100/100</p>						
問合先	部局名	熊本県農林水産部農村振興局農地整備課			担当者	宮部 志郎	
	TEL	096-333-2412	メールアドレス	miyabe-s-dh@pref.kumamoto.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	土地改良施設補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4401
事業制度化の目的	<p>県が直接管理の状態で暫定的供用開始している農道について、災害が発生した場合、速やかな交通解放のための崩土除去等応急工事を実施する。 また、国庫補助事業の基準を満たさない小災害等について復旧工事を実施する。</p>						
事業制度創設の背景	<p>①農道施設については事業完了後、速やかに市町村に管理引継ぎを行うこととしているが、法手続や事務手続の手続期間に緊急を要する崩土除去や安全対策できず通行止めとなってしまった農道に対し、本事業を実施して速やかに交通解放を行い社会的損失を軽減する。 ②管理委託が完了する前に生じた、国庫補助事業の対象外の小災害等についても復旧工事を行い、瑕疵のない状態で市町村へ管理引継ぎを行う。</p>						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業内容 (1)交通確保応急工事 崩土除去、仮設防護柵設置、信号機及び応急的な交通確保に必要なその他の工事 (2)小災害等復旧工事 国庫補助事業の対象外の以下の災害復旧工事 ①1箇所工事費が40万円未満の小災害 ②災害の原因が暫定法の適用以外の災害</p> <p>2 採択要件 工事計画を審査し、当該工事を実施させることが適当と認めたもの</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	大分県 農林水産部 農村基盤整備課			担当者	貞松	
	TEL	097-506-3723	メールアドレス	sadamatsu-fuko@pref.oita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	農業用ため池等緊急対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4402									
事業制度化の目的	<p>県下の農業用ため池及び農業水利施設(以下、施設という。)において、地震、降雨等の自然災害または老朽化により突発的な損傷等が発生した場合、下流住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れがあるため、緊急対策に必要な調査及び工事、また農業用ため池の堆積土砂の撤去を実施するものである。</p>															
事業制度創設の背景	<p>近年、ため池等の災害復旧事業の対象とならない被災が発生しており、応急対策を行うために創設した。</p>															
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 (1)緊急対策工事(堤体開削、崩土除去、漏水対策、緊急排水等) (2)緊急調査(漏水箇所の特定期間調査、亀裂状況調査等) (3)浚渫工事(堆積土砂の撤去)</p> <p>2 事業対象(緊急対策(H27~)) 県下の農業用ため池2,151箇所(廃止済を除く)及び農業水利施設 ①災害復旧事業で対応可能なものは除く。 ②補助事業による改修までの応急対策も対象。 ③1の(3)にあつては、堤体、洪水吐等の全面改修を行っているもの。</p> <p>3 事業主体 市町村・改良区</p> <p>4 補助率(負担割合)</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)緊急対策工事</td> <td>県:50%</td> <td>市町村:50%</td> </tr> <tr> <td>(2)緊急調査</td> <td>県:50%</td> <td>市町村:50%</td> </tr> <tr> <td>(3)浚渫工事</td> <td>県:40%</td> <td>市町村:60%</td> </tr> </table>							(1)緊急対策工事	県:50%	市町村:50%	(2)緊急調査	県:50%	市町村:50%	(3)浚渫工事	県:40%	市町村:60%
(1)緊急対策工事	県:50%	市町村:50%														
(2)緊急調査	県:50%	市町村:50%														
(3)浚渫工事	県:40%	市町村:60%														
問合せ先	部局名	農林水産部 農村基盤整備課 防災班			担当者	平井										
	TEL	097-506-3726	メールアドレス	hirai-yoshinori@pref.oita.lg.jp												

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	地すべり防止施設管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	4403
事業制度化の目的	県が整備した地すべり防止施設の維持補修を行い、施設の機能維持を図ることにより、地すべりを防止し、農地の保全に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の地すべり対策事業により防止施設を設置し事業が完了した後に、その施設の維持補修や観測等が実施できる補助事業がないために創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県が整備した地すべり防止施設の維持補修で、地すべり防止施設の維持補修や観測調査を実施する。 例:水抜きパイプの孔内洗浄、排水パイプの修繕、集水井の蓋やフェンス等の補修、地すべり挙動確認のための調査観測等</p> <p>2 対象経費 管理費の対象は、将来に渡り地すべり防止区域の安定を維持するために必要な経費。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率等 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部 農村基盤整備課 防災班			担当者	添田	
	TEL	097-506-3728	メールアドレス	soeda-hirokazu@pref.oita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	農地小災害復旧支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4404
事業制度化の目的	一般災害における農地小災害復旧事業(40万円未満)に取り組む市町村を支援し、小災害を起因とした耕作放棄地の拡大を防ぐとともに、農業経営の安定を図る。						
事業制度創設の背景	市町村が事業主体となって実施する小災害復旧事業において、激甚災として指定された農地及び農業用施設は農地等小災害復旧事業債として起債が許可されている。また、激甚災に指定されなかった一般災の農業用施設については単独災害復旧事業債として起債が許可されている。一方、一般災害時における農地の小災害復旧事業に対しては起債制度による支援がないために創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 起債制度による支援がない一般災害時の農地小災害復旧事業に取り組む市町村に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>2 採択要件 (1)対象市町村 ①激甚災害及び一般災害時における小災害事業の制度が創設されていること。 ②一般災害時の農地小災害事業における市町村の負担割合が80%以上、農家等の負担割合が20%以下であること。 (2)対象工事箇所 ①暫定法に準拠する災害(24時間雨量80mm以上又は時間雨量20mm以上)により被災した箇所を対象とし、通常の天然現象による被災の復旧工事、過年災の復旧工事、維持管理工事は対象としない。 ②1箇所の工事費(消費税相当額を含む)が13万円以上40万円未満の一般災害時農地小災害事業であること。 ③工事費を対象とし、測量試験費や事務費、原材料支給のみの経費や機械賃料等のみの経費等は対象としない。 ④市町村が直接施工する場合及び農家等の施工に対して市町村が補助する場合の双方を対象とする。</p> <p>3 事業主体 市町村</p> <p>4 補助率 事業費の25%以内</p>						
問合せ先	部局名	農林水産部 農村基盤整備課 防災班			担当者	添田	
	TEL	097-506-3728	メールアドレス	soeda-hirokazu@pref.oita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	海岸保全区域管理費		新規・継続区分	継続	事業番号	4405
事業制度化の目的	県が指定した海岸保全区域における農地海岸保全施設の補強及び整備を推進し適正な管理を行い、施設の効用を高め背後農地の保全を図り、背後農地の生産性が向上する。							
事業制度創設の背景	国の採択基準に満たない海岸保全施設の小規模な改修・補修等を行うため創設された。							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国の採択基準に満たない海岸保全施設の小規模な改修・補修等で次の事業。 ①遊水池の土砂浚渫 遊水池内に堆積している土砂を除去して機能回復を図る。 ②海岸堤防の強化 防潮樋門が破損している箇所について、津波または高潮の発生により被害が生じる恐れがある場合に整備を行う。 ③海岸保全施設の補修 劣化等による破損部分を補修し、機能保全を図る。 ④塩分分布調査 塩害が発生した場合に調査を行う。 ⑤海岸線調査 航空写真撮影により砂浜の侵食状況の確認を行う。</p> <p>2 事業実施区域 県が指定した海岸保全区域内であって、県・土地改良区等が土地改良法第2条第2項の規定による土地改良事業として管理している海岸保全施設に該当するものの存する地域及び土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置し使用する区域(根拠法令等:海岸法第5条)。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県負担:100%</p>							
問合先	部局名	大分県農林水産部農村基盤整備課水利整備班			担当者	平		
	TEL	097-506-3716	メールアドレス	taira-hisanori@pref.oita.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	営農飲雑用水施設普及支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4406
事業制度化の目的	<p>中山間地域総合整備事業(国庫補助事業)等により整備する営農飲雑用水施設の普及を支援するため、この事業と一体的に整備が必要な非補助部分(末端1戸の配管工事)を県営単独事業として整備し、中山間農村集落の営農用水と生活排水の確保に取り組む。</p>						
事業制度創設の背景	<p>給水末端1戸の配管事業は国庫補助対象外となっており、補助(県営)と非補助(地元単独)を合わせた事業の地元負担金が大きくなっており、中山間地域の農村集落の給水施設普及に支障を来している。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県営中山間地域総合整備事業等により整備する営農飲雑用水施設について、従来補助対象外で地元対応としてきた末端1戸の配管工事を県営事業で行う。</p> <p>2 採択要件 ①国庫補助事業(末端2戸以上)と併せて実施すること。 ②人・農地プランが作成済みの地域であること。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県:1/3、市町村:1/3、地元:1/3</p>						
問合先	部局名	大分県 農林水産部 農村基盤整備課			担当者	貞松	
	TEL	097-506-3723	メールアドレス	sadamatsu-fuko@pref.oita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	農道環境整備事業	新規・ 継続区分	継続	事業 番号	4407
事業制度化 の目的	県が直接管理の状態では暫定的に供給開始している農道について、市町村への譲与(管理委託)を締結する年度に引継事務を円滑に行うために、除草作業や側溝清掃作業等の環境整備を実施する。						
事業制度 創設の背景	農道施設は事業完了後に速やかに市町村に管理引継ぎを行うこととしているが、法手続や事務手続に期間中に緊急を要する崩土除去や安全対策できず通行止めとなってしまった農道を速やかに交通解放を行い社会的損失を軽減する。						
事業制度 の仕組等	<p>1 事業内容 事業完了後供給開始している農道を市町村への譲与(管理委託)する年度において、次の工事を行う。 ①草刈工、②支障木伐採工、③側溝清掃工、④側溝補修工、⑤落石・崩土除去工、⑥交通安全確保のために必要な工事、⑦その他農村基盤整備課長が特に必要と認めるもの</p> <p>2 採択要件 農道環境整備計画書を審査し、当該工事を実施させることが適当と認めたもの</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 県:100%</p>						
問合 先	部局名	大分県 農林水産部 農村基盤整備課			担当者	貞松	
	TEL	097-506-3723	メールアドレス	sadamatsu-fuko@pref.oita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	農業農村整備計画調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4408
事業制度化の目的	<p>人・農地プランや農地中間管理事業と密接に関連し、担い手への農地の集積・集約化や大規模農業団地等の産地拡大に向けた基盤整備を推進するため、担い手の確保や農地集積状況などの地域課題を明らかにし、将来の農地再編整備構想を策定するとともに、事前に基盤整備の必要性や経済性を分析・検証し、効率的・効果的な事業推進を図る。</p> <p>また、水土里情報システムを活用し、情報の一元化を図り「見える化」することで、情報が共有化され農地の集積・集約化の促進を図る。</p>						
事業制度創設の背景	<p>担い手への農地の集積・集約化などを行うために基盤整備事業を行う必要があり、補助事業の採択に向けて調査計画等を行う必要があるため創設した。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県営事業計画を樹立するために必要な計画・調査、測量設計、計画書・各種添付書類及び図面の作成を行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率</p> <p>①農村振興総合整備実施計画 ・中山間総合整備事業 国:50%、 県:25%、 市町村:25%</p> <p>②農業農村整備事業実施計画 ・経営体育成基盤整備事業 国:3/6、 県:1/6、 市町村:2/6</p> <p>③農地再編整備構想 県:50%、 市町村:50% 等</p>						
問合せ先	部局名	大分県 農林水産部 農村整備計画課			担当者	木原	
	TEL	097-506-3705	メールアドレス	kihara-reo@pref.oita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	管理省力化ほ場整備推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4409
事業制度化の目的	農作業では草刈作業が占める割合が多く、低コスト生産体制の確立や農地集積の支障原因となっているので、県営ほ場整備事業実施地区において、被覆植物の種子吹付工法による法面緑化工事を行い、畦畔法面管理を省力化する。						
事業制度創設の背景	中山間地域では、特に畦畔、法面管理に占める労力が大きく、管理省力化のため創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1. 事業内容 管理省力化のための法面緑化工事(種子吹付工法)</p> <p>2. 採択要件 下記①から③を全て満たす区域において、実施されるものとする。 ①県営事業によるほ場整備工事を前年度に施工済または当年度に施工予定であること。 ②換地工区単位等、一定のまとまりのある団地での取組であること。 ③本事業実施後に将来にわたって適切な維持管理作業が実施されることについて、換地委員会等から確約書の提出があること。</p> <p>3. 事業主体 県</p> <p>4. 補助率 県:55～57.5%</p>						
問合先	部局名	大分県 農林水産部 農村基盤整備課			担当者	貞松	
	TEL	097-506-3723	メールアドレス	sadamatsu-fuko@pref.oita.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	大分県	事業名	水田畑地化等基盤整備促進事業		新規・継続区分	新規	事業番号	4410
事業制度化の目的	安定した用水の供給や良質な耕作土の確保を行うため、水源調査や客土の賦存量調査等を行う。							
事業制度創設の背景	魅力ある儲かる農業への転換を加速するため、水田への高収益な園芸品目の導入推進を強化しているが、用水の確保や園芸品目に適した耕作土の確保ができないといった課題がある。							
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>①水田畑地化のための用水確保 電気探査・ボーリング調査・揚水試験等</p> <p>②水田畑地化へ向けた客土部損量調査 賦存量調査・土質調査・土壌調査等</p> <p>2 事業主体</p> <p>県</p> <p>3. 補助率</p> <p>県:50%、市町村:50%</p> <p style="text-align: right;">等</p>							
問合せ先	部局名	大分県 農林水産部 農村整備計画課			担当者	木原		
	TEL	097-506-3705	メールアドレス	kihara-reo@pref.oita.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	宮崎県単独土地改良事業		新規・継続区分	継続	事業番号	4501
事業制度化の目的	国庫補助の対象とならない小規模団地の農地及び農業用施設等の整備を図ることにより、農地を高度に利用した農業経営の安定及び災害の未然防止による地域の安全性向上を促進し、もって地域農業の振興と県土の保全に寄与する。							
事業制度創設の背景	同上							
事業制度の仕組等	1 事業内容・採択基準・補助率							
		事業内容	採択基準	県補助率・県負担率				
		ほ場整備事業	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 (中山間:受益戸数2戸以上10ha未満)	一般地域:30% 中山間地域:40% 戦略作物又は地域振興作物を生産する地域:45%				
		暗渠排水事業	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 (中山間:受益戸数2戸以上10ha未満)	35%				
		農道整備事業	受益面積1ha以上20ha未満で受益戸数2戸以上。 延長300m以上1,000m未満有効幅員2m以上。 (中山間:受益戸数2戸以上10ha未満、 延長200m以上500m未満、有効幅員1.5m以上)	一般地域:25% 中山間地域:30%				
		かんがい排水事業	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 (中山間:受益戸数2戸以上10ha未満)	一般地域:30% 中山間地域:35% 戦略作物又は地域振興作物を生産する地域:45%				
		確定測量及び換地計画	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 (中山間:受益戸数2戸以上10ha未満)	30%				
		調査設計指導	県単独土地改良事業の調査設計指導 県営事業完了地区施設の緊急的な調査		100%			
		農道舗装整備事業	受益面積10ha以上20ha未満で受益戸数2戸以上。 延長500m以上幅員2m以上表層の厚さ3cm以上	25%				
		農業用排水路等安全施設整備事業	①通学路等通常子供が通行する場所②通常子供が遊んでいる場所③幼稚園、小学校等④住宅地等⑤その他水難事故防止上必要な場所		30%			
		排水改良事業	受益面積5ha未満受益戸数2戸以上		50%			
		農用地開発事業	受益面積1ha以上10ha未満で、受益2戸以上 (中山間:受益戸数2戸以上5ha未満)		一般地域:35% 中山間地域:40%			
		農業用ため池緊急防災対策事業	①堆砂率が貯水量の概ね10%以上②受益戸数2戸以上③事業費800万円未満④防災対策基本法第42条による市町村地域防災計画に定められた施設		50%			
		県営農業農村整備調査計画事業	1 県営農道整備事業(広域、農免、一般等) ①路線及び重要構造物の比較検討等の詳細調査計画の実施②大規模事業の地質、土質、地下水調査等の詳細調査の実施 2 県営農地防災事業(農地保全ため池等整備等) ①詳細調査計画の実施②大規模事業の地質、土質、地下水調査等の詳細調査の実施 3 知事が特に認める事業		50%			
	2 事業主体 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他							
問合せ先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課			担当者	遠藤		
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nouseiseibi@pref.miyazaki.lg.jp				

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	土地利用調整事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4502
事業制度化の目的	経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 調査活動</p> <p>①関係農家等の意向調査 ②農用地流動化の調整のための現状及び計画図面の作成 ③その他農用地流動化等に関する調査活動</p> <p>(2) 調整活動</p> <p>①換地による農用地集団化についての関係機関との調整 ②農用地流動化についての関係機関との調整 ③農業機械の再編に関する活動 ④普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 ⑤その他農用地流動化等に関する調整活動</p> <p>(3) 組織育成活動</p> <p>①生産組織の育成強化に関する活動 ②新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催</p> <p>(4) 法人化促進活動</p> <p>①農業者、集落営農等の法人化の推進に関する活動 ②その他法人活動に関する調整活動</p> <p>(5) 試験栽培に関する活動</p> <p>新規導入作物等の試験栽培に関する活動</p> <p>2 採択要件</p> <p>①事業対象地区は、担い手への農用地の利用集積を促進する事業が実施中又は実施が見込まれており、かつ、これらの事業促進計画等が定められている地区である ②農地利用集積率(事業完了時に受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合。)が概ね25%以上となることが確実に見込まれることとする</p> <p>3 事業主体</p> <p>市町村、土地改良区</p> <p>4 補助率</p> <p>定額(1/2以内)。ただし、対象事業の受益面積に応じ次に掲げる金額を上限とする。</p> <p>60ha未満 1,500千円 60ha以上200ha未満 2,000千円 200ha以上 4,000千円</p>						
問合せ先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課			担当者	中島	
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	魅力あるふるさと環境づくり事業	新規・継続区分	新規	事業番号	4503
事業制度化の目的	農地、農業施設及び生活環境等の整備を総合的に実施し、住みやすい生活空間を形成するとともに、農業農村が持つ多面的機能の維持・発揮や自然環境の保全を通し、農村地域の活性化に資する。						
事業制度創設の背景	農村地域では、過疎化・高齢化が深刻な課題となっているが、農業農村のもつ多面的機能を発揮し地域の活性化を図るためには、集落機能を維持・強化することが重要となっている。このためには、農村の生活環境の改善や国土保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行うとともにスマート生産基盤の整備を行うことにより、集落の住民が安心して暮らせる集落環境づくりはもとより、農作業の効率化及び省力化を可能とする営農しやすい環境づくりを行い農村の活性化を支援する必要がある。さらに、予測不可能な降灰や渇水の事象による被害を最小限にするために必要な対策についても支援する必要があることから創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容・採択要件・補助率 実施地区単位に「魅力あるふるさとプラン」(基本型又は地域提案型)の策定を基本要件とする。</p> <p>(1) 農村生活環境対策 【採択基準】 ア 生活基盤の整備 ①農業集落排水施設と営農飲雑用水施設は、受益戸数2戸以上20戸未満とする。 ②農業集落道は、全幅員2m以上4m以下とする。</p> <p>イ 国土の維持・保全(スマート生産基盤の整備) ①コンクリート畦畔整備事業は、中山間地域で、水田傾斜度 1/20以上・畑傾斜度8度以上、受益戸数2戸以上とする。 ②保全機能維持・向上のために緊急的に実施する土地改良施設の整備補強及び水管理情報等の整備であること。 ③棚田地域等における水管理システム、農作業の省力化を目的とした新技術及び防災重点農業用ため池の管理・監視体制の整備であること。</p> <p>ウ 地域活動の支援 ①地域提案メニューは農業生産活動や農業集落活動の活性化に資するもの。 【補助率】 40%以内。ただし、中山間地域(五法指定地域)で採択希望の前年度の財政力指数が0.5未満の市町村は50%以内。</p> <p>(2) 農村地域防災対策 【採択基準】 ア 農村地域降灰除去対策(集落共同降灰除去活動支援と農道等降灰除去対策) 集落共同降灰除去活動支援(資材、機械のリース等)は農村地域内の共同活動による。 イ 農業用水緊急渇水対策 (水路改修、井戸設置、揚水機や貯水タンク等の購入・リース等) ①1月～9月の連続干天日数20日以上地域の、又は30日間の総雨量が100mm以下の地域。 ②導入・設置された財産は、市町村、土地改良区、水利組合が適切に管理する。 【補助率】 50%以内(イは補助限度額有り)</p> <p>2 事業主体 市町村、土地改良区、その他</p>						
問合せ先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課			担当者	遠藤	
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nouseiseibi@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	小水力発電等農村地域導入支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4504
事業制度化の目的	民間企業、大学、NPO等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域への小水力発電等の導入を促進し、低炭素・循環型社会の実現と過疎化・高齢化の進む農村地域を活性化する。						
事業制度創設の背景	再生可能エネルギーについては、国民の意識の高まりの中、国においても固定価格買取りに係る特別措置法の成立や補助事業の新設など、強く推進されている。このような中で、農業用水を利用した小水力発電は有効な自然エネルギーとしての期待が高く、特に中山間地域の多い本県においては、市町村や農業者に加え、企業やNPO法人などからも小水力発電が注目されている。本県の新総合計画における新エネルギーの先進地づくりとして、地域資源を生かした持続可能な地域づくり推進のために創設された。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 導入支援</p> <p>①導入可能性調査支援 水力等利活用施設の導入促進に資する小水力等利活用施設の導入可能性調査。</p> <p>②概略設計支援 小水力等利活用施設の導入に必要な概略的な設計。</p> <p>③基本設計支援 小水力等利活用施設の導入に必要な基本的な設計。</p> <p>④協議・手続支援 小水力等利活用施設の導入に必要な関係者との協議や各種手続。</p> <p>⑤エコビレッジ構想作成支援 農業用施設等を利用した小水力発電等を活用し、エネルギーの地産地消をキーワードに循環型社会の構築や地域の自立的なエコライフのむらづくり推進に必要な構想作成。</p> <p>(2) 施設整備 農地や農業用施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設の新設・更新、及び発電に必要な整備。</p> <p>2 採択要件</p> <p>①再生可能エネルギーを活用した、農村地域の活性化に特に効果的で必要な取組であること。 ②施設整備についてはエコビレッジ構想が策定されていること。</p> <p>3 事業主体 市町村、土地改良区、集落組織、その他知事が適当と認めるもの</p> <p>4 補助率 50%(5法指定地域は55%)</p> <p>(注) 国の補助事業として土地改良事業で整備する小水力発電事業は、一連の管理体制下にある土地改良施設等の操作に必要な電力を供給することを目的としている。このため、電力を必要とする土地改良施設等が既に存在、また設置することが明らかな場合に、その電力供給を目的に整備が可能である(受電設備要件)。また、売電益の充当先が決められており充当後の残額は、国庫補助率を乗じて額を国庫納付する必要がある。一方、県単の小水力発電事業は受電設備が無い場合であっても、地域活性化に資する事業計画であれば整備することが可能である。売電益の充当先も、国の補助事業で適用できない街灯や鳥獣外防止の電気柵等への利用など地域活性化に活用できる。</p>						
問合せ先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課			担当者	岩崎	
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nouseiseibi@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	農地集約化基盤整備促進事業	新規・継続区分	改正	事業番号	4505																																																						
事業制度化の目的	<p>国庫補助事業の対象とならない小規模な農地において、基盤整備に係る地域の話し合い活動や農地集約化構想図作成等の支援を行うとともに、きめ細やかな生産基盤の整備を行い、地域における担い手の営農効率化等を通じた農地のフル活用やスマート農業を促進する。</p>																																																												
事業制度創設の背景	<p>担い手の高齢化が進行する中、農業の持続的発展を図るためには、地域の中心となる経営体(認定農業者、農業法人、集落営農組織等)を育成するとともに、農業経営の規模拡大を図る必要があることから、これら経営体への農地集積等の促進が重要な課題となっている。国は農地中間管理事業を活用し、令和5年度までに担い手の利用する面積が8割となるよう農地集積を推進しており、平成27年度に農地中間管理事業の重点実施地区等を対象とした農地耕作条件改善事業の創設、更には平成30年度から農地中間管理機構関連農地整備事業の創設を行うなど、基盤整備と農地集積を一体的に進めているが、国庫補助事業要件の対象とならない小規模な農地も散在しているため担い手への集積・集約が進まない状況にある。</p>																																																												
事業制度の仕組等	1 事業内容・採択基準・補助率																																																												
	工種	事業内容	標準施工費及び経費	補助率																																																									
	<p>1 小規模基盤整備</p> <table border="1"> <tr> <td>①農業用排水施設</td> <td>農業用排水(営農用水を含む)施設の新設、廃止又は変更</td> <td>別途算出</td> <td rowspan="14"> 1. 当該事業に要する経費の50%以内。ただし、市町村が直接実施する場合は財政力に応じたもの(直近の県の財政力指数を上回る市町村は40%以内)とする。 2. 市町村が間接補助を行う場合は、間接補助に要する経費の10分の10以内。(間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1の額を上限とする。) 3. 補助限度額を1地区あたり1,000千円未満とする。ただし、1地区当たり1,000千円以上であつても国庫補助事業の要件に該当しない場合はこの限りではない。(直近の県の財政力指数を上回る市町村が直接実施する場合の補助限度額は、1地区当たり800千円未満とする。) </td> </tr> <tr> <td>②暗渠排水</td> <td>暗渠排水の新設又は変更</td> <td>24万円/10a×施工量</td> </tr> <tr> <td>③湧水処理</td> <td>湧水処理の新設又は変更</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>④客土</td> <td></td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑤土層改良</td> <td>土壌改良材によるもの</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑥除礫、除根</td> <td>整地後の礫、根等の除去</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑦農作業道</td> <td>農作業道の変更</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑧畦畔除去</td> <td>畦畔のみの除去</td> <td>6万円/100m×施工量</td> </tr> <tr> <td>⑨整地工</td> <td>基盤の切盛を伴うもの</td> <td>20万円/10a×施工量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基盤の切盛を伴わないもの</td> <td>5万円/10a×施工量</td> </tr> <tr> <td>⑩農地造成</td> <td>簡易なもの(草刈、造成、深耕、砕土、耕起)</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の農地造成</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑪附帯施設</td> <td>①~⑩と併せ行う附帯施設の整備</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑫換地</td> <td>換地計画、換地処分等</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑬交換分合</td> <td>測量及び分筆、交換分合計画、登記申請等</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>⑭特認</td> <td>知事が特に必要と認めるもの</td> <td>別途算出</td> </tr> </table> <p>2 農地集積・集約化促進支援</p> <table border="1"> <tr> <td>①調査・調整活動</td> <td>農地集積・集約化に向けた現地調査及び話し合い活動等</td> <td>別途算出</td> </tr> <tr> <td>②農地集約化構想図作成</td> <td>基盤整備による農地集約化構想図作成等</td> <td>別途算出</td> </tr> </table>							①農業用排水施設	農業用排水(営農用水を含む)施設の新設、廃止又は変更	別途算出	1. 当該事業に要する経費の50%以内。ただし、市町村が直接実施する場合は財政力に応じたもの(直近の県の財政力指数を上回る市町村は40%以内)とする。 2. 市町村が間接補助を行う場合は、間接補助に要する経費の10分の10以内。(間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1の額を上限とする。) 3. 補助限度額を1地区あたり1,000千円未満とする。ただし、1地区当たり1,000千円以上であつても国庫補助事業の要件に該当しない場合はこの限りではない。(直近の県の財政力指数を上回る市町村が直接実施する場合の補助限度額は、1地区当たり800千円未満とする。)	②暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更	24万円/10a×施工量	③湧水処理	湧水処理の新設又は変更	別途算出	④客土		別途算出	⑤土層改良	土壌改良材によるもの	別途算出	⑥除礫、除根	整地後の礫、根等の除去	別途算出	⑦農作業道	農作業道の変更	別途算出	⑧畦畔除去	畦畔のみの除去	6万円/100m×施工量	⑨整地工	基盤の切盛を伴うもの	20万円/10a×施工量		基盤の切盛を伴わないもの	5万円/10a×施工量	⑩農地造成	簡易なもの(草刈、造成、深耕、砕土、耕起)	別途算出		上記以外の農地造成	別途算出	⑪附帯施設	①~⑩と併せ行う附帯施設の整備	別途算出	⑫換地	換地計画、換地処分等	別途算出	⑬交換分合	測量及び分筆、交換分合計画、登記申請等	別途算出	⑭特認	知事が特に必要と認めるもの	別途算出	①調査・調整活動	農地集積・集約化に向けた現地調査及び話し合い活動等	別途算出	②農地集約化構想図作成	基盤整備による農地集約化構想図作成等
①農業用排水施設	農業用排水(営農用水を含む)施設の新設、廃止又は変更	別途算出	1. 当該事業に要する経費の50%以内。ただし、市町村が直接実施する場合は財政力に応じたもの(直近の県の財政力指数を上回る市町村は40%以内)とする。 2. 市町村が間接補助を行う場合は、間接補助に要する経費の10分の10以内。(間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1の額を上限とする。) 3. 補助限度額を1地区あたり1,000千円未満とする。ただし、1地区当たり1,000千円以上であつても国庫補助事業の要件に該当しない場合はこの限りではない。(直近の県の財政力指数を上回る市町村が直接実施する場合の補助限度額は、1地区当たり800千円未満とする。)																																																										
②暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更	24万円/10a×施工量																																																											
③湧水処理	湧水処理の新設又は変更	別途算出																																																											
④客土		別途算出																																																											
⑤土層改良	土壌改良材によるもの	別途算出																																																											
⑥除礫、除根	整地後の礫、根等の除去	別途算出																																																											
⑦農作業道	農作業道の変更	別途算出																																																											
⑧畦畔除去	畦畔のみの除去	6万円/100m×施工量																																																											
⑨整地工	基盤の切盛を伴うもの	20万円/10a×施工量																																																											
	基盤の切盛を伴わないもの	5万円/10a×施工量																																																											
⑩農地造成	簡易なもの(草刈、造成、深耕、砕土、耕起)	別途算出																																																											
	上記以外の農地造成	別途算出																																																											
⑪附帯施設	①~⑩と併せ行う附帯施設の整備	別途算出																																																											
⑫換地	換地計画、換地処分等	別途算出																																																											
⑬交換分合	測量及び分筆、交換分合計画、登記申請等	別途算出																																																											
⑭特認	知事が特に必要と認めるもの	別途算出																																																											
①調査・調整活動	農地集積・集約化に向けた現地調査及び話し合い活動等	別途算出																																																											
②農地集約化構想図作成	基盤整備による農地集約化構想図作成等	別途算出																																																											
採択要件	<p>1 小規模基盤整備については以下の要件のすべてを満たす経営体に係る事業であること。</p> <p>(1) 人・農地問題解決加速化支援推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号)に基づき市町村が作成する「人・農地プラン」に位置付けられた(位置付けられることが確実に見込まれるものを含む)今後の地域の中心となる経営体で農地の集積又は集約化を行おうとするもの(基盤整備を契機に人・農地プラン区域への追加を行う場合も含む)。</p> <p>(2) 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 農地中間管理事業を活用している又は活用するもの</p> <p>イ 認定農業者又は認定新規就農者</p> <p>ウ 畑地かんがい受益地内において、畑地かんがい用水路を活用している又は活用するもの</p> <p>2 農地集積・集約化促進支援については基盤整備を必要とする人・農地プラン区域内及び人・農地プラン区域への追加を行おうとする区域</p>																																																												
2 事業主体																																																													
<p>市町村、土地改良区、農業協同組合(市町村以外の事業実施主体が事業を実施する場合は、市町村が間接補助を行うものとする。)</p>																																																													
問合せ先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課			担当者	遠藤																																																							
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nouseiseibi@pref.miyazaki.lg.jp																																																									

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	宮崎県農業農村整備計画策定事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4506
事業制度化の目的	<p>農業経営の規模拡大、品目の多角化及び農地利用率の向上を図るため、基盤整備を計画的に実施していく必要がある。そのためには、営農ビジョンや担い手への農地集積等将来の地域の農業を見据えた事業計画を作成し、農業農村整備事業の計画的でより効果のある事業実施を行うことが重要であるので、計画樹立に必要な各種調査や事業計画書作成を行う。</p>						
事業制度創設の背景	<p>同上</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 地区の実情を把握している市町村が実施し、地元の合意形成を図り、実施が確実な地区から実施計画に入る。 (1) 地域構想策定調査 既存資料の収集、整理、説明会資料の作成、ワークショップ開催経費等の事業計画策定に向けての構想計画作成を支援する。 (2) 基本計画策定調査 県営事業の計画樹立に必要な以下の各種基礎調査を実施する。 ①地形図作成: 計画作成に必要な地形図を作成する。 ②諸元調査: 土質調査、減水深調査、水位流量観測等の計画作成に必要な調査を実施する。 ③概略設計区域: ブロックローテーション、ルート設定を行い事業実施地区の設定を行う。地区設定において経済性、維持管理等を含めた比較検討が必要な場合は、比較検討を行い工法を決定する。 ④概算事業費及び効果算定 ⑤農地集積促進調査: 農地の利用集積を促進するための調査や調整活動を実施する。 ⑥その他: 上記以外で事業計画作成に必要な調査及び資料作成を実施する。</p> <p>2 事業主体 市町村</p> <p>3 補助率 県: 50%</p>						
問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課			担当者	上宮田	
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	kamimiyata-shogo@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	活力ある中山間地域生活環境整備計画策定事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4507
事業制度化の目的	生活環境基盤整備の実施計画を策定することにより、農業の生産基盤の整備と農村の生活環境の整備が総合的かつ一体的に中山間地域総合整備事業による整備が可能となり、中山間地域の活性化が図られる。						
事業制度創設の背景	生活環境基盤整備については、事業の効果が高く、地域からの要望も多いところであるが、平成23年度から実施計画を策定するための費用が国庫補助対象外となったことから、県が事業主体となる県営事業において、計画策定を行う。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 中山間地域総合整備事業の生活環境基盤整備にかかる実施計画を策定する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 負担割合 県:50% 市町村:50%</p>						
問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課			担当者	上宮田	
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	kamimiyata-shogo@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	簡易基盤整備加速化事業	新規・継続区分	新規	事業番号	4508
事業制度化の目的	生産力の拡大を志向する意欲ある担い手農家への農地の集積・集約や生産性の向上などを図るため、水田や畑を大区画化するほ場整備に加え、簡易な整備による区画拡大にスピード感を持って取り組み、スマート農業に対応した基盤整備の加速化を図る。						
事業制度創設の背景	畦畔除去など簡易な整備で迅速には場の区画拡大が図られる区域や、区画拡大により畑地かんがい施設の整備が効率的に実施できる区域などを検討・選定するとともに、事業化に向けた必要な調査等を実施する。						
事業制度の仕組み等	<p>1 事業期間 令和3年度～令和5年度</p> <p>2 事業内容 (1)整備候補地域選定 ①事業主体 県 ②内容 基盤整備要望地域の地盤高等を考慮し、畦畔除去等の簡易な整備が可能な地域情報を市町村に提供</p> <p>(2)整備計画策定 ①事業主体 市町村(補助率1/2) ②内容 ①の成果を活用し、担い手農家の意向を反映した市町村の整備計画策定を支援</p> <p>(3)整備普及促進 ①事業主体 県 ②基盤整備効果PR資料作成や啓発による簡易な基盤整備の普及・拡大</p>						
問合せ先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課			担当者	古城	
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	kojoh-jun@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	スマート畑かん大規模経営体育成支援事業	新規・継続区分	新規	事業番号	4509
事業制度化の目的	畑地かんがいの散水に要する手間を軽減し、畑地利用の規模拡大を推進するため、散水省力化に資する新たな自動かん水装置等の導入を促進する。						
事業制度創設の背景	<p>本県農業の農家戸数の減少・高齢化が進む一方で、土地利用型農業においては、大規模な農業経営体への農地集積が進んでおり、生産性向上には天候に左右されない計画的な営農の重要性が増している。</p> <p>畑地かんがい用水を利用することで、計画的な営農が可能となるが、農業経営体の作業能力には限界があり、かん水に多大な労力を要することから、大規模な農業経営体の積極的な水利用が進んでいない。</p> <p>このようなことから、畑地かんがいの散水に要する手間を軽減し、畑地利用の規模拡大を推進するため、本事業を創設した。</p>						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>① 省力型自動かん水装置の導入促進 土壌水分等でかん水を自動制御することで、給水栓の開閉の手間の軽減や最適な水管理による生育を実感し、装置の導入を促進</p> <p>② 動力巻取機等の導入促進 散水チューブ動力巻取機や自走式散水機の体験機会を提供し、散水器具設置及び撤去の手間を軽減することで、散水器具の導入を促進</p> <p>2 事業対象地域 国営かんがい排水事業の受益地を対象とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 定額</p>						
問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課畑かん営農推進室		担当者	松石		
	TEL	0985-26-7129	メールアドレス	matsuishi-masanori@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	畑かんフィールドで広がる！畑作産地育成事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4510
事業制度化の目的	「畑かん」を活用した大規模畑作の産地化を図るため、普及センターを核とした「畑かんフィールド」の展開等により「畑かん営農」の効果を最大限にPRするとともに、超省力型の畑かん営農技術の開発・実証・普及により、畑作産地を創り出す。						
事業制度創設の背景	これまで、実証ほど収量・品質の向上効果や輪作体系の検証等を行ってきたが、畑かん営農の広がりには限定的である。また、蓄積された畑かん営農の技術について、実証ほだけでは見せる機会が不足していて、情報発信も十分ではないことから、畑かん営農による儲かる農業を展開していくために、本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 畑かんフィールド展開事業</p> <p>①畑かんフィールドによる見せる活動の展開 畑かんフィールドの設置により周辺農家に畑かん営農をPRする。</p> <p>②畑かん効果PR力の強化 畑かんマイスターによる活動を強化するとともに、畑かんパンフレット等による情報発信を行う。</p> <p>(2) スマート畑かん営農実証事業(※国直採事業を活用する農業法人と連携)</p> <p>①超省力的な畑かん営農技術の開発・実証 ドローン等による環境情報のセンシングを進め、ICTを組合せた超省力的な畑かん営農技術の開発・実証を行う。</p> <p>②農地集積による低コスト散水の推進 農地集積(品目ゾーニング)と畑かん水利用との組み合わせによる低コスト散水の推進を図る。</p> <p>2 事業対象地域 国営かんがい排水事業の受益地を対象とする。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 定額</p>						
問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課畑かん営農推進室			担当者	松石	
	TEL	0985-26-7129	メールアドレス	matsuishi-masanori@pref.miyazaki.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	宮崎県	事業名	みんなで守る棚田地域振興事業	新規・継続区分	新規	事業番号	4511																												
事業制度化の目的	<p>棚田は農産物の供給に限らず、良好な景観の形成や伝統文化の継承等多面的な機能を有しており、この貴重な国民的財産である棚田を保全するため、棚田地域振興法に基づく施策を展開することで、棚田地域の有する多面にわたる機能の増進が図られるとともに、併せて棚田地域のイメージ向上に取り組むことで、農業所得の向上や都市部との交流促進を図り、農村地域の人口減少対策や活性化に繋げる。</p>																																		
事業制度創設の背景	<p>国民共有の財産である棚田を保全活用するため、昨年8月に施行された棚田地域振興法に基づき、国による支援策と併せて施策を展開し、棚田地域の有する多面にわたる機能を維持することにより、農村地域の活性化を図る。</p>																																		
事業制度化の仕組等	<p>1 事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>事業費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 棚田地域振興事業</td> <td>1) 棚田地域振興法の普及啓発を図るため研修会等を実施</td> <td>県</td> <td>1,300</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 棚田地域イメージアップ事業</td> <td>1) 棚田を訪れるきっかけを作るために、代表的な「みやぎきの棚田」を選定し、パンフレットを作成</td> <td>県</td> <td>500</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 普及啓発のための看板を設置</td> <td>市町村等</td> <td>400</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>3) ワークショップ等により地域資源や棚田地域を明示した地域マップを作成</td> <td>市町村等</td> <td>500</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>2,700</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							事業区分	事業内容	事業主体	事業費	補助率	① 棚田地域振興事業	1) 棚田地域振興法の普及啓発を図るため研修会等を実施	県	1,300	-	② 棚田地域イメージアップ事業	1) 棚田を訪れるきっかけを作るために、代表的な「みやぎきの棚田」を選定し、パンフレットを作成	県	500	-	2) 普及啓発のための看板を設置	市町村等	400	1/2	3) ワークショップ等により地域資源や棚田地域を明示した地域マップを作成	市町村等	500	1/2	合計			2,700	
	事業区分	事業内容	事業主体	事業費	補助率																														
① 棚田地域振興事業	1) 棚田地域振興法の普及啓発を図るため研修会等を実施	県	1,300	-																															
② 棚田地域イメージアップ事業	1) 棚田を訪れるきっかけを作るために、代表的な「みやぎきの棚田」を選定し、パンフレットを作成	県	500	-																															
	2) 普及啓発のための看板を設置	市町村等	400	1/2																															
	3) ワークショップ等により地域資源や棚田地域を明示した地域マップを作成	市町村等	500	1/2																															
合計			2,700																																
<p>みんなで守る棚田地域振興事業</p> <p>【目的の達成】 〇 中山間地域に農産物を供給する 〇 景観の保全と向上 〇 景観の向上 〇 農業・農村の活性化の促進</p> <p>【地域の課題】 〇 棚田の減少 〇 棚田の景観の劣化 〇 棚田の景観の劣化 〇 棚田の景観の劣化</p> <p>【今後の対策】 〇 棚田の維持 〇 棚田の景観の向上 〇 棚田の景観の向上</p> <p>中山間地域の産産を支える棚田を維持するための広域プロジェクト</p> <p>事業内容</p> <p>1 棚田地域振興事業(県)</p> <p>〇 棚田地域振興法の普及啓発のための対策 ・ 棚田地域の現状、育つ棚田の重要性、関係者が集まること、そのための取り組み等について説明する ・ 研修会等を開催し、関係者の理解を促進</p> <p>2 棚田地域イメージアップ事業(県、市町村)</p> <p>〇 棚田の情報発信を行うための対策 ・ 棚田の魅力を最大限に活かすための取組の推進 ・ 棚田の魅力を最大限に活かすための取組の推進 ・ 棚田の魅力を最大限に活かすための取組の推進</p> <p>事業効果</p> <p>① 人口減少対策 ・ 多岐にわたる経済的・社会的効果の発生 ・ 棚田の維持・管理に資する人材の育成 ・ 棚田の維持・管理に資する人材の育成</p> <p>② 所得向上 ・ 棚田の維持・管理に資する人材の育成 ・ 棚田の維持・管理に資する人材の育成</p> <p>③ 人材育成・都市部との交流促進 ・ 棚田の維持・管理に資する人材の育成 ・ 棚田の維持・管理に資する人材の育成</p> <p>〇 所得向上に伴い農業の成長産業化 〇 農村地域の活性化 (～連携と交流による農村地域の再生～)</p>																																			
問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課			担当者	上宮田																													
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	kamimiyata-shogo@pref.miyazaki.lg.jp																															

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	鹿児島県	事業名	鹿児島県桜島降灰除去事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4601
事業制度化の目的	桜島火山活動による降灰を除去する。						
事業制度創設の背景	桜島火山活動に伴う降灰により、多大の被害を受けた農家に対し生活営農の再建を図るため、降灰除去事業を行う市町に対して、補助金を交付する制度が設けられた。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 桜島火山活動による降灰の除去で、事業内容は以下の通り。 (1)農道上降灰除去事業 (2)圃場内降灰除去事業 (3)その他事業</p> <p>2 採択基準 【対象地域】 鹿児島市(旧東桜島村・旧桜島町の地域)、垂水市、霧島市(旧福山町)、鹿屋市(旧輝北町) 【選定基準】 (1)農道上降灰除去事業 降灰厚が2cm以上で道路運行に支障のある農道について行う事業。 (2)圃場内降灰除去事業 耕土上の降灰厚が平均2cm以上で、農作物の生育に支障のある圃場について行う事業。 (3)その他事業 降灰を除去する必要があるものとして、知事が特別に認めた事業。</p> <p>3 事業主体 市町村</p> <p>4 補助率 50%</p>						
問合せ先	部局名	鹿児島県農政部農地保全課農地防災係			担当者	宮崎 真人	
	TEL	099-286-3283	メールアドレス	fdbousai@pref.kagoshima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	鹿児島県	事業名	農業・農村活性化推進施設等整備事業 (農業農村整備対策)	新規・継続区分	継続	事業番号	4602
事業制度化の目的	本県の食、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食、農業及び農村の振興に資する施設整備等を支援する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容と採択要件</p> <p>(1)灌漑排水, 畑地灌漑, 区画整理, 農道, 暗渠排水, 客土, 農地保全, 農地開発, 施設整備 ア 受益面積:5ha以上20ha未満(離島・奄美は3ha以上10ha未満, 中山間地域は1ha以上20ha未満)。中山間地域は平均傾斜度1/100以上の農地が50%以上占める地域。 イ 次の条件を全て満たすこと ① 土地利用の動向, 農業生産の動向に即応し, 地域の農業振興に著しい効果があること。 ② 事業の実施に必要な各種権利関係が調整されていること。 ③ 厳正かつ効率的に実施する体制を具備していること。 ④ 地元負担能力を有していること。 ⑤ 事業実施後の施設の継続的な管理体制が整っていること。 ⑥ 農道の新設又は改修がある場合は, CBR試験は採択申請時において調査完了していること。</p> <p>ウ 区画整理 原則として20a以上の区画を基準とするが, 中山間地域等にあつては, この限りでない。</p> <p>エ 一般農道 ① 延長おおむね100m以上1,000m未満。ただし架橋のみはこの限りでない。 ② 全幅員3.0m以上。舗装厚3cm以上。橋梁は永久橋とし, 全幅員3.0m以上。</p> <p>オ 客土 ① 導入作物の栽培管理に必要な客土量は10a当たり12m³以上。 ② 有機材の投入は10a当たり4t³まで。</p> <p>カ 施設整備(基幹水利等土地改良施設の補修・更新及び管理に必要な施設の整備) 総事業費100万円以上200万円未満</p> <p>(2)農業集落道路, 農業集落排水路, 防災安全施設 ア 農業振興地域内の農林業センサスで定める農業集落で数集落の範囲。ただし, 国庫補助の農村総合整備事業等で実施見込の施設は除く。 イ 次の条件を全て満たすこと ① 土地利用の動向, 農業生産の動向に即応し, 地域の農業振興又は, 集落活性化に著しい効果があること。 ② 事業の実施に必要な各種権利関係が調整されていること。 ③ 厳正かつ効率的に実施する体制を具備していること。 ④ 地元負担能力を有していること。 ⑤ 事業実施後の施設の継続的な管理体制が整っていること。</p> <p>ウ 農業集落道路 ① 幅員は, 3.0m以上。ただし, 歩行者及び自転車用道路はこの限りでない。 ② 延長は, おおむね100m以上</p> <p>エ 農業集落排水路 受益農家戸数は10戸以上。ただし末端は2戸以上</p> <p>2 事業主体 市町村, 農業協同組合又は土地改良区</p> <p>3 補助率 40%以内 (補助金額の上限は1,000万円とする。)</p>						
問合せ先	部局名	鹿児島県農政部農政課地域農業振興係			担当者	荒田 美穂	
	TEL	099-286-3113	メールアドレス	nousinkou@pref.kagoshima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	鹿児島県	事業名	経営体育成促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4603
事業制度化の目的	担い手への農地集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成する。						
事業制度創設の背景	以前、国補助対象であった経営体育成促進事業の事業メニュー(指導事業、調査・調整事業)が廃止されたことに伴い、同事業の継続地区に対して県単独事業として補助する。						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 国の補助制度で廃止された経営体育成促進事業の事業メニュー(指導事業、調査・調整事業)について、経営体育成基盤整備事業と畑地帯総合整備事業(担い手育成型)の継続地区を対象に県単独事業で実施する。</p> <p>2 採択基準(事業完了時に満たす要件) (1) H14年度までの採択地区 ①集積対象者の集積シェア(畑総10%以上へ 経営体25%以上へ) ②集積対象者への農地集積増加率 20%以上へ (2) H15年度の採択地区 ①集積対象者の集積シェア(畑総・経営体 25%以上へ) ②集積対象者への農地集積増加率(20%以上へ) (3) H16年度以降の採択地区 ア 集積対象者の経営耕地面積シェア(事業完了時に以下のとおり増加させる。) ①シェア20%未満→30%以上へ ②シェア20%以上～50%未満→10%以上引き上げ ③シェア50%以上～55%未満→60%以上へ ④シェア55%以上～90%未満→5%以上引き上げ ⑤シェア90%以上～95%未満→95%以上へ イ 認定農業者等の育成(事業完了時に次の①～②のいずれかを満たす。) ①認定農業者の全農家戸数に占める割合が市町村平均以上 ②認定農業者が30%以上増加すること。 注)認定農業者には一定の要件を満たす集落営農組織を含む。</p> <p>3 事業主体 県、市町村、土地改良区</p> <p>4 補助率 50%</p>						
問合せ先	部局名	鹿児島県農政部農地整備課農村整備係			担当者	岡元 敏基	
	TEL	099-286-3240	メールアドレス	fkankyou@pref.kagoshima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	鹿児島県	事業名	農用水資源開発調査	新規・継続区分	継続	事業番号	4604
事業制度化の目的	畑作地域及び常襲干害水田地域における水資源調査を行い、水源開発地域の農業振興に資する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 畑作地域及び常襲干害水田地域における水源の調査 ①地下水調査(水文地質調査, 物理探査, 試掘調査) ②ダム建設予定地, 地質調査 ③その他知事が特に必要と認める調査</p> <p>2 採択基準等 ①成果を利用してかんがい事業を行うことが見込まれ、譲渡後同事業以外の用途に供しないこと ②前号の受益面積が概ね5ha以上であること。 ③調査用地の調達等は関係市町村が責任を持って必要な措置を講じること。 * 試掘井の取扱い: 市町村から試掘井の利用要望がある場合は無償譲渡し、その他は廃棄処分する。</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 補助率 50%</p>						
問合せ先	部局名	鹿児島県農政部農地整備課農村整備係			担当者	岡元 敏基	
	TEL	099-286-3240	メールアドレス	fkanky@pref.kagoshima.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	沖縄県	事業名	土地改良調査計画費(単独事業)	新規・継続区分	継続	事業番号	4701
事業制度化の目的	ほ場整備事業、畑地帯総合整備事業、水質保全対策事業の円滑で計画的な事業採択を可能とするため、基本計画樹立を目的とする。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 畑地帯総合整備事業、水質保全対策事業等の県営土地改良事業地区の調査及び計画を樹立し、事業計画書を作成する。調査内容は、現況道排水路系統調査・耕土深調査及び営農状況調査等を行うもので、計画としては、営農計画の策定及び地形図の作成、土工計画、道排水路計画、畑かん計画等技術的な事項についての検討を行うものである。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課			担当者	新崎 盛林	
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	arasaksr@pref.okinawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	沖縄県	事業名	かんがい排水調査計画費(単独事業)	新規・継続区分	継続	事業番号	4702
事業制度化の目的	かんがい排水事業等の円滑で計画的な事業採択を可能とするため、基本計画を樹立する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農業生産の反収アップ、収益性の高い作物への転換、適時・適作などにより、農家所得の向上、安定経営を可能にする県営かんがい排水事業について、新規地区を採択するため、以下の調査・検討を行い、採択申請に必要な資料を作成する事業である。 【事業で行う調査項目】 ①かんがい・排水の要望、②被害調査、③諸元調査(事業計画立案の基礎数値)、④気象調査、⑤水源調査、⑥営農計画、⑦水源・排水計画、⑧施設計画、⑨事業計画等の他、事業効果を検証するための事後調査や追跡調査を適宜行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課			担当者	新崎 盛林	
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	skmotohr@pref.okinawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	沖縄県	事業名	農道整備調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	4703
事業制度化の目的	<p>農業振興地域において、今後の農業発展の方向に即した農業生産の近代化と農業生産物等の流通機構の合理化を図る上で必要な農道を整備するため、生産環境の近代化を目的とする農道整備事業の実施計画を策定する。</p>						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 農山漁村地域整備交付金により実施する農道の保全対策事業に対して本事業を活用して農道整備事業の実施計画を策定する。農道を適切に整備更新することにより、長寿命化を図り、また、不測の事態への対応として緊急調査を実施する。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率等 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課			担当者	佐久本 洋司	
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	skmotohr@pref.okinawa.lg.jp			

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	沖縄県	事業名	農地防災調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	4704
事業制度化の目的	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため、県営事業で実施される海岸事業・地すべり対策事業・農地防災事業等の新規地区の実施計画、国への制度要求に係る各種調査及びその他の各種調査を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	<p>1 事業内容 県営事業で実施される農地防災事業・農地海岸事業・地すべり対策事業等の新規地区の計画策定を行うと共に、国への制度要求に係る各種調査等を実施するための経費で、委託等により実施される。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 補助率 県:100%</p>						
問合せ先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課			担当者	佐久本 洋司	
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	skmotohr@pref.okinawa.lg.jp			

5.都道府県別総括表の項目区分説明

令和3年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-記入説明

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分		補助率等		事業主体				事業種区分				国の事業制度との関連				新規継続	創設年度	R2当初予算額(百万円)	R2採択地区数			
				高	低	高	低	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					13	14	15
東京	1301	都市農地保全支援プロジェクト	24	3			1	2					7	27					21	50			4	2014	10	4
静岡	2203	県単独農業農村整備事業	21	1			2	3					2						25				4	1956	50	10
三重	2406	県単予防保全調査・補修事業	41	3			1	2	3				9	21					24				1	2014	40	6
滋賀	2504	流域田園水循環支援事業	62	2			3						25						50				2	2004	30	5
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21	1			2	3					2						25				3	2001	100	15

目的区分			ハード・ソフト区分		国の事業制度との関連																				
大区分	番号	内容	番号	内容	大区分番号	大区分	番号	内容	小区分																
I 調査費等	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	1	ハード	10	国事業の直接補完事業 (国事業地区の負担金対策)対象	11	補助率のかさ上げ	30	国事業や関連県単事業の計画策定のための意向調査、基礎調査、実施に関連した調査・促進費、技術開発など															
	12	技術開発等	2	ソフト			12	地元負担金を直接軽減																	
	13	事業評価(事後)	3	ハード&ソフト			13	低利融資による軽減																	
	14	農家負担金対策					14	地元負担なし																	
	15	農地利用集積・担い手対策					15	事業完了後の償還金の軽減																	
II NN事業(農村整備・防災事業・災害復旧を除く)	21	小規模農業農村整備事業	補助率等を整数で記入		20	国事業の関連事業 (国事業の採択基準外地区の採択)	21	対象地域の拡大(農振外など)			40	国事業に関連した土地改良区への運営費(電気代など)の支援、機能保全対策、水利権の許可期限毎に更新に必要な資料作り。													
	22	水田畑地化・転作対策	県営事業	補助率を整数で記入			22	対象工種(事業)の拡大																	
	23	特定農産物支援	県補助事業	定率補助			補助率を整数で記入	23					採択面積の引下												
	24	都市農業対策	事業	定額補助			「高」欄に200を記入	24					最小事業費引下												
	25	耕作放棄地対策	利子補給・利子助成				「高」欄に300を記入	25					施設規模の引下(農道○m以下、溜池○㎡以下など)												
III 防災事業・災害復旧	26	ほ場整備事業	融資事業				委託費	「高」欄に400を記入					60	国事業と同一目的だが予算制度などが異なるもの。ふるさと農道、県独自財源による事業(愛知県の例)、国事業の施設の多目的利用推進(熊本県)、直支払交付金への取組支援など											
	31	防災事業(地震・耐震対策)	その他		「高」欄に500を記入																				
	32	防災事業(洪水暴風雨対策)	*下記(6)をよく読んで記入して下さい。																						
	33	防災事業(地すべり対策)																							
	34	防災事業(火山火山灰対策)																							
	35	防災事業(高潮・津波・海岸対策)																							
IV ストマネ・維持管理	36	防災事業(総合)	事業種区分																						
	37	災害復旧事業	番号	内容(ハード)																					
	41	ストックマネジメント	1	総合事業(生産基盤&生活環境)																					
			2	総合事業(生産基盤のみ農道含む)																					
			3	灌漑排水																					
4			圃場整備																						
42	施設維持管理・施設補修	5	畑地整備																						
43	維持管理適正化事業	6	農道整備																						
V 農村活性化・生活環境	51	地域振興・活性化・格差是正対策	7	農地防災																					
			8	農村整備(生態系保全などを含む)																					
			9	ストックマネジメント																					
			10	災害復旧																					
VI 環境対策	61	集落排水事業	11	暗渠、客土等																					
			12	その他(循環灌漑、小水力)																					
			番号	内容(ソフト)																					
			21	調査費																					
VII 水利権等	62	環境保全対策	22	計画策定																					
			23	技術開発																					
			24	負担金対策																					
			25	維持管理費軽減																					
71	水利権更新対策	26	農地利用集積推進																						
		27	地域環境保全活動																						
		28	防災対策																						
		29	その他																						

都道府県コード(JIS規格)												事業主体		新規・継続区分	
番号	内容	番号	内容	番号	内容	番号	内容	番号	内容	番号	内容	番号	内容		
1	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県	1	都道府県	1	新規				
2	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県	2	市町村	2	改正(変更・追加など)				
3	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県	3	土地改良区	3	名称変更・組換				
4	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県	4	都道府県土地連	4	継続				
5	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県	5	NPO等						
6	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県	6	その他						
7	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県								
8	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県								
9	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県								
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県								
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県								
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県										

- (注1)「事業番号」は下表の都道府県コードの次に事業毎に01から順に書き入れて下さい。前年の事業が廃止された場合は、番号を詰めて記入して下さい。
- (注2)「事業名」は事業別調査票と同一にして下さい。
- (注3)「目的区分」、「ハード・ソフト区分」、「事業種区分」、「国も事業制度との関連」欄では選択した数字を記入します。複数の選択をした場合には小さい数字から順に記入します。
- (注4)「目的区分」で複数の区分にまたがっている場合には、主目的を選んで記入します。
- (注5)「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」(ガイドライン)の上乗せは「ハード・ソフト区分」でソフト事業、「目的区分」で農家負担対策14、事業種区分も負担金対策24を選びます。
- (注6)①国補助事業では国補助率に県補助率(負担率)を加え、国50%、県30%ならば、「高」欄に80と記入します。②「補助率等」は補助率を%の整数で記入し、1/3補助は33、2/3補助は67と記入します。③単一の補助率では「高」欄に、複数の補助率では「高」に最高率、「低」に最低率を記入します。④一つの事業に県直轄・補助事業と委託費などがある場合には、前者を優先し補助率を記入します。⑤ハードとソフト両方がある事業ではハードの補助率を、定額補助と補助率がある場合には補助率を優先して記入して下さい。⑥国の事業の補助率を上乗せする場合には国の補助率も含めた補助率を記入します。
- (注7)創設年度は西暦の4桁の数字を入れて下さい。事業名の変更や制度の若干の変更があっても、初めて事業制度が創設された年度を記入願います。
- (注8)文字はMSP明朝、数字とアルファベットはTimes New Romanです。なお、数字&英文字は半角でお願いします。

6.都道府県別総括表の原票

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体	事業種区分								国の事業制度との関連				新規・継続区分	創設年度	R3当初予算額(百万円)	R3採択地区数						
					高	低																							
北海道	0101	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	14	2	50		2					24								12						3	1996	774	220
北海道	0102	農道整備特別対策事業	54	1	50		1					6								60						4	2013	1042	16
青森	0201	スマート農業に対応した基盤整備促進事業	12	3	100		1					4	21							30						4	2020	4	1
岩手	0301	土地改良事業調査費(県営・県単)	11	2	50		1					22								30						4		271	9
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37	1	33		2	3			6	10								24						4	2008	-	-
岩手	0303	いきいき農村基盤整備事業	21	1	55	50	2	3			6	2								24						2	2015	55	43
宮城	0401	むらまち交流拡大推進事業	51	2	200		1					27								50						4	2005	5	-
宮城	0402	豊かなふる里保全整備事業	21	3	40		2	3	5			3	4	5	6	8	11			25						4	1998	72	20
宮城	0403	土地改良施設機能診断事業	41	3	30		2	3				9	22							25	30					4	2003	65	未確定
宮城	0404	県営造成施設管理体制整備促進事業	42	3	50		2					9	22	25						40						4	2015	42	-
宮城	0405	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14	2	500		1					24								16						4	1990	12	-
宮城	0406	農業水利権管理事業	71	2	100		1					21								40						4	1992	7	-
宮城	0407	中山間地域農地保全支援事業	21	1	200		2	3				6	11	12						26						4	2019	3	3
宮城	0408	令和のむらづくり推進事業	51	2	400		1					27								50						1	2020	28	-
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37	1	30		2	3				10								26						4	2012	6	21
秋田	0502	農地・農業用施設小災害支援事業	37	1	33		2	3				10								24						4	2012	20	198
秋田	0503	中山間水田畑地化整備事業	22	1	50		2	3				4								22	24					4	2016	100	6
秋田	0504	畑地化促進排水事業	22	1	33						6	4								22						4	2016	3	5
秋田	0505	県単農地地すべり対策事業	33	1	100		1					7	10							24						4	2017	25	1
秋田	0506	農業水利管理体制強化支援事業	32	2	50		2					25								50						4	2018	2	8
山形	0601	地すべり防止施設管理事業(県単)	33	2	100		1					7								50						4	2007	28	31
山形	0602	水田畑地化基盤強化対策事業	22	2	87	64	1	2	3			6	5	11						11						4	2001	90	3
山形	0603	県営土地改良事業計画設計事業	11	2	60	40	2	3				6	22							30						4	1977	32	14
山形	0604	小規模農地等災害緊急復旧事業	37	1	33		2	3				6	10							24						4	2018	0	0
山形	0605	やまがた「人・農地」リニューアル事業	25	1	25							6	12							50						4	2020	1.9	11
山形	0606	がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業	51	3	59	33	2	3		5		6	12	25						50						4	2020	16	4
山形	0607	農山漁村地域持続的発展活動支援事業	51	3	50	67	6					12	29							50						4	2010	5	10
福島	0701	福島県単独農業農村整備事業	21	1	50	45	2	3				6	1							26						4	1965	60	1
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11	2	60		2	3				22								30						4	1965	7	1
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42	3	100		1					9	25							50						4	2007	33	6
茨城	0801	湛水防除施設管理費補助	42	2	200		2	3				25								50						4	1980	4	42
茨城	0802	県単土地改良事業(農業生産基盤整備事業)	21	1	55	25	2	3				6	2	3	4	5	6	7		26						4	1978	468	157
茨城	0803	土地改良施工予定地区計画調査費	11	2	75	33	1					21	22							30						4	1978	144	50
茨城	0804	県単土地改良事業調査設計事業	11	2	50		1					21	22							30						4	1978	29	9
茨城	0805	水田水質保全対策モデル事業	62	3	100			3				12	27							50						4	2018	14	1
茨城	0806	ICT等新技術調査・検討事業	12	2	100		1					21								50						4	2018	3	1
茨城	0807	農業集落排水施設接続支援事業	61	2	50	45	2					8								50						4	2008	41	15
茨城	0808	ふるさと農道整備事業	54	1	70		1					6								60						4	1993	251	3
茨城	0809	中山間地域農業基盤整備促進事業	22	1	63		2	3	4	5	6	5								23						4	2015	15	5
茨城	0810	農地集積基盤整備推進事業費補助	15	2	70	55	2					26								11						4	1995	9	0
茨城	0811	農業水利施設強靱化促進事業	42	2	100	75	1	2	3			21	22							40						4	2016	30	3
茨城	0812	畑地かんがい営農確立普及事業	12	3	100		1					3	21	23						30						4	2018	28	0
茨城	0813	水田畑地化推進事業	22	3	62.5		2	3				6	5	21						23	30					4	2018	40	0
栃木	0901	栃木県単独農業農村整備事業	21	1	50	20	2	3				6	1							25						4	2006	247	92

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体							事業種区分							国の事業制度との関連				新規・継続区分	創設年度	R3当初予算額(百万円)	R3採択地区数
					高	低	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
栃木	0902	県営農業農村整備事業計画調査(県単)	11	2	50		1	2				21	22						30						4	1975	39	15
群馬	1001	小規模農村整備事業	21	3	65	33		2	3	6		1	10	21					26					4	1963	662	205	
群馬	1002	ため池緊急防災減災対策事業	36	3	75		1					7	21						23					4	2012	66.9	3	
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33	3	100		1					7	21						50					4	1996	9	2	
群馬	1004	基幹農業水利施設管理事業	36	3	100		1					9	10	21					40					4	2009	4	3(予定)	
埼玉	1101	県費単独土地改良事業	21	1	50	30		2	3			3	4	5	6	7			21	23	25			4	1950	264	47	
埼玉	1102	防災減災緊急対策事業	11	2	50		1	2	3			21	22						30					4	2016	21	3	
埼玉	1103	農業用ため池緊急耐震化対策事業	31	1	75		1					7							27					4	2017	136	2	
埼玉	1104	水辺周辺活用事業(農業用水)	63	1	100	50	1	2				8							50					1	2021	509	7	
埼玉	1105	高収益農業を実現するほ場整備実証事業	12	3	100		1					3	11						30					1	2021	40	1	
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33	3	100		1					7	21	22					24					4	1988	215	5	
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31	3	50		1					7							25					4	1995	15	1	
千葉	1203	県単ナガエツルノゲイトウ駆除事業	42	2	400		1					25							50					1	2020	20	2	
東京	1301	小規模土地改良事業	21	3	50	40		2	3			6	2	21	22				21	23				4	1974	151	14	
東京	1302	都市農地保全支援プロジェクト	24	3	75	50	1	2				3	7	8	21	27	28		21	22	24	30		4	2014	333	23	
東京	1303	農地の創出・再生支援事業	24	1	66	50		2				5	11						50					4	2018	37	9	
神奈川	1401	市町村事業推進交付金事業	21	1	50			2	3	6		2							21	23				4	2014	224	37	
神奈川	1402	土地改良基幹施設整備事業	24	1	67		1					2							21					4	1990	39	1	
神奈川	1403	土地改良施設危険防止対策事業	42	1	100		1					7							50					4	1968	120	1	
神奈川	1404	農業用排水路整備事業	41	1	60		1					3							23	24				4	1972	22	1	
山梨	1901	県単鳥獣害防除事業	53	1	30			2	3	4	5	6	12						50					4	2002	12	3	
山梨	1902	県単特産農産物生産支援整備事業	23	1	50			2	3			6	3	4	5				50					4	2006	95	19	
山梨	1903	果樹団地化促進支援事業	15	2	200			2	3			6	29						50					4	2008	10	13	
山梨	1904	耕作放棄地等再生整備支援事業	25	1	50			2	3	5	6	1							50					4	2008	25	11	
山梨	1905	企業の農業経営推進支援モデル事業	26	1	50			2	3			6	2						50					4	2008	40	3	
山梨	1906	農地集積基盤整備事業	15	2	500			2				6	24	26					12					4	2014	50	10	
山梨	1907	農村地域活性化農道整備事業	54	1	85	70	1					6							60					4	1993	240	4	
山梨	1908	機構借受農地整備事業	25	1	200			2				6	2						60					4	2014	70	17	
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36	1	100		1					7							23	24				4	1969	157	申請による	
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33	3	100		1					7							24					4	2009	47	申請による	
長野	2003	県単農業農村整備事業	21	3	50	40		2	3			3	7	10	25				22	23	24			4	1967	71	申請による	
静岡	2201	経営体育成促進事業	15	2	200			2	3			6	26						30					4	2006	0	0	
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21	1	40		1	2	3			3	4	5	6	11			22					4	1996	47	1	
静岡	2203	県単独農業農村整備事業(農業農村整備事業)	21	1	50	33		2	3			6	2						23	24				4	1956	113	73	
静岡	2204	県単独農業農村整備事業(鳥獣害防止対策事業費)	53	1	33			2	3			6	12						50					4	2004	11	7	
静岡	2205	県単独農業農村整備事業(自然災害防止事業)	31	1	50			2				6	7						24	25				4	1956	0	0	
静岡	2206	県単独農業農村整備事業(地すべり防止施設等整備)	33	1	100		1					7							40					4	1988	63	6	
静岡	2207	県単独農業農村整備事業(海岸保全施設整備)	33	1	100		1					7							40					4	1988	2	4	
静岡	2208	県単独農業農村整備調査事業	11	2	100	33	1	2				21	22						30					4	1981	171	43	
静岡	2209	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24	1	50		1					1	21	22					50					4	2013	40	1	
静岡	2210	県営造成施設管理体制整備促進事業	42	2	50			2				25							40					4	2007	3	2	
静岡	2211	農業生産拠点の広域化計画策定支援事業	15	2	50							6	21	22					30					4	2019	1	1	
静岡	2212	ICT水管理システム活用推進事業	12	2	100		1					23							30					4	2020	3	1	
静岡	2213	わさび田災害復旧事業費助成	37	1	50			2				10							27					4	2020	0	0	

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分						国の事業制度との関連				新規・継続区分	創設年度	R3当初予算額(百万円)	R3採択地区数							
					高	低																											
新潟	1501	県単地すべり防止事業	33	1	100		1						7												50					4	1984	109	23
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12	2	200		1						23												30					4	2010	5.42	5
新潟	1503	県単農業農村整備事業	21	1	50	30		2	3			6	1												26					4	1969	120.447	44
新潟	1504	県単農業水利施設管理強化事業	42	2	30				3			6	25												40					4	1995	2.41	8
新潟	1505	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61	2	500		1						24												15					4	2000	119	0
新潟	1508	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74	2	50				4				21												50					4	1974	1.8	1
新潟	1509	県営農業農村整備事業調査計画費	11	2	50		1						22												30					4		4.8	8
新潟	1510	園芸産地化チャレンジ事業	12	2	100		1						21												30					4	2018	2	-
新潟	1511	園芸産地化水田フル活用実証事業	12	3	100		1						5												30					4	2019	4.7	5
富山	1601	地域営農確立促進事業	21	1	50	40		2	3			6	2												26					4	1949	114	50
富山	1602	快適農村環境整備事業	62	1	75	5		2	3				1												21	22				4	1986	5	2
富山	1603	防災福祉対策事業	52	1	75	33		2	3				8												21	22				4	1969	33	8
富山	1604	散居景観保全事業	52	1	25			2					8												22					4	2000	9	2
富山	1605	他事業関連調整事業	21	1	40			2	3				2												26					4	1973	0	0
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	63	1	50			2					24												12					4	2006	0	0
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14	1	50			2					24												11					4	1992	10	4
富山	1608	水利施設ストックマネジメント支援事業	41	2	50			2	3				22												40					4	2019	0	0
富山	1609	農業用水路安全点検マップ作成事業	52	2	200			2	3			6	28												50					4	2019	3	17
富山	1610	農業用水路安全施設クイック整備事業	52	1	200			2	3			6	8												50					4	2019	27	27
石川	1701	県単土地改良事業	21	1	40			2	3				2												23	24				4	1949	16	2
石川	1702	他産業との連携による簡易な基盤改良普及事業	21	1	200			2	3			6	2												22	23				4	2014	15	9
石川	1703	地域農業水利施設予防保全調査事業	41	2	100		1						22	25											30					4	2018	2.2	1
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33	3	100		1						7	25											40					4	1979	22.5	2
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35	3	100		1						7	25											40					4	1979	12	4
福井	1803	県単農村整備事業	21	1	92	75	1						3	6	7										22	23	24	25		4	2001	8	1
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21	1	50	30		2	3				1												22	23	24	25		4	1993	226	未定
福井	1805	地域水利施設活用事業(県営造成施設)	42	2	50			2					25												40					4	2001	26.89	40
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11	2	50			2	3				22												30					4	1992	37.68	8
福井	1807	干害対策特別事業	37	1	40	25		2	3			6	10												50					4	1978	10	未定
福井	1808	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	21	1	50			2	3				2												22	23	24	25		4	2015	2.5	1
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71	2	100		1						21												40					4		1.2	3
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73	3	75	50	1						12	21											50					4	2012	13	2
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73	1	55	50		2	3			6	12	21											50					4	2014	2.0	1
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31	2	50			2					21												30					4	2003	5.0	6
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業費	33	3	100		1						7	21											50					4		3.5	2
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21	1	50	30		2	3				1												26					4	1961	311	120
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11	2	50			2	3				21	22											30					4	2008	73	21
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54	1	75	73	1						6												60					4	1993	0	0
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31	1	95	75	1						7												21	22	30			4	2016	371	22
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42	2	200			2	3	4			25												40					4	1969	47	60
岐阜	2111	農地集積促進意向調査事業費	15	2	100		1						21	22											30					4	2015	6.6	2
岐阜	2112	基幹的農業用水路強靱化事業費	41	2	400		1			4			25												30					4	2014	21	2
岐阜	2113	担い手育成農地集積事業費	15	2	200			2	3				26												40					4	2006	0	0
岐阜	2114	土地改良施設保全計画策定事業費	41	2	100		1						21	22											40					4	2016	7.2	1

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分						国の事業制度との関連					新規・継続区分	創設年度	R3当初予算額(百万円)	R3採択地区数	
					高	低																						
岐阜	2115	農道施設保全対策調査事業費	42	2	100		1						21											4	2018	5.9	1	
岐阜	2116	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	15	2	500			2	3				24	26										4	2015	45	12	
岐阜	2117	小水力発電による環境保全推進事業費	62	2	200			2	3		5	6	27											4	2017	5.3	-	
岐阜	2118	農業水利施設管理強化事業費	42	2	50					4			24											4	2014	13	71	
岐阜	2119	農業用施設緊急改修事業費	31	3	100		1					7	21											4	2015	50	4	
岐阜	2120	生態系保全施設整備推進事業費	63	3	100	50	1	2				8	21	22	24	27								4	2016	13	2	
岐阜	2121	県単経営体育成基盤整備事業費	21	1	90		1					4	5											4	2019	28	1	
岐阜	2122	農業農村整備調査事業費	13	2	100		1					29												4	2018	10	1	
岐阜	2123	用排水路・河川落差解消支援事業費	63	1	100			2				8												4	2016	6.7	1	
岐阜	2124	農地防災ダム点検管理強化事業費	31	2	50			2			6	25	28											4	2019	8.5	5	
愛知	2301	単独土地改良事業	21	3	85	20		2	3	4		6	1	3	6	7	10	12	22	25	21	23	24	25	2	1952	2,778	1,667
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21	1	70	30		2	3			6	1	3	6						21	23	24	25	4	1966	66	31
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21	1		65		2	3			6	3								21	23			4	1964	70	4
愛知	2304	排水機維持管理事業	42	2	100	75		2	3			6	25								40				4	1963	510	405
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	35	3	100		1					7	9	28							40				4	1961	13	5
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35	3	100		1					7	28								60				4	1979	96	5
愛知	2307	緊急農地防災事業	36	1	100	67	1	2	3			7									60				4	1977	1,608	1
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21	1	45	30		2	3			1									26				4		22	0
三重	2402	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	63	2	100			2	3		5		27								50				4	2011	0	0
三重	2403	農業・農村における生物多様性保全対策事業	63	1	100		1					8									12				4	2001	0.5	0
三重	2404	県単予防保全調査・補修事業	41	3	50	30	1	2	3	4		6	9	21							40				4	2014	20	0
三重	2405	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	41	3	50	30	1	2	3	4		6	9	21							30	40			4	2011	6	0
三重	2406	県単海岸保全施設調査・補修事業	32	3	100		1					7	9	21	22						30	40			4	2014	240	0
三重	2407	県単耕地施設管理事業	36	3	100		1					7	9	28							40				4		7	0
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21	1	50	11		2	3			6	1								26				4	1987	35	未定
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43	1	40				3			9									24				4	1987	9.6	10
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11	2	50			2	3			21	22								30				4		4.312	2
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62	2	30							6	25	27							40				4	2004	5	6
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41	2	33					4		25									40				4	2013	2	1
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	37	1	65	50		2	3			10									24				4	1996	1.4	4
滋賀	2507	魚のゆりかご水田推進プロジェクト事業費	63	2	100		1					27									50				4		0.18	未定
滋賀	2508	琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト	63	2	100		1					27									50				4		2.206	未定
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	36	1	55			2	3			6	7								24				4	1977	10	3(予定)
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21	3	50				3	4	5		3	4	6	7	9	22	27		26	50			4	2008	30	18
兵庫	2802	県単独小規模農地緊急整備事業	21	1	50			2	3			6	3	4	6						23				4	2006	20	1
兵庫	2803	県単独災害関連ほ場整備事業	32	1	80			2	3			6	4	10							23				4	2005	0	0
奈良	2901	県単独基盤整備促進事業	21	1	50	30		2	3			2									24				4	1980	20	6
奈良	2902	農村資源を活用した地域づくり事業	51	2	100		1					27									50				4	2012	3	9
和歌山	3001	県単小規模土地改良事業	21	1	50	30	2	3	6			2									23	24	25		4	不明	86	95
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11	2	100	75	1					21	22								30				4	不明	28	3
鳥取	3101	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	21	3	50			2				2	10								26				4	2009	210	19
鳥取	3102	ため池防災減災対策推進事業	36	3	500			2	3			6	7	24	28						26	11			4	2015	2	0
島根	3201	県単農地地すべり防止施設長寿命化事業	33	1	100		1					7									40				4	2011	10	4
島根	3202	県単営農緊急地すべり対策事業	33	1	100	50	1					7									26				4	2011	246	11

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体					事業種区分					国の事業制度との関連					新規・継続区分	創設年度	R3当初予算額(百万円)	R3採択地区数				
					高	低																							
島根	3203	県単農地防災施設長寿命化事業	36	1	100		1						7								40					4	2011	41	4
島根	3204	県単県営地すべり対策事業	33	3	100		1						7	22							26	30				4	2010	21	6
島根	3205	農地防災ダム付帯施設更新事業	36	1	94		1						7								40					4	2011	0	0
島根	3206	県単ため池安全確保事業	36	3	100	67	1	2					7	21							24	25				4	2013	13	6
島根	3207	県単農地有効利用支援整備事業	21	1	50			2	3				1								23					4	2010	10.5	0
島根	3208	県単基幹水利施設整備事業	42	3	75		1						3	9	22						26					4	2011	5	0
島根	3209	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42	1	75		1						3	9	10						40					4	2011	15	0
島根	3210	県営ふるさと農道整備事業	54	1	90	75	1						6								60					4	1993	1009	3
島根	3211	県単農地集積促進事業	15	2	500			2	3				26								15					4	2014	5	0
島根	3212	県単公共事業調査設計事業	11	2	100	50	1						21	22	29						30	40				4	1999	76	15
岡山	3301	小規模土地改良事業	21	1	60	45		2	3				3	6	7	11					21	22	23	24		4	1966	263	82
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	32	2	500		1						24								60					4	1973	317	10
広島	3401	小規模農業基盤整備事業(一般事業)	21	1	50	45		2	3				2								26					4	1982	31	8
広島	3402	ため池緊急整備事業	31	1	50	45		2	3				7								24					4	2009	213	16
広島	3403	園芸作物条件整備事業	23	1	50			2					3	4	5	6	12				26					4	2016	40	20
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21	3	50	30	2	3	4				2	7	8	21					23	30				2	1964	38	7
徳島	3601	県単土地改良事業	21	1	60	30	2	3	6				3	4	5	6	7	10	11	12	22	23	24	25	50	2	1987	89	未定
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21	1	50			2	3				6	3	4	6					23	24				4	1955	872	未定
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21	1	70	60		2	3				6	3							23	24				4	1980	19.6	未定
香川	3703	小規模ため池防災対策特別事業	36	1	55	50		2					7								25					4	2008	90	未定
香川	3704	集落営農推進生産基盤整備事業	21	1	60			2	3				6	3	4	6	11				26					4	2013	153	未定
香川	3705	農地集積促進事業	15	2	500			2	3				6	24	26						12					4	2017	4	未定
香川	3706	農地維持管理省力化事業	42	1	50			2	3				6	12							22	24				4	2017	10	未定
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42	1	100		1						7								40					4	1964	25	17
愛媛	3802	県単独土地改良事業	21	1	60	40		2	3				6	2							26					4	1957	76	24
愛媛	3803	ため池豪雨災害緊急対策事業	32	1	50			2	3				7	10							22	50				4	2019	12	5
愛媛	3804	樹園地再編整備推進事業	15	2	50		1						21								30					4	2020	18	3
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36	3	100	50	1	2					7	21							23	24				2	2000	75	5
高知	3902	ほ場整備推進事業	11	2	50	50	2						21	22							30					1	2021	12	—
福岡	4001	農村環境整備事業	21	1	50	40		2	3	4			6	1							26	27				4	1956	644	130
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11	2	50		1						21	22							30					4	1970	257	14
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	42	1	50			2	3				10								27					4	1999	8	0
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21	1	50	40		2					1								26					4	2001	0	0
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33	3	100		1						7	25							40					4	2009	1	3
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36	1	50			2					7								26					4	1985	0	0
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37	1	50			2					10								26					4	1978	0	0
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11	2	70		1						21	22							30					4	1960	28	6
長崎	4202	自然災害防止事業(農業用ため池、海岸保全施設)	36	1	75		1						7								24					4	2003	217	15
長崎	4203	自然災害防止事業(地すべり防止施設)	33	3	80		1						7	21	22						24					4	2003	13	13
長崎	4204	県単独土地改良施設維持補修事業	42	1	100		1						9								40					4	1980	11	6
長崎	4205	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	36	3	100		1						9	21							40					4	2009	2	2
長崎	4206	新構造改善加速化支援事業(ふるさと振興基盤整備事業)	21	1	50			2					6	3	4	6					23					4	2011	5	0
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21	3	100	82	1						2	21							26					4	2010	130	4
大分	4401	土地改良施設補修事業	37	1	100		1						10								24					4	2010	4	1

令和3年度 都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-
(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体					事業種区分					国の事業制度との関連					新規・継続区分	創設年度	R3当初予算額(百万円)	R3採択地区数				
					高	低																							
大分	4402	農業用ため池緊急対策事業	37	3	50		1						10	21							24					2	2015	10	2
大分	4403	地すべり防止施設管理費	33	3	100		1						9	21							40					4	2009	2	2
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	37	1	25			2					10								24					4	2014	10	0
大分	4405	海岸保全区域管理費	35	3	100		1						9	21							25					4	2001	9	2
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	52	1	33		1						8								27					4	2015	10	1
大分	4407	農道環境整備事業	42	1	100		1						9								40					4	2016	4	3
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11	2	50		1						21	22	26						30					4	2016	102	25
大分	4409	管理省力化ほ場整備推進事業	21	1	58	55	1						4								22					4	2016	2	1
大分	4410	水田畑地化等基盤整備促進事業	11	2	50		1						21								30					2	2020	12	3
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21	3	100	25		2	3	4		6	2	21	22						26	30				4	1978	115	64
宮崎	4502	土地利用調整事業	15	2	200			2	3				21	26							30					4	2006	2.8	4
宮崎	4503	魅力あるふるさと環境づくり事業	52	1	50	40		2	3			6	1								26					1	2021	45	15
宮崎	4504	小水力発電等農村地域導入支援事業	73	3	55	50		2	3			6	12	21	22						50					4	2012	15	1
宮崎	4505	農地集約化促進基盤整備事業	21	3	50	40		2	3			6	2	29							26					2	2015	5	12
宮崎	4506	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11	2	50			2					21								30					4	2017	29	11
宮崎	4507	活力ある中山間地域生活環境整備計画策定事業	51	2	50		1						22								30					4	2013	10.8	2
宮崎	4508	簡易基盤整備加速化事業	12	2	100	50	1	2					22	29							30					1	2021	4	—
宮崎	4509	スマート畑かん大規模経営体育成支援事業	12	2	200		1						21	23							50					1	2021	2.0	—
宮崎	4510	畑かんフィールドで広がる！畑作産地育成事業	12	2	200		1						21	23							30					4	2019	5.6	—
宮崎	4511	みんなで守る棚田地域振興事業	51	2	100	50	1	2				6	27								60					1	2020	1.75	—
鹿児島	4601	鹿児島県桜島降灰除去事業	34	1	50			2					10								22					4	1973	0	0
鹿児島	4602	農業・農村活性化推進施設等整備事業(農業農村整備対策)	21	1	40			2	3			6	1								26					4	2007	101	19
鹿児島	4603	経営体育成促進事業	15	2	50		1	2	3				21								30					4	2006	0.5	2
鹿児島	4604	農用水資源開発調査	11	2	50		1						21								30					4	1968	35	5
沖縄	4701	土地改良調査計画費(単独事業)	11	2	100		1						21	22							30					4	1972	26	10
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費(単独事業)	11	2	100		1						21	22							30					4	1972	28	9
沖縄	4703	農道整備調査費	11	2	100		1						22								30					4	不明	0	0
沖縄	4704	農地防災調査費	11	2	100		1						21	22							30					4	1972	22	8